2. 事業実施区域及びその周囲の概況

調査の対象とした範囲（以下「調査範囲」という。）は、図 2-1 に示すとおり、流域界等の地形的特性を踏まえ、事業実施区域を含む大戸川流域とした。ただし、自然的状況における景観の状況については、大戸川ダムを眺望できる範囲を考慮して、図 2-1 とは異なる範囲を設定した。眺望点の状況は、ダムを眺望できる可視領域抽出範囲（図 2.1.6-1 参照）、景観資源の状況は、ダム堤体を中心にダム堤頂長の 100 倍の距離を半径とする円内（図 2.1.6-2 参照）とした。

なお、統計資料等より、市町村単位で調査範囲の概況を把握する事項については、調査範囲に含まれる大津市、栗東市、甲賀市（以下「対象市町」という。）を対象とした。

調査は、令和 6 年 6 月時点において入手可能な最新の資料によった。

地域特性の把握項目を表 2-1 に示す。

表 2-1　地域特性の把握項目

項目		
(1) 自 然 的 状 況	1)気象、大気質、騒音、振動その他大気に係る環境（大気環境）の状況（環境基準の確保の状況を含む。）	a.気象の状況 b.大気質の状況 c.騒音及び低周波音の状況 d.振動の状況 e.悪臭の状況
	2)水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境（水環境）の状況（環境基準の確保の状況を含む。）	a.水象の状況 b.水質の状況 c.水底の底質の状況 d.地下水の水質及び水位の状況
	3)土壌及び地盤の状況（環境基準の確保の状況を含む。）	
	4)地形及び地質の状況	a.地形の状況 b.地質の状況 c.重要な地形・地質の状況
	5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	a.動物の状況 b.植物の状況 c.生態系の状況
	6)景観及び人と自然との触れ合い活動の場の状況	a.景観の状況 b.人と自然との触れ合いの活動の場の状況
	7)一般環境中の放射性物質の状況	
(2) 社 会 的 状 況	1)人口及び産業の状況	a.人口の状況 b.産業の状況
	2)土地利用の状況	a.土地利用の状況 b.土地利用計画の状況
	3)河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	a.河川及び湖沼の状況 b.漁業権の状況 c.地下水の利用の状況
	4)交通の状況	
	5)学校、病院の状況、その他の環境の保全についての配慮が必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	
	6)下水道整備の状況	a.上下水道の整備の状況 b.し尿処理の状況
	7)環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	a.環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容の状況
	8)その他の事項の状況	a.産業廃棄物の最終処分場及び中間処理施設の分布の状況

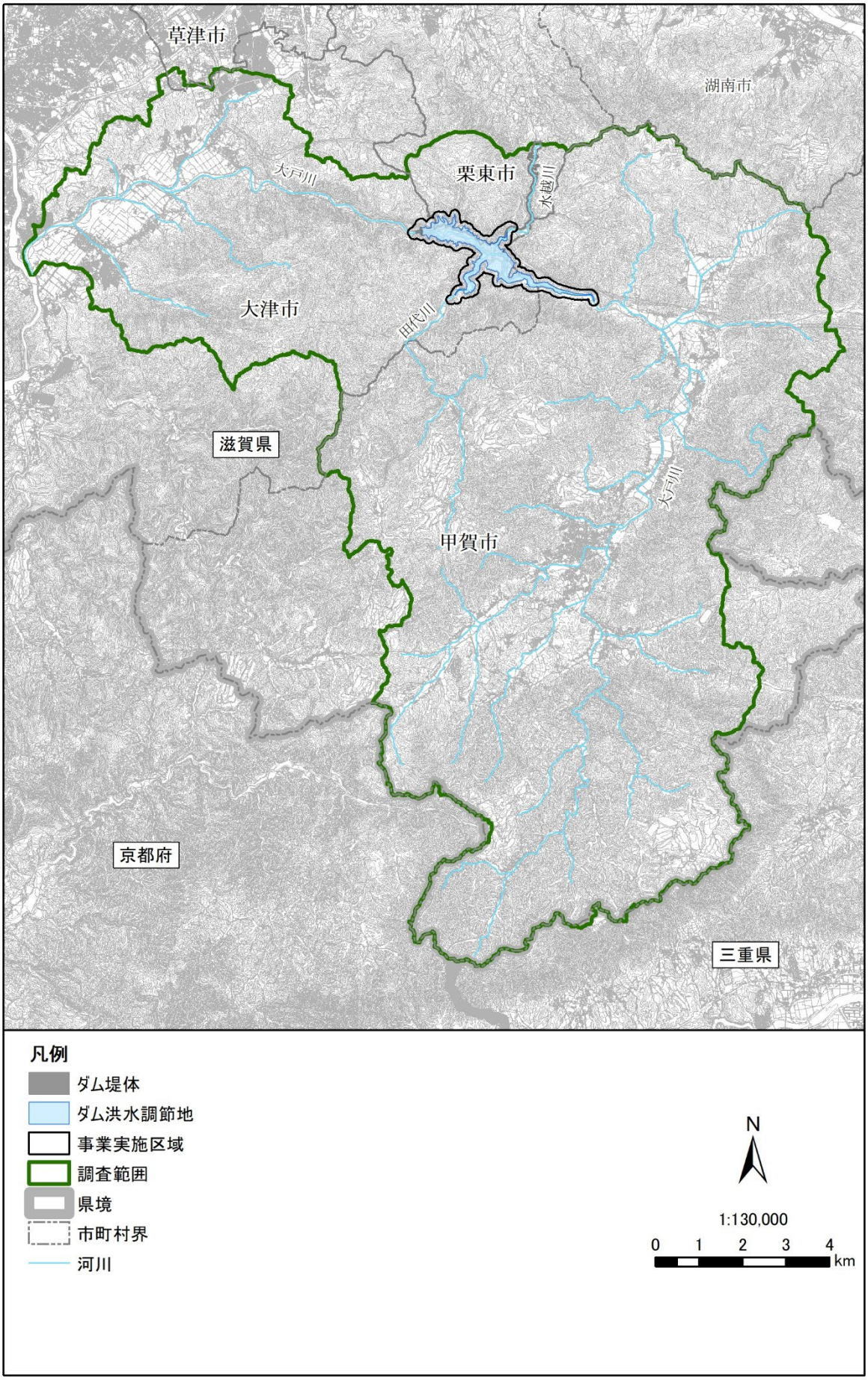
草津市
湖南市
栗東市
大戸川
大津市
田代川
滋賀県
甲賀市
京都府
三重県
凡例
ダム堤体
ダム洪水調節地
事業実施区域
調査範囲
県境
市町村界
河川
N
1:130,000
0 1 2 3 4
km

図 2-1　調査範囲

2.1 地域の自然的状況

地域の自然的状況の調査の対象とした範囲（以下「自然的状況の調査範囲」という。）は、図 2.1-1 に示すとおり、流域界等の地形的特性を踏まえ、事業実施区域を含む大戸川流域とした。ただし、眺望点の状況は、ダムを眺望できる可視領域抽出範囲（図 2.1.6-1 参照）、景観資源の状況は、ダム堤体を中心にダム堤頂長の 100 倍の距離を半径とする円内（図 2.1.6-2 参照）とした。

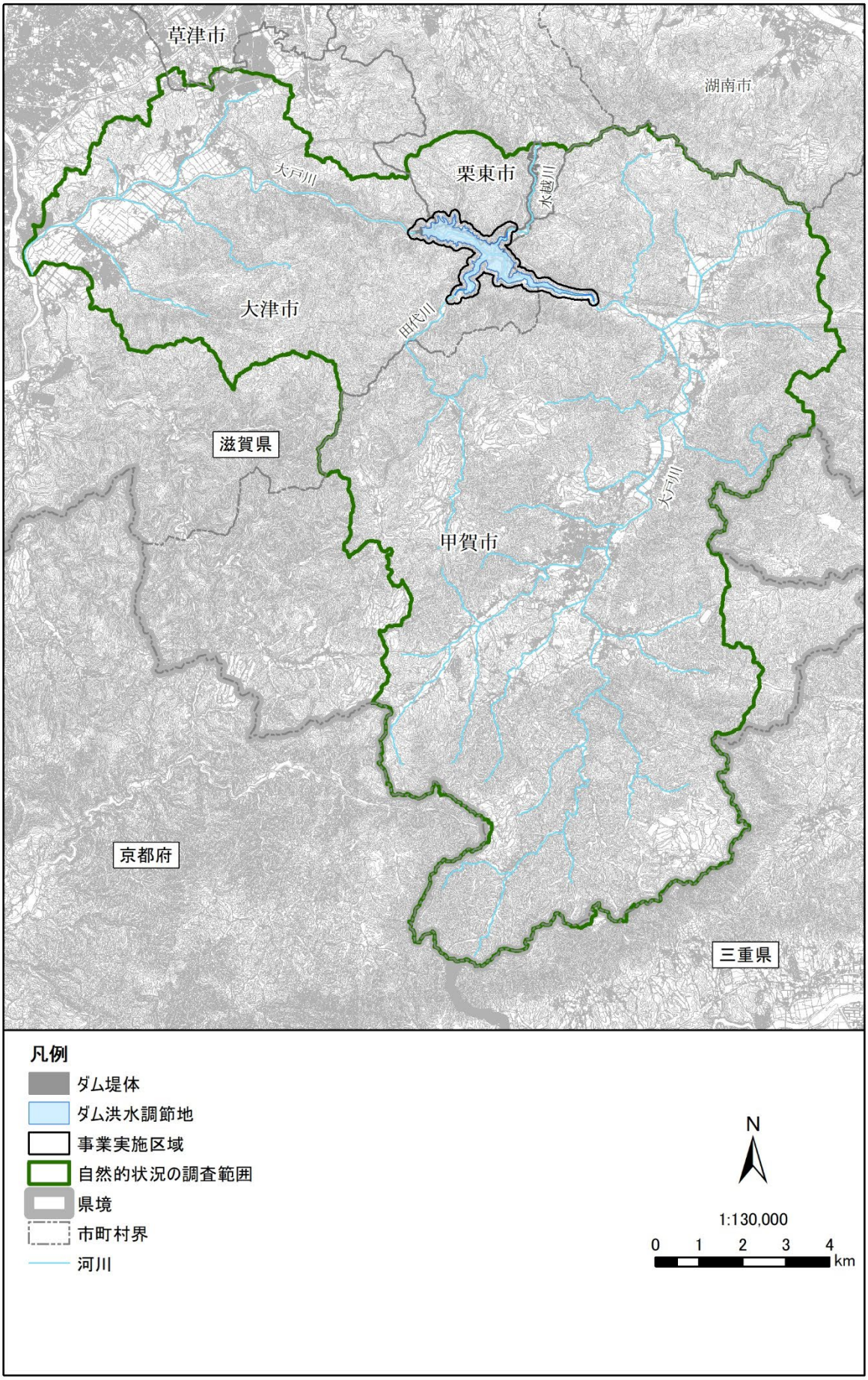

図 2.1-1　自然的状況の調査範囲

2.1.1 大気環境の状況

2.1.1.1 気象

調査範囲では、気象の調査が気象庁、国土交通省及び事業者により実施されている。把握状況を表 2.1.1-1 に、調査地点を図 2.1.1-3 に示す。

信楽地域気象観測所における対象期間の調査結果は、年平均降水量 1,527.7㎜、年平均気温 12.5℃、年平均風速 1.5m/s であり、最多風向は北である。

過去 10 年の経年変化を表 2.1.1-2、図 2.1.1-1 及び図 2.1.1-2 に示す。降水量は 226.7㎜と 8 月が最も多く、最高気温は 25.2℃(8 月)、最低気温は 1.7℃(1 月)、北寄りの風が卓越している。

黒津観測所における対象期間の調査結果は、年平均降水量 1,436.9㎜、大鳥居観測所における対象期間の調査結果は、年平均降水量 1,569.8㎜、田代観測所における対象期間の調査結果は、年平均降水量 1,500.2㎜、雲井観測所における対象期間の調査結果は、年平均降水量 1,514.9㎜、多羅尾観測所における対象期間の調査結果は、年平均降水量 1,669.0㎜である。これらの雨量観測所における対象期間の年平均降水量は、信楽地域気象観測所の降水量と大きな差は見られない。

上田上大鳥居観測所における平成 15～16 年の調査結果は、年平均風速が 1.8m/s であり、東南東寄りの風が卓越している。

上田上大鳥居（上田上桐生町地先）における対象期間の調査結果は、平均風速が 1.1m/s であり、東寄りの風が卓越している。

表 2.1.1-1　気象の把握状況

No.	地点名	調査項目	単位	年間及び年平均値又は最多風向	対象期間	調査機関	出典
1	信楽地域気象観測所	降水量	mm	1,527.7	昭和 54 年～令和 5 年	気象庁	1
		気　温	℃	12.5			
		風　速	m/s	1.5			
		最多風向	方位	北			
2	黒津雨量観測所	降水量	mm	1,436.9	平成 3 年～令和 3 年	国土交通省琵琶湖河川事務所	2
3	大鳥居雨量観測所	降水量	mm	1,569.8	昭和 40 年～令和 4 年	国土交通省淀川ダム統合管理事務所	2
4	田代雨量観測所	降水量	mm	1,500.2	平成 3 年～平成 25 年	国土交通省琵琶湖河川事務所	2
5	雲井雨量観測所	降水量	mm	1,514.9	昭和 41 年～令和 4 年	国土交通省淀川ダム統合管理事務所	2
6	多羅尾雨量観測所	降水量	mm	1,669.0	昭和 42 年～令和 4 年	国土交通省淀川ダム統合管理事務所	2
7	上田上大鳥居観測所	風　速	m/s	1.8	平成 15 年～平成 16 年	国土交通省近畿地方整備局大戸川ダム工事事務所	3
		風　向	－	東南東			
8	上田上大鳥居（上田上桐生町地先）	風　速	m/s	1.1	令和 4 年 12 月～令和 5 年 11 月		4
		風　向	－	東			

注）1.表中の No.は図 2.1.1-3 の番号と対応する。
2.各値は以下のとおりである。
降水量：対象期間における各年の年間降水量の平均値
気温：対象期間における年平均の平均値
風速：対象期間のうち統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている値を除いた統計値の平均値
最多風向：対象期間のうち統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている値を除いた統計値の最多風向

資料）1.「過去の気象データ検索」（気象庁 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
2.「水文水質データベース」（国土交通省 HP　令和 6 年 9 月閲覧）
3.「大戸川既往環境調査とりまとめ業務　報告書」
（平成 30 年 3 月　国土交通省近畿地方整備局大戸川ダム工事事務所）
4.「大戸川ダム環境調査その 2 業務報告書」
（令和 6 年 3 月　国土交通省近畿地方整備局大戸川ダム工事事務所）
をもとに作成

表 2.1.1-2　信楽地域気象観測所の気象の経年変化

調査項目＼年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
降水量(mm)	1,430.5	1,668.5	1,722.0	1,723.0	1,723.5	1,666.5	1,645.0	1,836.0	1378.0	1373.5
気温(℃)	12.5	13.1	13.5	12.3	13.1	13.3	13.3	13.3	13.0	13.6
風速(m/s)	1.7	1.6	1.6	1.6]	1.6	1.6	1.6	1.7	1.6	1.6
最多風向	北)	北)	北)	北)	北)	北)	北)	北)	北)	北)

注）1.各値は以下のとおりである。
降水量：各年の年間降水量
気温、風速：各年の年平均値
2.平成29年の風速は統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている資料不足値である。
最多風向は、すべて統計を行う対象資料が許容範囲で欠けている準正常値である。
資料）1.「過去の気象データ検索」(気象庁HP　令和6年6月閲覧)
をもとに作成

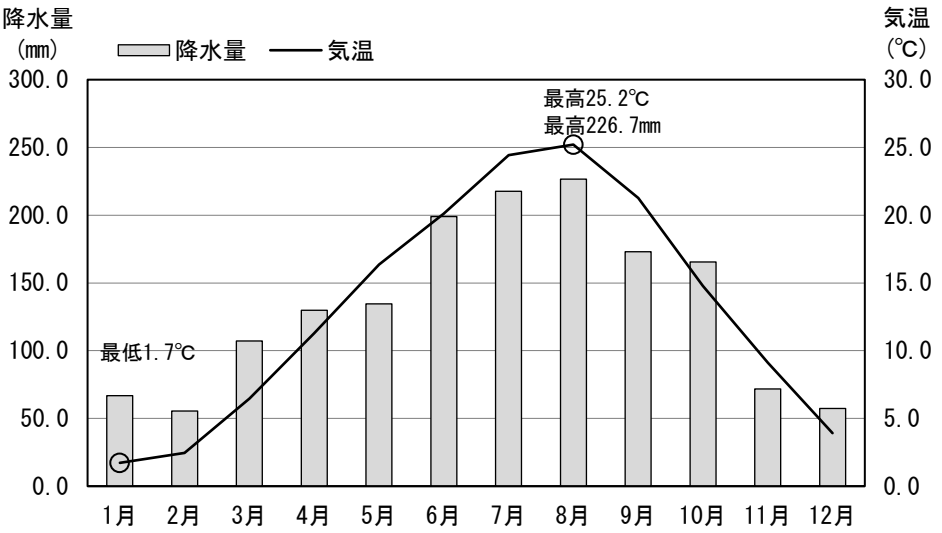

注）1.各値は、過去10年間(平成26年～令和5年)における各月の平均値である。
資料）1.「過去の気象データ検索」(気象庁HP　令和6年6月閲覧)
をもとに作成

図 2.1.1-1　信楽地域気象観測所の月別変化

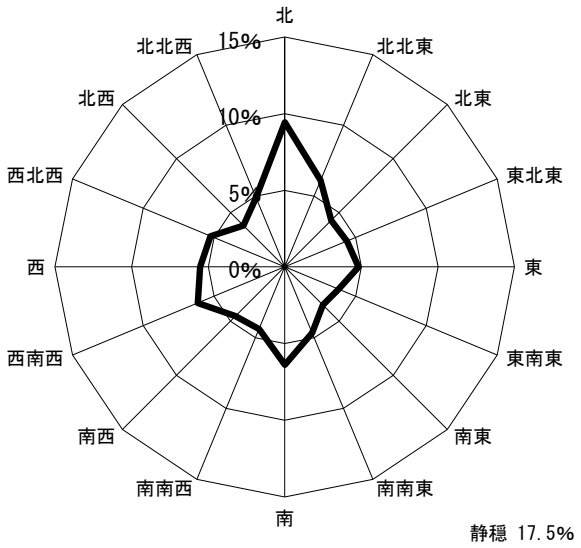

注）1.各値は、過去 10 年間(平成 26 年～令和 5 年)における平均値である。
　　2.静穏は、風速 0.2m/秒以下の割合を示す。
資料）1.「過去の気象データ検索」(気象庁 HP　令和 6 年 6 月閲覧)
　　をもとに作成

図 2.1.1-2　風配図（信楽地域気象観測所）

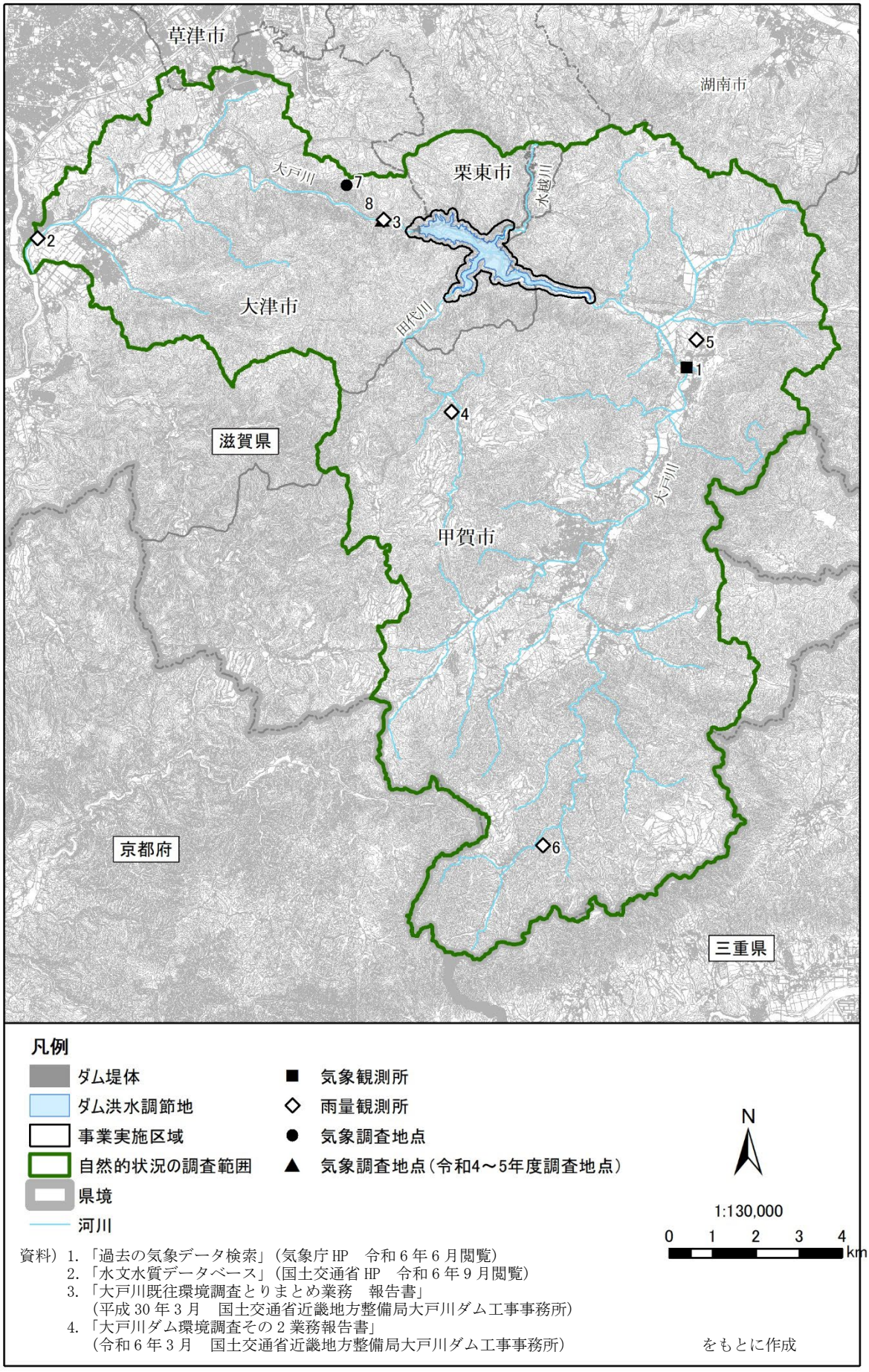

資料）1.「過去の気象データ検索」（気象庁 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
2.「水文水質データベース」（国土交通省 HP　令和 6 年 9 月閲覧）
3.「大戸川既往環境調査とりまとめ業務　報告書」
（平成 30 年 3 月　国土交通省近畿地方整備局大戸川ダム工事事務所）
4.「大戸川ダム環境調査その 2 業務報告書」
（令和 6 年 3 月　国土交通省近畿地方整備局大戸川ダム工事事務所）
をもとに作成

図 2.1.1-3　気象の調査地点

2.1.1.2 大気質

調査範囲では、大気質の調査が大津市及び事業者により実施されている。把握状況を表 2.1.1-3 に、調査地点を図 2.1.1-4 に示す。

調査結果を表 2.1.1-4～表 2.1.1-7 に示す。

大津市による調査地点では、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素について、長期的評価、短期的評価のいずれも環境基準を満たしている。

事業者による調査地点では、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質について、全ての地点で短期的評価の環境基準を満たしている。

表 2.1.1-3　大気質の把握状況

No.	地点名	二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	対象期間	調査機関	出典
1	上田上自動車排出ガス測定局	－	●	●	●	令和 4 年度	大津市	1
2	大津市上田上牧町	●	●	●	－	平成 16 年 (夏季・冬季)	国土交通省 近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所	2
3	甲賀市信楽町黄瀬	●	●	●	－			2

注）1.表中の No.は図 2.1.1-4 の番号と対応する。
2.大津市による調査の調査期間は、令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日である。
3.事業者による調査は、夏季及び冬季に実施した。調査期間は以下のとおりである。
夏季：平成 16 年 7 月 30 日～8 月 5 日、冬季：平成 16 年 12 月 8 日～12 月 14 日

資料）1.「大気汚染常時監視について」（大津市 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
2.「大戸川既往環境調査とりまとめ業務　報告書」
（平成 30 年 3 月　国土交通省近畿地方整備局大戸川ダム工事事務所）
をもとに作成

表 2.1.1-4　二酸化硫黄測定結果

（単位：ppm）

No.	地点名		期間平均値	長期的評価		短期的評価		環境基準の評価
				日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	1時間値の最高値	日平均値の最高値	
2	大津市上田上牧町	夏季	－	－	－	0.008	0.027	○
		冬季	－	－	－	0.003	0.010	○
3	甲賀市信楽町黄瀬	夏季	－	－	－	0.010	0.029	○
		冬季	－	－	－	0.002	0.006	○

注）1.表中のNo.は図 2.1.1-4の番号と対応する。
2.環境基準の評価方法は以下のとおりである。
長期的評価：年間を通じて測定した1日平均値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した値(2%除外値)が、0.04ppm以下であること、かつ、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。
短期的評価：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.10ppm以下であること。

資料）1.「令和4年(2022年)度常時監視測定結果報告書」(大津市HP　令和6年6月閲覧)2
2.「大戸川既往環境調査とりまとめ業務　報告書」(平成30年3月　国土交通省近畿地方整備局大戸川ダム工事事務所)
をもとに作成

表 2.1.1-5　二酸化窒素測定結果

（単位：ppm）

No.	地点名		年平均値期間平均値	日平均値の年間98%値	1時間値の最高値	環境基準の評価
1	上田上自動車排出ガス測定局		0.012	0.026	0.062	○
2	大津市上田上牧町	夏季	－	－	0.012	－
		冬季	－	－	0.057	－
3	甲賀市信楽町黄瀬	夏季	－	－	0.012	－
		冬季	－	－	0.036	－

注）1.表中のNo.は図 2.1.1-4の番号と対応する。
2.環境基準の評価方法は以下のとおりである。
長期的評価：年間を通じて測定した1日平均値の低い方から98%目に相当するもの(98%値)が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

資料）1.「令和4年(2022年)度常時監視測定結果報告書」(大津市HP　令和6年6月閲覧)
2.「大戸川既往環境調査とりまとめ業務　報告書」(平成30年3月　国土交通省近畿地方整備局大戸川ダム工事事務所)
をもとに作成

表 2.1.1-6　浮遊粒子状物質測定結果

（単位：mg/m³）

No.	地点名		年平均値期間平均値	長期的評価		短期的評価		環境基準の評価
				日平均値の2%除外値	日平均値が0.1mg/m³を超えた日が2日以上連続したことの有無	1時間値の最高値	日平均値の最高値	
1	上田上自動車排出ガス測定局		0.012	0.028	無	0.080	－	○
2	大津市上田上牧町	夏季	－	－	－	0.048	0.030	○
		冬季	－	－	－	0.086	0.039	○
3	甲賀市信楽町黄瀬	夏季	－	－	－	0.067	0.029	○
		冬季	－	－	－	0.062	0.018	○

注）1.表中の No.は図 2.1.1-4 の番号と対応する。
2.環境基準の評価方法は以下のとおりである。
長期的評価：年間にわたる日平均値の 2%除外値が 0.1mg/m³以下で、かつ日平均値が、0.1mg/m³を超える日が 2 日以上連続しないこと。
短期的評価：連続して又は随時に行った測定について、1 時間値が 0.2mg/m³以下で、かつ、1 時間値の日平均値が 0.1mg/m³以下であること。

資料）1.「令和 4 年(2022 年)度常時監視測定結果報告書」（大津市 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
2.「大戸川既往環境調査とりまとめ業務　報告書」（平成 30 年 3 月　国土交通省近畿地方整備局大戸川ダム工事事務所）
をもとに作成

表 2.1.1-7　一酸化炭素測定結果

（単位：ppm）

No.	地点名	年平均値	長期的評価		短期的評価		環境基準の評価
			日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	1時間値の最高値	8時間平均値が20ppmを超えた回数	
1	上田上自動車排出ガス測定局	0.2	0.4	無	0.6	0	○

注）1.表中の No は図 2.1.1-4 の番号と対応する。
2.環境基準の評価方法は以下のとおりである。
長期的評価：年間を通じて測定した 1 日平均値の高い方から 2%の範囲にあるものを除外した値（2%除外値）が 10ppm 以下であること、かつ、日平均値が 10ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと。
短期的評価：1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。

資料）1.「令和 4 年(2022 年)度常時監視測定結果報告書」（大津市 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
をもとに作成

また、ダイオキシン類(大気)の調査が滋賀県及び大津市により令和 4 年度に実施されている。調査地点を図 2.1.1-4 に示す。

調査結果は表 2.1.1-8 に示すとおりであり、全ての地点で環境基準を満たしている。

表 2.1.1-8　ダイオキシン類(大気)の調査結果

(単位：pg-TEQ/m^3)

No.	地点名	年平均値	環境基準値	出典
1	上田上牧町	0.0044	0.6	1
2	信楽（県立信楽高等学校敷地内）	0.0077		2

注）1.表中の No.は図 2.1.1-4 の番号と対応する。

資料）1.「大津市の環境(令和 5 年度版)」(令和 6 年 3 月　大津市)
2.「滋賀の環境 2023（令和 5 年版環境白書)」(令和 6 年 1 月　滋賀県)
をもとに作成

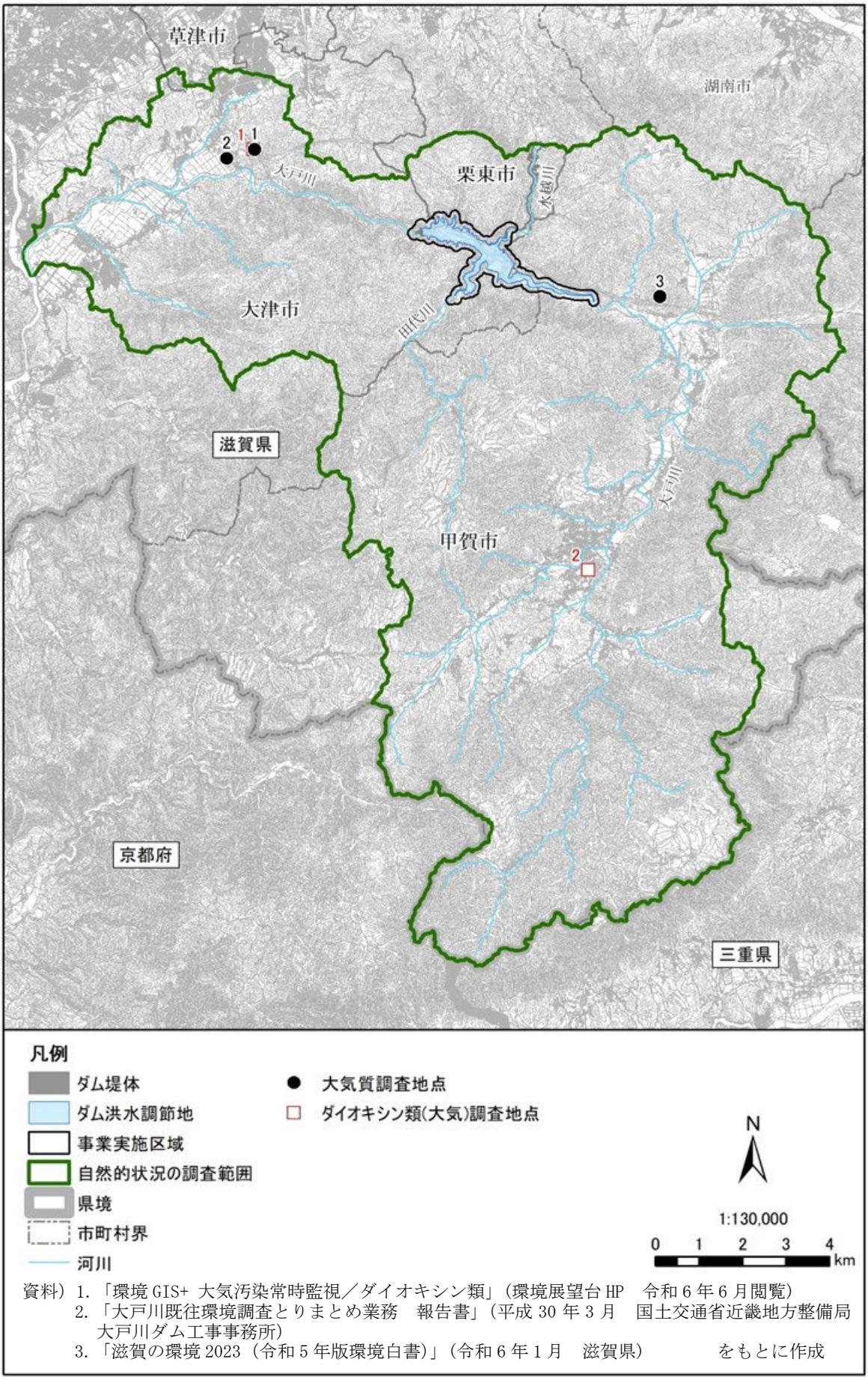

資料）1.「環境 GIS+ 大気汚染常時監視／ダイオキシン類」（環境展望台 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
2.「大戸川既往環境調査とりまとめ業務　報告書」（平成 30 年 3 月　国土交通省近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所）
3.「滋賀の環境 2023（令和 5 年版環境白書）」（令和 6 年 1 月　滋賀県）　をもとに作成

図 2.1.1-4　大気質の調査地点

2.1.1.3 騒音及び低周波音

調査範囲では、騒音の調査が大津市、甲賀市及び事業者により実施されている。把握状況を表 2.1.1-9 に、調査地点を図 2.1.1-5 に示す。

調査結果を表 2.1.1-10 に示す。

道路沿道の騒音については、No.1、No.2、No.4、No.5、No.6、No7、No.8 地点は環境基準を満たしており、要請限度も下回っているが、No.3 地点は環境基準を昼間、夜間ともに超過しており、夜間の要請限度も超過している。集落内の騒音については、全ての調査地点で環境基準を満たしている。

なお、調査範囲では、低周波音についての調査は実施されていない。

表 2.1.1-9　騒音の把握状況

No.	地点名		対象期間	調査機関	出典
1	道路沿道の騒音	大津市牧 1 丁目 1 (県道 16 号大津信楽線沿道)	平成 31 年 1 月 22 日（火） ～23 日（水）	大津市	1
2		大津市枝 4 丁目 3 (県道 109 号不動寺本堂線沿道)	平成 30 年 12 月 13 日（木） ～14 日（金）		1
3		大津市松が丘 7 丁目 2 (新名神高速道路沿道)	平成 30 年 12 月 13 日（木） ～14 日（金）		1
4		大津市平野 (県道 43 号平野草津線沿道)	平成 31 年 1 月 22 日（火） ～23 日（水）		1
5		信楽町長野 (国道 307 号沿道)	令和元年 12 月 10 日（火） ～11 日（水）	甲賀市	4
6		上田上牧町 (大津市道東 1213 号沿道)	平日： 平成 16 年 11 月 1 日（月） ～2 日（火） 休日： 平成 16 年 11 月 6 日（土） ～7 日（日）	国土交通省 近畿地方整備局 大戸川ダム工事 事務所	2
7		大津市牧 (県道 16 号大津信楽線沿道)	令和 5 年 11 月 7 日（火） ～8 日（水）		5
8		甲賀市信楽町黄瀬 (県道 16 号大津信楽線沿道)			5
9	集落内の騒音	大津市牧 1 丁目 1-24 (上田上支所)	令和 4 年度	大津市	3
10		大津市上田上牧町 (戸塚ふれあい公園)	平日： 平成 16 年 11 月 1 日（月） ～2 日（火） 休日： 平成 16 年 11 月 6 日（土） ～7 日（日）	国土交通省 近畿地方整備局 大戸川ダム工事 事務所	2
11		甲賀市信楽町黄瀬 (天王神社西側駐車場)			2

注）1.表中の No.は図 2.1.1-5 の番号と対応する。

資料）1.「環境 GIS＋ 自動車騒音常時監視」(環境展望台 HP　令和 6 年 6 月閲覧)
2.「大戸川既往環境調査とりまとめ業務　報告書」
(平成 30 年 3 月　国土交通省近畿地方整備局大戸川ダム工事事務所)
3.「大津市の環境(令和 5 年度版)」(令和 6 年 3 月　大津市)
4.「甲賀市の環境概要（令和 4 年度版)」(甲賀市 HP　令和 6 年 6 月閲覧)
5.「大戸川ダム環境調査その 2 業務　報告書」
(令和 6 年 3 月　国土交通省近畿地方整備局大戸川ダム工事事務所)　　をもとに作成

表 2.1.1-10　騒音の調査結果

（単位：dB）

No.	地点名		環境基準類型	曜日区分	等価騒音レベル		環境基準値		要請限度	
					昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	道路沿道の騒音	大津市牧 1 丁目 1 （県道 16 号大津信楽線沿道）	幹線	平日	64	56	○	○	○	○
2		大津市枝 4 丁目 3 （県道 109 号不動寺本堂線沿道）	幹線	平日	63	56	○	○	○	○
3		大津市松が丘 7 丁目 2 （新名神高速道路沿道）	幹線	平日	74	74	×	×	○	×
4		大津市平野 （県道 43 号平野草津線沿道）	幹線	平日	66	56	○	○	○	○
5		信楽町長野 (国道307 号沿道)	幹線	平日	69	62	○	○	○	○
6		上田上牧町 （大津市道東 1213 号沿道）	B 注 4)	平日	55	50	○	○	○	○
				休日	55	47	○	○	○	○
7		大津市牧 （県道 16 号大津信楽線沿道）	幹線	平日	68	59	○	○	○	○
8		甲賀市信楽町黄瀬 （県道 16 号大津信楽線沿道）	幹線	平日	67	58	○	○	○	○
9	集落内の騒音	大津市牧 1 丁目 1-24 （上田上支所）	B	－	45	45	○	○	－	－
10		大津市上田上牧町 （戸塚ふれあい公園）	B	平日	43	39	○	○	－	－
				休日	43	34	○	○	－	－
11		甲賀市信楽町黄瀬 （天王神社西側駐車場）	B	平日	51	41	○	○	－	－
				休日	49	(39)	○	○	－	－

注）1. 表中の No. は図 2.1.1-5 の番号と対応する。
2. 時間の区分は以下のとおりである。
昼間：6 時～22 時　夜間 22 時～6 時
3. 表中の値は平均値であり、観測結果の()内の値は、測定下限値 28dB 未満が含まれていることを示す。
4. No. 6 は、調査実施時点では 1.5 車線（将来 2 車線に拡幅予定）であるが、対象路線のその他の区間は 2 車線で供用されているため、ここでは類型区分を「B 地域で 2 車線以上の道路に面する地域」とした。
比較対象に用いた環境基準及び要請限度は以下のとおりである。
環境基準：B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域(昼間：65dB 以下、夜間：60dB 以下)
要請限度：b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域(昼間：75dB 以下、夜間：70dB 以下)
5. No. 6 以外の道路沿道の騒音において、比較対象に用いた環境基準及び要請限度は以下のとおりである。
環境基準：幹線交通を担う道路に近接する空間(昼間：70dB 以下、夜間：65dB 以下)
要請限度：幹線交通を担う道路に近接する空間(昼間：75dB 以下、夜間：70dB 以下)
6. 集落内の騒音において、比較対象に用いた環境基準は以下のとおりである。
環境基準：B 類型(昼間：55dB 以下、夜間：45dB 以下)

資料）1.「環境 GIS＋ 自動車騒音常時監視」(環境展望台 HP　令和 6 年 6 月閲覧)
2.「大戸川既往環境調査とりまとめ業務　報告書」
(平成 30 年 3 月　国土交通省近畿地方整備局大戸川ダム工事事務所)
3.「大津市の環境(令和 5 年度版)」(令和 6 年 3 月　大津市)
4.「甲賀市の環境概要（令和 4 年度版)」(甲賀市 HP　令和 6 年 6 月閲覧)
5.「大戸川ダム環境調査その 2 業務　報告書」
(令和 6 年 3 月　国土交通省近畿地方整備局大戸川ダム工事事務所)
をもとに作成

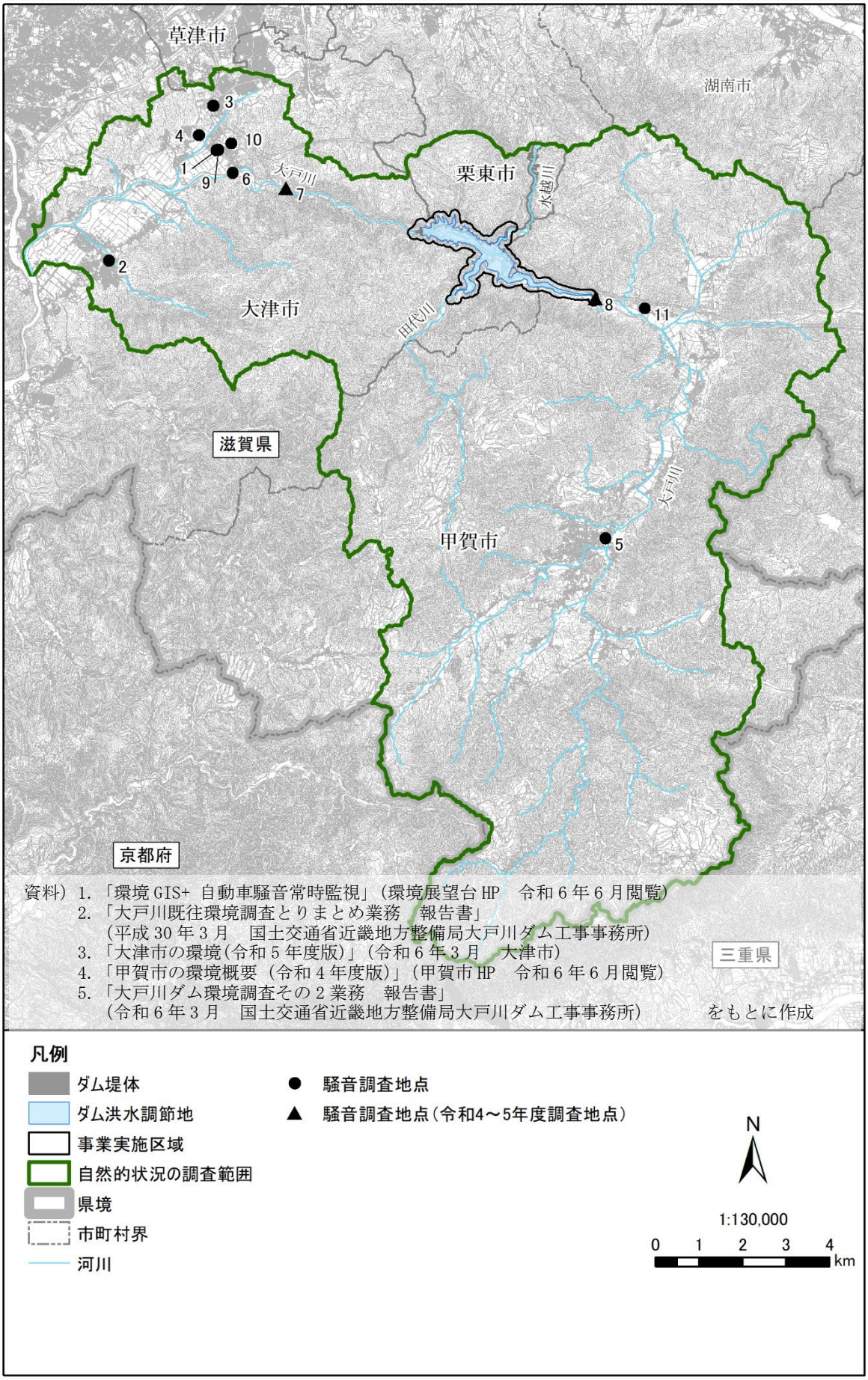

図 2.1.1-5　騒音の調査地点

2.1.1.4 振動

調査範囲では、振動の調査が事業者により実施されている。把握状況を表 2.1.1-11 に、調査地点を図 2.1.1-6 に示す。

調査結果を表 2.1.1-12 に示す。

道路沿道の振動については、要請限度を下回っている。

表 2.1.1-11　振動の把握状況

No.	地点名		対象期間	調査機関	出典
1	道路沿道の振動	上田上牧町 (大津市道東 1213 号沿道)	平日： 平成 16 年 11 月 1 日（月） ～2 日（火） 休日： 平成 16 年 11 月 6 日（土） ～7 日（日）	国土交通省 近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所	1
2		大津市牧 (県道 16 号大津信楽線沿道)	令和 5 年 11 月 7 日（火） ～8 日（水）		2
3		甲賀市信楽町黄瀬 (県道 16 号大津信楽線沿道)			2
4	集落内の振動	大津市上田上牧町 (戸塚ふれあい公園)	平日： 平成 16 年 11 月 1 日（月） ～2 日（火） 休日： 平成 16 年 11 月 6 日（土） ～7 日（日）		1
5		甲賀市信楽町黄瀬 (天王神社西側駐車場)			1

注）1.表中の No.は図 2.1.1-6 の番号と対応する。

資料）1.「大戸川既往環境調査とりまとめ業務　報告書」
（平成 30 年 3 月　国土交通省近畿地方整備局大戸川ダム工事事務所）
2.「大戸川ダム環境調査その 2 業務　報告書」
（令和 6 年 3 月　国土交通省近畿地方整備局大戸川ダム工事事務所）
をもとに作成

表 2.1.1-12　振動の調査結果

（単位：振動：dB、地盤卓越振動数：Hz）

No.	地点名		要請限度区域	曜日区分	振動レベル		要請限度		地盤卓越振動数
					昼間	夜間	昼間	夜間	
1	道路沿道の振動	上田上牧町 （大津市道東 1213 号沿道）	第 1 種	平日	43	41	○	○	15.0
				休日	42	39	○	○	
2		大津市牧 （県道 16 号大津信楽線沿道）	第 1 種	平日	34	27	○	○	20.3
3		甲賀市信楽町黄瀬 （県道 16 号大津信楽線沿道）	第 1 種	平日	41	31	○	○	24.5
4	集落内の振動	大津市上田上牧町 （戸塚ふれあい公園）	－	平日	(30)	(30)	－	－	－
				休日	(30)	(30)	－	－	－
5		甲賀市信楽町黄瀬 （天王神社西側駐車場）	－	平日	(30)	(30)	－	－	－
				休日	(30)	(30)	－	－	－

注）1. 表中の No. は図 2.1.1-6 の番号と対応する。
2. 時間の区分は以下のとおりである。
昼間：8 時～19 時　夜間：19 時～8 時
3. 表中の値は平均値であり、観測結果の()内の値は、測定下限値 30dB 未満が含まれていることを示し、計算に際しては 30dB 未満を 30dB として求めた。
4. 道路沿道の振動において、比較対象に用いた要請限度は以下のとおりである。
第 1 種区域（昼間：65dB 以下、夜間：60dB 以下）

資料）1.「大戸川既往環境調査とりまとめ業務　報告書」
（平成 30 年 3 月　国土交通省近畿地方整備局大戸川ダム工事事務所）
2.「大戸川ダム環境調査その 2 業務　報告書」
（令和 6 年 3 月　国土交通省近畿地方整備局大戸川ダム工事事務所）
をもとに作成

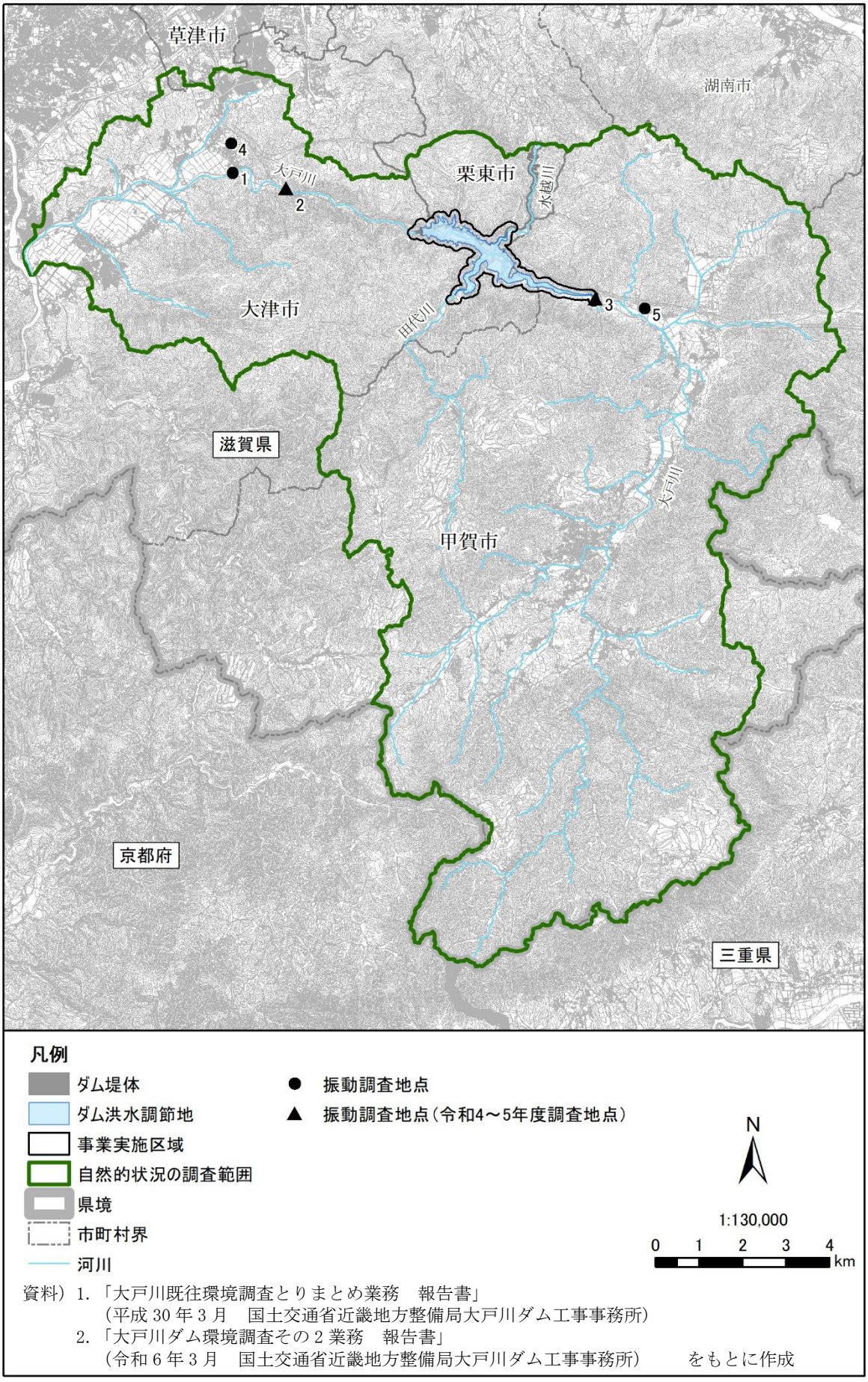

資料）1.「大戸川既往環境調査とりまとめ業務　報告書」
（平成 30 年 3 月　国土交通省近畿地方整備局大戸川ダム工事事務所）
2.「大戸川ダム環境調査その 2 業務　報告書」
（令和 6 年 3 月　国土交通省近畿地方整備局大戸川ダム工事事務所）　をもとに作成

図 2.1.1-6　振動の調査地点

2.1.1.5 悪臭

調査範囲では、悪臭についての調査は実施されていない。

「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号)に基づき、各市区町村では規制地域や規制基準が定められている。また、特定悪臭物質として 22 物質が規制されている。

「令和 4 年度悪臭防止法施行状況調査」(令和 6 年 3 月　環境省水・大気環境局大気生活環境室)によると、対象市町では、臭気指数による規制地域として大津市全域が、特定悪臭物質の規制地域として栗東市全域、甲賀市全域が指定されている。

2.1.2 水環境の状況

2.1.2.1 水象

(1) 河川

調査範囲における一級河川の概要を表 2.1.2-1 及び図 2.1.2-1 に示す。

淀川水系信楽・大津圏域内の最大の流域面積を擁する大戸川は、近江盆地の南縁、甲賀市信楽町多羅尾字瀑谷に源を発し、信楽盆地を貫流した後、田上山地と金勝山地の間を分け入り、大津市の田上盆地を経て途中約 50 の支川を集めて同市黒津四丁目・太子一丁目地先で瀬田川に合流する。流路延長は約 38km、流域面積は 190km^2 であり、滋賀県 6 番目の長さを有する一級河川である。

表 2.1.2-1　一級河川の概要

No.	河川名	流路延長(m)	流域面積(km^2)	No.	河川名	流路延長(m)	流域面積(km^2)
1	大戸川	37,230	190km^2	19	西山川	700	
2	黒津川	1,550		20	岩倉川	850	
3	小山川	1,700		21	山門川	1,600	
4	天神川	2,450		22	谷川	2,300	
5	宮川	1,630		23	信楽川	7,470	
6	篠谷川	1,250		24	千枚川	350	
7	萱尾川	2,500		25	奥出川	550	
8	吉祥寺川	3,500		26	寺谷川	2,210	
9	田代川	9,390		27	中立川	630	
10	黒谷川	870		28	中手川	4,630	
11	桃谷川	1,200		29	大戸川北流	2,340	
12	水越川	1,380		30	南川	1,600	
13	金山川	930		31	神有川	3,500	
14	馬門川	2,730		32	五瀬川	950	
15	隼人川	2,030		33	流谷川	2,300	
16	西出川	1,490		34	六呂川	900	
17	山添川	800		35	滝川	1,600	
18	下山川	700					

注）1.表中の No.は図 2.1.2-1 の番号と対応する。

資料）1.「河川・港湾調書」（令和 5 年 12 月　滋賀県土木交通部流域政策局）
2.「令和 4 年度(2022 年度)統計書」（滋賀県 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
をもとに作成

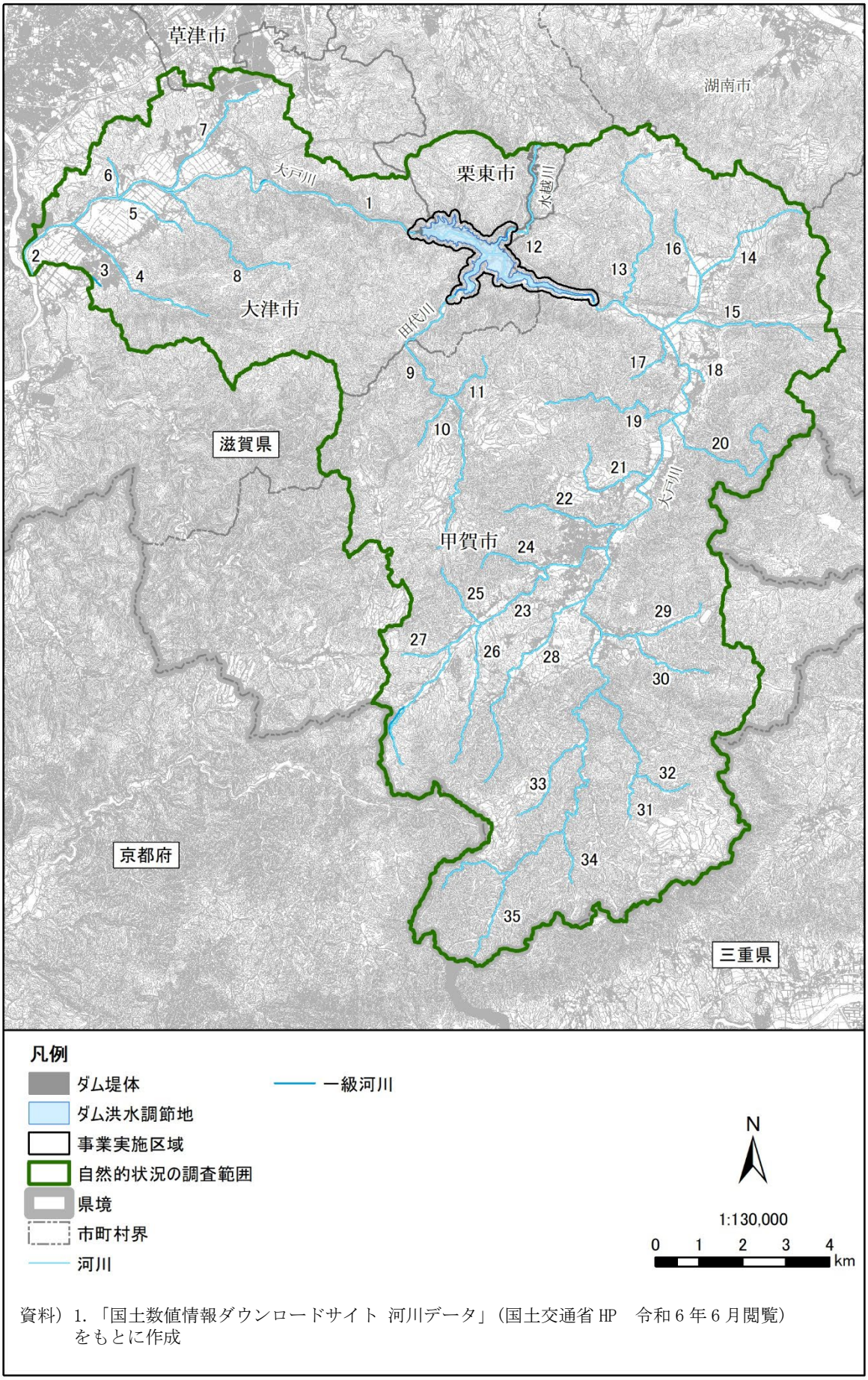

資料）1.「国土数値情報ダウンロードサイト 河川データ」（国土交通省 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
をもとに作成

図 2.1.2-1　河川の状況

(2) 流況

調査範囲では、流量の調査が国土交通省及び事業者により実施されている。把握状況を表 2.1.2-2 に、調査地点を図 2.1.2-2 に示す。

国土交通省の調査による大戸川の流況の状況を表 2.1.2-3 に、月平均流量を表 2.1.2-4 に示す。国土交通省の調査による大戸川の月平均流量は、No.1 地点では 8 月、No.2 地点では 7 月が最も多くなっている。

事業者の調査による大戸川の流量の把握状況を表 2.1.2-5 に示す。事業者の調査による大戸川の流量は、No.3 地点では 12 月、No.4、No.5、No.6 地点では 6 月、No.7、No.9 地点では 8 月、No.8 地点では 10 月が最も多くなっている。

表 2.1.2-2　大戸川の流量の把握状況

No.	河川名	地点名	対象期間	調査期間	出典
1	大戸川	黒津	平成 3 年～令和 4 年	国土交通省	1
2		内裏野橋	平成元年～令和 4 年		1
3		流入河川（大戸川）	令和 4 年 12 月～令和 5 年 11 月	国土交通省 近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所	2
4		流入河川（田代川）			2
5		流入河川（水越川）			2
6		ダムサイト地点（大戸川）			2
7		下流地点（大戸川 支川合流前）			2
8		下流地点（大戸川 瀬田川合流前）			2
9		合流地点（瀬田川）			2

注）1. 表中の No. は図 2.1.2-2 の番号と対応する。
　　2. 対象期間には観測のない年も含む。
資料）1.「水文水質データベース」（国土交通省 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
　　2.「大戸川ダム環境調査その 2 業務　報告書」
　　（令和 6 年 3 月　国土交通省近畿地方整備局大戸川ダム工事事務所）
　　をもとに作成

表 2.1.2-3　国土交通省の調査による大戸川の流況の状況

（単位：m^3/s）

No.	地点名	最大流量	豊水流量	平水流量	低水流量	渇水流量	最小流量	平均流量
1	黒津	742.45	6.21	3.80	2.75	1.73	0.03	6.37
2	内裏野橋	335.15	2.99	1.90	1.35	0.81	0.00	3.02

注）1.表中の No.は図 2.1.2-2 の番号と対応する。
2.最大及び最小は対象期間における日流量の最大流量及び最小流量、その他の値は各年値の平均値を示す。
3.各値は以下のとおりである。
豊水：1 年を通じて、95 日はこれを下回らない流量
平水：1 年を通じて、185 日はこれを下回らない流量
低水：1 年を通じて、275 日はこれを下回らない流量
渇水：1 年を通じて、355 日はこれを下回らない流量
年平均：日平均流量の合計を当該累加日数で除した流量
4.内裏野橋の 1995 年の値は異常値であると考えられるため除いた。
資料）1.「水文水質データベース」（国土交通省 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
をもとに作成

表 2.1.2-4　国土交通省の調査による大戸川の月平均流量

（単位：m^3/s）

No.	地点名	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
1	黒津	2.91	3.73	5.37	5.05	6.62	7.54	10.70	10.74	7.37	7.34	4.09	3.23
2	内裏野橋	1.60	1.79	2.52	2.52	2.82	3.88	4.77	3.75	3.95	3.69	2.21	1.68

注）1.表中の No.は図 2.1.2-2 の番号と対応する。
2.表中の値は対象期間における月毎の各年値の平均値を示す。
3.No.2 内裏野橋は、対象期間のうち他の年と比較し観測値が乖離している平成 7 年を除いて平均値を算出した。
資料）1.「水文水質データベース」（国土交通省 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
をもとに作成

表 2.1.2-5　事業者の調査による大戸川の流量の把握状況

（単位：m^3/s）

No.	調査年月日 ＼ 地点名	令和4年	令和5年									
		12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月
3	流入河川（大戸川）	1.94	1.39	1.90	1.50	0.71	0.12	0.90	0.00	0.52	0.01	0.02	0.01
4	流入河川（田代川）	0.41	0.34	0.42	0.39	0.42	0.37	0.48	0.16	0.23	0.07	0.11	0.03
5	流入河川（水越川）	0.13	0.08	0.12	0.06	0.05	0.12	0.16	0.07	0.10	0.05	0.06	0.05
6	ダムサイト地点（大戸川）	2.44	1.54	2.05	1.92	2.92	3.33	5.87	2.61	3.97	2.57	3.62	2.08
7	下流地点（大戸川支川合流前）	2.86	2.09	2.28	2.12	2.62	3.62	4.45	2.63	4.48	3.37	3.99	2.34
8	下流地点（大戸川瀬田川合流前）	2.29	1.47	2.24	1.55	2.20	2.67	3.92	2.12	3.82	2.92	4.05	2.70
9	合流地点（瀬田川）	23.17	26.56	25.06	25.30	25.07	141.83	153.53	24.06	335.04	29.77	26.19	29.45

注）1.表中の No.は図 2.1.2-2 の番号と対応する。
資料）1.「大戸川ダム環境調査その 2 業務　報告書」
（令和 6 年 3 月　国土交通省近畿地方整備局大戸川ダム工事事務所）
をもとに作成

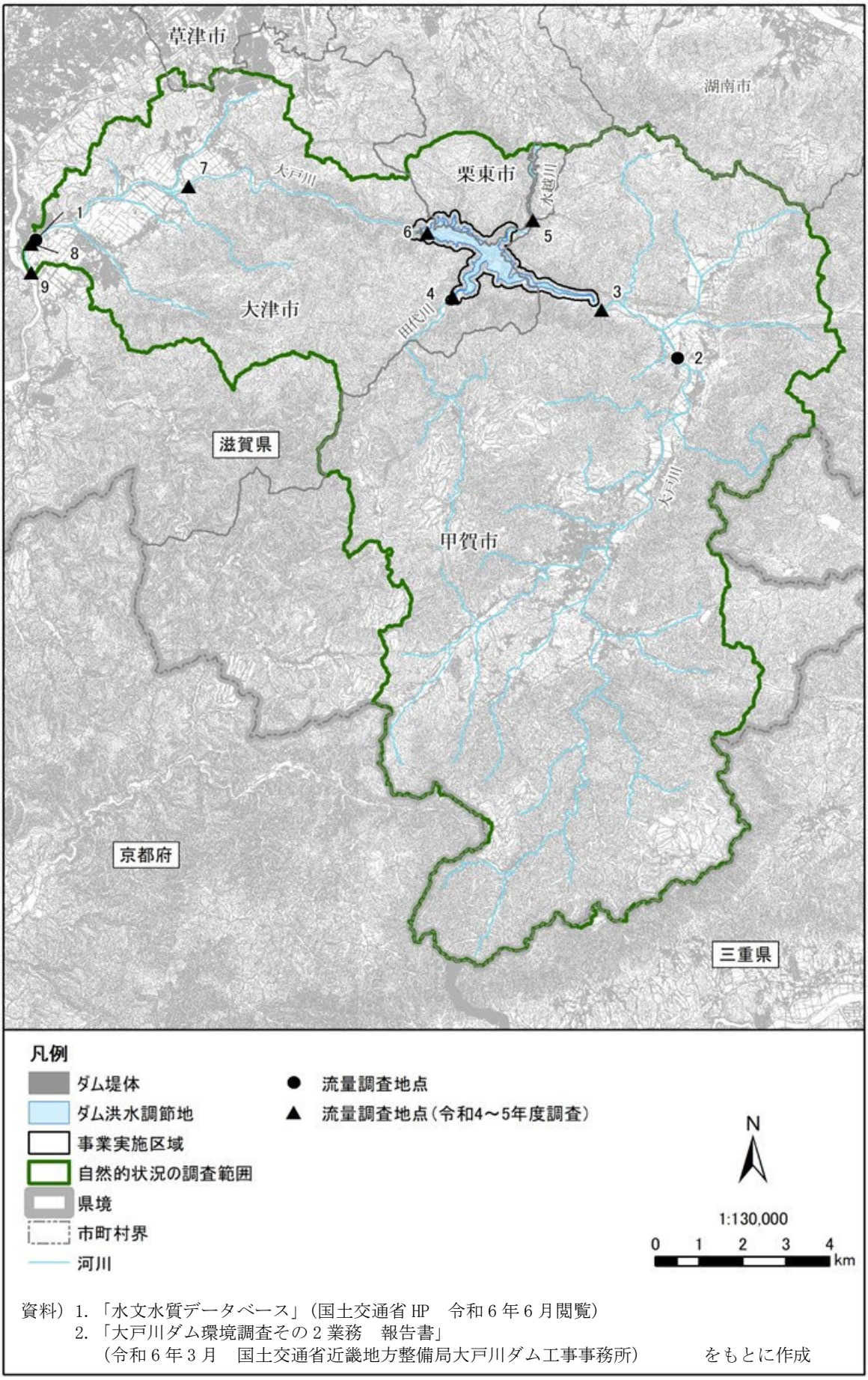

資料）1.「水文水質データベース」（国土交通省 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
2.「大戸川ダム環境調査その 2 業務　報告書」
（令和 6 年 3 月　国土交通省近畿地方整備局大戸川ダム工事事務所）　をもとに作成

図 2.1.2-2　流量の調査地点

2.1.2.2 水質

調査範囲では、水質の調査が大津市及び事業者により実施されている。把握状況を表 2.1.2-6 に、調査地点を図 2.1.2-5 に示す。「滋賀の環境 2023（令和 5 年版環境白書)」（令和 6 年 1 月　滋賀県)のほか、表 2.1.2-7 に示す各資料を参考に抽出した。

調査結果を表 2.1.2-8～表 2.1.2-10 に示す。各調査地点における BOD の年平均値の経年変化を表 2.1.2-11 及び図 2.1.2-3 に、BOD の 75%値の経年変化を表 2.1.2-12 及び図 2.1.2-4 に示す。

生活環境の保全に関する項目の状況を表 2.1.2-8 に示す。濁りの代表的指標である SS（浮遊物質量）については、全ての地点で環境基準を達成しているが、DO（溶存酸素量）は No.10 地点、BOD（生物化学的酸素要求量）は No.1 地点及び No.2 地点、大腸菌群数は調査を行っている全ての地点で環境基準を超過している。なお、No.1 地点、No.2 地点及び No.9 地点では令和 4 年度から環境基準が見直されて大腸菌群数が削除され大腸菌数が追加されたことを受けて、令和 4 年度から大腸菌数の調査が行われているが、大腸菌数は No.9 地点で環境基準を超過している。

人の健康の保護に関する項目の状況は表 2.1.2-9 に示すとおりであり、鉛及び総水銀は一部の地点で環境基準を超過している。

表 2.1.2-6(1)　水質の把握状況

No.	河川名	地点名	生活環境の保全に関する項目	人の健康の保護に関する項目	その他の項目	対象期間	調査機関	出典
1	大戸川	稲津橋	●	●	●	平成 17 年度～令和 4 年度	大津市	1～22
2		大鳥居発電所放流口より下流 20m の地点	●	●	●	平成 17 年度～令和 4 年度		1～18
3		黒津橋	●	●	●	平成 13 年度～平成 20 年度	国土交通省近畿地方整備局大戸川ダム工事事務所	23～30
4		斧研橋	●	●	●	平成 17 年度～平成 20 年度		27～30
5		取水堰堤	●	●	●	平成 13 年度～平成 20 年度		23～30
6		田代川	●	●	●	平成 13 年度～平成 20 年度		23～30
7		水越川	●	●	●	平成 13 年度～平成 20 年度		23～30
8		酒人川	●	●	●	平成 13 年度～平成 20 年度		23～30
9		黄瀬大橋	●	●	●	平成 13 年度～令和 5 年度		23～45

注）1.表中の No.は図 2.1.2-5 の番号と対応する。
2.表中の出典の番号は表 2.1.2-7 の No.と対応する。
3.No.1 及び No.2 についての対象期間は、調査結果（環境白書）において、検体数が公表されている期間を対象とした。
資料）1.表 2.1.2-7 に示す資料をもとに作成

表 2.1.2-6(2)　水質の把握状況

No.	河川名	地点名	生活環境の保全に関する項目	人の健康の保護に関する項目	その他の項目	対象期間	調査機関	出典
10	大戸川	流入河川（大戸川）	●	●	●	令和 4 年 12 月～令和 5 年 11 月	国土交通省近畿地方整備局大戸川ダム工事事務所	46
11		流入河川（田代川）	●	●	●			46
12		流入河川（水越川）	●	●	●			46
13		ダムサイト地点（大戸川）	●	●	●			46
14		下流地点(大戸川 支川合流前)	●	●	●			46
15		下流地点(大戸川 瀬田川合流前)	●	●	●			46
16		合流地点（瀬田川）	●	●	●			46

注）1.表中の No.は図 2.1.2-5 の番号と対応する。
　　2.表中の出典の番号は表 2.1.2-7 の No.と対応する。
資料）1.表 2.1.2-7 に示す資料をもとに作成

表 2.1.2-7　水質の把握に用いた資料

No.	調査機関	資料名	刊行年月	発行元
1	大津市	滋賀の環境 2006（平成 18 年版環境白書）	平成 19 年 3 月	滋賀県
2		滋賀の環境 2007（平成 19 年版環境白書）	平成 20 年 1 月	滋賀県
3		滋賀の環境 2008（平成 20 年版環境白書）	平成 20 年 8 月	滋賀県
4		滋賀の環境 2009（平成 21 年版環境白書）	平成 21 年 9 月	滋賀県
5		滋賀の環境 2010（平成 22 年版環境白書）	平成 22 年 9 月	滋賀県
6		滋賀の環境 2011（平成 23 年版環境白書）	平成 23 年 9 月	滋賀県
7		滋賀の環境 2012（平成 24 年版環境白書）	平成 24 年 10 月	滋賀県
8		滋賀の環境 2013（平成 25 年版環境白書）	平成 25 年 10 月	滋賀県
9		滋賀の環境 2014（平成 26 年版環境白書）	平成 26 年 12 月	滋賀県
10		滋賀の環境 2015（平成 27 年版環境白書）	平成 28 年 2 月	滋賀県
11		滋賀の環境 2016（平成 28 年版環境白書）	平成 29 年 1 月	滋賀県
12		滋賀の環境 2017（平成 29 年版環境白書）	平成 30 年 3 月	滋賀県
13		滋賀の環境 2018（平成 30 年版環境白書）	令和元年 3 月	滋賀県
14		滋賀の環境 2019（令和元年版環境白書）	令和 2 年 3 月	滋賀県
15		滋賀の環境 2020（令和 2 年版環境白書）	令和 3 年 3 月	滋賀県
16		滋賀の環境 2021（令和 3 年版環境白書）	令和 4 年 1 月	滋賀県
17		滋賀の環境 2022（令和 4 年版環境白書）	令和 5 年 1 月	滋賀県
18		滋賀の環境 2023（令和 5 年版環境白書）	令和 6 年 1 月	滋賀県
19		大津市の環境(平成 25 年度版)	平成 25 年 12 月	大津市
20		大津市の環境(平成 29 年度版)	平成 29 年 12 月	大津市
21		大津市の環境(令和 2 年度版)	令和 2 年 12 月	大津市
22		大津市の環境(令和 5 年度版)	令和 6 年 3 月	大津市
23	事業者	平成 13 年度大戸川水質調査業務報告書	平成 14 年 3 月	大戸川ダム工事事務所
24		平成 14 年度大戸川水質調査業務報告書	平成 15 年 3 月	大戸川ダム工事事務所
25		平成 15 年度大戸川水質調査業務報告書	平成 16 年 3 月	大戸川ダム工事事務所
26		平成 16 年度大戸川水質調査業務報告書	平成 17 年 3 月	大戸川ダム工事事務所
27		平成 17 年度大戸川水質調査業務報告書	平成 18 年 3 月	大戸川ダム工事事務所
28		平成 18 年度大戸川水質調査業務報告書	平成 19 年 3 月	大戸川ダム工事事務所
29		平成 19 年度近畿地方整備局管内水質等調査作業報告書	平成 20 年 3 月	大戸川ダム工事事務所
30		平成 20 年度淀川水系水質等調査業務報告書	平成 21 年 3 月	大戸川ダム工事事務所
31		平成 21 年度大戸川水質等調査業務報告書	平成 22 年 3 月	大戸川ダム工事事務所
32		淀川水系水質等調査業務報告書	平成 23 年 3 月	淀川ダム統合管理事務所
33		琵琶湖・木津川上流他水質調査業務報告書	平成 24 年 3 月	大戸川ダム工事事務所
34		琵琶湖他水質・底質分析等業務報告書	平成 25 年 3 月	大戸川ダム工事事務所
35		琵琶湖他水質分析等業務報告書	平成 26 年 3 月	大戸川ダム工事事務所
36		琵琶湖他水質分析等業務報告書	平成 27 年 3 月	大戸川ダム工事事務所
37		琵琶湖他水質分析等業務報告書	平成 28 年 3 月	大戸川ダム工事事務所
38		琵琶湖他水質分析等業務報告書	平成 29 年 3 月	大戸川ダム工事事務所
39		琵琶湖他水質分析等業務報告書	平成 30 年 3 月	大戸川ダム工事事務所
40		琵琶湖他水質分析等業務報告書	平成 31 年 3 月	大戸川ダム工事事務所
41		琵琶湖他水質分析等業務報告書	令和 2 年 3 月	大戸川ダム工事事務所
42		淀川水系他水質底質分析等業務報告書	令和 3 年 3 月	大戸川ダム工事事務所
43		淀川水系他水質底質分析等業務報告書	令和 4 年 3 月	大戸川ダム工事事務所
44		淀川水系他水質底質分析等業務報告書	令和 5 年 3 月	大戸川ダム工事事務所
45		淀川水系他水質底質分析等業務報告書	令和 6 年 3 月	大戸川ダム工事事務所
46		大戸川ダム環境調査その 2 業務報告書	令和 6 年 3 月	大戸川ダム工事事務所

表 2.1.2-8(1)　水質調査結果(生活環境の保全に関する項目)

項目	No. 地点名 (類型)	1 稲津橋 (A 類型)		2 大鳥居発電所放流口より下流 20m の地点 (A 類型)		3 黒津橋 (A 類型)		環境基準
		最小 ～最大	m/n	最小 ～最大	m/n	最小 ～最大	m/n	
pH(水素イオン濃度)		6.5 ～9.1	2/216	6.7 ～9.4	6/216	7.0 ～7.8	0/48	6.5 以上 8.5 以下
DO(溶存酸素)	mg/L	7.9 ～14.0	0/216	7.9 ～14.0	0/216	7.5 ～14.1	0/96	7.5 以上
BOD(生物化学的酸素要求量)	mg/L	<0.5 ～2.2	1/216	<0.5 ～4.6	1/216	0.2 ～1.1	0/96	2 以
BOD75%値	mg/L	0.7 ～1.5	－	0.7 ～1.2	－	／	／	－
COD(化学的酸素要求量)	mg/L	1.9 ～3.0	－	1.9 ～2.8	－	1.6 ～4.3	－	－
SS(浮遊物質量)	mg/L	<1 ～16.0	0/216	<1 ～11.0	0/216	0.6 ～15.3	0/96	25 以下
大腸菌群数	MPN/100mL	0～ 130,000	133/196	0～ 49,000	103/196	170～ 35,000	41/48	1,000 以下
大腸菌数	CFU/100mL	20 ～120	0/12	20 ～220	0/12	／	／	300 以下

表 2.1.2-8(2)　水質調査結果(生活環境の保全に関する項目)

項目	No. 地点名 (類型)	4 斧研橋 (A 類型)		5 取水堰堤 (A 類型)		6 田代川 (A 類型)		環境基準
		最小 ～最大	m/n	最小 ～最大	m/n	最小 ～最大	m/n	
pH(水素イオン濃度)		7.4 ～8.0	0/8	7.0 ～8.1	0/48	7.0 ～7.7	0/48	6.5 以上 8.5 以下
DO(溶存酸素)	mg/L	7.8 ～14.0	0/8	7.8 ～14.8	0/96	7.8 ～14.6	0/96	7.5 以上
BOD(生物化学的酸素要求量)	mg/L	0.4 ～0.9	0/8	0.1 ～1.2	0/96	0.1 ～0.9	0/96	2 以下
BOD75%値	mg/L	／	／	／	／	／	／	－
COD(化学的酸素要求量)	mg/L	1.8 ～4.8	－	1.6 ～4.2	－	1.0 ～3.9	－	－
SS(浮遊物質量)	mg/L	／	／	0.7 ～19.9	0/96	0.0 ～7.0	0/96	25 以下
大腸菌群数	MPN/100mL	4,900～ 79,000	8/8	790～ 54,000	47/48	49～ 33,000	26/48	1,000 以下
大腸菌数	CFU/100mL	／	／	／	／	／	／	300 以下

注) 1.表中の No.は図 2.1.2-5 の番号と対応する。
2.最大及び最小は、対象期間における最大及び最小を示す。
3.m/n：環境基準を満たしていない検体数/総検体数を示す。
4.各記号は以下に示すとおりである。
／：調査が実施されていないことを示す。
＜：定量下限値未満を示す。

資料) 1.表 2.1.2-7 の資料をもとに作成

表 2.1.2-8(3)　水質調査結果(生活環境の保全に関する項目)

項目	No. 地点名 (類型)	7 水越川 (A 類型)		8 酒人川 (A 類型)		9 黄瀬大橋 (A 類型)		環境基準
		最小～最大	m/n	最小～最大	m/n	最小～最大	m/n	
pH(水素イオン濃度)		7.0～7.9	0/56	7.0～7.7	0/56	7.0～7.9	0/224	6.5 以上 8.5 以下
DO(溶存酸素)	mg/L	8.1～13.9	0/96	8.0～13.2	0/56	7.6～15.9	0/270	7.5 以上
BOD(生物化学的酸素要求量)	mg/L	0.1～1.8	0/96	0.1～1.2	0/56	0.1～1.5	0/270	2 以下
BOD75%値	mg/L	／	／	／	／	／	／	－
COD(化学的酸素要求量)	mg/L	1.9～6.4	－	1.5～4.4	－	1.2～4.8	－	－
SS(浮遊物質量)	mg/L	0.2～22.6	0/96	0.0～22.7	0/56	0.4～23.1	0/270	25 以下
大腸菌群数	MPN/100mL	23～49,000	28/56	11～49,000	25/56	79～240,000	156/201	1,000 以下
大腸菌数	CFU/100mL	／	／	／	／	24～780	2/24	300 以下

表 2.1.2-8(4)　水質調査結果(生活環境の保全に関する項目)

項目	No. 地点名 (類型)	10 流入河川 (大戸川) (A 類型)		11 流入河川 (田代川) (A 類型)		12 流入河川 (水越川) (A 類型)		環境基準
		最小～最大	m/n	最小～最大	m/n	最小～最大	m/n	
pH(水素イオン濃度)		6.9～7.6	0/12	7.2～7.6	0/12	7.6～7.7	0/12	6.5 以上 8.5 以下
DO(溶存酸素)	mg/L	5.5～12.0	2/12	8.5～12.8	0/12	8.1～12.2	0/12	7.5 以上
BOD(生物化学的酸素要求量)	mg/L	<0.5～1.1	0/12	<0.5～1.2	0/12	<0.5～0.9	0/12	2 以下
BOD75%値	mg/L	／	／	／	／	／	／	－
COD(化学的酸素要求量)	mg/L	1.6～3.4	－	1.5～3.0	－	1.5～3.1	－	－
SS(浮遊物質量)	mg/L	<1.0～2.8	0/12	<1.0	0/12	<1.0～7.4	0/12	25 以下
大腸菌群数	MPN/100mL	／	／	／	／	／	／	1,000 以下
大腸菌数	CFU/100mL	／	／	／	／	／	／	300 以下

注) 1.表中の No.は図 2.1.2-5 の番号と対応する。
2.最大及び最小は、対象期間における最大及び最小を示す。
3.m/n：環境基準を満たしていない検体数/総検体数を示す。
4.各記号は以下に示すとおりである。
／：調査が実施されていないことを示す。
＜：定量下限値未満を示す。

資料) 1.表 2.1.2-7 の資料をもとに作成

表 2.1.2-8(5)　水質調査結果(生活環境の保全に関する項目)

項目	No. 地点名 (類型)	13 ダムサイト地点（大戸川） (A 類型)		14 下流地点 （大戸川 支川合流前） (A 類型)		15 下流地点 （大戸川 瀬田川合流前） (A 類型)		環境基準
		最小 ～最大	m/n	最小 ～最大	m/n	最小 ～最大	m/n	
pH(水素イオン濃度)		7.4 ～7.7	0/12	7.4 ～8.2	0/12	7.4 ～8.0	0/12	6.5 以上 8.5 以下
DO(溶存酸素)	mg/L	8.2 ～12.7	0/12	8.3 ～12.8	0/12	8.1 ～12.7	0/12	7.5 以上
BOD(生物化学的酸素要求量)	mg/L	<0.5 ～1.0	0/12	<0.5 ～0.8	0/12	<0.5 ～1.1	0/12	2 以下
BOD75%値	mg/L	／	／	／	／	／	／	－
COD(化学的酸素要求量)	mg/L	1.6 ～3.6	－	1.6 ～3.5	－	1.4 ～3.2	－	－
SS(浮遊物質量)	mg/L	<1.0 ～3.5	0/12	<1.0 ～3.5	0/12	<1.0 ～2.5	0/12	25 以下
大腸菌群数	MPN/100mL	／	／	／	／	／	／	1,000 以下
大腸菌数	CFU/100mL	／	／	／	／	／	／	300 以下

表 2.1.2-8(6)　水質調査結果(生活環境の保全に関する項目)

項目	No. 地点名 (類型)	16 合流地点 （瀬田川） (A 類型)		環境基準
		最小 ～最大	m/n	
pH(水素イオン濃度)		7.4 ～8.2	0/12	6.5 以上 8.5 以下
DO(溶存酸素)	mg/L	8.0 ～11.8	0/12	7.5 以上
BOD(生物化学的酸素要求量)	mg/L	0.5 ～1.7	0/12	2 以下
BOD75%値	mg/L	／	／	－
COD(化学的酸素要求量)	mg/L	2.5 ～3.7	－	－
SS(浮遊物質量)	mg/L	1.3 ～7.4	0/12	25 以下
大腸菌群数	MPN/100mL	／	／	1,000 以下
大腸菌数	CFU/100mL	／	／	300 以下

注）1.表中の No.は図 2.1.2-5 の番号と対応する。
2.最大及び最小は、対象期間における最大及び最小を示す。
3.m/n：環境基準を満たしていない検体数/総検体数を示す。
4.各記号は以下に示すとおりである。
／：調査が実施されていないことを示す。
＜：定量下限値未満を示す。

資料）1.表 2.1.2-7 の資料をもとに作成

表 2.1.2-9(1)　水質調査結果(人の健康の保護に関する項目)

項目		No. 地点名	1 稲津橋	2 大鳥居発電所放流口より下流 20m の地点	3 黒津橋	環境基準
			m/n	m/n	m/n	
カドミウム	mg/L		0/72	0/40	0/8	0.003 以下
全シアン	mg/L		0/76	0/44	0/8	検出されないこと。
鉛	mg/L		0/72	0/40	1/8	0.01 以下
六価クロム	mg/L		0/72	0/40	0/8	0.02 以下
砒素	mg/L		0/72	0/40	0/8	0.01 以下
総水銀	mg/L		0/76	0/44	0/8	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L		0/48	0/30		検出されないこと。
PCB	mg/L		0/18	0/18	0/8	検出されないこと。
ジクロロメタン	mg/L		0/72	0/40	0/8	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L		0/72	0/40	0/8	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L		0/72	0/40	0/8	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L		0/72	0/40	0/8	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L		0/72	0/40	0/8	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L		0/72	0/40	0/8	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L		0/72	0/40	0/8	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L		0/72	0/40	0/8	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L		0/72	0/40	0/8	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L		0/72	0/40	0/8	0.002 以下
チウラム	mg/L		0/55	0/39	0/8	0.006 以下
シマジン	mg/L		0/55	0/39	0/8	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L		0/55	0/39	0/8	0.02 以下
ベンゼン	mg/L		0/72	0/40	0/8	0.01 以下
セレン	mg/L		0/72	0/40	0/8	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L		0/216	0/216	0/96	10 以下
ふっ素	mg/L		0/96	0/70		0.8 以下
ほう素	mg/L		0/72	0/40	0/48	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L		0/52	0/26		0.05 以下

注) 1.表中の No.は図 2.1.2-5 の番号と対応する。
2.m/n：環境基準を満たしていない検体数/総検体数を示す。
3.／　：調査が実施されていないことを示す。
資料) 1.表 2.1.2-7 の資料をもとに作成

表 2.1.2-9(2)　水質調査結果(人の健康の保護に関する項目)

項目		No.	4	5	6	環境基準
		地点名	斧研橋	取水堰堤	田代川	
			m/n	m/n	m/n	
カドミウム	mg/L		0/8	0/8	0/8	0.003 以下
全シアン	mg/L		0/8	0/8	0/8	検出されないこと。
鉛	mg/L		0/8	1/8	1/8	0.01 以下
六価クロム	mg/L		0/8	0/8	0/8	0.02 以下
砒素	mg/L		0/8	0/8	0/8	0.01 以下
総水銀	mg/L		0/8	0/8	0/8	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L					検出されないこと。
PCB	mg/L		0/8	0/8	0/8	検出されないこと。
ジクロロメタン	mg/L		0/8	0/8	0/8	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L		0/8	0/8	0/8	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L		0/8	0/8	0/8	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L		0/8	0/8	0/8	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L		0/8	0/8	0/8	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L		0/8	0/8	0/8	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L		0/8	0/8	0/8	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L		0/8	0/8	0/8	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L		0/8	0/8	0/8	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L		0/8	0/8	0/8	0.002 以下
チウラム	mg/L		0/8	0/8	0/8	0.006 以下
シマジン	mg/L		0/8	0/8	0/8	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L		0/8	0/8	0/8	0.02 以下
ベンゼン	mg/L		0/8	0/8	0/8	0.01 以下
セレン	mg/L		0/8	0/8	0/8	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L		0/8	0/96	0/96	10 以下
ふっ素	mg/L		0/8			0.8 以下
ほう素	mg/L		0/8	0/48	0/48	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L					0.05 以下

注) 1.表中の No.は図 2.1.2-5 の番号と対応する。
2.m/n：環境基準を満たしていない検体数/総検体数を示す。
3.／ ：調査が実施されていないことを示す。
資料) 1.表 2.1.2-7 の資料をもとに作成

表 2.1.2-9(3)　水質調査結果(人の健康の保護に関する項目)

項目		No.	7	8	9	環境基準
		地点名	水越川	酒人川	黄瀬大橋	
			m/n	m/n	m/n	
カドミウム	mg/L		0/16	0/8	0/43	0.003 以下
全シアン	mg/L		0/16	0/8	0/43	検出されないこと。
鉛	mg/L		2/16	1/8	1/43	0.01 以下
六価クロム	mg/L		0/16	0/8	0/43	0.02 以下
砒素	mg/L		0/16	0/8	0/43	0.01 以下
総水銀	mg/L		0/16	0/8	1/43	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L					検出されないこと。
PCB	mg/L		0/16	0/8	0/43	検出されないこと。
ジクロロメタン	mg/L		0/16	0/8	0/43	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L		0/16	0/8	0/43	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L		0/16	0/8	0/43	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L		0/16	0/8	0/43	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L		0/16	0/8	0/43	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L		0/16	0/8	0/43	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L		0/16	0/8	0/43	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L		0/16	0/8	0/43	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L		0/16	0/8	0/43	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L		0/16	0/8	0/43	0.002 以下
チウラム	mg/L		0/16	0/8	0/43	0.006 以下
シマジン	mg/L		0/16	0/8	0/43	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L		0/16	0/8	0/43	0.02 以下
ベンゼン	mg/L		0/16	0/8	0/43	0.01 以下
セレン	mg/L		0/16	0/8	0/43	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L		0/96	0/56	0/97	10 以下
ふっ素	mg/L		0/8		0/35	0.8 以下
ほう素	mg/L		0/56	0/48	0/83	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L					0.05 以下

注) 1.表中の No.は図 2.1.2-5 の番号と対応する。
2.m/n：環境基準を満たしていない検体数/総検体数を示す。
3.／ ：調査が実施されていないことを示す。
資料) 1.表 2.1.2-7 の資料をもとに作成

表 2.1.2-9(4)　水質調査結果(人の健康の保護に関する項目)

項目	No. 地点名	10 流入河川 (大戸川)	11 流入河川 (田代川)	12 流入河川 (水越川)	環境 基準
		m/n	m/n	m/n	
カドミウム	mg/L			0/1	0.003 以下
全シアン	mg/L			0/1	検出されないこと。
鉛	mg/L			0/1	0.01 以下
六価クロム	mg/L			0/1	0.02 以下
砒素	mg/L			0/1	0.01 以下
総水銀	mg/L			0/1	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L			0/1	検出されないこと。
PCB	mg/L			0/1	検出されないこと。
ジクロロメタン	mg/L			0/1	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L			0/1	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L			0/1	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L			0/1	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L			0/1	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L			0/1	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L			0/1	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L			0/1	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L			0/1	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L			0/1	0.002 以下
チウラム	mg/L			0/1	0.006 以下
シマジン	mg/L			0/1	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L			0/1	0.02 以下
ベンゼン	mg/L			0/1	0.01 以下
セレン	mg/L			0/1	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0/12	0/12	0/12	10 以下
ふっ素	mg/L			0/1	0.8 以下
ほう素	mg/L			0/1	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L			0/1	0.05 以下

注) 1.表中の No.は図 2.1.2-5 の番号と対応する。
2.m/n：環境基準を満たしていない検体数/総検体数を示す。
3.／　：調査が実施されていないことを示す。
資料) 1.表 2.1.2-7 の資料をもとに作成

表 2.1.2-9(5)　水質調査結果(人の健康の保護に関する項目)

項目	No. 地点名		13 ダムサイト地点（大戸川）	14 下流地点（大戸川 支川合流前）	15 下流地点（大戸川 瀬田川合流前）	環境基準
			m/n	m/n	m/n	
カドミウム	mg/L					0.003 以下
全シアン	mg/L					検出されないこと。
鉛	mg/L					0.01 以下
六価クロム	mg/L					0.02 以下
砒素	mg/L					0.01 以下
総水銀	mg/L					0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L					検出されないこと。
PCB	mg/L					検出されないこと。
ジクロロメタン	mg/L					0.02 以下
四塩化炭素	mg/L					0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L					0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L					0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L					0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L					1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L					0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L					0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L					0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L					0.002 以下
チウラム	mg/L					0.006 以下
シマジン	mg/L					0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L					0.02 以下
ベンゼン	mg/L					0.01 以下
セレン	mg/L					0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L		0/12	0/12	0/12	10 以下
ふっ素	mg/L					0.8 以下
ほう素	mg/L					1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L					0.05 以下

注）1.表中の No.は図 2.1.2-5 の番号と対応する。
　　2.m/n：環境基準を満たしていない検体数/総検体数を示す。
　　3.／　：調査が実施されていないことを示す。
資料）1.表 2.1.2-7 の資料をもとに作成

表 2.1.2-9(6)　水質調査結果(人の健康の保護に関する項目)

項目	No. 地点名	16 合流地点 (瀬田川)	環境 基準
		m/n	
カドミウム	mg/L		0.003 以下
全シアン	mg/L		検出されないこと。
鉛	mg/L		0.01 以下
六価クロム	mg/L		0.02 以下
砒素	mg/L		0.01 以下
総水銀	mg/L		0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L		検出されないこと。
PCB	mg/L		検出されないこと。
ジクロロメタン	mg/L		0.02 以下
四塩化炭素	mg/L		0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L		0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L		0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L		0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L		1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L		0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L		0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L		0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L		0.002 以下
チウラム	mg/L		0.006 以下
シマジン	mg/L		0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L		0.02 以下
ベンゼン	mg/L		0.01 以下
セレン	mg/L		0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0/12	10 以下
ふっ素	mg/L		0.8 以下
ほう素	mg/L		1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L		0.05 以下

注) 1.表中の No.は図 2.1.2-5 の番号と対応する。
2.m/n：環境基準を満たしていない検体数/総検体数を示す。
3.／　：調査が実施されていないことを示す。
資料) 1.表 2.1.2-7 の資料をもとに作成

表 2.1.2-10(1)　水質調査結果(その他の項目)

項目	No. / 地点名	1 稲津橋	2 大鳥居発電所 放流口より 下流 20m の地点	3 黒津橋
		最小～最大	最小～最大	最小～最大
全窒素	mg/L	0.24～0.89	0.32～1.90	0.40～0.72
全燐	mg/L	<0.003～0.060	<0.003～0.097	0.007～0.056

表 2.1.2-10(2)　水質調査結果(その他の項目)

項目	No. / 地点名	4 斧研橋	5 取水堰堤	6 田代川
		最小～最大	最小～最大	最小～最大
全窒素	mg/L	0.55～0.72	0.41～0.82	0.25～0.55
全燐	mg/L	0.011～0.041	0.011～0.051	0.003～0.035

表 2.1.2-10(3)　水質調査結果(その他の項目)

項目	No. / 地点名	7 水越川	8 酒人川	9 黄瀬大橋
		最小～最大	最小～最大	最小～最大
全窒素	mg/L	0.88～2.70	0.27～0.75	0.25～0.75
全燐	mg/L	0.004～0.046	0.009～0.065	0.009～0.072

表 2.1.2-10(4)　水質調査結果(その他の項目)

項目	No. / 地点名	10 流入河川 (大戸川)	11 流入河川 (田代川)	12 流入河川 (水越川)
		最小～最大	最小～最大	最小～最大
濁度	度	<1	<1	<1
全窒素	mg/L	0.36～0.51	0.22～0.52	0.99～1.48
全燐	mg/L	0.011～0.021	<0.003～0.013	0.004～0.019
溶解性全燐	mg/L	0.005～0.018	<0.003～0.010	<0.003～0.015
オルトリン酸態燐	mg/L	0.003～0.013	<0.003～0.005	<0.003～0.007
溶解性オルトリン酸態燐	mg/L	<0.003～0.010	<0.003～0.004	<0.003～0.007
アンモニウム態窒素	mg/L	<0.01～0.04	<0.01～0.02	<0.01～0.04
硝酸態窒素	mg/L	0.15～0.36	0.18～0.30	0.82～1.39
亜硝酸態窒素	mg/L	<0.001～0.011	<0.001～0.008	<0.001～0.008
有機態窒素	mg/L	0.02～0.24	<0.01～0.32	<0.01～0.25
クロロフィル a	μg/L	0.2～2.6	0.2～0.9	0.1～1.0
水温	℃	4.7～27.2	4.0～23.0	3.3～22.9

注) 1.表中の No.は図 2.1.2-5 の番号と対応する。
2.最大及び最小は、調査期間における最大及び最小を示す。
3.＜：定量下限値未満を示す。
資料) 1.表 2.1.2-7 の資料をもとに作成

表 2.1.2-10(5)　水質調査結果(その他の項目)

項目	No. 地点名	13 ダムサイト地点 (大戸川)	14 下流地点（大戸川 支川合流前)	15 下流地点（大戸川 瀬田川合流前)
		最小～最大	最小～最大	最小～最大
濁度	度	<1	<1	<1
全窒素	mg/L	0.41～0.57	0.28～0.49	0.23～0.46
全燐	mg/L	0.004～0.022	<0.003～0.018	0.004～0.024
溶解性全燐	mg/L	0.003～0.017	<0.003～0.015	0.004～0.016
オルトリン酸態燐	mg/L	<0.003～0.010	<0.003～0.009	<0.003～0.007
溶解性オルトリン酸態燐	mg/L	<0.003～0.006	<0.003～0.003	<0.003～0.004
アンモニウム態窒素	mg/L	<0.01～0.02	<0.01～0.03	<0.01～0.02
硝酸態窒素	mg/L	0.18～0.40	0.12～0.38	0.10～0.37
亜硝酸態窒素	mg/L	<0.001～0.045	<0.001～0.009	<0.001～0.006
有機態窒素	mg/L	0.06～0.22	<0.01～0.28	<0.01～0.24
クロロフィルａ	μg/L	0.3～1.1	0.3～1.8	0.2～2.8
水温	℃	2.9～25.1	3.8～27.6	4.5～31.8

表 2.1.2-10(6)　水質調査結果(その他の項目)

項目	No. 地点名	16 合流地点 (瀬田川)
		最小～最大
濁度	度	1～3
全窒素	mg/L	0.33～0.77
全燐	mg/L	0.009～0.035
溶解性全燐	mg/L	<0.003～0.017
オルトリン酸態燐	mg/L	<0.003～0.014
溶解性オルトリン酸態燐	mg/L	<0.003～0.006
アンモニウム態窒素	mg/L	<0.01～0.03
硝酸態窒素	mg/L	0.04～0.35
亜硝酸態窒素	mg/L	<0.001～0.045
有機態窒素	mg/L	0.11～0.42
クロロフィルａ	μg/L	0.2～6.8
水温	℃	4.3～31.0

注）1.表中の No.は図 2.1.2-5 の番号と対応する。
　　2.最大及び最小は、対象期間における最大及び最小を示す。
　　3.＜：定量下限値未満を示す。
資料）1.表 2.1.2-7 の資料をもとに作成

表 2.1.2-11　水質の経年変化(BOD 平均値)

No.	年度 地点名	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
1	稲津橋					1.3	0.8	0.9	0.6	0.8	0.7
2	大鳥居発電所					1.1	0.9	0.9	0.8	1.1	0.8
3	黒津橋	0.6	0.7	0.7	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5		
4	斧研橋					0.7	0.6	0.6	0.6		
5	取水堰堤	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4		
6	田代川	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.3	0.3	0.3		
7	水越川	0.7	0.5	0.7	0.7	0.4	0.3	0.3	0.3		
8	酒人川	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.2	0.5	0.3		
9	黄瀬大橋	0.8	0.9	0.8	0.8	0.8	0.7	0.6	0.6	0.7	

No.	年度 地点名	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年
1	稲津橋	0.8	0.9	0.7	1.0	0.9	0.8	0.9	0.7	0.8	0.8
2	大鳥居発電所	0.9	1.0	0.7	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7
9	黄瀬大橋	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5

No.	年度 地点名	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
1	稲津橋	0.8	0.7	
2	大鳥居発電所	0.8	0.8	
9	黄瀬大橋	0.4	0.5	0.6
10	流入河川 （大戸川）		0.8	0.6
11	流入河川 （田代川）		0.6	0.7
12	流入河川 （水越川）		0.6	0.6
13	ダムサイト地点 （大戸川）		0.6	0.7
14	下流地点 （大戸川 支川合流前）		0.6	0.6
15	下流地点 （大戸川 瀬田川合流前）		0.5	0.7
16	合流地点 （瀬田川）		1.2	1.0

注）1.表中の No.は図 2.1.2-5 の番号と対応する。
2.No.2 の地点名「大鳥居発電所」は「大鳥居発電所放流口より下流 20m の地点」を示す。
3.表中の値は、年平均値を示す。
4.各記号は以下に示すとおりである。
／：調査が実施されていないことを示す。
＜：定量下限値未満を示す。

資料）1.表 2.1.2-7 の資料をもとに作成

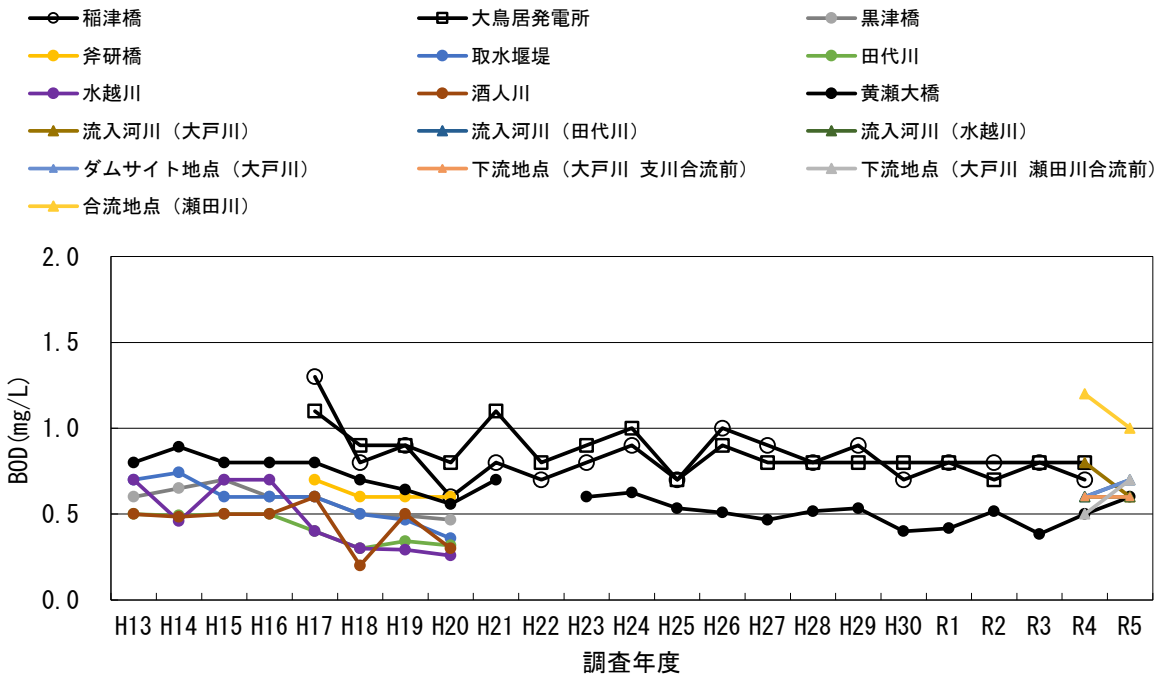

図 2.1.2-3　水質の経年変化(BOD 平均値)

表 2.1.2-12　水質の経年変化(BOD75%値)

No.	年度 地点名	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年
1	稲津橋					1.5	1.0	1.0	0.7	1.0	0.9
2	大鳥居発電所					1.1	1.0	1.1	0.8	0.9	0.9
3	黒津橋										
4	斧研橋										
5	取水堰堤										
6	田代川										
7	水越川										
8	酒人川										
9	黄瀬大橋										

No.	年度 地点名	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
1	稲津橋	1.0	0.9	0.8	1.2	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8
2	大鳥居発電所	1.2	1.2	0.9	1.0	1.0	0.8	0.8	0.9	0.9	0.7
9	黄瀬大橋										

No.	年度 地点名	令和 3年	令和 4年	令和 5年
1	稲津橋	0.9	0.8	
2	大鳥居発電所	0.8	0.9	
9	黄瀬大橋			
10	流入河川 （大戸川）		0.7	0.6
11	流入河川 （田代川）		0.7	0.6
12	流入河川 （水越川）		0.5	0.6
13	ダムサイト地点（大戸川）		0.6	0.7
14	下流地点 （大戸川 支川合流前）		0.5	0.5
15	下流地点 （大戸川 瀬田川合流前）		<0.5	0.7
16	合流地点 （瀬田川）		1.6	1.2

注）1.表中の No.は図 2.1.2-5 の番号と対応する。
2.No.2 の地点名「大鳥居発電所」は「大鳥居発電所放流口より下流 20m の地点」を示す。
3.表中の値は、年平均値を示す。
4.各記号は以下に示すとおりである。
／：調査が実施されていないことを示す。
＜：定量下限値未満を示す。

資料）1.表 2.1.2-7 の資料をもとに作成

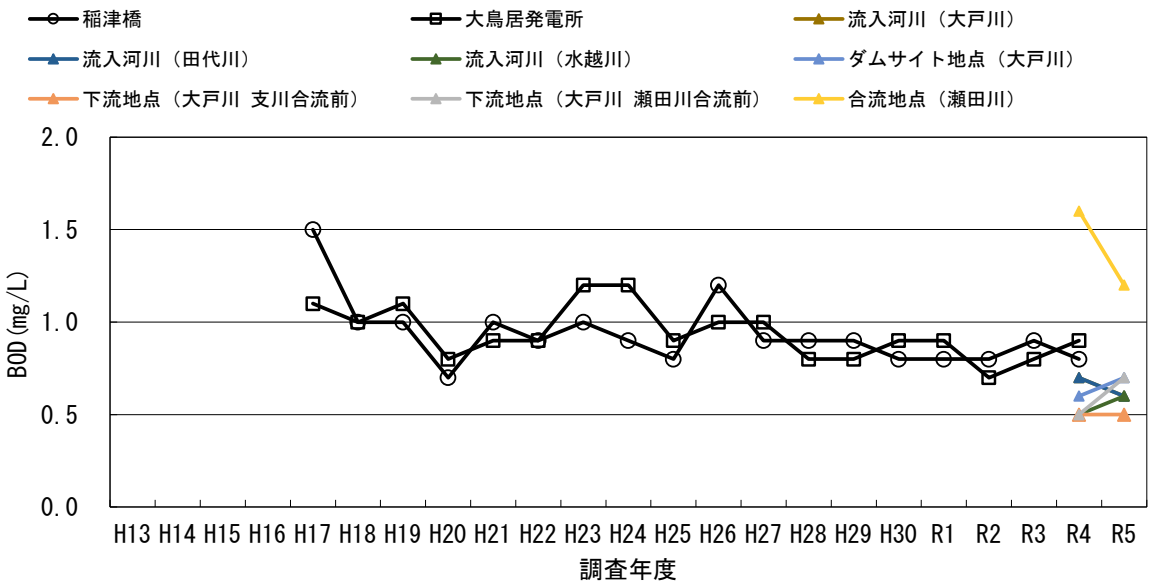

図 2.1.2-4　水質の経年変化(BOD75%値)

また、ダイオキシン類(水質)の調査が大津市により実施されている。調査地点を図 2.1.2-5 に示す。

調査結果は表 2.1.2-13 に示すとおりであり、環境基準を満たしている。

表 2.1.2-13　ダイオキシン類(水質)の調査結果

No.	項目 / 地点名		ダイオキシン類(水質)	資料
			m/n	
1	大戸川	稲津橋	0/4	1、2、3、4
環境基準値			1.0 pg-TEQ/L 以下	

注）1.表中の No.は図 2.1.2-5 の番号と対応する。
　　2.m/n：環境基準を満たしていない検体数/総検体数を示す。

資料）1.「大津市の環境(平成 25 年度版)」(大津市　平成 25 年 12 月)
　　2.「大津市の環境(令和 29 年度版)」(大津市　平成 29 年 12 月)
　　3.「大津市の環境(令和 2 年度版)」(大津市　令和 2 年 12 月)
　　4.「大津市の環境(令和 5 年度版)」(大津市　令和 6 年 3 月)
　　をもとに作成

2.1.2.3 水底の底質

調査範囲では、水底の底質についての調査は実施されていない。

ダイオキシン類(底質)の調査が大津市により実施されている。調査地点を図 2.1.2-5 に示す。

調査結果は表 2.1.2-14 示すとおりであり、環境基準を満たしている。

表 2.1.2-14 ダイオキシン類(底質)の調査結果

No.	項目 / 地点名		ダイオキシン類(底質)	資料
			m/n	
1	大戸川	稲津橋	0/4	1、2、3、4
環境基準値			150 pg-TEQ/L 以下	

注) 1.表中の No.は図 2.1.2-5 の番号と対応する。
2.m/n：環境基準を満たしていない検体数/総検体数を示す。

資料) 1.「大津市の環境(平成 25 年度版)」(大津市 平成 25 年 12 月)
2.「大津市の環境(令和 29 年度版)」(大津市 平成 29 年 12 月)
3.「大津市の環境(令和 2 年度版)」(大津市 令和 2 年 12 月)
4.「大津市の環境(令和 5 年度版)」(大津市 令和 6 年 3 月)
をもとに作成

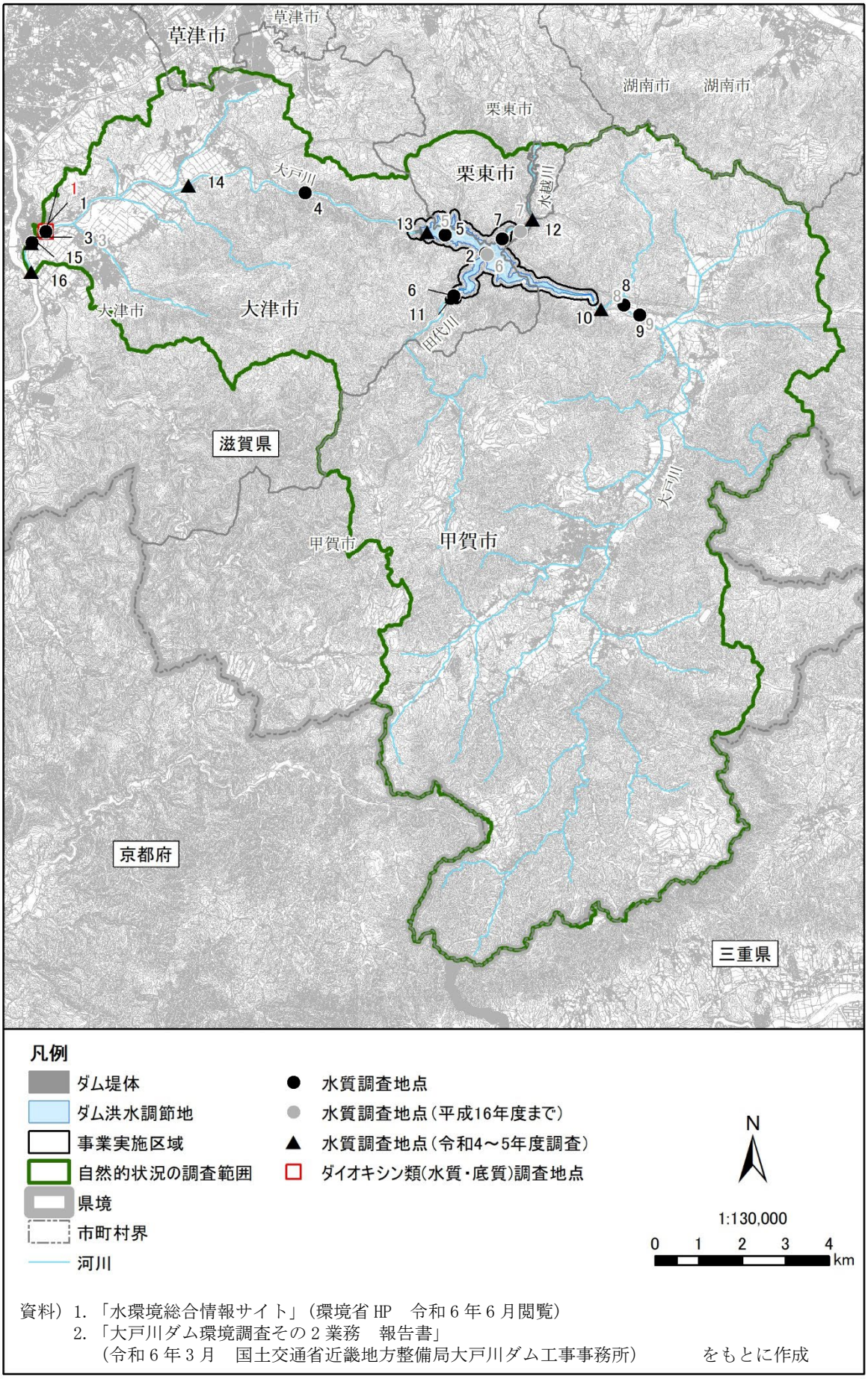

資料）1.「水環境総合情報サイト」（環境省 HP　令和６年６月閲覧）
2.「大戸川ダム環境調査その２業務　報告書」
（令和６年３月　国土交通省近畿地方整備局大戸川ダム工事事務所）　をもとに作成

図 2.1.2-5　水質の調査地点

2.1.2.4 地下水の水質及び水位

(1) 地下水の水質

調査範囲では、環境基準が定められている 30 項目を対象に、地下水の水質調査が滋賀県及び大津市により実施されている。調査には、全体的な地下水質の状況を把握するため、概ね 2km 四方に区切った 264 区域を 5 年で一巡できるよう実施する「概況調査」、概況調査で新たに検出され、その物質の広がりを確認する必要がある場合等に、環境基準値を超過する汚染の有無や検出範囲等を確認する「検出井戸周辺調査」、検出井戸周辺調査により環境基準値を超過した地点等を含む地域において継続的に監視を行う「継続監視調査(汚染監視調査、経過観察調査)」がある。

調査範囲では、概況調査のほか、平成 24 年度の検出井戸周辺調査によりふっ素の環境基準値の超過が確認された大津市黒津地区で検出井戸周辺調査及び継続監視調査が実施されている。把握状況を表 2.1.2-15 に、調査地点を図 2.1.2-6 に示す。

また、調査結果を表 2.1.2-16 に示す。

概況調査では、平成 24 年度の 46-13 区域において、ふっ素が検出されているが、平成 25 年度以降は全ての調査範囲内の区域メッシュにおいて、いずれの年度も調査対象項目が不検出である。また、大津市黒津地区での検出井戸周辺調査及び継続監視調査では、令和元年度までは環境基準を超過していたが、令和 4 年度調査においては環境基準を達成している。

表 2.1.2-15(1)　地下水の水質の把握状況(概況調査)

市町村名	区域メッシュ番号	対象期間	所管機関
大津市	46-7, 12	平成 25 年度、平成 30 年度、令和 5 年度	大津市
	46-8, 9, 13, 14	平成 24 年度、平成 29 年度、令和 4 年度	
甲賀市	53-1, 2, 3, 4	平成 23 年度、平成 28 年度、令和 3 年度	滋賀県(甲賀)

注) 1.概況調査の実施区域のうち、調査範囲にある以下の区域メッシュを対象とした。
大津市：46-7, 8, 9, 12, 13, 14、甲賀市：53-1, 2, 3, 4

資料) 1.「平成 23 年度地下水質測定結果」(滋賀県 HP　令和 6 年 6 月閲覧)
2.「平成 24 年度地下水質測定結果」(滋賀県 HP　令和 6 年 6 月閲覧)
3.「平成 25 年度地下水質測定結果」(滋賀県 HP　令和 6 年 6 月閲覧)
4.「平成 28 年度地下水質測定結果」(滋賀県 HP　令和 6 年 6 月閲覧)
5.「平成 29 年度地下水質測定結果」(滋賀県 HP　令和 6 年 6 月閲覧)
6.「平成 30 年度地下水質測定結果」(滋賀県 HP　令和 6 年 6 月閲覧)
7.「令和 3 年度地下水質測定結果」(滋賀県 HP　令和 6 年 6 月閲覧)
8.「令和 4 年度地下水質測定結果」(滋賀県 HP　令和 6 年 6 月閲覧)
9.「令和 5 年度地下水質測定結果」(滋賀県 HP　令和 6 年 6 月閲覧)
をもとに作成

表 2.1.2-15(2)　地下水の水質の把握状況(検出井戸周辺調査及び継続監視調査)

市町村名	調査地域名 (区域メッシュ番号)	対象期間	所管機関
大津市	黒津地区 (46-13)	平成 24 年度～令和元年度、令和 4 年度	大津市

注) 1.平成 24 年度は検出井戸周辺調査、平成 25 年度以降は継続監視調査
資料) 1.「平成 24 年度地下水質測定結果」(滋賀県 HP　令和 6 年 6 月閲覧)
2.「平成 25 年度地下水質測定結果」(滋賀県 HP　令和 6 年 6 月閲覧)
3.「平成 26 年度地下水質測定結果」(滋賀県 HP　令和 6 年 6 月閲覧)
4.「平成 27 年度地下水質測定結果」(滋賀県 HP　令和 6 年 6 月閲覧)
5.「平成 28 年度地下水質測定結果」(滋賀県 HP　令和 6 年 6 月閲覧)
6.「平成 29 年度地下水質測定結果」(滋賀県 HP　令和 6 年 6 月閲覧)
7.「平成 30 年度地下水質測定結果」(滋賀県 HP　令和 6 年 6 月閲覧)
8.「令和元年度地下水質測定結果」(滋賀県 HP　令和 6 年 6 月閲覧)
9.「令和 4 年度地下水質測定結果」(滋賀県 HP　令和 6 年 6 月閲覧)
をもとに作成

表 2.1.2-16(1)　地下水の水質の調査結果(概況調査)

市町村名	区域メッシュ番号	調査年度	調査結果
大津市	46-7, 12	平成 25 年度	調査対象項目不検出
		平成 30 年度	調査対象項目不検出
		令和 5 年度	調査対象項目不検出
	46-8, 9, 13, 14	平成 24 年度	46-13 区域のみふっ素検出 (0.9mg/L) 他の区域は調査対象項目不検出
		平成 29 年度	調査対象項目不検出
		令和 4 年度	調査対象項目不検出
甲賀市	53-1, 2, 3, 4	平成 23 年度	調査対象項目不検出
		平成 28 年度	調査対象項目不検出
		令和 3 年度	調査対象項目不検出

資料) 1.表 2.1.2-15(1)の資料をもとに作成

表 2.1.2-16(2)　地下水の水質の調査結果(検出井戸周辺調査及び継続監視調査)

(単位：mg/L)

市町村名	調査地域名 (区域メッシュ番号)	調査年度	調査項目	地点数	検出数	超過数	最高値	環境基準
大津市	黒津地区 (46-13)	令和 4 年度	ふっ素	1	1	0	0.08	0.8
		令和元年度		1	1	1	2.4	
		平成 30 年度		1	1	1	10.0	
		平成 29 年度		1	1	1	7.6	
		平成 28 年度		1	1	1	1.7	
		平成 27 年度		1	1	1	4.8	
		平成 26 年度		1	1	1	7.9	
		平成 25 年度		1	1	1	8.8	
		平成 24 年度		6	1	1	1.4	

注) 1.平成 24 年度は検出井戸周辺調査、平成 25 年度以降は継続監視調査
資料) 1.表 2.1.2-15(2)の資料をもとに作成

また、ダイオキシン類(地下水)の調査が滋賀県及び大津市により実施されている。

調査結果は表 2.1.2-17 に示すとおりであり、全ての地点で環境基準を満たしている。

表 2.1.2-17　ダイオキシン類(地下水)の調査結果

(単位：pg-TEQ/L)

市町村名	地区名	ダイオキシン類濃度	環境基準値	調査年度	出典
大津市	黒津三丁目	0.046	1.0	平成 24 年度	3
	牧 1 丁目	0.060		平成 25 年度	4
甲賀市	甲賀市信楽町長野付近	0.047		平成 28 年度	1､5
	甲賀信楽町牧付近	0.10		令和 3 年度	2､6

資料）1.「平成 28 年度地下水質測定結果」(滋賀県 HP　令和 4 年 9 月閲覧)
2.「令和 3 年度地下水質測定結果」(滋賀県 HP　令和 4 年 9 月閲覧)
3.「平成 24 年度ダイオキシン類に係る環境調査結果」(平成 26 年 3 月　環境省)
4.「平成 25 年度ダイオキシン類に係る環境調査結果」(平成 27 年 2 月　環境省)
5.「平成 28 年度ダイオキシン類に係る環境調査結果」(平成 30 年 3 月　環境省)
6.「令和 3 年度ダイオキシン類に係る環境調査結果」(令和 5 年 3 月　環境省)
をもとに作成

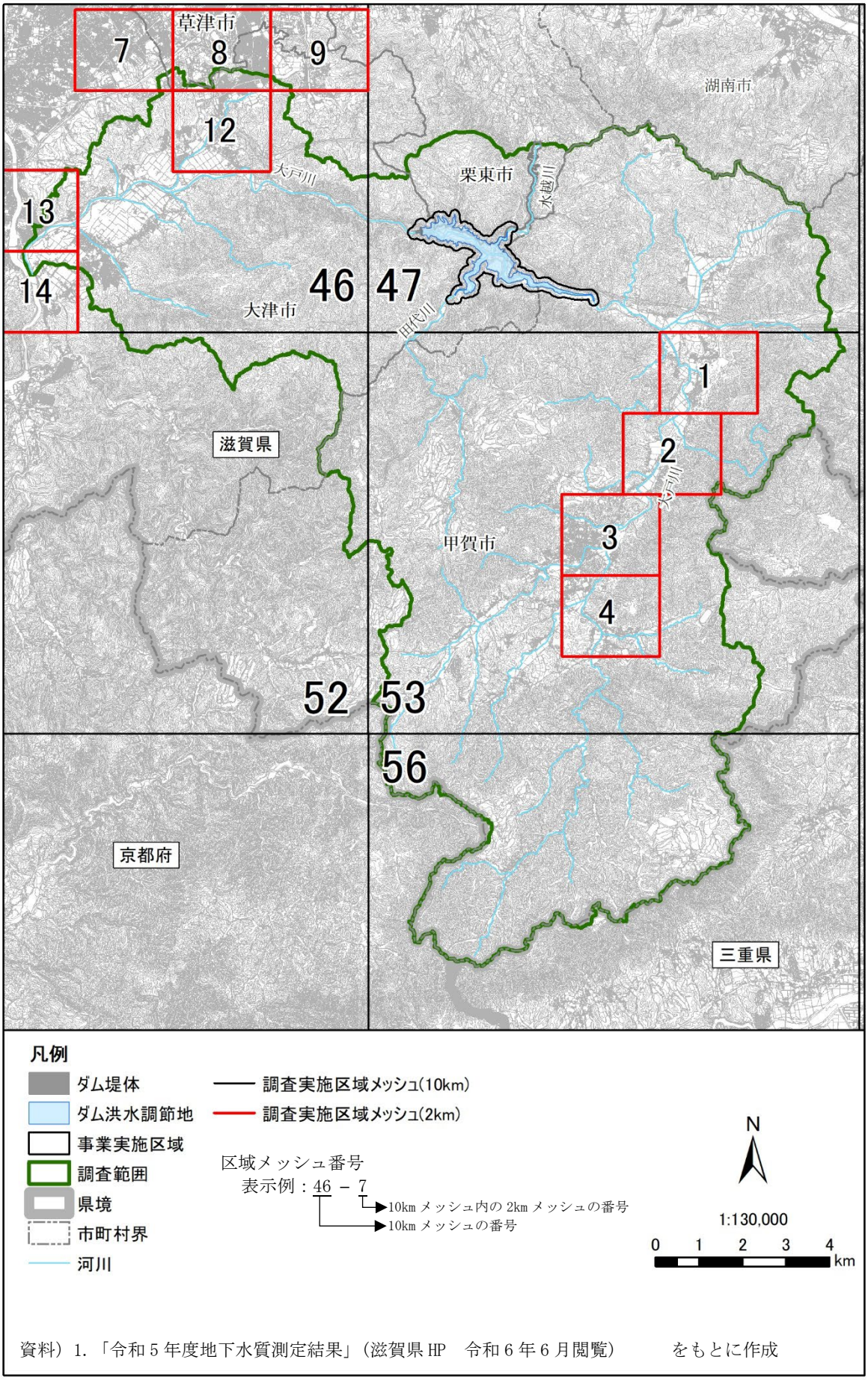

資料）1.「令和５年度地下水質測定結果」（滋賀県 HP　令和６年６月閲覧）　　をもとに作成

図 2.1.2-6　地下水水質調査地点

(2) 地下水の水位

調査範囲では、地下水の水位の調査を事業者において実施している。

調査結果は表 2.1.2-18、調査地点は図 2.1.2-7 及び図 2.1.2-8 に示すとおりである。

表 2.1.2-18　地下水水位の調査結果

（単位：m）

調査範囲	観測孔名	平均水位標高	標高	調査年	出典
大戸川左岸	No.129	178.81	198.62	平成 11 年～平成 21 年	1～12
	No.130	259.16	279.60		
	No.136	246.14	267.60		
	No.138	256.77	280.82		
	No.139	207.35	211.67		
	No.140	208.62	220.72		
	No.145	221.65	244.57		
大戸川右岸	No.127	218.17	225.81		
	No.133	243.84	255.56		
	No.137	279.04	297.94		
	No.152	223.85	253.45		
	No.153	245.43	253.89		

資料）1.「平成 10 年度　ダムサイト地下水位観測作業　報告書」（平成 11 年 3 月）
2.「平成 11 年度　ダムサイト地下水位観測作業　報告書」（平成 12 年 3 月）
3.「平成 12 年度　ダムサイト地下水位観測作業　報告書」（平成 13 年 3 月）
4.「平成 13 年度　ダムサイト地下水位観測及び沼調査作業　報告書」（平成 13 年 9 月）
5.「平成 13 年度　ダムサイト地下水位観測及び沼地調査作業　報告書」（平成 14 年 3 月）
6.「平成 14 年度　大水調０２－５００５　ダムサイト地下水位観測及び沼調査作業　報告書」（平成 15 年 3 月）
7.「平成 15 年度　大水調０３－５００５　ダムサイト地下水位観測及び沼調査業務　報告書」（平成 16 年 3 月）
8.「平成 16 年度　大戸川流量観測業務　報告書」（平成 17 年 3 月　大戸川ダム工事事務所）
9.「平成 17 年度　大戸川流量観測他業務　報告書」（平成 18 年 3 月　大戸川ダム工事事務所）
10.「平成 18 年度　大戸川流量観測他業務　報告書」（平成 19 年 3 月　大戸川ダム工事事務所）
11.「平成 19 年度　大戸川流量観測他業務　報告書」（平成 20 年 3 月　大戸川ダム工事事務所）
12.「平成 20 年度　大戸川流量観測他業務　報告書」（平成 21 年 3 月　大戸川ダム工事事務所）
をもとに作成

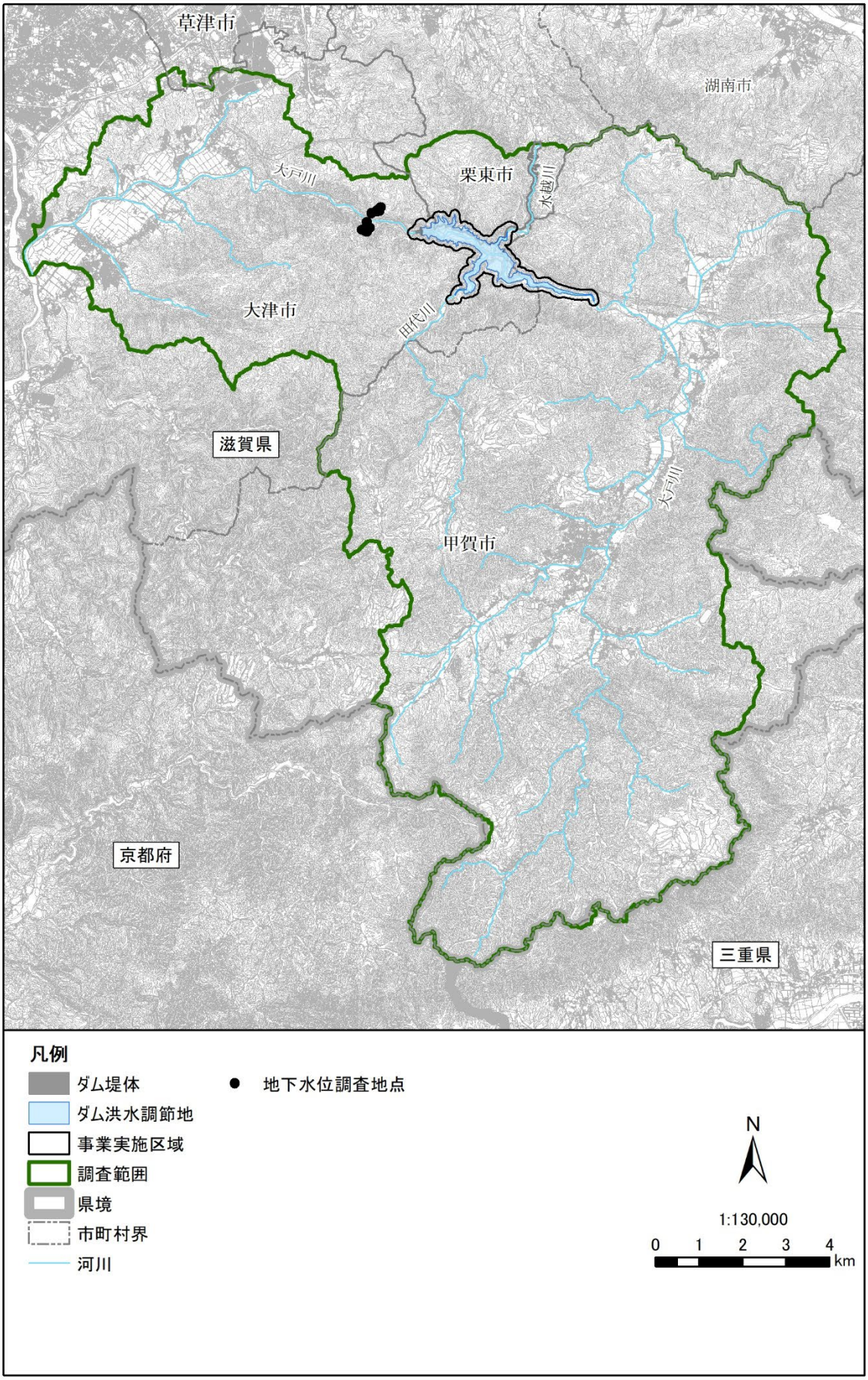

図 2.1.2-7　水質及び水底の底質の調査地点

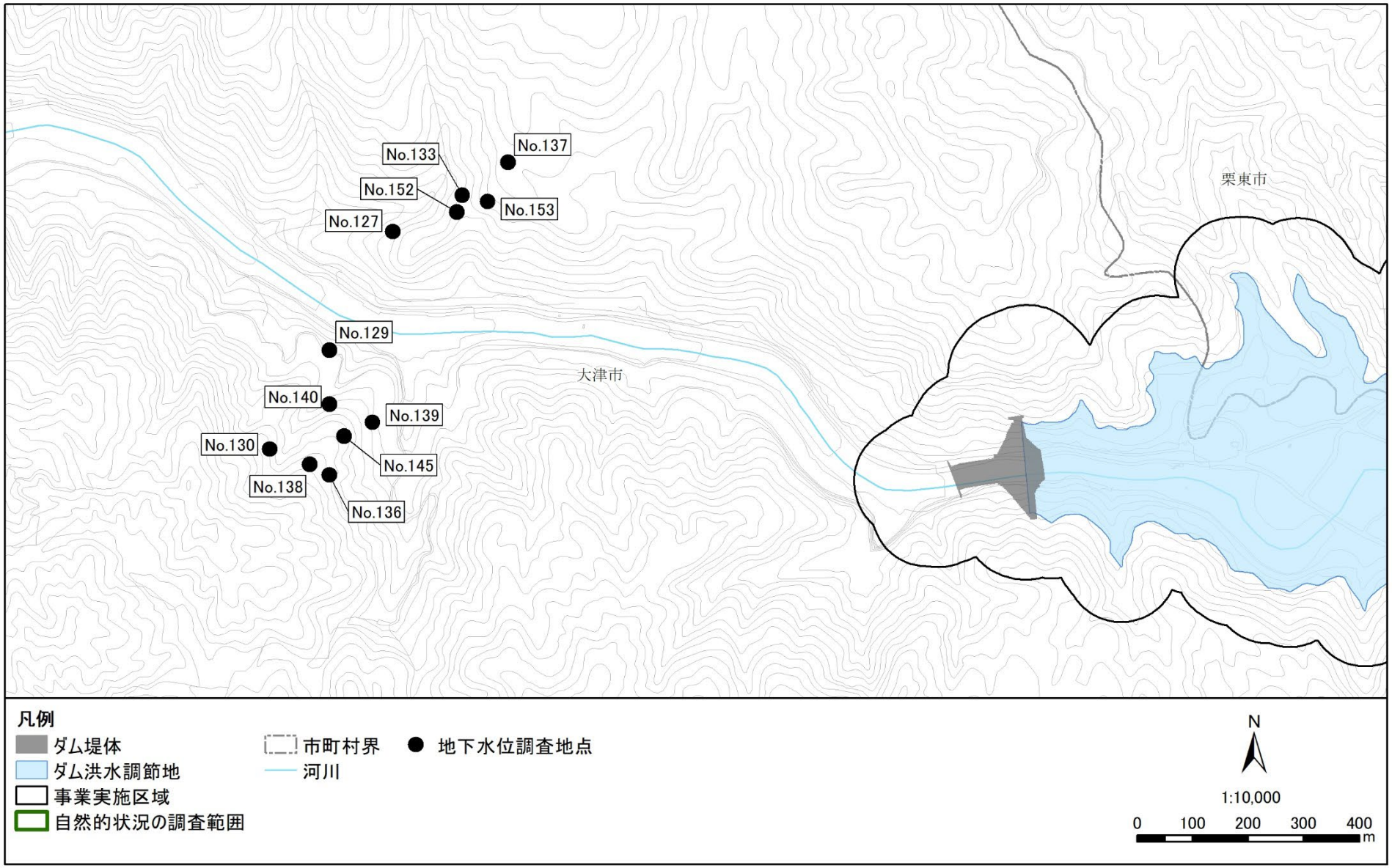

図 2.1.2-8　水質及び水底の底質の調査地点（拡大図）

2.1.3 土壌及び地盤の状況

調査範囲における土壌及び地盤の状況は、図 2.1.3-1 に示すとおりであり、残積性未熟土壌、粗粒残積性未熟土壌及び褐色森林土(乾性褐色森林土壌、褐色森林土壌)が大部分を占めている。

事業実施区域には、残積性未熟土壌、粗粒残積性未熟土壌、褐色低地土壌、粗粒灰色低地土壌等が分布している。

「令和 4 年度全国の地盤沈下地域の概況」(令和 6 年 3 月、環境省水・大気環境局) によると、滋賀県は地盤沈下の調査・確認はされていない。

また、ダイオキシン類(土壌)の調査が滋賀県及び大津市により実施されている。

調査結果は表 2.1.3-1 に示すとおりであり、全ての地点で環境基準を満足している。

表 2.1.3-1　ダイオキシン類(土壌)の調査結果

(単位：pg-TEQ/g)

市町村名	地区名	ダイオキシン類濃度	環境基準値	調査年度	出典
大津市	稲津 3 丁目	0.098	1,000	平成 23 年度	7
大津市	牧	0.84		平成 22 年度	6
大津市	上田上桐生町	0.93		平成 21 年度	5
大津市	青山	0.72		平成 18 年度	1､4
甲賀市	信楽町	8.4		令和 3 年度	3､9
甲賀市	信楽町	6.4		平成 26 年度	2､8
甲賀市	信楽町西	0.57		平成 18 年度	1､4
甲賀市	信楽町牧	0.44		平成 18 年度	1､4

資料) 1.「滋賀県環境白書　平成 19 年 (2007 年) 版」(平成 20 年 1 月　滋賀県)
2.「滋賀の環境 2015 (平成 27 年版環境白書)」(平成 28 年 2 月　滋賀県)
3.「滋賀の環境 2022 (令和 4 年版環境白書)」(令和 5 年 1 月　滋賀県)
4.「平成 18 年度ダイオキシン類に係る環境調査結果」(平成 19 年 3 月　環境省)
5.「平成 21 年度ダイオキシン類に係る環境調査結果」(平成 22 年 12 月　環境省)
6.「平成 22 年度ダイオキシン類に係る環境調査結果」(平成 24 年 3 月　環境省)
7.「平成 23 年度ダイオキシン類に係る環境調査結果」(平成 25 年 3 月　環境省)
8.「平成 26 年度ダイオキシン類に係る環境調査結果」(平成 28 年 3 月　環境省)
9.「令和 3 年度ダイオキシン類に係る環境調査結果」(令和 5 年 3 月　環境省)
をもとに作成

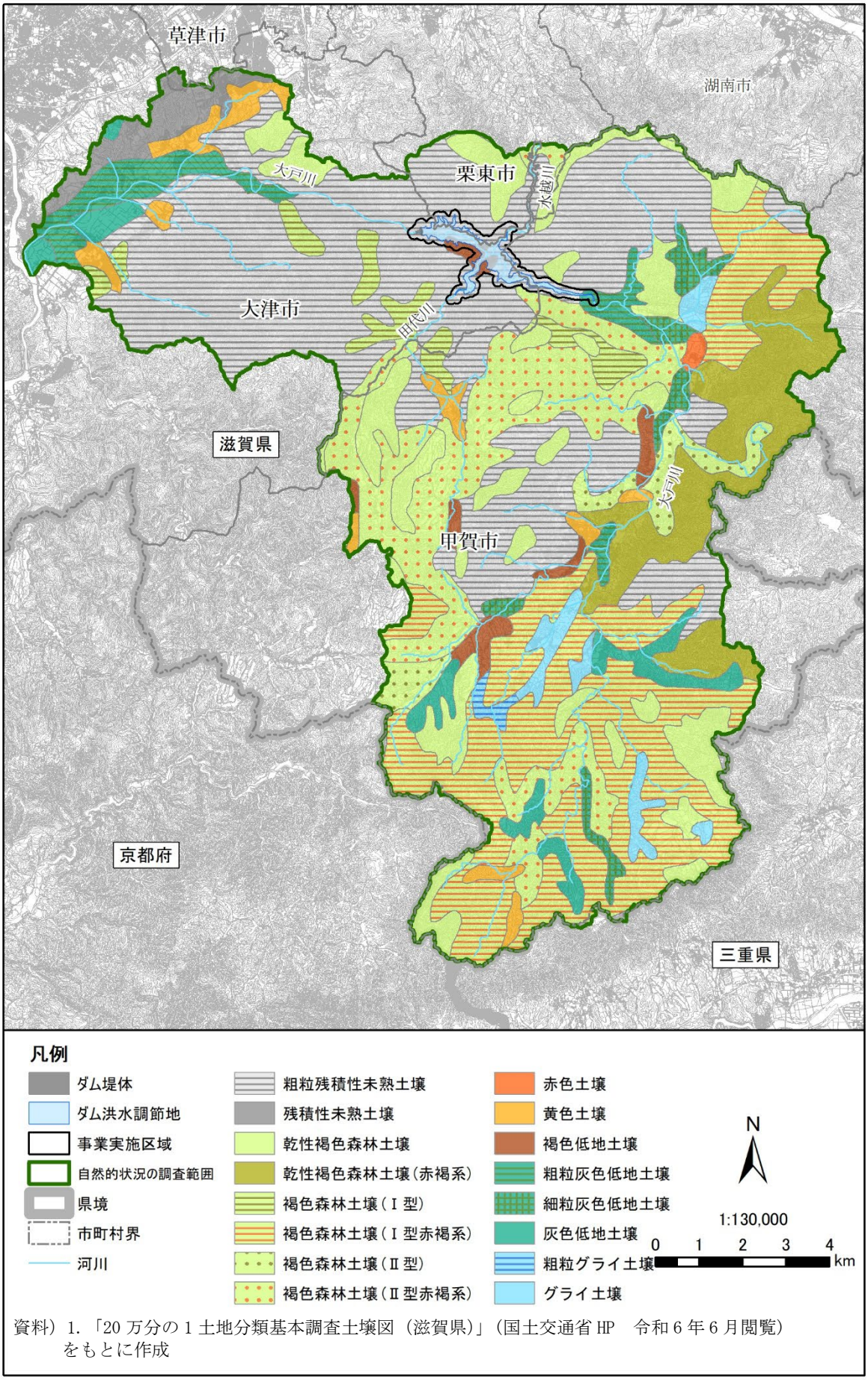

資料）1.「20 万分の 1 土地分類基本調査土壌図（滋賀県）」（国土交通省 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
をもとに作成

図 2.1.3-1　土壌の状況

2.1.4 地形及び地質の状況

2.1.4.1 地形

調査範囲における地形の状況は、図 2.1.4-1 に示すとおりであり、ほぼ全域が小起伏山地であり、大戸川沿いに小起伏丘陵地及び扇状地性低地が広がっている。

事業実施区域は、全域が小起伏山地である。

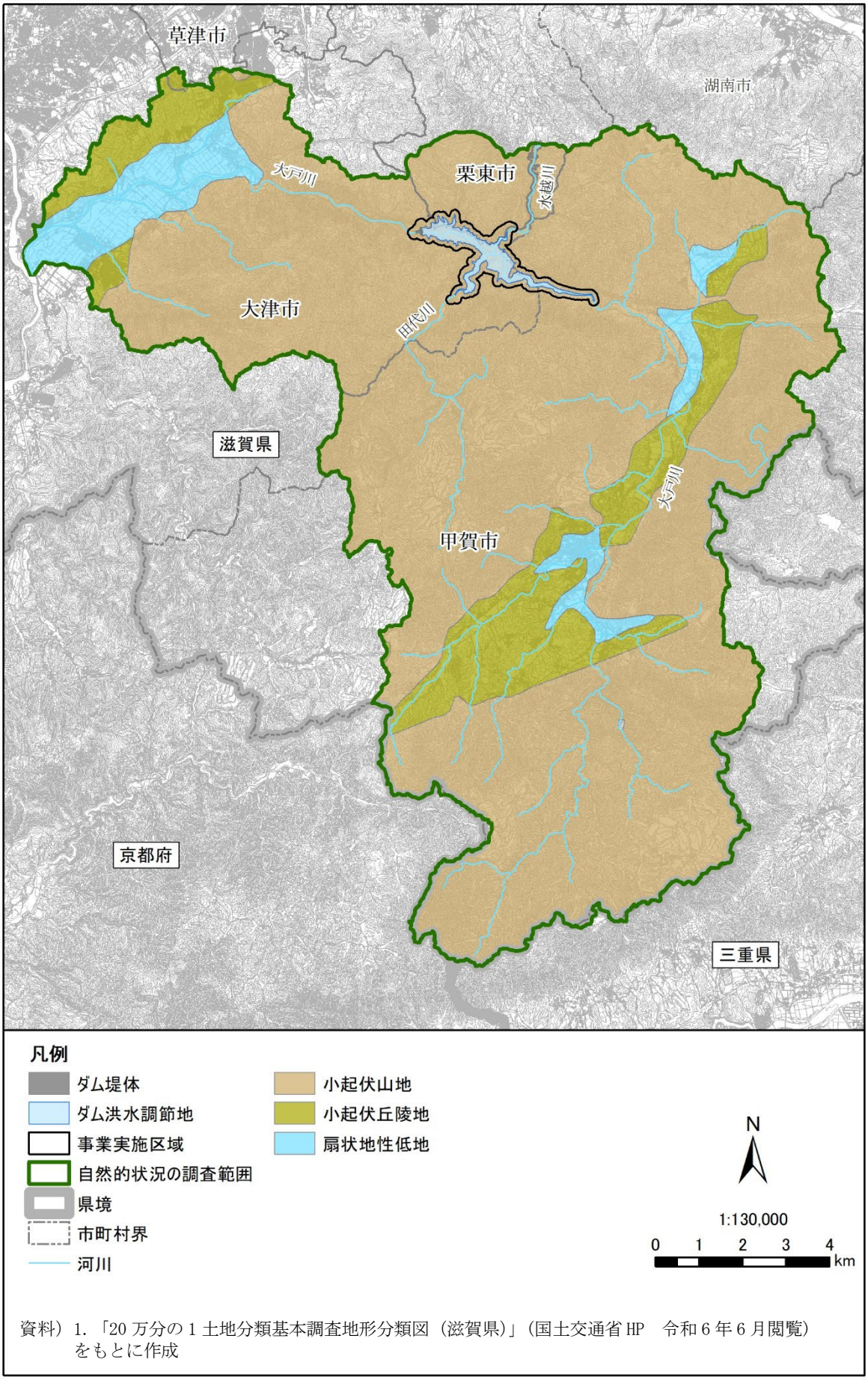

資料）1.「20 万分の 1 土地分類基本調査地形分類図（滋賀県）」（国土交通省 HP　令和 6 年 6 月閲覧）をもとに作成

図 2.1.4-1　地形の状況

2.1.4.2 地質

調査範囲における地質の状況は、図 2.1.4-2 に示すとおりであり、花崗岩が広く分布している。大戸川沿いに砂（扇状地の末端）、その周囲に礫（古琵琶湖層）（洪積世）や砕屑物（花崗岩）が分布している。

事業実施区域には、大戸川北側は花崗岩、南側は砂（扇状地の末端）が分布している。

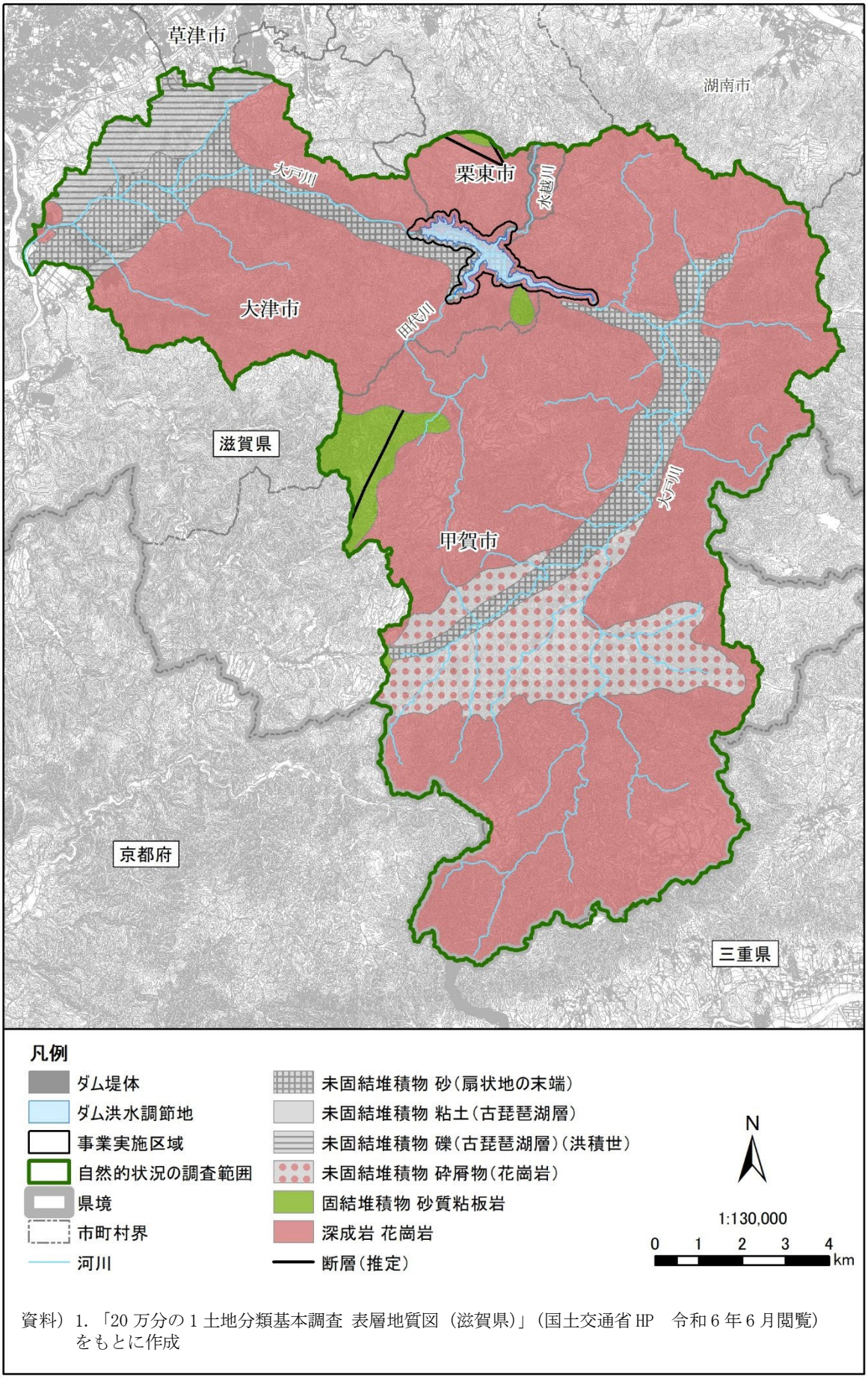

資料）1.「20 万分の 1 土地分類基本調査 表層地質図（滋賀県)」（国土交通省 HP　令和 6 年 6 月閲覧）をもとに作成

図 2.1.4-2　地質の状況

2.1.4.3 重要な地形・地質

重要な地形及び地質の選定にあたっては表 2.1.4-1 に示す法律及び文献を使用した。

調査範囲における重要な地形及び地質は表 2.1.4-2 及び図 2.1.4-3 に示すとおりであり、重要な地質として、田上山花崗岩とペグマタイト、田上山の球状花崗岩、湖南地域の古琵琶湖層群、信楽地域の古琵琶湖層群と陶土層が、重要な地形として、信楽高原 田上山地のバッドランド地形が分布している。

事業実施区域全域に、田上山花崗岩とペグマタイトが分布している。

表 2.1.4-1　重要な地形及び地質の選定基準

番号	法律及び文献	選定基準及びランク
a	「文化財保護法」 (昭和 25 年法律第 214 号) 「滋賀県文化財保護条例」 (昭和 31 年滋賀県条例第 57 号) 「大津市文化財保護条例」 (昭和 52 年大津市条例第 2 号) 「栗東市文化財保護条例」 (昭和 56 年栗東市条例第 17 号) 「甲賀市文化財保護条例」 (平成 16 年甲賀市条例第 172 号)	天然記念物
b	「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」 (平成 4 年条約第 7 号)	登録自然遺産
c	「自然環境保全法」 (昭和 47 年法律第 85 号)	自然環境保全地域
d	「滋賀県自然環境保全条例」 (昭和 48 年滋賀県条例第 42 号)	自然記念物
e	「すぐれた自然の調査(第 1 回自然環境保全基礎調査)滋賀県すぐれた自然図」 (昭和 51 年、環境庁)	すぐれたまたは特異な地形・地質・自然現象
f	「日本の地形レッドデータブック 第 1 集－危機にある地形－」 (平成 12 年 12 月　小泉武栄、青木賢人) 「日本の地形レッドデータブック 第 2 集－保存すべき地形－」 (平成 14 年 3 月　小泉武栄、青木賢人)	①：日本の自然を代表する典型的かつ希少、貴重な地形 ②：①に準じ、地形学の教育上重要な地形もしくは地形学の研究の進展に伴って新たに注目したほうがよいと考えられる地形 ③：多数存在するが、なかでも最も典型的な形態を示し、保存することが望ましい地形 ④：動物や植物の生育地として重要な地形

表 2.1.4-2　重要な地形及び地質

項目	No.	名称	選定基準					
			a	b	c	d	e	f
地質	1	田上山花崗岩とペグマタイト					●	
	2	田上山の球状花崗岩					●	
	3	湖南地域の古琵琶湖層群					●	
	4	信楽地域の古琵琶湖層群と陶土層					●	
地形	5	信楽高原　田上山地のバッドランド地形						●

注）1.表中の No.は図 2.1.4-3 の番号と対応する。
　　2.選定基準のアルファベットは表 2.1.4-1 の番号と対応する。

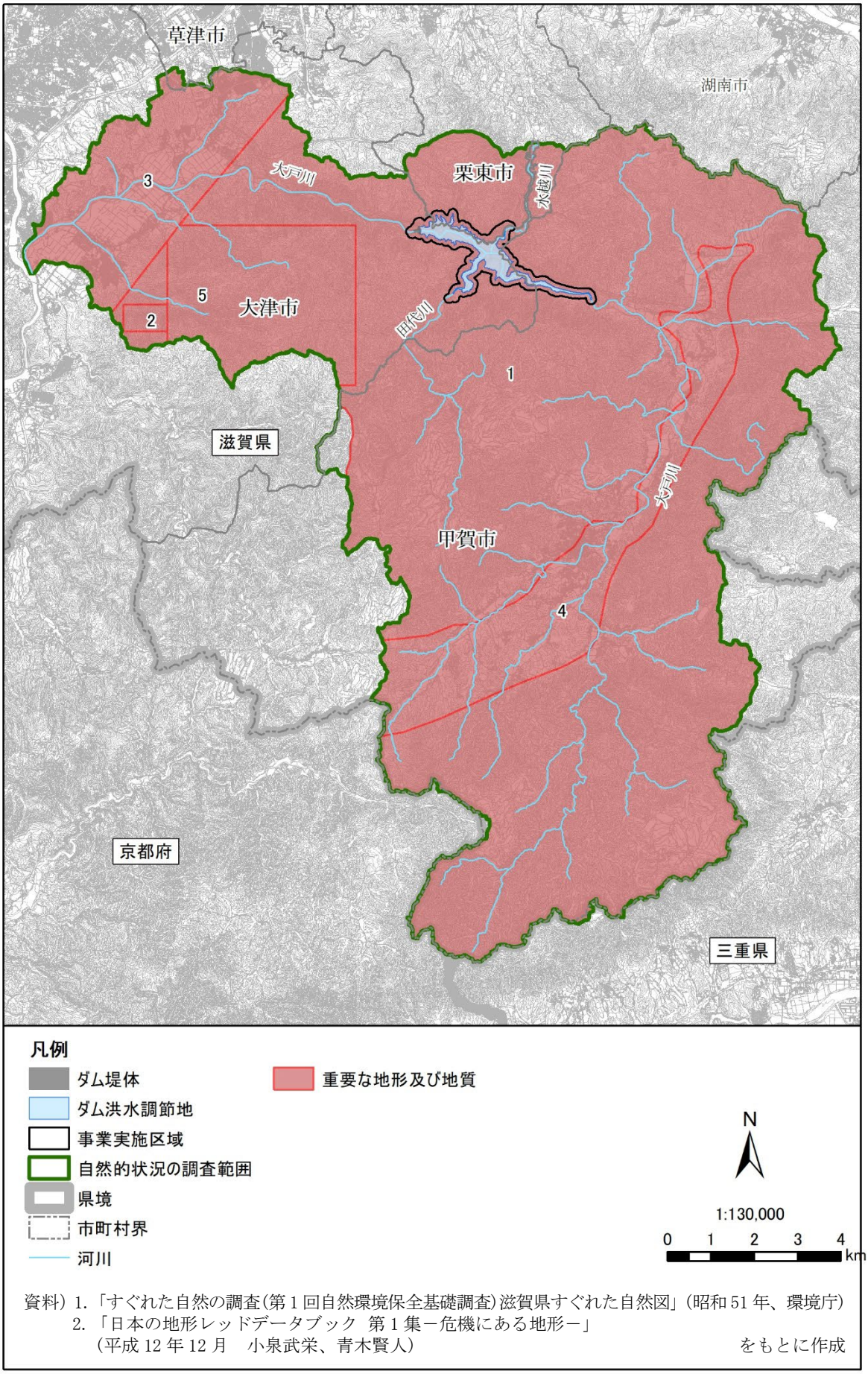

資料）1.「すぐれた自然の調査(第1回自然環境保全基礎調査)滋賀県すぐれた自然図」(昭和51年、環境庁)
2.「日本の地形レッドデータブック 第1集－危機にある地形－」
（平成12年12月 小泉武栄、青木賢人）
をもとに作成

図 2.1.4-3 重要な地形及び地質の状況

2.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

2.1.5.1 動物

(1) 哺乳類

自然的状況の調査範囲には、表 2.1.5-1 に示す文献を調査した結果、カワネズミ、キクガシラコウモリ、ニホンモモンガ等 53 種が分布している。

表 2.1.5-1　文献一覧(哺乳類)

番号	文献名
1	文化財保護法(昭和 25 年　文化庁ＨＰ)
2	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年　環境省)
3	環境省レッドリスト 2020(令和 2 年　環境省ＨＰ)
4	滋賀県で大切にすべき野生生物（滋賀県版レッドデータブック）2020 年版(令和 3 年 滋賀県)
5	ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例(平成 18 年　滋賀県)
6	甲賀市レッドリスト 2022(令和 4 年　甲賀市)
7	第 2 回自然環境保全基礎調査(昭和 62 年　環境庁 HP)
8	第 4 回自然環境保全基礎調査(平成 4 年　環境庁 HP)
9	第 6 回自然環境保全基礎調査 現存植生図(平成 14（調査年度）　生物多様性センター HP)
10	大戸川ダム環境調査（その 4）業務報告書（昭和 59 年 3 月）
11	付替県道環境調査業務報告書（平成 11 年 3 月）
12	平成 11 年度大戸川ダム環境補足調査業務報告書（平成 11 年 10 月）
13	平成 11 年度大戸川ダム環境補足調査（その 2）業務報告書（平成 12 年 3 月）
14	平成 11 年度ダムサイト下流左岸環境補足調査業務報告書（平成 12 年 3 月）
15	平成 12 年度ダムサイト下流右岸環境補足調査業務報告書（平成 13 年 3 月）
16	平成 12 年度ダムサイト下流左岸環境補足調査業務報告書（平成 12 年 10 月）
17	平成 12 年度大戸川ダム環境補足調査業務報告書（平成 12 年 8 月）
18	平成 12 年度大戸川河川環境調査業務報告書（平成 13 年 2 月）
19	平成 13 年度大戸川ダム道路環境保全検討業務（平成 14 年 3 月）
20	大戸川ダム環境調査影響評価計画検討業務報告書（平成 15 年 3 月）
21	大戸川ダム自然環境補足調査業務報告書（平成 16 年 3 月）
22	大戸川ダム自然環境補足調査（その 2）業務報告書（平成 16 年 3 月）
23	大戸川ダム自然環境補足調査（その 3）業務（平成 16 年 12 月）
24	大津信楽線下流部環境調査業務（平成 22 年 11 月）

上記の文献及び令和 5 年に実施した事業者の調査結果から、次に示す重要種の選定基準により重要な種を選定したところ、表 2.1.5-2 に示すとおりであり、文献によるとアズマモグラ、モモジロコウモリ、ニホンモモンガ等 33 種、事業者の調査ではジネズミ、キクガシラコウモリ、ヒメネズミ等 12 種を確認した。

＜「重要な種」の選定基準＞

・文化財保護法：「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）
・種の保存法：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）
・環境省 RL2020：報道発表資料「環境省レッドリスト 2020 の公表について」（令和 2 年 環境省）
・滋賀県 RDB2020：「滋賀県で大切にすべき野生生物-滋賀県レッドデータブック 2020 年版-」（令和 3 年　滋賀県）
・滋賀県条例：「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」（平成 18 年 3 月 30 日条例第 4 号、最終改正：平成 31 年 3 月 22 日条例第 46 号）
・甲賀市 RL2022：「甲賀市レッドリスト 2022」（令和 4 年　甲賀市）

表 2.1.5-2　哺乳類の重要な種

No.	科名	種名	確認状況		重要種の選定基準					
			文献確認種	事業者の調査（R5年調査）	文化財保護法	種の保存法	環境省RL2020	滋賀県RDB2020	滋賀県条例	甲賀市RL2022
1	トガリネズミ	シントウトガリネズミ(シントウトガリネズミ)	●					注目		
2		ジネズミ	●	●				注目		注目
3		カワネズミ	●					絶危	希少	注目
4	モグラ	ミズラモグラ	●				NT	絶危	希少	絶危
5		アズマモグラ	●					希少	希少	
－		モグラ属※1		●				希少※9	希少※9	
6	キクガシラコウモリ	コキクガシラコウモリ	●					絶危	希少	絶危
7		キクガシラコウモリ	●	●				絶危	希少	絶増
8	ヒナコウモリ	カグヤコウモリ	●					絶危	希少	
9		モモジロコウモリ	●	●				絶危	希少	絶危
10		クロホオヒゲコウモリ	●				VU	絶危	希少	
11		モリアブラコウモリ	●				VU	絶危	希少	
12		ヤマコウモリ	●				VU	注目		
13		ヒナコウモリ	●					絶危	指定	
14		ニホンウサギコウモリ	●				LP	注目		
15		ユビナガコウモリ	●					絶危	希少	絶危
16		コテングコウモリ	●					絶危	希少	
17		テングコウモリ	●	●				絶危	指定	絶危
－		ヒナコウモリ科※2	●	●			VU※6	絶危※10	希少※10	絶危※16
18	オヒキコウモリ	オヒキコウモリ	●				VU	注目		
－	－	コウモリ目(A)※3	●				VU※7	絶危※11-1 注目※11-2	指定※14	
－	－	コウモリ目※4		●			VU※8	絶危※12	希少※15-1 指定※15-2	絶危※17-1 絶増※17-2
19	オナガザル	ニホンザル	●	●				注目		
20	ウサギ	ノウサギ	●	●						注目
21	リス	ニホンリス	●	●						注目
22		ニホンモモンガ	●					絶危	希少	絶危
23		ムササビ	●	●				希少	希少	絶増
－		リス科※5		●				希少※13	希少※13	注目※18-1 絶増※18-2
24	ヤマネ	ヤマネ	●		国天			絶増	希少	
25	ネズミ	スミスネズミ	●					他		注目
26		ハタネズミ	●					希少	希少	注目
27		ヒメネズミ	●	●						注目
28		カヤネズミ	●	●				希少	希少	絶増
29	クマ	ツキノワグマ	●			国際		希少	希少	注目
30	イヌ	オオカミ	●			国際	EX	絶滅		絶滅
31	イタチ	アナグマ	●	●						注目
32		カワウソ	●		特天	国際	EX	絶滅		
33	ウシ	カモシカ	●		特天			絶危	希少	絶危
14科33種			33種	12種	3種	3種	8種	29種	20種	20種

注1）種名及び分類は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和5年度生物リスト」（水情報国土データ管理センター、令和5年）に準拠した。

注2）重要種の選定基準

文化財保護法：「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号）

特天：特別天然記念物、国然：天然記念物

種の保存法　：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月5日法律第75号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号）

国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、特一：特定第一種国内希少野生動植物種、特二：特定第二種国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

環境省RL2020：報道発表資料「環境省レッドリスト2020の公表について」（環境省、令和2年）

EX：絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

滋賀県RDB2020：「滋賀県で大切にすべき野生生物-滋賀県レッドデータブック2020年版-」（滋賀県、令和3年）

絶危：絶滅危惧種、絶増：絶滅危機増大種、希少：希少種、注目：要注目種、分布：分布上重要種、その他：その他重要種、絶滅：絶滅種

滋賀県条例：「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」（平成18年3月30日条例第4号、最終改正：平成31年3月22日条例第46号）

希少：希少野生動植物種、指定：希少野生動植物種のうち特にその保護を図る必要があると認めるもの（指定希少野生動植物種）

甲賀市RL2022：「甲賀市レッドリスト2022」（甲賀市、令和4年）

絶滅：絶滅種、絶危：絶滅危惧種、絶増：絶滅危機増大種、注目：要注目種、地域：地域種

注3）事業者の調査(R5年調査)の確認状況から予測地域外の種は除いている。

※1 モグラ属は塚、坑道での確認であり、アズマモグラ、コウベモグラの可能性が考えられる。
※2 エコーロケーションコールの確認であり、周波数が40～50kHzのヒナコウモリ科
（音声での捕捉が難しいとされるテングコウモリ、コテングコウモリを除く）のグループと考えられる。
※3 周波数20kHz帯の超音波を記録したコウモリで、ヤマコウモリ、クビワコウモリ、ヒナコウモリ、オヒキコウモリの可能性がある。
※4 橋梁下での糞の確認であり、橋梁を休息場として利用するグループと考えられる。
※5 リス科はマツ球果の食痕での確認であり、ニホンリス、ムササビの可能性が考えられる。
※6 クロホオヒゲコウモリ、ノレンコウモリ、モリアブラコウモリの場合。
※7 ヤマコウモリ、クビワコウモリ、オヒキコウモリの場合。
※8 ノレンコウモリの場合。
※9 アズマモグラの場合。
※10 カグヤコウモリ、モモジロコウモリ、クロホオヒゲコウモリ、モリアブラコウモリ、ユビナガコウモリの場合。
※11-1 ヒナコウモリの場合。
※11-2 ヤマコウモリ、オヒキコウモリの場合。
※12 コキクガシラコウモリ、キクガシラコウモリ、カグヤコウモリ、モモジロコウモリ、ヒナコウモリ、ユビナガコウモリ、テングコウモリの場合。
※13 ムササビの場合。
※14 ヒナコウモリの場合。
※15-1 コキクガシラコウモリ、キクガシラコウモリ、カグヤコウモリ、モモジロコウモリ、ユビナガコウモリの場合。
※15-2 ヒナコウモリ、テングコウモリの場合。
※16 モモジロコウモリ、ユビナガコウモリの場合。
※17-1 コキクガシラコウモリ、モモジロコウモリ、ユビナガコウモリ、テングコウモリの場合。
※17-2 キクガシラコウモリの場合。
※18-1 ニホンリスの場合。
※18-2 ムササビの場合。

(2) 鳥類

自然的状況の調査範囲には、表 2.1.5-3 に示す文献を調査した結果、コジュケイ、ヒシクイ、カイツブリ等 201 種が分布している。

表 2.1.5-3　文献一覧(鳥類)

番号	文献名
1	文化財保護法(昭和 25 年　文化庁ＨＰ)
2	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年　環境省)
3	環境省レッドリスト 2020(令和 2 年　環境省ＨＰ)
4	近畿地区・鳥類レッドデータブック－(平成 14 年　山岸哲監修、江崎保男・和田岳編著)
5	滋賀県で大切にすべき野生生物（滋賀県版レッドデータブック）2020 年版(令和 3 年　滋賀県)
6	ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例(平成 18 年　滋賀県)
7	甲賀市レッドリスト 2022(令和 4 年　甲賀市)
8	第 2 回自然環境保全基礎調査(昭和 62 年　環境庁 HP)
9	第 4 回自然環境保全基礎調査(平成 4 年　環境庁 HP)
10	第 6 回自然環境保全基礎調査 現存植生図(平成 14（調査年度）　生物多様性センター HP)
11	大戸川ダム環境調査（その 4）業務報告書（昭和 59 年 3 月）
12	昭和 63 年度大戸川ダム環境調査（その 1）業務報告書（昭和 63 年 10 月）
13	大戸川ダム環境調査（鳥類）業務報告書（平成 1 年 10 月）
14	平成 3 年度大戸川ダム環境調査（鳥類）作業報告書（平成 4 年 3 月）
15	平成 4 年度大戸川ダム環境調査（鳥類）業務報告書（平成 5 年 3 月）
16	付替県道環境調査業務報告書（平成 11 年 3 月）
17	平成 11 年度大戸川ダム環境補足調査業務報告書（平成 11 年 10 月）
18	平成 11 年度大戸川河川環境調査業務報告書（平成 12 年 3 月）
19	平成 12 年度大戸川ダム猛禽類調査業務報告書（平成 13 年 3 月）
20	平成 12 年度ダムサイト下流右岸環境補足調査業務報告書（平成 13 年 3 月）
21	平成 12 年度ダムサイト下流左岸環境補足調査業務報告書（平成 12 年 10 月）
22	平成 12 年度大戸川ダム環境補足調査業務報告書（平成 12 年 8 月）
23	大戸川ダム猛禽類補足調査業務報告書（平成 13 年 9 月）
24	平成 12 年度大戸川河川環境調査業務報告書（平成 13 年 2 月）
25	大戸川ダム環境調査影響評価計画検討業務報告書（平成 15 年 3 月）
26	大戸川ダム自然環境補足調査業務報告書（平成 16 年 3 月）
27	大戸川ダム自然環境補足調査（その 3）業務（平成 16 年 12 月）
28	大津信楽線下流部環境調査業務（平成 22 年 11 月）
29	大戸川ダム環境調査業務（令和 2 年 1 月）

上記の文献及び令和 5 年に実施した事業者の調査結果から、次に示す重要種の選定基準により重要な種を選定したところ、表 2.1.5-4 に示すとおりであり、文献によるとヒシクイ、アオバト、ケリ等 151 種、事業者の調査ではヤマドリ、アオバト、イカルチドリ等 47 種を確認した。

＜「重要な種」の選定基準＞

・文化財保護法：「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）

・種の保存法：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）

・環境省 RL2020：報道発表資料「環境省レッドリスト 2020 の公表について」（令和 2 年 環境省）

・近畿版 RDB：「近畿地区・鳥類レッドデータブック-絶滅危惧種判定システムの開発（平成 14 年　山岸哲監修、江崎保男・和田岳編著）」

・滋賀県 RDB2020：「滋賀県で大切にすべき野生生物-滋賀県レッドデータブック 2020 年版-」（令和 3 年　滋賀県）

・滋賀県条例：「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」（平成 18 年 3 月 30 日条例第 4 号、最終改正：平成 31 年 3 月 22 日条例第 46 号）

・甲賀市 RL2022：「甲賀市レッドリスト 2022」（令和 4 年　甲賀市）

表 2.1.5-4(1)　鳥類の重要な種

No.	科	種名	確認状況		重要種の選定基準						
			文献確認種	事業者の調査（R5年調査）	文化財保護法	種の保存法	環境省RL2020	近畿版RDB	滋賀県RDB2020	滋賀県条例	甲賀市RL2022
1	キジ	ヤマドリ	●	●					他		絶増
2	カモ	ヒシクイ	●		国天		VU※1-1 NT※1-2	越冬3	絶増	希少	
3		マガン	●		国天		NT	越冬3	絶増	希少	
4		コハクチョウ	●					越冬3	希少	希少	
5		オオハクチョウ	●					越冬2	希少	希少	
6		オシドリ	●				DD	繁殖3	希少	希少	注目
7		ヨシガモ	●					越冬3	希少	希少	
8		アメリカヒドリ	●					越冬3	希少	希少	
9		マガモ	●					繁殖3			
10		シマアジ	●					通過3	希少	希少	
11		トモエガモ	●				VU	越冬3	希少	希少	
12		ホオジロガモ	●					越冬3	希少	希少	
13		ミコアイサ	●					越冬3	希少	希少	
14		カワアイサ	●					越冬3	希少	希少	
15		ウミアイサ	●					越冬3	希少	希少	
16	カイツブリ	カイツブリ	●						希少	希少	注目
17		カンムリカイツブリ	●					繁殖3	希少	希少	
18	ハト	アオバト	●	●					希少	希少	注目
19	コウノトリ	コウノトリ	●		特天	国内	CR		注目		
20	サギ	サンカノゴイ	●				EN	繁殖1	絶危	指定	
21		ヨシゴイ	●				NT	繁殖2	絶危	指定	
22		ミゾゴイ	●	●			VU	繁殖2	絶増	希少	絶危
23		ゴイサギ	●						希少	希少	注目
24		ササゴイ	●					繁殖3	希少	希少	
25		アマサギ	●						注目		注目
26		チュウサギ	●				NT	繁殖3	希少	希少	注目
27		コサギ	●						注目		注目
28	クイナ	クイナ	●					越冬2	絶増	希少	
29		ヒクイナ	●				NT	繁殖2	絶増	希少	絶増
30		バン	●						希少	希少	絶増
31		オオバン	●					繁殖3			
32	カッコウ	ジュウイチ	●					繁殖2	希少	希少	絶危
33		ホトトギス	●	●				繁殖3	希少	希少	注目
34		ツツドリ	●					繁殖3	希少	希少	絶増
35		カッコウ	●					繁殖3	希少	希少	絶危
36	ヨタカ	ヨタカ	●	●			NT	繁殖2	絶増	希少	絶増
37	アマツバメ	ハリオアマツバメ	●					繁殖注			
38	チドリ	タゲリ	●					越冬3	希少	希少	
39		ケリ	●				DD				注目
40		ダイゼン	●					通過2	希少	希少	
41		イカルチドリ	●	●				繁殖3	希少	希少	注目
42		コチドリ	●	●				繁殖3	希少	希少	注目
43		シロチドリ	●				VU	繁殖3	希少	希少	
44		メダイチドリ	●			国際		通過3	希少	希少	
45	セイタカシギ	セイタカシギ	●				VU		希少	希少	
46	シギ	ヤマシギ	●	●				越冬3	希少	希少	
47		アオシギ	●					越冬2	希少	希少	
48		オオジシギ	●				NT	通過3	希少	希少	
49		チュウジシギ	●					通過2	希少	希少	
50		タシギ	●					越冬3	希少	希少	

表 2.1.5-4(2)　鳥類の重要な種

No.	科	種名	確認状況		重要種の選定基準						
			文献確認種	事業者の調査（R5年調査）	文化財保護法	種の保存法	環境省RL2020	近畿版RDB	滋賀県RDB2020	滋賀県条例	甲賀市RL2022
51	シギ	オグロシギ	●					通過2	希少	希少	
52		オオソリハシシギ	●				VU	通過3	希少	希少	
53		チュウシャクシギ	●					通過3	希少	希少	
54		ダイシャクシギ	●					通過2	希少	希少	
55		ホウロクシギ	●			国際	VU	通過2	希少	希少	
56		ツルシギ	●				VU	通過3	希少	希少	
57		コアオアシシギ	●					通過2	希少	希少	
58		アオアシシギ	●					通過3	希少	希少	
59		クサシギ	●					越冬3	希少	希少	
60		タカブシギ	●				VU	通過3	希少	希少	
61		キアシシギ	●					通過3	希少	希少	
62		ソリハシシギ	●					通過3	希少	希少	
63		イソシギ	●					繁殖2	希少	希少	
64		キョウジョシギ	●					通過3	希少	希少	
65		オバシギ	●			国際		通過2	希少	希少	
66		トウネン	●					通過3	希少	希少	
67		オジロトウネン	●					通過2	希少	希少	
68		ヒバリシギ	●					通過2	希少	希少	
69		ウズラシギ	●					通過3	希少	希少	
70		エリマキシギ	●					通過2	希少	希少	
71	タマシギ	タマシギ	●				VU	繁殖2	絶増	希少	絶危
72	ツバメチドリ	ツバメチドリ	●				VU	通過2	希少	希少	
73	カモメ	コアジサシ	●				VU	繁殖2	絶増	希少	
74	ミサゴ	ミサゴ	●	●			NT	繁殖2	希少	希少	
75	タカ	ハチクマ	●	●			NT	繁殖2	絶増	希少	絶増
76		オジロワシ	●		国天	国内	VU	越冬3	絶増	希少	
77		オオワシ	●		国天	国内	VU	越冬3	絶増	希少	
78		チュウヒ	●			国内	EN	繁殖1	絶増	希少	
79		ハイイロチュウヒ	●					越冬2	希少	希少	
80		ツミ	●	●				繁殖3	希少	希少	
81		ハイタカ	●	●			NT	繁殖注	希少	希少	
82		オオタカ	●	●			NT	繁殖3	希少	希少	絶増
83		サシバ	●	●			VU	繁殖2	希少	希少	絶増
84		ノスリ	●	●				越冬3	希少	希少	注目
85		イヌワシ	●		国天	国内	EN	繁殖1	絶危	希少	絶危
86		クマタカ	●	●		国内	EN	繁殖2	絶危	希少	絶増
87	フクロウ	オオコノハズク	●	●				繁殖2	絶危	指定	絶危
88		コノハズク	●					繁殖2	絶危	指定	
89		フクロウ	●	●				繁殖3	希少	希少	絶増
90		アオバズク	●					繁殖3	希少	希少	絶増
91		トラフズク	●					越冬2	絶増	希少	
92		コミミズク	●					越冬2	絶危	指定	
93	カワセミ	アカショウビン	●	●				繁殖2	希少	希少	絶増
94		カワセミ	●	●				繁殖3	希少	希少	地域
95		ヤマセミ	●	●				繁殖3	絶危	指定	絶危
96	ブッポウソウ	ブッポウソウ	●				EN	繁殖1	絶危	指定	絶危
97	キツツキ	アリスイ	●					越冬3	希少	希少	
98		オオアカゲラ	●	●				繁殖3	希少	希少	絶増
99		アカゲラ	●	●				繁殖3			絶増
100		アオゲラ	●	●				繁殖3			注目

表 2.1.5-4(3)　鳥類の重要な種

No.	科	種名	確認状況		重要種の選定基準						
			文献確認種	事業者の調査（R5年調査）	文化財保護法	種の保存法	環境省RL2020	近畿版RDB	滋賀県RDB2020	滋賀県条例	甲賀市RL2022
101	ハヤブサ	チョウゲンボウ	●					越冬3	希少	希少	
102		コチョウゲンボウ	●					越冬2	希少	希少	
103		ハヤブサ	●	●		国内	VU	繁殖3	希少	希少	
104	ヤイロチョウ	ヤイロチョウ	●	●		国内	EN	繁殖1	希少	希少	
105	サンショウクイ	サンショウクイ	●	●			VU	繁殖3	希少	希少	注目
106	カササギヒタキ	サンコウチョウ	●	●				繁殖3	希少	希少	注目
107	キクイタダキ	キクイタダキ	●					越冬3	希少	希少	
108	ツリスガラ	ツリスガラ	●						希少	希少	
109	ツバメ	コシアカツバメ	●	●					他		注目
110	ウグイス	ヤブサメ	●	●					希少	希少	絶増
111	ムシクイ	メボソムシクイ上種	●					繁殖3	希少	希少	
112		エゾムシクイ	●	●				繁殖3			
113		センダイムシクイ	●	●				繁殖3	希少	希少	注目
114	ヨシキリ	オオヨシキリ	●					繁殖3	希少	希少	注目
115		コヨシキリ	●					繁殖3	希少	希少	
116	セッカ	セッカ	●						希少	希少	注目
117	レンジャク	キレンジャク	●						希少	希少	
118		ヒレンジャク	●					越冬注	希少	希少	
119	ゴジュウカラ	ゴジュウカラ	●					繁殖3	希少	希少	
120	キバシリ	キバシリ	●	●				繁殖3	希少	希少	
121	ミソサザイ	ミソサザイ	●	●				繁殖3	希少	希少	注目
122	ムクドリ	コムクドリ	●					通過3	希少	希少	
123	カワガラス	カワガラス	●	●				繁殖3	希少	希少	絶増
124	ヒタキ	マミジロ	●					繁殖3	希少	希少	
125		トラツグミ	●	●				繁殖2	希少	希少	絶増
126		クロツグミ	●	●				繁殖3	希少	希少	注目
127		コマドリ	●					繁殖3	絶増	希少	
128		コルリ	●	●				繁殖3	絶増	希少	絶危
129		ルリビタキ	●	●				繁殖3	希少	希少	
130		ノビタキ	●					繁殖3			
131		エゾビタキ	●					通過3			
132		コサメビタキ	●	●					希少	希少	注目
133		キビタキ	●	●				繁殖3	希少	希少	注目
134		オオルリ	●	●				繁殖3	希少	希少	注目
135	イワヒバリ	イワヒバリ	●						希少	希少	
136		カヤクグリ	●	●				繁殖3	希少	希少	
137	スズメ	ニュウナイスズメ	●						希少	希少	
138	セキレイ	ビンズイ	●	●				繁殖注			
139		タヒバリ	●						希少	希少	
140	アトリ	ハギマシコ	●						希少	希少	
141		ベニマシコ	●	●					希少	希少	
142		オオマシコ	●						希少	希少	
143		イスカ	●					越冬3	希少	希少	
144		ウソ	●	●					希少	希少	
145		シメ	●								

表 2.1.5-4(4)　鳥類の重要な種

No.	科	種名	確認状況		重要種の選定基準						
			文献確認種	事業者の調査（R5年調査）	文化財保護法	種の保存法	環境省RL2020	近畿版RDB	滋賀県RDB2020	滋賀県条例	甲賀市RL2022
146	ホオジロ	ホオアカ	●					繁殖3	希少	希少	
147		ミヤマホオジロ	●					越冬3			
148		ノジコ	●				NT	繁殖3	希少	希少	
149		アオジ	●	●				繁殖3			
150		クロジ	●					繁殖3	希少	希少	
151		オオジュリン	●						希少	希少	
45科151種			151種	47種	6種	11種	37種	126種	138種	133種	51種

注1)　種名及び分類は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和5年度生物リスト」(水情報国土データ管理センター、令和5年)に準拠した。

注2)　重要種の選定基準

種の保存法:「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号、最終改正:令和4年6月17日法律第68号)

国際:国際希少野生動植物種、国内:国内希少野生動植物種、特一:特定第一種国内希少野生動植物種、特二:特定第二種国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

文化財保護法:「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号、最終改正:令和4年6月17日法律第68号)

特天:特別天然記念物、国天:天然記念物

環境省RL2020:報道発表資料「環境省レッドリスト2020の公表について」(環境省、令和2年)

EX:絶滅、CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群

滋賀県RDB2020:「滋賀県で大切にすべき野生生物-滋賀県レッドデータブック2020年版-」(滋賀県、令和3年)

絶危:絶滅危惧種、絶増:絶滅危機増大種、希少:希少種、注目:要注目種、分布:分布上重要種、他:その他重要種、絶滅:絶滅種

「近畿地区・鳥類レッドデータブック-絶滅危惧種判定システムの開発(山岸哲監修、江崎保男・和田岳編著、平成14年)」

1:ランク1、2:ランク2、3:ランク3、注:要注目種、繁殖:繁殖個体群、越冬:越冬個体群、夏滞:夏期滞在個体群、通過:通過個体群

滋賀県条例:「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」(平成18年3月30日条例第4号、最終改正:平成31年3月22日条例第46号)

希少:希少野生動植物種、指定:希少野生動植物種のうち特にその保護を図る必要があると認めるもの(指定希少野生動植物種)

甲賀市RL2022:「甲賀市レッドリスト2022」(甲賀市、令和4年)

絶滅:絶滅種、絶危:絶滅危惧種、絶増:絶滅危機増大種、注目:要注目種、地域:地域種

注3)　「2023年夏～秋」には、2023年12月～2024年1月までの無人カメラのデータを含む。

注4)　事業者の調査(R5年調査)の確認状況から予測地域外の種を除く。

※1-1　亜種ヒシクイの場合。

※1-2　亜種オオヒシクイの場合。

(3) 爬虫類

自然的状況の調査範囲には、表 2.1.5-5 に示す文献を調査した結果、ニホンイシガメ、ニホンスッポン、タカチホヘビ等 16 種が分布している。

表 2.1.5-5 文献一覧(爬虫類)

番号	文献名
1	文化財保護法(昭和 25 年　文化庁ＨＰ)
2	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年　環境省)
3	環境省レッドリスト 2020(令和 2 年　環境省ＨＰ)
4	滋賀県で大切にすべき野生生物（滋賀県版レッドデータブック）2020 年版(令和 3 年滋賀県)
5	ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例(平成 18 年　滋賀県)
6	甲賀市レッドリスト 2022(令和 4 年　甲賀市)
7	第 2 回自然環境保全基礎調査(昭和 62 年　環境庁 HP)
8	第 4 回自然環境保全基礎調査(平成 4 年　環境庁 HP)
9	大戸川ダム環境調査（その７）業務報告書（昭和 62 年 3 月）
10	昭和 63 年度大戸川ダム環境調査（その 1）業務報告書(昭和 63 年 10 月)
11	付替県道環境調査業務報告書（平成 11 年 3 月）
12	平成 11 年度大戸川ダム環境補足調査業務報告書（平成 11 年 10 月）
13	平成 11 年度大戸川ダム環境補足調査（その 2）業務報告書（平成 12 年 3 月）
14	平成 11 年度ダムサイト下流左岸環境補足調査業務報告書（平成 12 年 3 月）
15	平成 11 年度大戸川河川環境調査業務報告書(平成 12 年 3 月)
16	平成 12 年度ダムサイト下流右岸環境補足調査業務報告書（平成 13 年 3 月）
17	平成 12 年度ダムサイト下流左岸環境補足調査業務報告書（平成 12 年 10 月）
18	平成 12 年度大戸川ダム環境補足調査業務報告書（平成 12 年 8 月）
19	平成 12 年度大戸川河川環境調査業務報告書（平成 13 年 2 月）
20	大戸川ダム環境調査影響評価計画検討業務報告書（平成 15 年 3 月）
21	大戸川ダム自然環境補足調査業務報告書（平成 16 年 3 月）
22	大戸川ダム自然環境補足調査（その 2）業務報告書（平成 16 年 3 月）
23	大戸川ダム自然環境補足調査（その 3）業務（平成 16 年 12 月）
24	大津信楽線下流部環境調査業務（平成 25 年 10 月）

上記の文献及び令和 5 年に実施した事業者の調査結果から、次に示す重要種の選定基準により重要な種を選定したところ、表 2.1.5-6 に示すとおりであり、文献によるとニホンイシガメ、ヒガシニホントカゲ、ジムグリ等 10 種、事業者の調査ではニホンスッポン、ヒバカリ、ニホンマムシ等 7 種を確認した。

＜「重要な種」の選定基準＞

・文化財保護法：「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）

・種の保存法：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）

・環境省 RL2020：報道発表資料「環境省レッドリスト 2020 の公表について」（令和 2 年 環境省）

・滋賀県 RDB2020：「滋賀県で大切にすべき野生生物-滋賀県レッドデータブック 2020 年版-」（令和 3 年　滋賀県）

・滋賀県条例：「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」（平成 18 年 3 月 30 日条例第 4 号、最終改正：平成 31 年 3 月 22 日条例第 46 号）

・甲賀市 RL2022：「甲賀市レッドリスト 2022」（令和 4 年　甲賀市）

表 2.1.5-6　爬虫類の重要な種

No.	科	種名	確認状況		重要種の選定基準					
			文献確認種	事業者の調査（R5年調査）	文化財保護法	種の保存法	環境省RL2020	滋賀県RDB2020	滋賀県条例	甲賀市RL2022
1	イシガメ	ニホンイシガメ	●	●			NT	希少	希少	絶増
2	スッポン	ニホンスッポン	●	●			DD	注目		注目
3	トカゲ	ニホントカゲ	●					注目		注目
4		ヒガシニホントカゲ	●					注目		注目
－		トカゲ属※1		●				注目※2		注目※2
5	タカチホヘビ	タカチホヘビ	●					注目		注目
6	ナミヘビ	ジムグリ	●	●				注目		注目
7		シロマダラ	●					注目		注目
8		ヒバカリ	●	●				注目		注目
9		ヤマカガシ	●	●				注目		注目
10	クサリヘビ	ニホンマムシ	●	●				注目		注目
6科10種			10種	7種	0種	0種	2種	10種	1種	10種

注1）種名及び分類は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和5年度生物リスト」（水情報国土データ管理センター、令和5年）に準拠した。
注2）重要種の選定基準
文化財保護法：「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号）
特天：特別天然記念物、国然：天然記念物
種の保存法　：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月5日法律第75号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号）
国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、特一：特定第一種国内希少野生動植物種、特二：特定第二種国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
環境省RL2020：報道発表資料「環境省レッドリスト2020の公表について」（環境省、令和2年）
EX：絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
滋賀県RDB2020：「滋賀県で大切にすべき野生生物-滋賀県レッドデータブック2020年版-」（滋賀県、令和3年）
絶危：絶滅危惧種、絶増：絶滅危機増大種、希少：希少種、注目：要注目種、分布：分布上重要種、その他：その他重要種、絶滅：絶滅種
滋賀県条例：「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」（平成18年3月30日条例第4号、最終改正：平成31年3月22日条例第46号）
希少：希少野生動植物種、指定：希少野生動植物種のうち特にその保護を図る必要があると認めるもの（指定希少野生動植物種）
甲賀市RL2022：「甲賀市レッドリスト2022」（甲賀市、令和4年）
絶滅：絶滅種、絶危：絶滅危惧種、絶増：絶滅危機増大種、注目：要注目種、地域：地域種
注3）事業者の調査(R5年調査)の確認状況から予測地域外の種を除く。

※1 トカゲ属はニホントカゲ、ヒガシニホントカゲの可能性が考えられる。
※2 ニホントカゲ、ヒガシニホントカゲの場合.

(4) 両生類

自然的状況の調査範囲には、表 2.1.5-7 に示す文献を調査した結果、ヒダサンショウウオ、ニホンヒキガエル、タゴガエル等 22 種が分布している。

表 2.1.5-7　文献一覧(両生類)

番号	文献名
1	文化財保護法(昭和 25 年　文化庁ＨＰ)
2	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年　環境省)
3	環境省レッドリスト 2020(令和 2 年　環境省ＨＰ)
4	滋賀県で大切にすべき野生生物（滋賀県版レッドデータブック）2020 年版(令和 3 年 滋賀県)
5	ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例(平成 18 年　滋賀県)
6	甲賀市レッドリスト 2022(令和 4 年　甲賀市)
7	第 2 回自然環境保全基礎調査(昭和 62 年　環境庁 HP)
8	第 4 回自然環境保全基礎調査(平成 4 年　環境庁 HP)
9	大戸川ダム環境調査（その７）業務報告書（昭和 62 年 3 月）
10	昭和 63 年度大戸川ダム環境調査（その 1）業務報告書(昭和 63 年 10 月)
11	付替県道環境調査業務報告書」（平成 11 年 3 月）
12	平成 11 年度大戸川ダム環境補足調査業務報告書（平成 11 年 10 月）
13	平成 11 年度大戸川ダム環境補足調査（その 2）業務報告書（平成 12 年 3 月）
14	平成 11 年度ダムサイト下流左岸環境補足調査業務報告書（平成 12 年 3 月）
15	平成 11 年度大戸川河川環境調査業務報告書(平成 12 年 3 月)
16	平成 12 年度ダムサイト下流右岸環境補足調査業務報告書（平成 13 年 3 月）
17	平成 12 年度ダムサイト下流左岸環境補足調査業務報告書（平成 12 年 10 月）
18	平成 12 年度大戸川ダム環境補足調査業務報告書（平成 12 年 8 月）
19	平成 12 年度大戸川河川環境調査業務報告書（平成 13 年 2 月）
20	大戸川ダム環境調査影響評価計画検討業務報告書（平成 15 年 3 月）
21	大戸川ダム自然環境補足調査業務報告書（平成 16 年 3 月）
22	大戸川ダム自然環境補足調査（その 2）業務報告書（平成 16 年 3 月）
23	大戸川ダム自然環境補足調査（その 3）業務（平成 16 年 12 月）
24	大津信楽線下流部環境調査業務（平成 25 年 10 月）

上記の文献及び令和 5 年に実施した事業者の調査結果から、次に示す重要種の選定基準により重要な種を選定したところ、表 2.1.5-8 に示すとおりであり、文献によるとヒダサンショウウオ、アズマヒキガエル、モリアオガエル等 20 種、事業者の調査ではアカハライモリ、ヤマアカガエル、シュレーゲルアオガエル等 9 種を確認した。

＜「重要な種」の選定基準＞

・文化財保護法：「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）
・種の保存法：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）
・環境省 RL2020：報道発表資料「環境省レッドリスト 2020 の公表について」（令和 2 年 環境省）
・滋賀県 RDB2020：「滋賀県で大切にすべき野生生物-滋賀県レッドデータブック 2020 年版-」（令和 3 年　滋賀県）
・滋賀県条例：「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」（平成 18 年 3 月 30 日条例第 4 号、最終改正：平成 31 年 3 月 22 日条例第 46 号）
・甲賀市 RL2022：「甲賀市レッドリスト 2022」（令和 4 年　甲賀市）

表 2.1.5-8　両生類の重要な種

No.	科	種名	確認状況		重要種の選定基準					
			文献確認種	事業者の調査（R5年調査）	文化財保護法	種の保存法	環境省RL2020	滋賀県RDB2020	滋賀県条例	甲賀市RL2022
1	サンショウウオ	ヒダサンショウウオ	●				NT	希少	希少	注目
2		ヤマトサンショウウオ	●			特二	VU	希少	希少	絶増
3		マホロバサンショウウオ	●			特二	VU	希少	希少	絶増
4		ハコネサンショウウオ	●					希少	希少	注目
5	オオサンショウウオ	オオサンショウウオ	●		特天	国際	VU	絶危	希少	絶危
6	イモリ	アカハライモリ	●	●			NT	注目		注目
7	ヒキガエル	ニホンヒキガエル	●	●				希少	希少	絶増
8		アズマヒキガエル	●					希少	希少	絶増
9		ナガレヒキガエル	●					希少	希少	注目
－		ヒキガエル属※1		●				希少※3	希少※3	絶増※3
10	アカガエル	タゴガエル	●	●				注目		
11		ナガレタゴガエル	●					希少	希少	注目
12		ニホンアカガエル	●					注目		地域
13		ヤマアカガエル	●	●				希少	希少	絶増
－		アカガエル属※2		●				注目※4 希少※5	希少※5	地域※4 絶増※5
14		トノサマガエル	●	●			NT	注目		注目
15		ナゴヤダルマガエル	●				EN	絶増	指定	絶増
16		ツチガエル	●	●				注目		注目
17	ヌマガエル	ヌマガエル	●					注目		注目
18	アオガエル	シュレーゲルアオガエル	●	●				注目		
19		モリアオガエル	●	●				注目		注目
20		カジカガエル	●	●				注目		注目
	7科20種		20種	9種	1種	3種	7種	20種	11種	18種

注1）種名及び分類は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和5年度生物リスト」（水情報国土データ管理センター、令和5年）に準拠した。
注2）重要種の選定基準
文化財保護法：「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号）
特天：特別天然記念物、国然：天然記念物
種の保存法　：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月5日法律第75号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号）
国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、特一：特定第一種国内希少野生動植物種、特二：特定第二種国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
環境省RL2020：報道発表資料「環境省レッドリスト2020の公表について」（環境省、令和2年）
EX：絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
滋賀県RDB2020：「滋賀県で大切にすべき野生生物-滋賀県レッドデータブック2020年版-」（滋賀県、令和3年）
絶危：絶滅危惧種、絶増：絶滅危機増大種、希少：希少種、注目：要注目種、分布：分布上重要種、その他：その他重要種、絶滅：絶滅種
滋賀県条例：「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」（平成18年3月30日条例第4号、最終改正：平成31年3月22日条例第46号）
希少：希少野生動植物種、指定：希少野生動植物種のうち特にその保護を図る必要があると認めるもの（指定希少野生動植物種）
甲賀市RL2022：「甲賀市レッドリスト2022」（甲賀市、令和4年）
絶滅：絶滅種、絶危：絶滅危惧種、絶増：絶滅危機増大種、注目：要注目種、地域：地域種
注3）事業者の調査(R5年調査)の確認状況から予測地域外の種を除く。

※1 ヒキガエル属は卵塊、幼生での確認であり、ニホンヒキガエル、アズマヒキガエルの可能性が考えられる。
※2 アカガエル属は卵塊での確認であり、ニホンアカガエル、ヤマアカガエルの可能性が考えられる。
※3 ニホンヒキガエル、アズマヒキガエルの場合。
※4 ニホンアカガエルの場合。
※5 ヤマアカガエルの場合。

(5) 魚類

自然的状況の調査範囲には、表 2.1.5-9 に示す文献を調査した結果、ニホンウナギ、カワバタモロコ、ビワマス等 70 種が分布している。

表 2.1.5-9　文献一覧(魚類)

番号	文献名
1	文化財保護法(昭和 25 年　文化庁ＨＰ)
2	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年　環境省)
3	環境省レッドリスト 2020(環境省ＨＰ、令和 2 年)
4	滋賀県で大切にすべき野生生物（滋賀県版レッドデータブック）2020 年版(令和 3 年 滋賀県)
5	ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例(平成 18 年　滋賀県)
6	甲賀市レッドリスト 2022(令和 4 年　甲賀市)
7	第 2 回自然環境保全基礎調査(昭和 62 年　環境庁 HP)
8	第 4 回自然環境保全基礎調査(平成 4 年　環境庁 HP)
9	第 6 回自然環境保全基礎調査 現存植生図(平成 14（調査年度）　生物多様性センター HP)
10	大戸川ダム環境調査（その 2）業務報告書（昭和 57 年 3 月）
11	大戸川ダム環境調査（その 3）業務報告書（昭和 58 年 2 月）
12	昭和 63 年度大戸川ダム環境調査（その 2）業務報告書（昭和 63 年 10 月）
13	平成 11 年度ダムサイト下流左岸環境補足調査業務報告書（平成 12 年 3 月）
14	平成 12 年度ダムサイト下流左岸環境補足調査業務報告書（平成 12 年 10 月）
15	大戸川ダム自然環境補足調査業務報告書（平成 16 年 3 月）
16	大戸川ダム自然環境補足調査（その 3）業務（平成 16 年 12 月）

上記の文献及び令和 5 年に実施した事業者の調査結果から、次に示す重要種の選定基準により重要な種を選定したところ、表 2.1.5-10 に示すとおりであり、文献によるとニホンウナギ、ニッポンバラタナゴ、アブラハヤ等 60 種、事業者の調査ではフナ属、コウライニゴイ、アカザ等 21 種を確認した。

＜「重要な種」の選定基準＞

・文化財保護法：「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号)
・種の保存法：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号)
・環境省 RL2020：報道発表資料「環境省レッドリスト 2020 の公表について」(令和 2 年 環境省)
・滋賀県 RDB2020：「滋賀県で大切にすべき野生生物-滋賀県レッドデータブック 2020 年版-」(令和 3 年　滋賀県)
・滋賀県条例：「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」(平成 18 年 3 月 30 日条例第 4 号、最終改正：平成 31 年 3 月 22 日条例第 46 号)
・甲賀市 RL2022：「甲賀市レッドリスト 2022」(令和 4 年　甲賀市)

表 2.1.5-10(1)　魚類の重要な種

No.	科	種名	確認状況		重要種の選定基準					
			文献確認種	事業者の調査（R5年調査）	文化財保護法	種の保存法	環境省RL2020	滋賀県RDB2020	滋賀県条例	甲賀市RL2022
1	ヤツメウナギ	スナヤツメ類※1	●	●			VU※10	絶増※10	希少※10	絶増※27
2	ウナギ	ニホンウナギ	●				EN	注目		
3	コイ	コイ(野生型)	●				LP※11	希少	希少	
4		ゲンゴロウブナ	●				EN	希少	希少	
5		ニゴロブナ	●				EN	希少	希少	
6		ギンブナ	●					注目		
－		フナ属	●	●			EN※12	希少※17-1 注目※17-2	希少※12	
7		ヤリタナゴ	●				NT	絶増	希少	
8		アブラボテ	●	●			NT	絶増	希少	絶危
9		カネヒラ	●					絶増	希少	
10		イチモンジタナゴ	●				CR	絶危	指定	
11		イタセンパラ	●		国天	国内	CR	絶滅		
12		シロヒレタビラ	●				EN	絶危	希少	
－		タナゴ属※2	●				EN※13	絶危※13	希少※13	
13		ニッポンバラタナゴ	●				CR	絶滅		
14		ワタカ	●				CR	絶危	希少	
15		カワバタモロコ	●			特二	EN	絶危	希少	絶危
16		ハス	●	●			VU	希少	希少	
17		ヌマムツ	●	●				分布		
－		カワムツ属※3	●					分布※18		
18		アブラハヤ	●					注目		注目
19		タカハヤ	●	●				注目		
－		アブラハヤ属※4	●					注目※19		注目※28
20		ウグイ	●							注目
21		モツゴ	●	●				希少	希少	絶増
22		アブラヒガイ	●				CR	絶危	希少	
23		ビワヒガイ	●	●				希少	希少	
－		ヒガイ属※5	●				NT※14	希少※20	希少※20	
24		ムギツク	●	●				希少	希少	絶増
25		ホンモロコ	●				CR	絶増	希少	
26		ゼゼラ	●				VU	希少	希少	
27		ヨドゼゼラ	●				EN	注目		
28		ナガレカマツカ	●	●				絶増	希少	絶増
－		カマツカ属※6	●					絶増※21	希少※21	絶増※21
29		ズナガニゴイ	●					絶増	希少	絶増
30		コウライニゴイ	●	●				注目		
－		ニゴイ類	●	●				注目※22		
31		イトモロコ	●					絶増	希少	絶増
32		デメモロコ	●				VU	希少	希少	
33		スゴモロコ	●	●			VU	希少	希少	
34	ドジョウ	ドジョウ	●	●			NT	注目		
35		ニシシマドジョウ		●				注目		注目

表 2.1.5-10 (2)　魚類の重要な種

No.	科	種名	確認状況		重要種の選定基準					
			文献確認種	事業者の調査（R5年調査）	文化財保護法	種の保存法	環境省RL2020	滋賀県RDB2020	滋賀県条例	甲賀市RL2022
－	ドジョウ	シマドジョウ種群※7	●					注目※23		注目※23
36		ビワコガタスジシマドジョウ	●				EN	絶危	希少	
37		オオガタスジシマドジョウ	●				EN	絶危	希少	
－		シマドジョウ属	●					注目※24		注目※24
38		アジメドジョウ	●				VU	希少	希少	地域
39	フクドジョウ	ホトケドジョウ	●				EN	絶増	希少	絶増
40		ナガレホトケドジョウ	●				EN	絶増	希少	
41	アユモドキ	アユモドキ	●		国天	国内	CR	絶危	希少	
42	ギギ	ギギ	●	●				絶危	希少	絶危
43	ナマズ	イワトコナマズ	●				NT	絶増	希少	
44		ビワコオオナマズ	●					希少	希少	
45		ナマズ	●	●				注目		注目
46	アカザ	アカザ	●	●			VU	希少	希少	絶増
47	アユ	アユ	●	●				分布		地域※24
48	サケ	ヤマトイワナ	●					絶増	希少	絶危
49		ニッコウイワナ	●				DD	絶増	希少	絶危
50		サクラマス（ヤマメ）	●				NT	分布		
51		サツキマス（アマゴ）	●				NT	注目		注目
52		ビワマス	●				NT	注目		絶危
53	トゲウオ	ハリヨ	●				CR	絶危	指定	
54	メダカ	ミナミメダカ		●			VU	絶増	希少	絶増
－		メダカ類※8	●				VU※15	絶増※25	希少※25	絶増※25
55	カジカ	カジカ	●				NT※16	希少※16	希少※16	絶増※16
56		ウツセミカジカ（琵琶湖型）	●				EN	分布		
57	ドンコ	ドンコ	●	●				他		
58	ハゼ	カワヨシノボリ	●	●				注目		地域
59		ビワヨシノボリ	●				DD	分布		
－		ヨシノボリ属※9	●					注目※26		地域※26
60		イサザ	●				CR	絶危	希少	
16科60種			60種	21種	2種	3種	39種	59種	39種	25種

注1) 種名及び分類は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和5年度生物リスト」（水情報国土データ管理センター、令和5年）に準拠した。
注2) 重要種の選定基準
文化財保護法：「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号）
特天：特別天然記念物、国然：天然記念物
種の保存法 ：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月5日法律第75号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号）
国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、特一：特定第一種国内希少野生動植物種、特二：特定第二種国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
環境省RL2020：報道発表資料「環境省レッドリスト2020の公表について」（環境省、令和2年）
EX：絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
滋賀県RDB2020：「滋賀県で大切にすべき野生生物-滋賀県レッドデータブック2020年版-」（滋賀県、令和3年）
絶危：絶滅危惧種、絶増：絶滅危機増大種、希少：希少種、注目：要注目種、分布：分布上重要種、その他：その他重要種、絶滅：絶滅種
滋賀県条例：「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」（平成18年3月30日条例第4号、最終改正：平成31年3月22日条例第46号）
希少：希少野生動植物種、指定：希少野生動植物種のうち特にその保護を図る必要があると認めるもの（指定希少野生動植物種）
甲賀市RL2022：「甲賀市レッドリスト2022」（甲賀市、令和4年）
絶滅：絶滅種、絶危：絶滅危惧種、絶増：絶滅危機増大種、注目：要注目種、地域：地域種

※1 現地調査ではスナヤツメ類、滋賀県RDBではスナヤツメ南方種および北方種の記載、甲賀市RLではスナヤツメ南方種の記載があるが、現地調査結果に合わせてスナヤツメ類として整理した。
※2 シロヒレタビラと考えられるが、属止めで表記した。
※3 ヌマムツあるいはカワムツであると考えられる。
※4 アブラハヤあるいはタカハヤであると考えられる。
※5 ビワヒガイあるいはカワヒガイであると考えられる。
※6 2019年に従来カマツカとされた種が3種に分けられ、滋賀県では2種(カマツカ、ナガレカマツカ)が知られている。
※7 現地調査ではシマドジョウ種群、滋賀県RDBではオオシマドジョウ及びニシシマドジョウ、甲賀市RLではシマドジョウ(オオシマドジョウ、ニシシマドジョウ)と記載されているが、現地調査結果に合わせてシマドジョウ種群として整理した。
※8 現地調査ではメダカ類、滋賀県RDBではミナミメダカ、甲賀市RLではミナミメダカとして記載されているが、現地調査結果に合わせてメダカ類として整理した。
※9 カワヨシノボリまたはトウヨシノボリ。
※10 北方種、南方種ともに同ランク。
※11 琵琶湖在来型。
※12 ゲンゴロウブナまたはニゴロブナの場合。
※13 シロヒレタビラの場合。
※14 カワヒガイの場合。
※15 キタノメダカ、ミナミメダカの場合。
※16 カジカ大卵型の場合。
※17-1 ゲンゴロウブナまたはニゴロブナの場合。
※17-2 ギンブナの場合。
※18 ヌマムツの場合。
※19 アブラハヤまたはタカハヤの場合。
※20 ビワヒガイの場合。
※21 ナガレカマツカの場合。
※22 コウライニゴイの場合。
※23 オオシマドジョウ、ニシシマドジョウの場合。
※24 放流種を除く。
※25 ミナミメダカの場合。
※26 カワヨシノボリの場合、要注目種。
※27 南方種のみ。
※28 アブラハヤの場合。

(6) 陸上昆虫類

自然的状況の調査範囲には、表 2.1.5-11 に示す文献を調査した結果、オツネントンボ、キイロサナエ、ヒメコオロギ等 3231 種が分布している。

表 2.1.5-11　文献一覧(陸上昆虫類)

番号	文献名
1	文化財保護法(昭和 25 年　文化庁ＨＰ)
2	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年　環境省)
3	環境省レッドリスト 2020(令和 2 年　環境省ＨＰ)
4	滋賀県で大切にすべき野生生物（滋賀県版レッドデータブック）2020 年版(令和 3 年 滋賀県)
5	ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例(平成 18 年　滋賀県)
6	甲賀市レッドリスト 2022(令和 4 年　甲賀市)
7	第 2 回自然環境保全基礎調査(昭和 62 年　環境庁 HP)
8	第 4 回自然環境保全基礎調査(平成 4 年　環境庁 HP)
9	大戸川ダム環境調査（その 5）業務報告書（昭和 60 年 1 月）
10	大戸川ダム環境調査（その 6）業務報告書（昭和 60 年 11 月）
11	昭和 63 年度大戸川ダム環境調査（その 1）業務報告書（昭和 63 年 10 月）
12	大戸川ダム環境調査（昆虫類）業務報告書（平成 1 年 8 月）
13	平成 3 年度大戸川ダム環境調査業務報告書（平成 3 年 11 月）
14	付替県道環境調査業務報告書(平成 11 年 3 月)
15	平成 11 年度大戸川ダム環境補足調査業務報告書(平成 11 年 10 月)
16	平成 12 年度ダムサイト下流右岸環境補足調査業務報告書(平成 13 年 3 月)
17	平成 12 年度ダムサイト下流左岸環境補足調査業務報告書(平成 12 年 10 月)
18	平成 12 年度大戸川ダム環境補足調査業務報告書(平成 12 年 8 月)
19	平成 12 年度大戸川河川環境調査業務報告書(平成 13 年 2 月)
20	大戸川ダム環境調査影響評価計画検討業務報告書(平成 15 年 3 月)
21	大戸川ダム自然環境補足調査業務報告書(平成 16 年 3 月)
22	大戸川ダム自然環境補足調査（その 3）業務(平成 16 年 12 月)
23	大津信楽線下流部環境調査業務(平成 22 年 11 月)
24	大津信楽線下流部環境調査業務(平成 25 年 10 月)
25	大戸川ダム環境調査業務（令和 2 年 1 月）

上記の文献及び令和 5 年に実施した事業者の調査結果から、次に示す重要種の選定基準により重要な種を選定したところ、表 2.1.5-12 に示すとおりであり、文献によるとホラズミトビムシ、グンバイトンボ、ヒラサナエ等 418 種、事業者の調査ではアオイトトンボ、ハルゼミ、ミズカマキリ等 57 種を確認した。

＜「重要な種」の選定基準＞

・文化財保護法：「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）
・種の保存法：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）
・環境省 RL2020：報道発表資料「環境省レッドリスト 2020 の公表について」（令和 2 年 環境省）
・滋賀県 RDB2020：「滋賀県で大切にすべき野生生物-滋賀県レッドデータブック 2020 年版-」（令和 3 年　滋賀県）
・滋賀県条例：「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」（平成 18 年 3 月 30 日条例第 4 号、最終改正：平成 31 年 3 月 22 日条例第 46 号）
・甲賀市 RL2022：「甲賀市レッドリスト 2022」（令和 4 年　甲賀市）

表 2.1.5-12(1)　陸上昆虫類の重要な種

No.	科名	種名	確認状況		重要種の選定基準					
			文献確認種	事業者の調査（R5年調査）	文化財保護法	種の保存法	環境省RL2020	滋賀県RDB2020	滋賀県条例	甲賀市RL2022
1	イボトビムシ	スズカホラズミトビムシ	●					希少	希少	
2		ホラズミトビムシ	●					希少	希少	
3		サメシロイボトビムシ	●					希少	希少	
4	アヤトビムシ	トゲユウレイトビムシ	●					希少	希少	
5	シロイロカゲロウ	アカツキシロカゲロウ	●				NT			
6		ビワコシロカゲロウ	●				NT	分布		注目
7		オオシロカゲロウ	●							注目
8	アオイトトンボ	コバネアオイトトンボ	●				EN	絶滅		絶滅
9		アオイトトンボ	●	●				他		注目
10		オツネントンボ	●	●				注目		絶増
11	イトトンボ	キイトトンボ	●	●						注目
12		ベニイトトンボ	●				NT	絶危	希少	絶危
13		モートンイトトンボ	●	●			NT	希少	希少	絶増
14		オオイトトンボ	●					絶増	希少	絶危
15	モノサシトンボ	モノサシトンボ	●							注目
16		グンバイトンボ	●				NT	絶危	希少	
17	カワトンボ	アオハダトンボ	●				NT	分布		注目
18	ヤンマ	ネアカヨシヤンマ	●				NT	絶増	希少	
19		アオヤンマ	●				NT	絶増	希少	絶危
20		オオルリボシヤンマ	●	●						注目
21		ルリボシヤンマ	●					注目		絶増
22		カトリヤンマ	●					希少	希少	絶増
23		サラサヤンマ	●							地域
24	サナエトンボ	ミヤマサナエ	●					他		
25		キイロサナエ	●				NT	他		地域
26		ヒラサナエ	●					分布		
27		アオサナエ	●	●				他		注目
28		ホンサナエ	●					他		注目
29		ヒメサナエ	●					分布		
30		オオサカサナエ	●				VU	希少	希少	
31		メガネサナエ	●				VU	希少	希少	
32		タベサナエ	●	●			NT	希少	希少	注目
33		フタスジサナエ	●				NT	希少	希少	注目
34		コサナエ	●					他		注目
35		オグマサナエ	●				NT	希少	希少	注目
36	エゾトンボ	トラフトンボ	●					注目		注目
37		キイロヤマトンボ	●				NT	絶増	希少	絶危
38		ハネビロエゾトンボ	●				VU	絶危	希少	絶危
39		エゾトンボ	●					希少	希少	注目
40	トンボ	ベッコウトンボ	●			国内	CR	絶滅		
41		ヨツボシトンボ	●					注目		注目
42		ハッチョウトンボ	●	●				注目		地域
43		コノシメトンボ	●					分布		
44		キトンボ	●					希少	希少	絶増
45		ナツアカネ	●	●				他		注目
46		マユタテアカネ	●	●						注目
47		ナニワトンボ	●				VU	絶危	希少	絶危
48		マイコアカネ	●					希少	希少	絶危
49		マダラナニワトンボ	●				EN	絶危	希少	
50		ヒメアカネ	●	●				他		
51		ミヤマアカネ	●					希少	希少	絶増
52		オオキトンボ	●				EN	絶危	希少	
53	ヒメカマキリ	サツマヒメカマキリ	●					注目		
54	カマキリ	ウスバカマキリ	●				DD	希少	希少	
55	オナシカワゲラ	カワイオナシカワゲラ	●				DD	注目		
56	カワゲラ	コカワゲラ	●				NT	注目		
57		ヒトホシクラカケカワゲラ	●					絶危	希少	
58	アミメカワゲラ	フライソンアミメカワゲラ	●				NT	注目		
59	カマドウマ	スズカクチキウマ	●					分布		
60		Anoplophilus属	●					注目		
61		イセカマドウマ	●					分布		
62	ツユムシ	ヘリグロツユムシ	●					注目		
63	キリギリス	コバネササキリ	●					希少	希少	注目
64		ハタケノウマオイ	●					注目		
65		スズカササキリモドキ	●					注目		地域
66		ヒサゴクサキリ	●					注目		
67	マツムシ	クチキコオロギ	●					希少	希少	
68		カヤコオロギ	●	●				分布		
69	コオロギ	ヒメコオロギ	●					注目		
70		エゾエンマコオロギ本土亜種	●					希少	希少	
71		ナツノツヅレサセコオロギ	●					注目		

表 2.1.5-12(2)　陸上昆虫類の重要な種

No.	科名	種名	確認状況		重要種の選定基準					
			文献確認種	事業者の調査（R5年調査）	文化財保護法	種の保存法	環境省RL2020	滋賀県RDB2020	滋賀県条例	甲賀市RL2022
72	ヒバリモドキ	ハマスズ	●					注目		
73		カワラスズ	●					注目		注目
74	バッタ	カワラバッタ	●					希少	希少	絶増
75	イナゴ	ヒメフキバッタ	●							地域
76	グンバイウンカ	ハウチワウンカ	●				VU	注目		注目
77	セミ	コエゾゼミ	●					分布		
78		アカエゾゼミ	●					分布		
79		ヒメハルゼミ	●					希少	希少	
80		ハルゼミ	●	●				他		地域
81		エゾハルゼミ	●					分布		注目
82	ヨコバイ	フクロクヨコバイ	●				NT	注目		
83	キジラミ	エノキカイガラキジラミ	●				NT	分布		
84		クロオビカイガラキジラミ	●					絶増	希少	
85	サシガメ	セアカユミアシサシガメ	●					注目		
86	グンバイムシ	マルグンバイ	●							注目
87	ツノカメムシ	フトハサミツノカメムシ	●					分布		
88	ツチカメムシ	シロヘリツチカメムシ	●				NT	分布		
89	キンカメムシ	オオキンカメムシ	●					分布		注目
90	アメンボ	オオアメンボ	●	●						注目
91		エサキアメンボ	●				NT	希少	希少	
92		ハネナシアメンボ	●							注目
93	イトアメンボ	イトアメンボ	●				VU	注目		
94	カタビロアメンボ	オヨギカタビロアメンボ	●				NT	希少	希少	
95	ミズギワカメムシ	トゲミズギワカメムシ	●					注目		
96	ミズムシ	ミゾナシミズムシ	●				NT	注目		
97		ホッケミズムシ	●				NT	絶危	希少	
98		ナガミズムシ	●				NT	絶危	希少	絶危
99		ヒメコミズムシ	●	●				注目		
100		ハラグロコミズムシ	●					分布		
101		ミヤケミズムシ	●				NT	希少	希少	絶危
102	コオイムシ	コオイムシ	●	●			NT			注目
103		オオコオイムシ	●	●						注目
104		タガメ	●			特二	VU	絶危	希少	絶滅
105	タイコウチ	タイコウチ	●	●						注目
106		ミズカマキリ	●	●				希少	希少	絶増
107		ヒメミズカマキリ	●					希少	希少	絶危
108	ナベブタムシ	カワムラナベブタムシ	●				CR	絶危	希少	
109	コバンムシ	コバンムシ	●			特二	EN	絶滅		
110	マルミズムシ	ヒメマルミズムシ	●					希少	希少	注目
111		マルミズムシ	●	●				希少	希少	注目
112	ヘビトンボ	アサヒナクロスジヘビトンボ	●					注目		注目
113	センブリ	ヤマトセンブリ	●				DD	注目		注目
114	ツノトンボ	ツノトンボ	●							注目
115		キバネツノトンボ	●					注目		
116		オオツノトンボ	●					注目		絶増
117	ウスバカゲロウ	ヒメウスバカゲロウ	●					他		
118		オオウスバカゲロウ	●					絶増	希少	
119	シリアゲムシ	ヒウラシリアゲ	●				DD	分布		
120	シンテイトビケラ	シンテイトビケラ	●					注目		
121		シガイワトビケラ	●					注目		絶増
122	ナガレトビケラ	オオナガレトビケラ	●				NT	注目		
123	コエグリトビケラ	ビワコエグリトビケラ	●					分布		
124	アシエダトビケラ	クチキトビケラ	●				NT	注目		
125		ビワアシエダトビケラ	●				NT	絶増	希少	
126	カタツムリトビケラ	カタツムリトビケラ	●	●				希少	希少	注目
127	カクツツトビケラ	クマノカクツツトビケラ	●							地域
128	ヒゲナガトビケラ	クロスジヒゲナガトビケラ	●					注目		
129		ビワセトトビケラ	●					注目		
130		ビワアオヒゲナガトビケラ	●					注目		
131		モリクサツミトビケラ	●					注目		
132		ユウキクサツミトビケラ	●					注目		注目
133		ギンボシツツトビケラ	●				NT	絶危	希少	
134		ウジヒメセトトビケラ	●				NT	絶危	希少	
135	エグリトビケラ	エグリトビケラ	●							注目
136		ババホタルトビケラ	●					絶危	希少	絶危
137	ホソバトビケラ	イトウホソバトビケラ	●							注目
138	フトヒゲトビケラ	ヒトスジキソトビケラ	●					絶増	希少	
139	トビケラ	ムラサキトビケラ	●	●						注目
140		アミメトビケラ	●							注目
141		ツマグロトビケラ	●							注目

表 2.1.5-12 (3)　陸上昆虫類の重要な種

No.	科名	種名	確認状況		重要種の選定基準					
			文献確認種	事業者の調査（R5年調査）	文化財保護法	種の保存法	環境省RL2020	滋賀県RDB2020	滋賀県条例	甲賀市RL2022
142	トリバガ	モウセンゴケトリバ	●					注目		
143	イラガ	アオイラガ	●					注目		
144	マダラガ	ヤホシホソマダラ	●				NT			
145	セセリチョウ	キバネセセリ	●					希少	希少	
146		アオバセセリ本土亜種	●							絶増
147		ミヤマセセリ	●							絶増
148		ギンイチモンジセセリ	●				NT	絶危	希少	絶危
149		ミヤマチャバネセセリ	●							絶滅
150		オオチャバネセセリ	●	●						地域
151		スジグロチャバネセセリ北海道・本州・九州亜種	●				NT	希少	希少	
152		ヘリグロチャバネセセリ	●					希少	希少	
153	シジミチョウ	オナガシジミ	●					分布		
154		キリシマミドリシジミ本州以南亜種	●							地域
155		アイノミドリシジミ	●							注目
156		エゾミドリシジミ	●							注目
157		ウラジロミドリシジミ	●					絶増	希少	
158		ミヤマカラスシジミ	●					希少	希少	
159		カラスシジミ	●					注目		
160		ウラクロシジミ	●							地域
161		ウラナミアカシジミ	●					絶増	希少	
162		ミドリシジミ	●							注目
163		クロシジミ	●				EN	絶増	希少	絶危
164		ムモンアカシジミ	●					分布		
165		キマダラルリツバメ	●				NT	絶増	希少	
166		ゴイシシジミ	●	●						注目
167		ウラキンシジミ	●							注目
168		シルビアシジミ	●				EN	絶滅		
169	タテハチョウ	サカハチチョウ	●							絶増
170		ウラギンスジヒョウモン	●				VU	絶増	希少	絶危
171		オオウラギンスジヒョウモン	●	●						注目
172		スミナガシ本土亜種	●							絶増
173		ウラギンヒョウモン	●							注目
174		オオウラギンヒョウモン	●				CR	絶滅		絶滅
175		ツマジロウラジャノメ本州亜種	●					注目		
176		クロヒカゲモドキ	●				EN	絶危	希少	
177		コジャノメ	●							絶増
178		クモガタヒョウモン	●					希少	希少	絶増
179		オオミスジ	●					分布		
180		ミスジチョウ	●							注目
181		オオヒカゲ	●					分布		地域
182		オオムラサキ	●				NT	絶増	希少	絶増
183		ウラナミジャノメ本土亜種	●				VU	絶増	希少	絶危
184	アゲハチョウ	ジャコウアゲハ本土亜種	●	●						注目※1
185		ギフチョウ	●				VU	絶危	希少	絶滅
186	シロチョウ	ツマグロキチョウ	●				EN	絶危	希少	絶危
187		スジボソヤマキチョウ	●					希少	希少	
188	ツトガ	フチムラサキノメイガ	●					注目		
189		フトシロスジツトガ	●					分布		
190		ヒメギンスジツトガ	●					希少	希少	
191		ミドロミズメイガ	●	●				注目		
192		ギンモンミズメイガ	●					注目		
193		キタホシオビホソノメイガ	●					注目		
194		ヒメコミズメイガ	●					絶増	希少	
195	マドガ	マドガ	●	●				注目		
196	シャクガ	ホシシャク	●					注目		
197	カレハガ	ヤマダカレハ	●					希少	希少	
198	ヤママユガ	オナガミズアオ本土亜種	●				NT			注目
199		ウスタビガ本土亜種	●					分布		
200		クロウスタビガ	●					希少	希少	
201		シンジュサン本州以西亜種	●					注目		注目
202	スズメガ	スキバホウジャク	●				VU	注目		
203		イブキスズメ	●					注目		
204		オオシモフリスズメ	●					注目		
205	ドクガ	スゲドクガ	●				NT	希少	希少	
206	ヤガ	ガマヨトウ	●				VU	絶増	希少	
207		ベニシタバ	●					注目		
208		ムラサキシタバ	●					注目		
209		アミメキシタバ	●					絶増	希少	
210		ウスイロキシタバ	●					絶増	希少	

表 2.1.5-12 (4)　陸上昆虫類の重要な種

No.	科名	種名	確認状況		重要種の選定基準					
			文献確認種	事業者の調査（R5年調査）	文化財保護法	種の保存法	環境省RL2020	滋賀県RDB2020	滋賀県条例	甲賀市RL2022
211	ヤガ	ジョナスキシタバ	●					分布		
212		カバフキシタバ	●					絶増	希少	
213		フシキキシタバ	●					絶増	希少	
214		アサマキシタバ	●					絶増	希少	
215		カギモンハナオイアツバ	●				NT	注目		
216		キスジウスキヨトウ	●				VU	希少	希少	
217		キシタアツバ	●				NT	注目		
218		ヤマトホソヤガ	●					希少	希少	
219		オオチャバネヨトウ	●				VU	絶増	希少	
220	ユスリカ	ビワヒゲユスリカ	●					分布		
221		キミドリユスリカ	●					他		
222		アシマダラユスリカ	●					他		
223	オドリバエ	Rhamphomyia (Calorhamphomyia) pretiosa	●					注目		
224	ハナアブ	ケンランアリノスアブ	●				VU			注目
225	オサムシ	オオヨツボシゴミムシ	●					注目		注目
226		クロカタビロオサムシ	●					注目		
227		アキオサムシ	●					分布		
228		マヤサンオサムシ信楽亜種	●					分布		地域
229		セアカオサムシ	●				NT	希少	希少	
230		コキベリアオゴミムシ	●					注目		
231		オサムシモドキ	●					注目		
232		イシダメクラチビゴミムシ	●					分布		
233		キベリマルクビゴミムシ	●				EN	絶滅		
234		クロケブカゴミムシ	●					注目		
235		オオヒョウタンゴミムシ	●				NT	絶滅		
236		サメメクラチビゴミムシ	●					分布		
237		クビナガヨツボシゴミムシ	●				DD	注目		
238	ハンミョウ	カワラハンミョウ	●				EN	絶危	指定	
239		アイヌハンミョウ	●	●			NT			
240		ナミハンミョウ	●	●						注目※2
241	ゲンゴロウ	チャイロマメゲンゴロウ	●	●						絶増
242		キボシケシゲンゴロウ	●	●			DD	希少	希少	絶危
243		カンムリセスジゲンゴロウ	●					希少	希少	
244		コセスジゲンゴロウ	●				CR	希少	希少	
245		ナチセスジゲンゴロウ	●					分布		地域
246		クロゲンゴロウ	●				NT	希少	希少	絶増
247		ゲンゴロウ	●			特二	VU	絶滅		絶滅
248		コガタノゲンゴロウ	●				VU	絶危	希少	
249		シャープゲンゴロウモドキ	●			国内	CR	絶滅		
250		マルガタゲンゴロウ	●			特二	VU	絶危	希少	絶危
251		シマゲンゴロウ	●	●			NT	他		注目
252		オオイチモンジシマゲンゴロウ	●			特二	EN	絶増	希少	絶危
253		スジゲンゴロウ	●				EX	絶滅		
254		マダラシマゲンゴロウ	●			国内	CR	絶危	希少	絶滅
255		コマルケシゲンゴロウ	●				NT	希少	希少	
256		オニギリマルケシゲンゴロウ	●	●			NT※3	希少※3	希少※3	絶増※3
257		ケシゲンゴロウ	●				NT	絶増	希少	絶危
258		キベリクロヒメゲンゴロウ	●				NT	絶増	希少	絶危
259		コウベツブゲンゴロウ	●				NT	希少	希少	
260		ルイスツブゲンゴロウ	●				VU	絶増	希少	注目
261		シャープツブゲンゴロウ	●				NT	注目		注目
262		ニセコウベツブゲンゴロウ	●					希少	希少	
263		マルチビゲンゴロウ	●				NT	希少	希少	
264		ヒメシマチビゲンゴロウ	●					希少	希少	
265		ゴマダラチビゲンゴロウ	●					希少	希少	絶危
266		キベリマメゲンゴロウ	●				NT	希少	希少	
267		コクロマメゲンゴロウ	●					注目		注目
268	ミズスマシ	オオミズスマシ	●				NT	希少	希少	絶危
269		コミズスマシ	●				EN	希少	希少	
270		ヒメミズスマシ	●				EN	希少	希少	
271		ミズスマシ	●	●			VU	希少	希少	絶増
272		コオナガミズスマシ	●				VU	希少	希少	注目
273		オナガミズスマシ	●					注目		
274	コガシラミズムシ	クロホシコガシラミズムシ	●				VU	希少	希少	
275		キイロコガシラミズムシ	●				VU	希少	希少	
276		クビボソコガシラミズムシ	●				DD	希少	希少	
277		ヒメコガシラミズムシ	●					希少	希少	
278		マダラコガシラミズムシ	●				VU	希少	希少	絶増
279	コツブゲンゴロウ	ムツボシツヤコツブゲンゴロウ	●				VU	注目		
280	ヒゲブトオサムシ	エグリゴミムシ	●	●				注目		

表 2.1.5-12 (5)　陸上昆虫類の重要な種

No.	科名	種名	確認状況		重要種の選定基準					
			文献確認種	事業者の調査（R5年調査）	文化財保護法	種の保存法	環境省RL2020	滋賀県RDB2020	滋賀県条例	甲賀市RL2022
281	セスジムシ	ホソセスジムシ	●					注目		
282	ナガヒラタムシ	ナガヒラタムシ	●	●				注目		注目
283	ツブミズムシ	クロサワツブミズムシ	●					注目		
284	ダルマガムシ	ミヤタケダルマガムシ	●					注目		注目
285		ホンシュウセスジダルマガムシ	●					注目		注目
286		ナカネダルマガムシ	●					注目		注目
287	ホソガムシ	チュウブホソガムシ	●				VU	希少	希少	注目
288		ヤマトホソガムシ	●				NT	注目		注目
289	ガムシ	タマガムシ	●					希少	希少	注目
290		スジヒラタガムシ	●	●			NT			注目
291		コガムシ	●	●			DD			
292		エゾコガムシ	●	●			NT	絶増	希少	絶危
293		ガムシ	●	●			NT	希少	希少	絶増
294		コガタガムシ		●			VU			絶危
295		シジミガムシ	●				EN			
296		ミユキシジミガムシ	●	●			NT			注目
297		マルチビガムシ	●					希少	希少	
298	タマキノコムシ	オオヒゲブトチビシデムシ	●					注目		
299		ヤマトヒゲブトチビシデムシ	●					注目		
300	マルハナノミ	オオチビマルハナノミ	●					注目		注目
301	クシヒゲムシ	クチキクシヒゲムシ	●					注目		注目
302	ムネアカセンチコガネ	ムネアカセンチコガネ	●					分布		
303	センチコガネ	オオセンチコガネ	●	●				分布		地域※4
304	クワガタムシ	オオクワガタ	●				VU	絶増	希少	
305	アカマダラセンチコガネ	アカマダラセンチコガネ	●					注目		
306	コガネムシ	アカマダラハナムグリ	●				DD	希少	希少	注目
307		オオフタホシマグソコガネ	●					絶危	希少	
308		マルツヤマグソコガネ	●					分布		
309		クロツブマグソコガネ	●					分布		
310		ニッコウコエンマコガネ	●	●				注目		
311		トゲニセマグソコガネ	●					注目		
312		ダイコクコガネ	●				VU	絶滅		
313		ミヤマダイコクコガネ	●					分布		絶増
314		コカブトムシ	●							注目
315		オオダイセマダラコガネ	●					注目		注目
316		ホソコハナムグリ	●					注目		
317		ツノコガネ	●					分布		
318		コケシマグソコガネ	●					注目		
319		ヤマトエンマコガネ	●				NT	分布		絶増
320		マルエンマコガネ	●					絶危	希少	
321		チドリムネミゾマグソコガネ	●					分布		
322		ジュウシチホシハナムグリ	●					注目		
323		オオキイロコガネ	●					注目		
324		シラホシハナムグリ	●					注目		注目
325		キョウトアオハナムグリ	●					注目		注目
326		ミヤマオオハナムグリ	●					注目		
327		セマルケシマグソコガネ	●					分布		
328		クロカナブン	●					分布		
329		トラハナムグリ	●					注目		
330	コブスジコガネ	ヘリトゲコブスジコガネ	●					注目		
331		チビコブスジコガネ	●					注目		
332		コブナシコブスジコガネ	●					注目		
333		アイヌコブスジコガネ	●					注目		
334	ヒメドロムシ	ヨコミゾドロムシ	●				VU	希少	希少	絶増
335		クロサワドロムシ	●					希少	希少	
336	タマムシ	オオムツボシタマムシ	●					注目		
337		タマムシ	●					分布		
338	コメツキムシ	ムネアカツヤケシコメツキ	●					注目		
339		スナサビキコリ	●					希少	希少	
340		アカアシコハナコメツキ	●					分布		
341	ジョウカイボン	Yukikoa mizunoi	●					希少	希少	
342	ホタル	ヘイケボタル	●	●				注目		
343		ヒメボタル	●					注目		注目
344	カッコウムシ	ヤマトヒメダカカッコウムシ	●					注目		
345	テントウムシ	ハラグロオオテントウ	●					注目		注目
346		マクガタテントウ	●	●				注目		注目
347		ムナグロチャイロテントウ	●					注目		
348	オオキノコムシ	コヒゲチビオオキノコムシ	●					注目		
349		セグロチビオオキノコムシ	●					注目		
350		オオキノコムシ	●					希少	希少	
351		ムモンシリグロオオキノコムシ	●					注目		
352		トモンチビオオキノコムシ	●					注目		

表 2.1.5-12 (6)　陸上昆虫類の重要な種

No.	科名	種名	確認状況		重要種の選定基準					
			文献確認種	事業者の調査（R5年調査）	文化財保護法	種の保存法	環境省RL2020	滋賀県RDB2020	滋賀県条例	甲賀市RL2022
353	ナガクチキムシ	ムネアカナガクチキ	●					注目		
354		ミスジナガクチキ	●					注目		
355	ツチハンミョウ	ヒラズゲンセイ	●					注目		
356	ハナノミ	ワモンオビハナノミ	●					注目		
357	アカハネムシ	ヘリハネムシ	●					注目		
358	ゴミムシダマシ	キアシアオハムシダマシ	●					分布		
359		キイアオハムシダマシ	●					分布		
360		ヤマトオサムシダマシ	●				NT	注目		
361		マルチビゴミムシダマシ	●					分布		
362		オニツノゴミムシダマシ		●						注目
363		ヒラタキノコゴミムシダマシ	●	●						注目
364	キノコムシダマシ	ルリキノコムシダマシ	●					注目		
365	カミキリムシ	マツシタトラカミキリ	●					注目		
366		ケブカマルクビカミキリ	●					注目		
367		タキグチモモブトホソカミキリ	●					注目		
368		ヒラヤマコブハナカミキリ	●					注目		
369		ヨコヤマトラカミキリ	●					注目		
370		ホシベニカミキリ	●					注目		注目
371		イッシキキモンカミキリ	●							注目
372		ヤマトキモンハナカミキリ	●					注目		
373		クビアカモモブトホソカミキリ	●					注目		
374		クロオオハナカミキリ	●					希少	希少	
375		マヤサンコブヤハズカミキリ	●							注目
376		クリイロシラホシカミキリ	●					注目		
377		トガリバホソコバネカミキリ	●					分布		
378		ヒゲジロホソコバネカミキリ	●					希少	希少	
379		セダカコブヤハズカミキリ	●							注目
380		ヤマトヒメハナカミキリ	●	●				希少	希少	
381		ホンドヒメシラオビカミキリ	●	●				注目※5		
382		クスベニカミキリ	●					分布		注目
383		ヘリウスハナカミキリ	●					分布		
384		マルバネコブヒゲカミキリ	●							注目
385		フタコブルリハナカミキリ	●					注目		
386		ヨツボシカミキリ	●				EN	絶増	希少	
387		コウヤホソハナカミキリ	●	●						注目
388		クリチビカミキリ	●					注目		
389		トラフカミキリ	●					絶増	希少	
390		ズマルトラカミキリ	●					注目		
391		ヤノトラカミキリ	●					注目		
392	ハムシ	ヤヒロミドリトビハムシ	●					注目		
393		キンイロネクイハムシ	●				NT	注目		絶増
394		ガガブタネクイハムシ	●							注目
395		ツヤネクイハムシ	●							注目
396		キイロネクイハムシ	●				EX	絶滅		
397	ミツギリゾウムシ	ムツモンミツギリゾウムシ	●					注目		
398	ゾウムシ	タカハシトゲゾウムシ	●					注目		
399		ヒサゴアナアキゾウムシ	●					注目		
400		ハバビロヒゲボソゾウムシ	●					分布		
401	イネゾウムシ	シラホシニセイネゾウムシ	●					希少	希少	
402	コンボウハバチ	ハナセヒラクチハバチ	●					希少	希少	
403	ハバチ	イトウハバチ	●				NT	希少	希少	
404	コマユバチ	ウマノオバチ	●				NT	希少	希少	注目
405	ヒメバチ	ミズバチ		●			DD			
406	アリ	ケブカツヤオオアリ	●	●			DD			
407		トゲアリ	●	●			VU			
408	スズメバチ	ヒメホソアシナガバチ	●					希少	希少	注目
409		ヤマトアシナガバチ	●				DD			
410		モンスズメバチ	●	●			DD			
411		チャイロスズメバチ	●	●				希少	希少	注目
412		ツヤクロスズメバチ	●					分布		
413	クモバチ	スギハラクモバチ	●				DD			注目
414	ギングチバチ	ヘロスギングチ	●					希少	希少	
415	ドロバチモドキ	ニッポンハナダカバチ	●				VU	絶増	希少	
416		キアシハナダカバチモドキ	●				VU	注目		
417	アナバチ	キゴシジガバチ	●					絶増	希少	
418	ミツバチ	ミヤマルハナバチ	●					注目		
419		クロマルハナバチ	●				NT	希少	希少	注目
420		ナミルリモンハナバチ	●				DD			注目
421	ハキリバチ	トモンハナバチ	●							注目
131科421種			418種	57種	0種	8種	135種	353種	142種	170種

注1) 種名及び分類は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和5年度生物リスト」(水情報国土データ管理センター、令和5年)に準拠した。
注2) 重要種の選定基準
文化財保護法:「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号、最終改正:令和4年6月17日法律第68号)
特天:特別天然記念物、国然:天然記念物
種の保存法 :「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号、最終改正:令和4年6月17日法律第68号)
国際:国際希少野生動植物種、国内:国内希少野生動植物種、特一:特定第一種国内希少野生動植物種、特二:特定第二種国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種
環境省RL2020:報道発表資料「環境省レッドリスト2020の公表について」(環境省、令和2年)
EX:絶滅、CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群
滋賀県RDB2020:「滋賀県で大切にすべき野生生物-滋賀県レッドデータブック2020年版-」(滋賀県、令和3年)
絶危:絶滅危惧種、絶増:絶滅危機増大種、希少:希少種、注目:要注目種、分布:分布上重要種、その他:その他重要種、絶滅:絶滅種
滋賀県条例:「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」(平成18年3月30日条例第4号、最終改正:平成31年3月22日条例第46号)
希少:希少野生動植物種、指定:希少野生動植物種のうち特にその保護を図る必要があると認めるもの(指定希少野生動植物種)
甲賀市RL2022:「甲賀市レッドリスト2022」(甲賀市、令和4年)
絶滅:絶滅種、絶危:絶滅危惧種、絶増:絶滅危機増大種、注目:要注目種、地域:地域種
注3) 情報不足や個体の破損等で種までの同定が困難な同一分類群の複数不明種や、異なる調査時期に採集された同一分類群の不明種は、「○○属(又は科など)」として取り扱った。
また、同一分類群に含まれる複数不明種は1種として計数したため、ここに示した種数は最低種数である。
注4) 事業者の調査(R5年調査)の確認状況から予測地域外の種を除く。

※1 ジャコウアゲハとして記載。
※2 ハンミョウとして記載。
※3 マルケシゲンゴロウとして記載。
※4 ミドリセンチコガネ(オオセンチコガネの色彩型) として記載。
※5 ヒメシラオビカミキリ本土亜種として記載。

(7) 底生動物

自然的状況の調査範囲には、表 2.1.5-13 に示す文献を調査した結果、マルタニシ、タテヒダカワニナ、オウミガイ等 417 種が分布している。

表 2.1.5-13　文献一覧(底生動物)

番号	文献名
1	文化財保護法(昭和 25 年　文化庁ＨＰ)
2	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年　環境省)
3	環境省レッドリスト 2020(環境省ＨＰ、令和 2 年)
4	滋賀県で大切にすべき野生生物（滋賀県版レッドデータブック）2020 年版(令和 3 年滋賀県)
5	ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例(平成 18 年　滋賀県)
6	甲賀市レッドリスト 2022(令和 4 年　甲賀市)
7	第 2 回自然環境保全基礎調査(昭和 62 年　環境庁 HP)
8	第 4 回自然環境保全基礎調査(平成 4 年　環境庁 HP)
9	大戸川ダム環境調査（その 2）業務報告書（昭和 57 年 3 月）
10	大戸川ダム環境調査（その 3）業務報告書（昭和 58 年 2 月）
11	昭和 63 年度大戸川ダム環境調査（その 2）業務報告書（昭和 63 年 10 月）
12	付替県道環境調査業務報告書（平成 11 年 3 月）
13	平成 11 年度大戸川ダム環境補足調査業務報告書（平成 11 年 10 月）
14	平成 11 年度大戸川ダム環境補足調査（その 2）業務報告書（平成 12 年 3 月）
15	平成 11 年度ダムサイト下流左岸環境補足調査業務報告書（平成 12 年 3 月）
16	平成 11 年度大戸川河川環境調査業務報告書（平成 12 年 3 月）
17	平成 12 年度ダムサイト下流右岸環境補足調査業務報告書（平成 13 年 3 月）
18	平成 12 年度ダムサイト下流左岸環境補足調査業務報告書（平成 12 年 10 月）
19	平成 12 年度大戸川河川環境調査業務報告書（平成 13 年 2 月）
20	大戸川ダム自然環境補足調査（その 2）業務報告書（平成 16 年 3 月）
21	大戸川ダム自然環境補足調査（その 3）業務（平成 16 年 12 月）

上記の文献及び令和 5 年に実施した事業者の調査結果から、次に示す重要種の選定基準により重要な種を選定したところ、表 2.1.5-14 に示すとおりであり、文献によるとマルタニシ、クロカワニナ、ミズスマシ等 87 種、事業者の調査ではタテボシガイ、サワガニ、アオサナエ等 13 種を確認した。

＜「重要な種」の選定基準＞

・文化財保護法：「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）

・種の保存法：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）

・環境省 RL2020：報道発表資料「環境省レッドリスト 2020 の公表について」（令和 2 年 環境省）

・滋賀県 RDB2020：「滋賀県で大切にすべき野生生物-滋賀県レッドデータブック 2020 年版-」（令和 3 年　滋賀県）

・滋賀県条例：「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」（平成 18 年 3 月 30 日条例第 4 号、最終改正：平成 31 年 3 月 22 日条例第 46 号）

・甲賀市 RL2022：「甲賀市レッドリスト 2022」（令和 4 年　甲賀市）

表 2.1.5-14(1)　底生動物の重要な種

No.	科名	種名	確認状況		重要種選定基準					
			文献確認種	事業者の調査（R5年調査）	文化財保護法	種の保存法	環境省RL2020	滋賀県RDB2020	滋賀県条例	甲賀市RL2022
1	オオウズムシ	ビワオオウズムシ	●				CR+EN	絶増	希少	
2	ヤドリフタツノムシ	エビヤドリツノムシ	●					希少	希少	
3	タニシ	マルタニシ	●				VU	希少	希少	地域
4		オオタニシ	●				NT	注目		注目
5		ナガタニシ	●				NT	希少	希少	
6	カワニナ	タテヒダカワニナ	●				NT	分布		
7		イボカワニナ	●				NT	希少	希少	
8		クロカワニナ	●				VU	絶危	希少	
9		ハベカワニナ	●					分布		
10		クロダカワニナ	●				NT	絶増	希少	
11		モリカワニナ	●				NT	希少	希少	
12		ナカセコカワニナ	●				CR+EN	絶増	希少	
13		ヤマトカワニナ	●				NT	分布		
14		オオウラカワニナ	●				DD	絶危	希少	
15		カゴメカワニナ	●				NT	分布		
16		タテジワカワニナ	●				DD	絶危	希少	
17		シライシカワニナ	●				NT	希少	希少	
18		タケシマカワニナ	●				NT	希少	希少	
19	ミズツボ	サガノミジンツボ	●				DD	注目		
20		コバヤシミジンツボ	●				VU	絶増	希少	
21	エゾマメタニシ	マメタニシ	●				CR	注目		
22	ミズシタダミ	ビワコミズシタダミ	●				NT	分布		
23		ニホンミズシタダミ	●				VU			
24	モノアラガイ	モノアラガイ	●				NT			
25		オウミガイ	●				VU	分布		
26	ヒラマキガイ	カワネジガイ	●				CR	絶危	希少	
27		ヒダリマキモノアラガイ	●				CR+EN	注目		
28		カワコザラガイ	●				CR			注目
29		ヒロクチヒラマキガイ	●					注目		
30		カドヒラマキガイ	●				NT	分布		
31		ヒラマキミズマイマイ	●				DD	注目		
32		ヒラマキガイモドキ	●				NT	注目		
33	イシガイ	フネドブガイ	●					注目		
34		タガイ	●							注目※2
35		メンカラスガイ	●				VU	希少	希少	
36		オバエボシガイ	●				VU	絶増	希少	
37		オトコタテボシガイ	●				VU	絶増	希少	
38		ニセマツカサガイ	●				VU	絶危	希少	
39		ササノハガイ	●				VU	分布		
40		イシガイ	●							絶増
41		タテボシガイ	●	●				分布		絶増※3
42		カタハガイ	●				VU	絶危	希少	
43		マツカサガイ広域分布種	●					絶増	希少	絶増
44		マルドブガイ	●				VU	希少	希少	
45		ヌマガイ	●							注目※2
46		オグラヌマガイ	●				EN	絶危	希少	
47		イケチョウガイ	●				CR	絶危	希少	
48	シジミ	マシジミ	●				VU	絶増	希少	注目
49		セタシジミ	●				VU	絶増	希少	
50	マメシジミ	ミズウミマメシジミ	●					注目		
51		マメシジミ	●					注目		
52		カワムラマメシジミ	●					分布		
53	ドブシジミ	ビワコドブシジミ	●					分布		
54		ドブシジミ	●					注目		注目
55	ミズミミズ	ビワヨゴレイトミミズ	●					希少	希少	
56	ヒラタビル	イカリビル	●				DD	絶危	希少	
57		イボビル	●				DD			
58	ヒメカイエビ	ヒメカイエビ属	●					希少	希少	
59	カマカヨコエビ	ビワカマカ	●					希少	希少	

表 2.1.5-14(2)　底生動物の重要な種

No.	科名	種名	確認状況		重要種選定基準					
			文献確認種	事業者の調査（R5年調査）	文化財保護法	種の保存法	環境省RL2020	滋賀県RDB2020	滋賀県条例	甲賀市RL2022
60	キタヨコエビ	アナンデールヨコエビ	●				NT	希少	希少	
61		ナリタヨコエビ	●				NT	希少	希少	
62	ヌマエビ	ミナミヌマエビ	●					絶危	希少	
－		カワリヌマエビ属		●				絶危※1	希少※1	
63		ヌマエビ	●					希少	希少	
64	サワガニ	サワガニ	●	●				注目		
65	モクズガニ	モクズガニ	●					希少	希少	
66	アオイトトンボ	アオイトトンボ	●					他		注目
67	ヤンマ	ルリボシヤンマ	●					注目		絶増
68		カトリヤンマ	●					希少	希少	絶増
69	サナエトンボ	キイロサナエ	●				NT	他		地域
70		アオサナエ	●	●				他		注目
71		ホンサナエ	●	●				他		注目
72		タベサナエ		●			NT	希少	希少	注目
73		コサナエ	●					他		注目
74	エゾトンボ	キイロヤマトンボ	●	●			NT	絶増		絶危
75		ハネビロエゾトンボ	●				VU	絶危	希少	絶危
76	トンボ	マイコアカネ	●					希少	希少	絶増
77	アメンボ	オオアメンボ		●						注目
78	コオイムシ	コオイムシ	●	●			NT			注目
79		オオコオイムシ	●							注目
80	タイコウチ	タイコウチ		●						注目
81		ミズカマキリ	●	●				希少	希少	絶増
82	カタツムリトビケラ	カタツムリトビケラ	●					希少	希少	注目
83	トビケラ	ムラサキトビケラ		●						注目
84		アミメトビケラ	●							注目
85	ゲンゴロウ	キボシケシゲンゴロウ	●				DD	希少	希少	絶危
86	ミズスマシ	ミズスマシ	●				VU	希少	希少	絶増
87		コオナガミズスマシ	●				VU	希少	希少	注目
88	ヒメドロムシ	ヨコミゾドロムシ	●				VU	希少	希少	絶増
89		ケスジドロムシ		●			VU			
90	ホタル	ヘイケボタル	●					注目		
91	ヒメテンコケムシ	カンテンコケムシ	●					希少	希少	
92		ヒメテンコケムシ	●					希少	希少	
36科92種			87種	13種	0種	0種	54種	78種	47種	33種

注1)　種名及び分類は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和5年度生物リスト」（水情報国土データ管理センター、令和5年）に準拠した。

注2)　重要種の選定基準

文化財保護法：「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号）

特天：特別天然記念物、国然：天然記念物

種の保存法　：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月5日法律第75号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号）

国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、特一：特定第一種国内希少野生動植物種、特二：特定第二種国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

環境省RL2020：報道発表資料「環境省レッドリスト2020の公表について」（環境省、令和2年）

EX：絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

滋賀県RDB2020：「滋賀県で大切にすべき野生生物-滋賀県レッドデータブック2020年版-」（滋賀県、令和3年）

絶危：絶滅危惧種、絶増：絶滅危機増大種、希少：希少種、注目：要注目種、分布：分布上重要種、その他：その他重要種、絶滅：絶滅種

滋賀県条例：「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」（平成18年3月30日条例第4号、最終改正：平成31年3月22日条例第46号）

希少：希少野生動植物種、指定：希少野生動植物種のうち特にその保護を図る必要があると認めるもの（指定希少野生動植物種）

甲賀市RL2022：「甲賀市レッドリスト2022」（甲賀市、令和4年）

絶滅：絶滅種、絶危：絶滅危惧種、絶増：絶滅危機増大種、注目：要注目種、地域：地域種

注3)　情報不足や個体の破損等で種までの同定が困難な同一分類群の複数不明種や、異なる調査時期に採集された同一分類群の不明種は、「○○属（又は科など）」として取り扱った。
また、同一分類群に含まれる複数不明種は1種として計数したため、ここに示した種数は最低種数である。

※1 ミナミヌマエビの滋賀県個体群の場合。
※2 ドブガイ類として記載。
※3 イシガイとして記載。

(8) 陸産貝類

自然的状況の調査範囲には、表 2.1.5-15 に示す文献を調査した結果、ヤマタニシ、イボイボナメクジ、タワラガイ等 40 種が分布している。

表 2.1.5-15　文献一覧(陸産貝類)

番号	文献名
1	文化財保護法(昭和 25 年　文化庁ＨＰ)
2	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年　環境省)
3	環境省レッドリスト 2020(環境省ＨＰ、令和 2 年)
4	滋賀県で大切にすべき野生生物（滋賀県版レッドデータブック）2020 年版(令和 3 年 滋賀県)
5	ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例(平成 18 年　滋賀県)
6	甲賀市レッドリスト 2022(令和 4 年　甲賀市)

上記の文献及び令和 5 年に実施した事業者の調査結果から、次に示す重要種の選定基準により重要な種を選定したところ、表 2.1.5-16 に示すとおりであり、文献によるとヒラベッコウガイ、コオオベソマイマイ等 39 種、事業者の調査ではヤマタニシ、ヤマグルマガイ、イブキゴマガイ等 15 種を確認した。

＜「重要な種」の選定基準＞

・文化財保護法：「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）
・種の保存法：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）
・環境省 RL2020：報道発表資料「環境省レッドリスト 2020 の公表について」（令和 2 年 環境省）
・滋賀県 RDB2020：「滋賀県で大切にすべき野生生物-滋賀県レッドデータブック 2020 年版-」（令和 3 年　滋賀県）
・滋賀県条例：「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」（平成 18 年 3 月 30 日条例第 4 号、最終改正：平成 31 年 3 月 22 日条例第 46 号）
・甲賀市 RL2022：「甲賀市レッドリスト 2022」（令和 4 年　甲賀市）

表 2.1.5-16　陸産貝類の重要な種

No.	科名	種名	確認状況		重要種の選定基準					
			文献確認種	事業者の調査（R5年調査）	文化財保護法	種の保存法	環境省RL2020	滋賀県RDB2020	滋賀県条例	甲賀市RL2022
1	ヤマタニシ	ヤマタニシ	●	●						注目
2	ヤマグルマガイ	ヤマクルマガイ	●	●				分布		注目
3	アズキガイ	アズキガイ	●					絶危	希少	絶危
4	ムシオイガイ	ムシオイガイ類	●					注目		
5	ゴマガイ	イブキゴマガイ		●				注目※7		
6	ケシガイ	ケシガイ類	●					注目		
7	ホソアシヒダナメクジ	イボイボナメクジ	●	●			NT	希少	希少	注目
8	キバサナギガイ	クチマガリスナガイ	●				VU	希少	希少	絶危
9		ナガナタネガイ	●					希少	希少	注目
10		ナタネキバサナギガイ	●				VU	絶増	希少	注目
11	キセルガイモドキ	フトキセルガイモドキ	●					希少	希少	絶危
12		キセルガイモドキ	●					希少	希少	注目
13	キセルガイ	オオギセル	●	●			NT	希少	希少	
14		コンボウギセル	●					希少	希少	注目
15		キョウトギセル	●				VU	絶増	希少	
16		ツムガタギセル	●					希少	希少	注目
17	オオコウラナメクジ	ヤマコウラナメクジ	●				NT	希少	希少	
18	ベッコウマイマイ	ヒラベッコウガイ	●	●			DD	注目		注目※13
－		ヒラベッコウ類	●					注目※8		注目
19		ヒゼンキビ		●			NT			
20		スジキビ	●				NT	希少	希少	注目
21		カサネシタラガイ	●				NT	希少	希少	
22		ウメムラシタラガイ	●				NT	希少	希少	注目
23		ヒメカサキビ		●			NT			
24	ニッポンマイマイ	ケハダビロウドマイマイ	●				NT	注目※9		注目
－		ビロウドマイマイ類※1	●				NT※4 DD※5	注目		注目※4
－		ビロウドマイマイ属		●			NT※4 DD※5	注目※9		注目※4
25		コシタカコベソマイマイ	●				NT	希少	希少	
26		ニッポンマイマイ		●				注目※10		
－		ニッポンマイマイ類	●					注目		
27		コベソマイマイ	●					分布		注目
28		ヤマタカマイマイ	●				NT	希少	希少	
29	オナジマイマイ	クチマガリマイマイ	●				NT	絶増	希少	絶危
30		コウベマイマイ	●					希少	希少	
31		コオオベソマイマイ	●	●						注目
32		チャイロオトメマイマイ類※2	●				NT※6	注目		
33		クチベニマイマイ	●	●						地域
34		ギュリキマイマイ	●					分布		注目
35		ツルガマイマイ	●					希少	希少	
36		ナミマイマイ	●							注目
37		ニシキマイマイ	●					希少	希少	
38		ミヤマヒダリマキマイマイ	●				VU	希少	希少	絶増
39		クロイワマイマイ	●					注目		注目
－		マイマイ属※3		●				分布※11		注目※11
40		カタマメマイマイ	●				VU	絶増	希少	注目
41		マメマイマイ類	●	●				注目※12		
42	タワラガイ	タワラガイ	●	●				注目		注目
－	15科42種		39種	15種	0種	0種	19種	36種	23種	25種

注1）種名及び分類は「日本産野生生物目録（無脊椎動物編Ⅲ）」　（環境庁、1998年）に準拠した。
注2）重要種の選定基準
　　文化財保護法：「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号）
　　特天：特別天然記念物、国然：天然記念物
　　種の保存法　：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月5日法律第75号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号）
　　国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、特一：特定第一種国内希少野生動植物種、特二：特定第二種国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
　　環境省RL2020：報道発表資料「環境省レッドリスト2020の公表について」（環境省、令和2年）
　　EX：絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
　　滋賀県RDB2020：「滋賀県で大切にすべき野生生物−滋賀県レッドデータブック2020年版−」（滋賀県、令和3年）
　　絶危：絶滅危惧種、絶増：絶滅危機増大種、希少：希少種、注目：要注目種、分布：分布上重要種、その他：その他重要種、絶滅：絶滅種
　　滋賀県条例：「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」（平成18年3月30日条例第4号、最終改正：平成31年3月22日条例第46号）
　　希少：希少野生動植物種、指定：希少野生動植物種のうち特にその保護を図る必要があると認めるもの（指定希少野生動植物種）
　　甲賀市RL2022：「甲賀市レッドリスト2022」（甲賀市、令和4年）
　　絶滅：絶滅種、絶危：絶滅危惧種、絶増：絶滅危機増大種、注目：要注目種、地域：地域種
注3）事業者の調査（R5年調査）の確認状況から予測地域外の種を除く。

※1　滋賀県RDB2020ではケハダビロウドマイマイ、ビロウドマイマイ（トウカイビロウドマイマイ）、エチゼンビロウドマイマイを含めてビロウドマイマイ類として指定。
※2　滋賀県RDB2020ではチャイロオトメマイマイ、ヒルゲンドルフマイマイ、亜種オオヒルゲンドルフマイマイ近縁種を含めてチャイロオトメマイマイ類として指定。
※3　殻の確認であり、ギュリキマイマイ、イセノナミマイマイの可能性が考えられる。
※4　ケハダビロウドマイマイの場合。
※5　エチゼンビロウドマイマイ、ビロウドマイマイの場合。
※6　ヒルゲンドルフマイマイの場合。
※7　滋賀県RDB2020ではイブキゴマガイ類として指定。
※8　ヒラベッコウの場合。
※9　滋賀県RDB2020ではビロウドマイマイ類として指定。
※10　滋賀県RDB2020ではニッポンマイマイ類として指定。
※11　ギュリキマイマイ、イセノナミマイマイの場合。
※12　滋賀県RDB2020ではクロオトメマイマイ、ミヤコオトメマイマイ、エンドウマイマイを含めてマメマイマイ類として指定。
※13　甲賀市RL2017ではヒラベッコウ類として指定。

＜その他、種和名、学名変更＞
イボイボナメクジは「日本産野生生物目録（無脊椎動物編Ⅲ）」（環境庁、1998年）ではナメクジ科であるが現地調査結果に合わせて新しい分類体系である足襞目、ホソアシヒダナメクジ科とした。
「オオギセル　Megalophaedusa martensi」は滋賀県RDB2020、滋賀県条例では「オオギセルガイ　Megalophaedusa（Megalophaedusa）martensii」として指定。
「コンボウギセル」は滋賀県RDB2020、滋賀県条例、甲賀市RL2022では「コンボウギセルガイ」として指定。
「キョウトギセル　Mundiphaedusa kyotoensis」は滋賀県RDB2020、滋賀県条例では「キョウトギセルガイ　Megalophaedusa（Dimphaedusa）kyotoensis」として指定。
「ツムガタギセル　Pinguiphaedusa pinguis platydera」は滋賀県RDB2020、滋賀県条例、甲賀市RL2022では「ツムガタギセルガイ　Megalophaedusa（Pinguiphaedusa）pinguis platydera」として指定。
「ヒラベッコウガイ」は滋賀県RDB2020では「ヒラベッコウ」として指定。
「スジキビ」は滋賀県RDB2020、滋賀県条例、甲賀市RL2022では「スジキビガイ」として指定。
「ギュリキマイマイ」は滋賀県RDB2020、甲賀市RL2022では「ギュリキマイマイ（イセノナミマイマイ）」として指定。
「ミヤマヒダリマキマイマイ」は滋賀県RDB2020、滋賀県条例、甲賀市RL2022では「ミヤマヒダリマキマイマイ（ヒラヒダリマキマイマイ）」として指定。

(9) 注目すべき生息地

自然的状況の調査範囲における注目すべき生息地については、表 2.1.5-17 に示す資料を収集した。

表 2.1.5-17 資料一覧(注目すべき生息地)

番号	文献名
1	国指定文化財等データベース （文化庁、https://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index、令和 6 年 6 月閲覧）
2	生息地等保護区一覧 （環境省、https://www.env.go.jp/nature/kisho/hogoku/list.html、令和 6 年 6 月閲覧）
3	ラムサール条約と条約湿地 （環境省、https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/index.html、令和 6 年 6 月閲覧）
4	ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例(滋賀県、平成 18 年)

上記の文献から、注目すべき生息地について調査したところ、調査地域では文化財保護法に基づき指定された天然記念物及び特別天然記念物、生息地等保護区、ラムサール条約に基づく条約湿地、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成 18 年滋賀県条例第 4 号）第 21 条第 1 項の規定による「生息・生育地保護区」の指定はされていない。

2.1.5.2 植物

(1) 種子植物・シダ植物

1) 植物相

自然的状況の調査範囲には、表 2.1.5-18 に示す文献を調査した結果、ヒメスギラン、カタヒバ、スギナ等 1863 種が分布している。

表 2.1.5-18　文献一覧(植物相)

番号	文献名
1	文化財保護法(昭和 25 年　文化庁ＨＰ)
2	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年　環境省)
3	環境省レッドリスト 2020(令和 2 年　環境省ＨＰ)
4	改訂・近畿地方の保護上重要な植物－レッドデータブック近畿 2001－(平成 13 年　レッドデータブック近畿研究会)
5	滋賀県で大切にすべき野生生物（滋賀県版レッドデータブック）2020 年版(令和 3 年　滋賀県)
6	ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例(平成 18 年　滋賀県)
7	甲賀市レッドリスト 2022(令和 4 年　甲賀市)
8	第 2 回自然環境保全基礎調査(昭和 62 年　環境庁 HP)
9	第 4 回自然環境保全基礎調査(平成 4 年　環境庁 HP)
10	第 6 回自然環境保全基礎調査 現存植生図(平成 14 年 (調査年度)　生物多様性センターHP)
11	植物群落レッドデータ・ブック（平成 8 年 4 月　(財)日本自然保護協会・(財)世界自然保護基金日本委員会)
12	滋賀県植物誌(北村四郎、昭和 43 年 11 月)
13	大戸川ダム及び貯水池周辺植生調査（その 2）報告書(昭和 58 年 3 月)
14	大戸川ダム及び貯水池周辺植生調査（その 3）報告書(昭和 58 年 11 月)
15	大戸川ダム貯水池保全調査（その 3）業務報告書(昭和 60 年 3 月)
16	大戸川ダム環境影響評価業務報告書(平成元年 3 月)
17	付替県道環境調査業務報告書(平成 11 年 3 月)
18	平成 11 年度大戸川ダム環境補足調査業務報告書(平成 11 年 10 月)
19	平成 11 年度大戸川ダム環境補足調査（その 2）業務報告書(平成 12 年 3 月)
20	平成 11 年度ダムサイト下流左岸環境補足調査業務報告書(平成 12 年 3 月)
21	平成 12 年度ダムサイト下流右岸環境補足調査業務報告書(平成 13 年 3 月)
22	平成 12 年度ダムサイト下流左岸環境補足調査業務報告書(平成 12 年 10 月)
23	平成 12 年度大戸川ダム環境補足調査業務報告書(平成 12 年 8 月)
24	平成 12 年度大戸川河川環境調査業務報告書(平成 13 年 2 月)
25	平成 13 年度大戸川ダム道路環境保全検討業務(平成 14 年 3 月)
26	大戸川ダム環境調査影響評価計画検討業務報告書(平成 15 年 3 月)
27	大戸川ダム自然環境補足調査（その 2）業務報告書(平成 16 年 3 月)
28	大戸川ダム自然環境補足調査（その 3）業務(平成 16 年 12 月)
29	大津信楽線下流部環境調査業務(平成 22 年 11 月)
30	大戸川ダム環境調査業務（令和 2 年 1 月)

上記の文献及び令和 5 年に実施した事業者の調査結果から、次に示す重要種の選定基準により重要な種を選定したところ、表 2.1.5-19 に示すとおりであり、文献によるとヒメスギラン、イワヒバ、コケシノブ等 714 種、事業者の調査ではカタヒバ、キンコウカ、シライトソウ等 52 種を確認した。

＜「重要な種」の選定基準＞

・文化財保護法：「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）

・種の保存法：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）

・環境省 RL2020：報道発表資料「環境省レッドリスト 2020 の公表について」（環境省、令和 2 年）

・近畿版 RDB「改訂・近畿地方の保護上重要な植物－レッドデータブック近畿 2001－（レッドデータブック近畿研究会、平成 13 年）」

・滋賀県 RDB2020：「滋賀県で大切にすべき野生生物-滋賀県レッドデータブック 2020 年版-」（滋賀県、令和 3 年）

・滋賀県条例：「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」（平成 18 年 3 月 30 日条例第 4 号、最終改正：平成 31 年 3 月 22 日条例第 46 号）

・甲賀市 RL2022：「甲賀市レッドリスト 2022」（甲賀市、令和 4 年）

表 2.1.5-19(1)　植物の重要な種

No.	科名	種名	確認状況		重要種の選定基準						
			文献確認種	事業者の調査（R5年調査）	文化財保護法	種の保存法	環境省RL2020	滋賀県RDB2020	近畿版RDB	滋賀県条例	甲賀市RL2022
1	ヒカゲノカズラ	ヒメスギラン	●					希少	準	希少	注目
2		ヤチスギラン	●					分布	A		絶増
3		スギカズラ	●					注目			
4		イヌヤチスギラン	●				CR	絶危	A	指定	
5		ヒモヅル	●				VU	絶危	A	指定	
6		アスヒカズラ	●					絶危	A	希少	
7		スギラン	●				VU	絶増	B	希少	
8	イワヒバ	エゾノヒメクラマゴケ	●					希少	C	希少	
9		カタヒバ	●	●							注目
10		イワヒバ	●					希少		希少	絶危
11	ミズニラ	ミズニラ	●				NT	絶危	C	希少	
12	トクサ	イヌスギナ	●					絶危	A	希少	
13	ハナヤスリ	エゾフユノハナワラビ	●					注目	B		
14		アカハナワラビ	●					他	準		
15		ナガホノナツノハナワラビ	●					他			
16		コヒロハハナヤスリ	●	●注3)				希少		希少	
17		コハナヤスリ	●						C		注目
18		ハマハナヤスリ	●					希少	B	希少	
19		ヒロハハナヤスリ	●					希少	C	希少	
20	マツバラン	マツバラン	●	●			NT	絶増	準	指定	
21	ゼンマイ	ヤマドリゼンマイ	●								注目
22	コケシノブ	オオコケシノブ	●					注目			
23		キヨスミコケシノブ	●					絶増	準	希少	
24		コケシノブ	●					他	準		
25	デンジソウ	デンジソウ	●				VU	絶危	B	希少	
26	サンショウモ	オオアカウキクサ	●				EN	希少	準	希少	
27		アカウキクサ	●				EN	注目	A		
28		サンショウモ	●				VU	絶増	C	希少	絶増
29	キジノオシダ	タカサゴキジノオ	●					希少		希少	
30	コバノイシカグマ	ヒメムカゴシダ	●				EN	絶危	C	希少	
31		フジシダ	●					希少		希少	
32	イノモトソウ	ハコネシダ	●					希少		希少	
33		タキミシダ	●				EN	絶危	A	希少	
34		ヒメミズワラビ	●	●					準※1		
35		マツサカシダ	●					希少		希少	
36	チャセンシダ	カミガモシダ	●						B		注目
37		トキワトラノオ	●					注目			
38		オクタマシダ	●				VU	絶危	C	希少	
39		クモノスシダ	●					分布			注目
40		イチョウシダ	●				NT	絶増	準	希少	
41		イワトラノオ	●					希少		希少	
42		クルマシダ	●					希少		希少	
43		ホウビシダ	●					注目			
44	イワヤシダ	イワヤシダ	●					絶危	準	希少	
45	ヒメシダ	タチヒメワラビ	●					絶危		希少	
46		オオバショリマ	●					希少		希少	
47	イワデンダ	フクロシダ	●					分布			
48	シシガシラ	コモチシダ	●	●				分布			注目
49	メシダ	テバコワラビ	●				VU	希少	B	希少	
50		ミヤコイヌワラビ	●					希少	C	希少	

表 2.1.5-19(2)　植物の重要な種

No.	科名	種名	確認状況		重要種の選定基準						
			文献確認種	事業者の調査（R5年調査）	文化財保護法	種の保存法	環境省RL2020	滋賀県RDB2020	近畿版RDB	滋賀県条例	甲賀市RL2022
51	メシダ	ムクゲシケシダ	●					希少	準	希少	
52		ウスバミヤマノコギリシダ	●					希少	準	希少	
53	オシダ	ミドリカナワラビ	●					注目	A		
54		ヒロハヤブソテツ	●					他			
55		シラネワラビ	●					希少		希少	
56		タカサゴシダ	●				NT	絶危	準	希少	
57		ヌカイタチシダモドキ	●					希少		希少	
58		ギフベニシダ	●					分布			
59		キヨズミオオクジャク	●					他	準		
60		ミヤマクマワラビ	●					希少		希少	
61		イワイタチシダ	●					他	準		
62		ホオノカワシダ	●					絶危	C	希少	
63		ナガサキシダ	●					絶危	A	希少	
64		タニヘゴ	●					他	C		注目
65		カタイノデ	●					他			
66	ウラボシ	アオネカズラ	●					絶危	C	希少	
67		ヤノネシダ	●								注目
68		ホテイシダ	●					希少		希少	
69		クラガリシダ	●				EN	絶危	A	希少	
70		サジラン	●					希少		希少	
71		ヒメサジラン	●					希少		希少	
72		オオクボシダ	●					絶増	A	希少	
73		クリハラン	●					他			
74		カラクサシダ	●					分布	準		
75		イワオモダカ	●					注目	A		
76		ビロードシダ	●					希少		希少	絶増
77		タカノハウラボシ	●					注目	B		
78	マツ	ツガ	●								地域
79	コウヤマキ	コウヤマキ	●								地域
80	ヒノキ	ミヤマビャクシン	●					絶危		希少	
81	ジュンサイ	ジュンサイ	●					他			絶増
82	スイレン	オニバス	●				VU	絶危	C	希少	
83		コウホネ	●					希少		希少	絶増
84		サイコクヒメコウホネ	●								絶危
85		ヒメコウホネ	●				VU	注目	C		
86		ヒツジグサ	●					希少		希少	注目
87	ウマノスズクサ	フタバアオイ	●								注目
88		コトウカンアオイ	●				EN	分布			
89		スズカカンアオイ	●								地域
90		ウスバサイシン	●					希少		希少	
91		ゼニバサイシン	●					絶危		希少	
92	モクレン	コブシ	●						C		
93	サトイモ	ヒトツバテンナンショウ	●					分布			
94		アシウテンナンショウ	●					分布	C		
95		ヒロハテンナンショウ	●					他	C		
96		ウラシマソウ	●								注目
97		オオハンゲ	●								注目
98		ヒメザゼンソウ	●					他	B		
99		ザゼンソウ	●					分布			
100	チシマゼキショウ	ハナゼキショウ	●					絶増	準	希少	絶危

表 2.1.5-19(3)　植物の重要な種

No.	科名	種名	確認状況		重要種の選定基準						
			文献確認種	事業者の調査（R5年調査）	文化財保護法	種の保存法	環境省RL2020	滋賀県RDB2020	近畿版RDB	滋賀県条例	甲賀市RL2022
101	チシマゼキショウ	イワショウブ	●					希少	A	希少	
102	オモダカ	マルバオモダカ	●				VU	絶危	A	希少	
103		アギナシ	●				NT	希少	A	希少	絶危
104	トチカガミ	マルミスブタ	●				VU	絶増	A	希少	
105		スブタ	●				VU	絶危	A	希少	絶滅
106		ヤナギスブタ	●					希少		希少	絶滅
107		クロモ	●								注目
108		トチカガミ	●				NT	他	C		
109		ムサシモ	●				EN	注目	A		
110		ヒロハトリゲモ	●				VU	絶危	A	希少	
111		イトトリゲモ	●				NT	他	A		注目
112		ホッスモ	●					他			
113		イバラモ	●					他	C		
114		トリゲモ	●				VU	希少		希少	
115		オオトリゲモ	●					希少	A	希少	
116		ミズオオバコ	●				VU	他			注目
117		コウガイモ	●					他	C		
118		ネジレモ	●					分布			
119		セキショウモ	●					絶増		希少	
120	ヒルムシロ	オオササエビモ	●					他			
121		サンネンモ	●					絶増		希少	
122		イトモ	●	●			NT	他	A		
123		エビモ	●								注目
124		コバノヒルムシロ	●				VU	絶危	A	希少	注目
125		ヒルムシロ	●					他			注目
126		ヒロハノセンニンモ	●					絶増		希少	
127		ガシャモク	●				CR	注目	EX		
128		オヒルムシロ	●					希少	C	希少	
129		ヤナギモ	●								注目
130		ヒロハノエビモ	●					分布			
131		リュウノヒゲモ	●				NT	注目	A		
132	キンコウカ	キンコウカ	●	●				希少	C	希少	注目
133	ヒナノシャクジョウ	ヒナノシャクジョウ	●	●				他	B		注目
134		シロシャクジョウ	●	●				絶増	A	希少	
135	ホンゴウソウ	ホンゴウソウ	●	●			VU	絶増	準	希少	絶危
136	シュロソウ	シライトソウ	●	●							注目
137		エンレイソウ	●								注目
138		バイケイソウ	●								注目
139		シュロソウ	●					分布			注目
140		アオヤギソウ	●					希少		希少	
141		オオシュロソウ	●					分布			
142	サルトリイバラ	マルバサンキライ	●					希少	準	希少	
143	ユリ	カタクリ	●								絶危
144		ミノコバイモ	●				VU	絶危	A	指定	絶危
145		キバナノアマナ	●					絶増	C	希少	
146		ヤマユリ	●					注目	A		
147		ササユリ	●	●							注目
148		ホソバノアマナ	●					絶増		希少	
149		タマガワホトトギス	●					希少	C	希少	
150		ヤマホトトギス	●					希少		希少	

表 2.1.5-19(4)　植物の重要な種

No.	科名	種名	確認状況		重要種の選定基準						
			文献確認種	事業者の調査（R5年調査）	文化財保護法	種の保存法	環境省RL2020	滋賀県RDB2020	近畿版RDB	滋賀県条例	甲賀市RL2022
151	ユリ	アマナ	●					希少		希少	
152		ヒロハノアマナ	●				VU	絶増	A	希少	
153	ラン	ヒナラン	●				EN	絶危	B	指定	
154		シラン	●				NT	希少	C	希少	
155		マメヅタラン	●	●			NT	絶危	準	希少	絶危
156		ムギラン	●				NT	絶増	準	希少	
157		キエビネ	●				EN	注目	A		
158		エビネ	●				NT	他			絶増
159		キンセイラン	●				VU	注目	A		
160		ナツエビネ	●				VU	他	A		
161		サルメンエビネ	●				VU	絶危	A	指定	
－		エビネ属	●				VU※2-1 NT※2-2	絶危※3-1 他※3-2	A※4	指定※5	絶増※6
162		ギンラン	●	●				希少		希少	絶増
163		ユウシュンラン	●				VU	絶危		希少	
164		キンラン	●	●			VU	希少	C	希少	絶増
165		ササバギンラン	●					絶危	A	希少	絶危
166		モイワラン	●				CR	絶危		希少	
167		トケンラン	●				VU	希少	準	希少	絶危
168		サイハイラン	●								絶増
169		マヤラン	●				VU	絶危	B	希少	
170		クマガイソウ	●				VU	絶危	C	指定	絶危
171		イチヨウラン	●					絶危	A	希少	
172		セッコク	●					絶危	C	指定	絶危
173		サワラン	●					絶危	A	指定	
174		アオスズラン	●					絶増		希少	
175		タシロラン	●				NT	絶増	準	希少	
176		マツラン	●				VU	注目	B		絶危
177		アキザキヤツシロラン	●					希少		希少	
178		オニノヤガラ	●					希少	準	希少	絶増
179		クロヤツシロラン	●					他			
180		アケボノシュスラン	●								注目
181		ツリシュスラン	●					絶危	B	希少	
182		シュスラン	●					注目			
183		ムカゴトンボ	●				EN	注目	A		
184		ミズトンボ	●				VU	希少	C	希少	絶増
185		ムカゴソウ	●				EN	注目	A		
186		ムヨウラン	●					注目			
187		ホクリクムヨウラン	●					希少		希少	
188		エンシュウムヨウラン	●					分布			絶危
189		セイタカスズムシソウ	●					絶危	A	希少	
190		ジガバチソウ	●	●				希少	C	希少	絶増
191		クモキリソウ	●	●				他			絶増
192		スズムシソウ	●					注目	A		
193		フウラン	●				VU	注目	A		
194		ノビネチドリ	●					絶危	C	希少	
195		コフタバラン	●					絶危	A	希少	
196		ヒメフタバラン	●					注目	C		
197		アオフタバラン	●					希少	準	希少	
198		ヨウラクラン	●					注目	A		
199		コケイラン	●					他			
200		サギソウ	●	●			NT	希少	C	希少	絶増

表 2.1.5-19(5)　植物の重要な種

No.	科名	種名	確認状況		重要種の選定基準						
			文献確認種	事業者の調査（R5年調査）	文化財保護法	種の保存法	環境省RL2020	滋賀県RDB2020	近畿版RDB	滋賀県条例	甲賀市RL2022
201	ラン	ジンバイソウ	●					他			
202		ミズチドリ	●					絶危	C	指定	
203		ツレサギソウ	●					絶危	B	希少	
204		ハシナガヤマサギソウ	●					注目	B		
205		ヤマサギソウ	●					希少	A	希少	
206		コバノトンボソウ	●	●				他	C		注目
207		キソチドリ(広義)	●					絶危	準	希少	
208		オオヤマサギソウ	●					絶増	準	希少	
209		トンボソウ	●					希少	準	希少	注目
210		トキソウ	●				NT	絶増	C	希少	絶危
211		ヤマトキソウ	●	●				絶増	C	希少	絶危
－		トキソウ属	●	●			NT※7	絶増※8	C※8	希少※8	絶危※8
212		ヒナチドリ	●				VU	絶危	A	希少	
213		ウチョウラン	●	●			VU	絶危	C	指定	絶危
214		クモラン	●	●				絶危		希少	絶危
215		カヤラン	●	●				希少		希少	絶増
216		ヒトツボクロ	●	●				絶増	準	希少	絶危
217		ショウキラン	●					絶増	準	希少	絶危
218	アヤメ	ヒオウギ	●					他			
219		ノハナショウブ	●					他	C		絶増
220		ヒメシャガ	●				NT	絶増	A	希少	
221		カキツバタ	●				NT	他	C		
222		アヤメ	●					他	C		
223	ススキノキ	ユウスゲ	●					希少		希少	絶滅
224		ゼンテイカ	●					絶増	C	希少	
225		ノカンゾウ	●					希少		希少	絶増
226	ヒガンバナ	ステゴビル	●				VU	絶危	A	希少	
227		ヒメニラ	●					絶増	A	希少	
228		ヤマラッキョウ	●					他			
229		ギョウジャニンニク	●					絶危	C	希少	
230		キツネノカミソリ	●								注目
231	クサスギカズラ	ミズギボウシ	●						C		注目
232		マイヅルソウ	●					注目			
233		ドウモンワニグチソウ	●					希少	A	希少	
234		ヒメイズイ	●					絶増	A	希少	
235		ワニグチソウ	●					絶増	A	希少	
236		コワニグチソウ	●					希少	A	希少	
237	ミズアオイ	ミズアオイ	●				NT	絶危	A	希少	
238	ガマ	ミクリ	●				NT	他	A		
239		ヤマトミクリ	●				NT	希少	C	希少	絶増
240		ナガエミクリ	●				NT		準		注目
241		ヒメミクリ	●				VU	希少	A	希少	
242		コガマ	●	●				他	C		
243	ホシクサ	オオホシクサ	●						C		
244		ホシクサ	●					希少	C	希少	絶増
245		ヤマトホシクサ	●				VU	注目			
246		ツクシクロイヌノヒゲ	●				VU	絶増	C	希少	
247		クロホシクサ	●				VU	絶危	A	希少	
248	イグサ	タチコウガイゼキショウ	●					希少		希少	
249	カヤツリグサ	コウキヤガラ	●					希少	B	希少	
250		イトハナビテンツキ	●					他			

表 2.1.5-19(6)　植物の重要な種

No.	科名	種名	確認状況		重要種の選定基準						
			文献確認種	事業者の調査（R5年調査）	文化財保護法	種の保存法	環境省RL2020	滋賀県RDB2020	近畿版RDB	滋賀県条例	甲賀市RL2022
251	カヤツリグサ	ケタガネソウ	●					他			
252		オオタマツリスゲ	●					希少		希少	
253		ニッコウハリスゲ	●					注目	C		
254		ヒナスゲ	●						B		絶増
255		ササナギスゲ	●	●				分布			
256		コハリスゲ	●						C		
257		サヤマスゲ	●				VU	分布	B		注目
258		ウマスゲ	●					絶増	B	希少	
259		アズマスゲ	●					注目	準		
260		オオアオスゲ	●					希少	B	希少	
261		ヤガミスゲ	●					希少	C	希少	
262		ヌカスゲ	●					注目			
263		ミコシガヤ	●					絶増	C	希少	
264		ヒメスゲ	●					希少	準	希少	
265		タヌキラン	●					希少	A	希少	
266		ツルスゲ	●					分布			
267		マメスゲ	●					他	C		注目
268		ヤブスゲ	●					注目	A		
269		サトヤマハリスゲ	●	●				他			
270		センダイスゲ	●					注目	準		
271		オニナルコスゲ	●					分布	A		
272		ヒメアオガヤツリ	●					他			
273		オオシロガヤツリ	●					希少	C	希少	
274		シロガヤツリ	●					希少	A	希少	
275		セイタカハリイ	●					希少	C	希少	
276		クロミノハリイ	●				CR	注目	EX		
277		ヤリハリイ	●					注目	A		
278		オオヌマハリイ	●					希少	C	希少	
279		サギスゲ	●					絶危	A	指定	絶危
280		コアゼテンツキ	●					希少	B	希少	
281		アオテンツキ	●					他			
282		アゼテンツキ	●					希少	A	希少	
283		ミカヅキグサ	●	●				他	C		絶増
284		トラノハナヒゲ	●					絶危	B	希少	
285		オオイヌノハナヒゲ	●					他	C		注目
286		ハタベカンガレイ	●				VU	注目			
287		コホタルイ	●					分布			
288		ヒメホタルイ	●					他			
289		タイワンヤマイ	●					他			
290		シズイ	●					絶増	A	希少	
291		ノグサ	●					希少		希少	
292		マツカサススキ	●					他	C		
293		ツクシカンガレイ	●					希少		希少	
294		ミカワシンジュガヤ	●				VU	絶危	B	希少	
295		コシンジュガヤ	●					希少	C	希少	絶危
296	イネ	ハネガヤ	●					希少		希少	
297		ヒメコヌカグサ	●				NT	他	C		
298		セトガヤ	●					希少		希少	
299		ヒロハノコヌカグサ	●					他			
300		コウボウ	●					絶増	C	希少	

表 2.1.5-19(7)　植物の重要な種

No.	科名	種名	確認状況		重要種の選定基準						
			文献確認種	事業者の調査（R5年調査）	文化財保護法	種の保存法	環境省RL2020	滋賀県RDB2020	近畿版RDB	滋賀県条例	甲賀市RL2022
301	イネ	イワタケソウ	●					絶増	C	希少	
302		コメススキ	●					絶危	C	希少	
303		ヒゲノガリヤス	●					注目	C		
304		ホッスガヤ	●					希少		希少	
305		ヒメアブラススキ	●					注目			
306		ヒナザサ	●	●			NT	他	B		注目
307		イブキカモジグサ	●					分布			
308		ミズタカモジグサ	●				VU	絶危	A	希少	
309		ヌマカゼクサ	●					絶増	C	希少	
310		コゴメカゼクサ	●					絶危	A	希少	
311		ウンヌケモドキ	●	●			NT	絶増	C	希少	絶増
312		イブキトボシガラ	●				VU	分布	C		
313		ウキガヤ	●					他	A		
314		ヒロハノドジョウツナギ	●					希少	A	希少	
315		カモノハシ	●					他			
316		ミノボロ	●					注目	C		絶増
317		エゾノサヤヌカグサ	●					希少		希少	
318		トウササクサ	●					他			
319		ミチシバ	●					希少	準	希少	
320		スズメノコビエ	●					希少	C	希少	
321		タキキビ	●					希少	準	希少	
322		イブキソモソモ	●					分布			
323		ムカゴツヅリ	●					注目	A		
324		ハマヒエガエリ	●					希少		希少	
325		ウキシバ	●					希少	C	希少	注目
326		ウシクサ	●					他			
327		イヌアワ	●					希少		希少	
328		ミヤマアブラススキ	●					分布			
329		ヒゲシバ	●					注目	B		
330		メガルカヤ	●	●				他			
331		チシマカニツリ	●					希少	A	希少	
332		オニシバ	●					希少	C	希少	
333	マツモ	マツモ(狭義)	●								注目
334		ヨツバリキンギョモ	●					注目	A		
335	ケシ	ジロボウエンゴサク	●					希少		希少	絶増
336		ヤマブキソウ	●					絶増		希少	
337	メギ	ヘビノボラズ	●	●					C		
338		オオバメギ	●					希少		希少	
339		サンカヨウ	●					分布			
340		キバナイカリソウ	●					分布	準		
341	キンポウゲ	イブキレイジンソウ	●				NT	絶危	A	希少	
342		ウスゲレイジンソウ	●					希少	A	希少	
343		ルイヨウショウマ	●					希少		希少	
344		フクジュソウ	●					希少	C	希少	
345		ヒメイチゲ	●					絶増	C	希少	絶危
346		ユキワリイチゲ	●					絶増		指定	絶危
347		アズマイチゲ	●					希少	準	希少	
348		リュウキンカ	●					絶危		指定	
349		キケンショウマ	●					分布			
350		カザグルマ	●				NT	絶危	C	指定	絶危

表 2.1.5-19(8)　植物の重要な種

No.	科名	種名	確認状況		重要種の選定基準						
			文献確認種	事業者の調査（R5年調査）	文化財保護法	種の保存法	環境省RL2020	滋賀県RDB2020	近畿版RDB	滋賀県条例	甲賀市RL2022
351	キンポウゲ	トリガタハンショウヅル	●					他			
352		ミツバノバイカオウレン	●					注目			
353		アズマシロカネソウ	●					絶増	B	希少	
354		キバナサバノオ	●				VU	絶危	C	希少	
355		サンインシロカネソウ	●					分布			
356		ツルシロカネソウ	●					分布	C		
357		トウゴクサバノオ	●					分布			絶増
358		セツブンソウ	●				NT	希少	A	希少	絶危
359		ミスミソウ	●				NT	他	準		絶危
360		オキナグサ	●				VU	絶危	A	指定	絶滅
361		ヒキノカサ	●				VU	注目	A		
362		バイカモ	●					他	A		
363		オトコゼリ	●					絶危	A	希少	絶危
364		シギンカラマツ	●					分布	準		
365		カラマツソウ	●					他	B		
366		ミヤマカラマツ	●					絶増	C	希少	
367		モミジカラマツ	●					注目	C		
368		キンバイソウ	●					絶増	A	希少	
369	ツゲ	ツゲ	●					希少		希少	
370	ボタン	ヤマシャクヤク	●				NT	希少	C	希少	絶増
371		ベニバナヤマシャクヤク	●				VU	絶危	A	希少	
372	マンサク	コウヤミズキ	●	●				分布	準		注目
373		マルバノキ	●	●				分布	A		注目
374	スグリ	ヤシャビシャク	●				NT	絶危	準	希少	
375		ザリコミ	●					分布	C		
376	ユキノシタ	アワモリショウマ	●					注目			
377		ツルネコノメソウ	●					希少		希少	
378		チシマネコノメソウ	●					希少	準	希少	
379		コガネネコノメソウ	●					希少		希少	
380		タキミチャルメルソウ	●				NT	他			
381		ナメラダイモンジソウ	●					分布			
382		ハルユキノシタ	●					分布	C		
383		ズダヤクシュ	●					注目	C		
384	ベンケイソウ	ミツバベンケイソウ	●					他			
385		ツメレンゲ	●				NT	注目	準		
386		アズマツメクサ	●				NT	希少	A	希少	
387	タコノアシ	タコノアシ	●	●			NT		C		注目
388	アリノトウグサ	オグラノフサモ	●				VU	絶危	A	希少	
389		タチモ	●				NT	希少	C	希少	
390		フサモ	●					注目	A		
391	マメ	モメンヅル	●					絶危	A	希少	
392		ユクノキ	●								注目
393		タヌキマメ	●					絶増	C	希少	絶危
394		イタチササゲ	●					希少	A	希少	
395		ハマエンドウ	●					絶危		指定	
396		キバナノレンリソウ	●					注目			
397		イヌハギ	●				VU	絶危	A	希少	
398		マキエハギ	●					希少	C	希少	
399		ミソナオシ	●					希少		希少	
400		ツルフジバカマ	●					絶危	A	希少	絶危

表 2.1.5-19(9)　植物の重要な種

No.	科名	種名	確認状況		重要種の選定基準						
			文献確認種	事業者の調査（R5年調査）	文化財保護法	種の保存法	環境省RL2020	滋賀県RDB2020	近畿版RDB	滋賀県条例	甲賀市RL2022
401	マメ	ヨツバハギ	●					絶危	A	希少	
402		オオバクサフジ	●					希少	C	希少	
403		イブキノエンドウ	●					注目			
404		ビワコエビラフジ	●					希少		希少	
405	ヒメハギ	カキノハグサ	●					絶増	準	希少	
406		ヒナノキンチャク	●				EN	絶危	A	希少	
407		ヒナノカンザシ	●					他	B		絶危
408	クロウメモドキ	ホナガクマヤナギ	●					分布			
409		ヨコグラノキ	●					分布			
410	アサ	コバノチョウセンエノキ	●					注目	C		
411	イラクサ	ヒメウワバミソウ	●					分布			
412		ミヤコミズ	●					希少	準	希少	
413		コバノイラクサ	●					分布	B		
414	バラ	チョウセンキンミズヒキ	●				VU	希少	B	希少	
415		オクチョウジザクラ	●					分布			
416		ミヤマザクラ	●					希少	B	希少	
417		クサボケ	●								注目
418		オニシモツケ	●					分布	C		
419		シモツケソウ	●					他			
420		オオダイコンソウ	●					分布			
421		コキンバイ	●					絶増	C	希少	
422		カワラサイコ	●					希少	A	希少	
423		ミツモトソウ	●					希少		希少	
424		イワキンバイ	●					希少	準	希少	注目
425		ツルキンバイ	●					希少		希少	
426		エチゴキジムシロ	●					分布			
427		エチゴツルキジムシロ	●					分布	B		
428		ヤマイバラ	●					絶増		希少	絶増
429		オオトックリイチゴ	●					注目			
430		クロイチゴ	●					注目			
431		ハスノハイチゴ	●				NT	希少		希少	
432		サナギイチゴ	●				VU	希少		希少	
433		カライトソウ	●					絶危	A	希少	
434		ワレモコウ	●	●							注目
435		コバナノワレモコウ	●					他	A		
436		イワガサ	●					希少		希少	
437		シモツケ	●					他	準		
438		イブキシモツケ	●					分布			
439		イワシモツケ	●					希少	B	希少	
440		ユキヤナギ	●						準		
441	ブナ	ブナ	●								注目
442	カバノキ	ミヤマハンノキ	●					分布			
443		ミヤマカワラハンノキ	●					分布			
444		カワラハンノキ	●	●							注目
445		サクラバハンノキ	●				NT	希少	C	希少	
446		アサダ	●					希少	準	希少	
447	ドクウツギ	ドクウツギ	●					分布			
448	ニシキギ	イワウメヅル	●					注目	B		
449		シラヒゲソウ	●	●				絶危	C	希少	
450		ウメバチソウ	●	●				他			注目

表 2.1.5-19(10)　植物の重要な種

No.	科名	種名	確認状況		重要種の選定基準						
			文献確認種	事業者の調査（R5年調査）	文化財保護法	種の保存法	環境省RL2020	滋賀県RDB2020	近畿版RDB	滋賀県条例	甲賀市RL2022
451	ニシキギ	クロヅル	●					分布			
452	トウダイグサ	マルミノウルシ	●				NT	希少	C	希少	
453		タカトウダイ	●					分布			
454	ヤナギ	オオキツネヤナギ	●					分布			
455	スミレ	エゾノタチツボスミレ	●					分布			
456		オオバキスミレ	●					分布	C		
457		ヒゴスミレ	●					希少		希少	
458		エイザンスミレ	●					他			注目
459		ツルタチツボスミレ	●					分布			
460		イブキスミレ	●					分布	B		
461		ナガバタチツボスミレ	●					他			
462		ホソバシロスミレ	●				VU	分布			
463		アケボノスミレ	●					絶危	A	希少	
464		ヒナスミレ	●					希少		希少	
465	オトギリソウ	トモエソウ	●					絶増		希少	絶危
466		フジオトギリ	●					注目			
467		ミヤコオトギリ	●					注目			
468		アゼオトギリ	●				EN	絶危	A	希少	
469	フウロソウ	グンナイフウロ	●					分布	A		
470		コフウロ	●					絶増	A	希少	
471		イブキフウロ	●					分布			
472		ハクサンフウロ	●					分布			
473		エゾフウロ	●					分布	A		
474		ビッチュウフウロ	●					絶増	A	希少	
475	ミソハギ	ヒメミソハギ	●					他	C		
476		ミズマツバ	●				VU	他	C		絶増
477		ミズキカシグサ	●				VU	絶増	A	希少	
478		ヒメビシ	●				VU	絶危	A	希少	
479	アカバナ	ウシタキソウ	●					希少		希少	
480		ケゴンアカバナ	●					絶危	A	希少	
481		トダイアカバナ	●				VU	注目	B		
482		ウスゲチョウジタデ	●				NT	他			
483	ムクロジ	アサノハカエデ	●					注目			
484		カラコギカエデ	●					希少		希少	
485	ミカン	コカラスザンショウ	●					注目	準		
486	ジンチョウゲ	コショウノキ	●					分布			注目
487		カラスシキミ	●					希少	準	希少	
488		チョウセンナニワズ	●				VU	希少	B	希少	
489		コガンピ	●					分布			注目
490	アブラナ	タチスズシロソウ	●				EN	他	A		
491		イワハタザオ	●					分布			
492		ヤマガラシ	●					分布	B		
493		オオマルバコンロンソウ	●				EN	注目	A		
494		オオケタネツケバナ	●					分布			
495		エゾハタザオ	●					分布			
496		イヌナズナ	●								注目
497		キバナハタザオ	●					分布	B		
498	ツチトリモチ	ミヤマツチトリモチ	●				VU	注目	A		
499	ビャクダン	ヒノキバヤドリギ	●					希少		希少	
500	オオバヤドリギ	マツグミ	●	●							注目

表 2.1.5-19(11)　植物の重要な種

No.	科名	種名	確認状況		重要種の選定基準						
			文献確認種	事業者の調査（R5年調査）	文化財保護法	種の保存法	環境省RL2020	滋賀県RDB2020	近畿版RDB	滋賀県条例	甲賀市RL2022
501	タデ	イブキトラノオ	●					分布	B		
502		ハルトラノオ	●					分布			
503		サイコクヌカボ	●				VU	絶危	C	希少	
504		ヤナギヌカボ	●				VU	希少	C	希少	
505		ナガバノウナギツカミ	●				NT	希少	C	希少	
506		サデクサ	●					他	C		
507		ヌカボタデ	●				VU	希少	C	希少	
508		ホソバイヌタデ	●				NT	注目	A		
509		オオネバリタデ	●					注目			
510		ネバリタデ	●					注目			
511		コギシギシ	●				VU	注目			
512		マダイオウ	●					絶増	A	希少	
513	モウセンゴケ	イシモチソウ	●	●			NT	他	C		注目
514		トウカイコモウセンゴケ	●	●				他	C		絶増
515	ナデシコ	タチハコベ	●				VU	絶危	C	希少	
516		コバノミミナグサ	●				EN	絶危	A	希少	
517		ハマナデシコ	●					注目			
518		カワラナデシコ	●								注目
519		エゾカワラナデシコ	●					注目			
520		ワチガイソウ	●					分布			
521		ヒナワチガイソウ	●				VU	希少		希少	
522		フシグロ	●								注目
523		アオハコベ	●					希少		希少	
524		ヤマハコベ	●					注目	C		
525	ヒユ	ヤナギイノコヅチ	●	●				他			注目
526	ツリフネソウ	ハガクレツリフネ	●					注目			
527	サクラソウ	カラタチバナ	●					他			注目
528		ヤナギトラノオ	●					分布	B		
529		クサレダマ	●					絶増	C	希少	
530		クリンソウ	●					絶増	C	希少	
531		ハイハマボッス	●				NT	絶増	A	希少	
532	ハイノキ	クロミノニシゴリ	●					他	A		注目
533		クロバイ	●	●							地域
534	ツツジ	ウメガサソウ	●					希少		希少	絶危
535		サラサドウダン	●								注目
536		コアブラツツジ	●					分布			絶増
537		イワナシ	●	●							注目
538		シャクジョウソウ	●					希少		希少	絶危
539		マルバノイチヤクソウ	●					注目	準		
540		ムラサキヤシオツツジ	●					分布			
541		サツキ	●					注目			
542		ヒカゲツツジ	●					希少		希少	
543		レンゲツツジ	●					希少		希少	注目
544		アカヤシオ	●					希少		希少	絶増
545		シロヤシオ	●					希少		希少	注目
546		オオコメツツジ	●					分布	B		
547		コメツツジ	●					注目	C		絶増
548	クロタキカズラ	クロタキカズラ	●					希少	準	希少	
549	アカネ	ナガバジュズネノキ	●					絶危		希少	
550		ホソバオオアリドオシ	●					他			

表 2.1.5-19(12)　植物の重要な種

No.	科名	種名	確認状況		重要種の選定基準						
			文献確認種	事業者の調査（R5年調査）	文化財保護法	種の保存法	環境省RL2020	滋賀県RDB2020	近畿版RDB	滋賀県条例	甲賀市RL2022
551	アカネ	イナモリソウ	●					希少		希少	絶増
552		オオキヌタソウ	●					分布	準		
553		ヤマトグサ	●					分布			
554	リンドウ	チチブリンドウ	●				EN	絶危	B	希少	
555		ハルリンドウ	●								地域
556		エゾリンドウ	●					分布	A		
557		フデリンドウ	●								注目
558		ホソバノツルリンドウ	●				VU	希少	B	希少	
559		イヌセンブリ	●				VU	絶増	C	希少	絶危
560	マチン	アイナエ	●	●				希少	C	希少	絶増
561	キョウチクトウ	チョウジソウ	●				NT	絶危	C	希少	
562		クサタチバナ	●				NT	希少	B	希少	
563		コイケマ	●					他			
564		タチカモメヅル	●					希少	C	希少	絶増
565		ツルガシワ	●					分布	C		
566		スズサイコ	●				NT	希少	C	希少	絶増
567		コバノカモメヅル	●					他	C		
568	ヒルガオ	マメダオシ	●				CR	注目			
569	ナス	ヤマホオズキ	●				EN	絶危	A	希少	
570		アオホオズキ	●				VU	絶危	準	希少	
571		オオマルバノホロシ	●					他	C		
572	ムラサキ	ムラサキ	●				EN	注目	A		
573		タチカメバソウ	●					希少		希少	
574	オオバコ	マルバノサワトウガラシ	●				VU	希少	C	希少	注目
575		オオアブノメ	●				VU	絶危	A	希少	
576		シソクサ	●					他	C		
577		ヒシモドキ	●				EN	注目	A		
578		クワガタソウ	●					絶増	準	希少	
579		イヌノフグリ	●				VU	希少	準	希少	
580		ルリトラノオ	●				VU	絶増	A	希少	
581		カワヂシャ	●	●			NT		準		
582		クガイソウ	●					分布			
583	ゴマノハグサ	ヒナノウスツボ	●								絶増
584		オオヒナノウスツボ	●					希少		希少	
585		サツキヒナノウスツボ	●					分布	C		
586	シソ	カワミドリ	●					他			
587		オウギカズラ	●					絶増	準	希少	
588		ジュウニヒトエ	●					絶増		希少	
589		ツクバキンモンソウ	●					分布			
590		コムラサキ	●					他	C		
591		ヒキオコシ	●								注目
592		キセワタ	●				VU	絶危	C	希少	
593		マネキグサ	●				NT	希少	準	希少	
594		ヤマジソ	●				NT	絶増	B	希少	
595		トラノオジソ	●					注目	準		
596		ミズネコノオ	●				NT	絶増	準	希少	
597		ミズトラノオ	●				VU	絶増	A	希少	
598		アキギリ	●								注目
599		ウスギナツノタムラソウ	●								絶増
600		ナツノタムラソウ	●					希少	準	希少	

表 2.1.5-19(13)　植物の重要な種

No.	科名	種名	確認状況		重要種の選定基準						
			文献確認種	事業者の調査（R5年調査）	文化財保護法	種の保存法	環境省RL2020	滋賀県RDB2020	近畿版RDB	滋賀県条例	甲賀市RL2022
601	シソ	ハイタムラソウ	●					分布			
602		ミゾコウジュ	●				NT	希少	C	希少	
603		ヤマジノタツナミソウ	●					分布	C		
604		ヒメナミキ	●					希少	C	希少	注目
605		ヤマタツナミソウ	●					希少	A	希少	
606		エゾタツナミソウ	●					注目	A		
607		ミヤマナミキ	●					分布	準		
608		イブキジャコウソウ	●					希少	C	希少	
609		ハマゴウ	●					希少		希少	
610	ハエドクソウ	スズメノハコベ	●				VU	希少	A	希少	
611		オオバミゾホオズキ	●					分布	C		
612	ハマウツボ	オオナンバンギセル	●					希少		希少	
613		ゴマクサ	●				VU	絶危	A	希少	
614		イブキコゴメグサ	●				VU	絶危	A	希少	
615		オオミコゴメグサ	●				EX	絶滅	EX		
616		トガクシコゴメグサ	●					絶危		希少	
617		タチコゴメグサ	●					注目	A		
618		ケヤマウツボ	●					注目	A		
619		ツシマママコナ	●					希少		希少	
620		クチナシグサ	●					他			絶増
621		シオガマギク	●					他			
622		キヨスミウツボ	●					希少	C	希少	
623		コシオガマ	●					希少		希少	絶増
624		ヒキヨモギ	●					絶危	C	希少	
625		オオヒキヨモギ	●	●			VU	希少	準	希少	絶危
626	タヌキモ	ノタヌキモ	●				VU	絶増		希少	絶増
627		イヌタヌキモ	●				NT	希少		希少	注目
628		ミミカキグサ	●	●							注目
629		ホザキノミミカキグサ	●	●							注目
630		フサタヌキモ	●				EN	絶危	A	希少	
631		ミカワタヌキモ	●				VU	希少	A	希少	
632		タヌキモ	●				NT	注目	A		
633		ヒメタヌキモ	●				NT	絶増	A	希少	絶増
634		ムラサキミミカキグサ	●	●			NT	他	C		注目
635	キツネノマゴ	オギノツメ	●	●				他			
636		スズムシバナ	●					絶危	A	希少	
637		ユキミバナ	●					分布	B		
638	クマツヅラ	クマツヅラ	●					希少		希少	絶危
639	モチノキ	オクノフウリンウメモドキ	●					分布			
640		ミヤマウメモドキ	●					分布	C		
641	キキョウ	シデシャジン	●					希少	C	希少	
642		サワギキョウ	●								注目
643		キキョウ	●				VU	他	C		注目
644	ミツガシワ	ミツガシワ	●					絶増	A	希少	
645		ガガブタ	●				NT	絶危	A	希少	絶危
646		アサザ	●				NT	絶危	A	希少	
647	キク	ヌマダイコン	●					他			絶増
648		テイショウソウ	●					絶増		希少	絶増
649		カワラハハコ	●						B		地域
650		チョウジギク	●					分布	準		

表 2.1.5-19(14)　植物の重要な種

No.	科名	種名	確認状況		重要種の選定基準						
			文献確認種	事業者の調査（R5年調査）	文化財保護法	種の保存法	環境省RL2020	滋賀県RDB2020	近畿版RDB	滋賀県条例	甲賀市RL2022
651	キク	ヒトツバヨモギ	●					分布	A		
652		ヒメシオン	●					他	A		
653		ヤマジノギク	●					希少		希少	
654		コモノギク	●					絶増	C	希少	絶増
655		サワシロギク	●					他	C		注目
656		オケラ	●					希少	C	希少	
657		ノッポロガンクビソウ	●					注目			
658		バンジンガンクビソウ	●				VU	絶危		希少	
659		シマカンギク	●					分布			
660		イワギク	●				VU	絶危	C	希少	
661		ヒメアザミ	●					分布			
662		コイブキアザミ	●				VU	分布	C		
663		モリアザミ	●					絶危	B	希少	
664		ミヤマコアザミ	●				NT	分布	A		
665		ナガエノアザミ	●					分布			
666		カツラカワアザミ	●				EN	絶危	B	指定	
667		イナベアザミ	●				VU	絶増	C	希少	
668		ノリクラアザミ	●					分布			
669		タカアザミ	●					分布			
670		ワタムキアザミ	●				VU	希少	C	希少	注目
671		サワアザミ	●					分布	B		
672		ホソバムカシヨモギ	●				VU	注目			
673		フジバカマ	●				NT	他	A		
674		スイラン	●					他			注目
675		オグルマ	●					他	C		注目
676		カセンソウ	●					絶危	A	希少	絶増
677		タカサゴソウ	●				VU	注目	A		
678		ノニガナ	●					希少		希少	
679		カワラニガナ	●				NT				
680		マルバダケブキ	●					分布			
681		ハンカイソウ	●					絶危		希少	絶危
682		オオニガナ	●					分布	A		
683		ウスゲタマブキ	●					希少		希少	
684		オオカニコウモリ	●								注目
685		タイミンガサ	●					希少	準	希少	
686		テバコモミジガサ	●								注目
687		ニシノヤマタイミンガサ	●					希少		希少	
688		アキノハハコグサ	●				EN	絶危	A	希少	
689		ミヤコアザミ	●					絶危	A	希少	
690		オオダイトウヒレン	●					絶危	A	希少	
691		ヒメヒゴタイ	●				VU	絶危	A	希少	
692		キクアザミ	●					絶危	A	希少	
693		キオン	●					分布			
694		ハバヤマボクチ	●					注目	A		
695		オカオグルマ	●					希少	C	希少	
696		オナモミ	●				VU	注目	EX		
697	ウコギ	ウラジロウコギ	●					注目	C		
698	セリ	ミヤマトウキ	●					分布	C		
699		ハナビゼリ	●					希少		希少	
700		セリモドキ	●					分布			

表 2.1.5-19(15)　植物の重要な種

No.	科名	種名	確認状況		重要種の選定基準						
			文献確認種	事業者の調査（R5年調査）	文化財保護法	種の保存法	環境省RL2020	滋賀県RDB2020	近畿版RDB	滋賀県条例	甲賀市RL2022
701	セリ	イブキボウフウ	●					希少	A	希少	
702		ヤマゼリ	●					分布			
703		カワラボウフウ	●					絶危		希少	
704		ヌマゼリ	●				VU	希少	A	希少	
705	スイカズラ	ナベナ	●					絶増		希少	
706		ニッコウヒョウタンボク	●					希少		希少	
707		キンキヒョウタンボク	●				EN	希少	準	希少	
708		コウグイスカグラ	●					分布	準		
709		ダイセンヒョウタンボク	●					分布	C		
710		キンレイカ	●					絶増	準	希少	
711		オミナエシ	●								注目
712		マツムシソウ	●					希少	A	希少	絶増
713		カノコソウ	●					分布	C		
714		イワツクバネウツギ	●				VU	分布	準		
117科714種			714種	52種	0種	0種	180種	653種	420種	360種	178種

注1)　種名及び分類は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和5年度生物リスト」（水情報国土データ管理センター、令和5年)に準拠した。

注2)　重要種の選定基準

文化財保護法:「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号、最終改正:令和4年6月17日法律第68号)

特天:特別天然記念物、国然:天然記念物

種の保存法　:「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号、最終改正:令和4年6月17日法律第68号)

国際:国際希少野生動植物種、国内:国内希少野生動植物種、特一:特定第一種国内希少野生動植物種、特二:特定第二種国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

環境省RL2020:報道発表資料「環境省レッドリスト2020の公表について」(環境省、令和2年)

EX:絶滅、CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群

滋賀県RDB2020:「滋賀県で大切にすべき野生生物-滋賀県レッドデータブック2020年版-」(滋賀県、令和3年)

絶危:絶滅危惧種、絶増:絶滅危機増大種、希少:希少種、注目:要注目種、分布:分布上重要種、その他:その他重要種、絶滅:絶滅種

近畿版RDB:「改訂・近畿地方の保護上重要な植物－レッドデータブック近畿2001－」(レッドデータブック近畿研究会、平成13 年)

A:絶滅危惧種A、B:絶滅危惧種B、C:絶滅危惧種C、準:準絶滅危惧種

滋賀県条例:「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」(平成18年3月30日条例第4号、最終改正:平成31年3月22日条例第46号)

希少:希少野生動植物種、指定:希少野生動植物種のうち特にその保護を図る必要があると認めるもの(指定希少野生動植物種)

甲賀市RL2022:「甲賀市レッドリスト2022」(甲賀市、令和4年)

絶滅:絶滅種、絶危:絶滅危惧種、絶増:絶滅危機増大種、注目:要注目種、地域:地域種

※1 ヒメミズワラビはミズワラビのカテゴリーを記載した。

※2-1 ナツエビネ、サルメンエビネの場合。

※2-2 エビネの場合。

※3-1 サルメンエビネの場合。

※3-2 エビネ、ナツエビネの場合。

※4 ナツエビネ、サルメンエビネの場合。

※5 サルメンエビネの場合。

※6 エビネの場合。

※7 トキソウの場合。

※8 トキソウ、ヤマトキソウの場合。

注3)　コヒロハハナヤスリは、大戸川ダム環境保全委員の現地視察時（令和6年7月16日）に確認された。

2) 植生

自然的状況の調査範囲における植生について、「第 6・7 回自然環境保全基礎調査 植生調査(環境省自然環境局、平成 11 年～)」によると、大戸川の流域は主にモチツツジ-アカマツ群集、スギ・ヒノキ・サワラ植林及びアベマキ-コナラ群集が広く分布しており、事業実施区域周辺にはヒメコマツ-アカマツ群落が分布している。

以下の資料から、重要な植物群落を選定したところ、表 2.1.5-21 及び図 2.1.5-2 に示すとおり群落が確認された。

表 2.1.5-20　資料一覧

番号	文献名
1	文化財保護法(昭和 25 年　文化庁ＨＰ)
2	国指定文化財等データベース(文化庁 https://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index 令和 6 年 7 月閲覧)
3	滋賀県文化財目録(令和 2 年　滋賀県 HP)
4	文化財の一覧（令和 6 年　大津市)
5	栗東市に所在する指定・選択・登録文化財件数一覧（令和 5 年　栗東市 HP)
6	甲賀市の文化財一覧（令和 3 年　甲賀市 HP)
7	第 2 回自然環境保全基礎調査 特定縮物群落調査(昭和 57 年　環境庁)
8	第 3 回自然環境保全基礎調査 特定縮物群落調査(昭和 63 年　財団法人日本野生生物研究センター)
9	第 5 回自然環境保全基礎調査 特定縮物群落調査(平成 12 年　環境庁自然保護局)
10	第 5 回自然環境保全基礎調査 植生調査(平成 11 年　環境庁自然保護局)
11	第 6・7 回自然環境保全基礎調査 植生調査(平成 11 年～　環境省自然環境局)
12	植物群落レッドデータ・ブック（平成 8 年 4 月　(財)日本自然保護協会・(財)世界自然保護基金日本委員会)
13	滋賀県で大切にすべき野生生物（滋賀県版レッドデータブック）2020 年版(令和 3 年　滋賀県)
14	滋賀県で大切にすべき植物群落(令和元年　滋賀県)

＜「重要な植物群落」の選定基準＞

・「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）に基づいて指定された天然記念物及び特別天然記念物、「滋賀県文化財保護条例」(滋賀県、昭和 31 年滋賀県条例第 57 号)、「大津市文化財保護条例」(昭和 52 年大津市条例第 2 号)、「栗東市文化財保護条例」(昭和 56 年栗東市条例第 17 号)、「甲賀市文化財保護条例」(平成 16 年甲賀市条例第 172 号)に基づいて指定された天然記念物

・「第 2 回、第 3 回、第 5 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査（和 57 年 12 月　環境庁、和 63 年 3 月　財団法人日本野生生物研究センター、成 12 年 3 月　環境庁自然保護局)」における特定植物群落

・「植物群落レッドデータ・ブック(我が国における保護上重要な植物種および植物群落研究委員会植物群落分科会、平成 8 年)」に掲載されている植物群落

・滋賀県 RDB2020：「滋賀県で大切にすべき野生生物-滋賀県レッドデータブック 2020 年版-」（滋賀県、令和 3 年)

・滋賀県で大切にすべき植物群落(滋賀県、令和元年)に掲載されている植物群落

表 2.1.5-21　重要な植物群落

No.	群落名	重要な植物群落の選定基準				
		文化財保護法	特定植物群落	植物群落 RDB	滋賀県 RDB2020	滋賀県植物群落
1	杉山の湿原植物群落		D	4		大切
2	飯道山のコウヤマキ林		C	2		大切
3	飯道山のアカガシ林		E	2		
4	湖南花崗岩地域のヒメコマツ林		D	2		大切
5	田上の湿原		D	3		大切
6	大鳥居のヒメコマツ林		B	2		大切
7	モミ群落※1		E	2		
8	毛知比神社のシイ林		E	2		大切
9	八筈ヶ岳のヒメコマツ林※2		B,H			大切
10	金勝山の中間温帯林※3					大切

注 1）選定基準

「第 2 回、第 3 回、第 5 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査（環境庁 昭和 57 年 12 月、財団法人日本野生生物研究センター 昭和 63 年 3 月、環境庁自然保護局 平成 12 年 3 月)」における特定植物群落

A 原生林もしくはそれに近い自然林

B 国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落又は個体群

C 比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落又は個体群

D 砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの(特に湿原についてはもれのないように注意すること。)

E 郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの

G 乱獲その他の人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落又は個体群

H その他、学術上重要な植物群落又は個体群(種の多様性の高い群落、貴重種の生息地となっている群落等)

植物群落 RDB：「植物群落レッドデータ・ブック((財)日本自然保護協会・(財)世界自然保護基金日本委員会 平成 8 年)に掲載されている群落

ランク 4：緊急に対策必要（緊急に対策を講じなければ群落が壊滅する）

ランク 3：対策必要（対策を講じなければ群落の状態が徐々に悪化する）

ランク 2：破壊の危惧（現在は保護対策が功を奏しているが、将来の破壊の危惧が大きい）

ランク 1：要注意（当面、新たな保護対策は必要ない(監視必要)）

・植物群落 RDB では、分布地の特定ができない群落が多い。しかし、植物群落レッドデータブックは環境庁によって実施された第 2 回（1980 年度）及び第 3 回（1988 年度）の自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）でリストアップされた特定植物群落を原則として全て網羅しているため、分布位置等についてはこれらの資料も参考にした。

・植物群落レッドデータブックにおいて、滋賀県内に分布するものの、詳細な場所が記載されておらず、第 2 回（1980 年度）及び第 3 回（1988 年度）の自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）との対応も不明で、本調査地域に分布するか不明な群落等については、重要な植物群落等の対象外とした。

滋賀県植物群落：「滋賀県で大切にすべき植物群落」(滋賀県、令和元年)に掲載されている植物群落

大切：掲載植物群落

注 2)・調査範囲は図 2.1.5-2 に示す範囲とした。

＊1 ：緑の国勢調査では、「金勝寺のモミ林」と記載。

＊2 ：植物群落 RDB の「ヒメコマツ群落（大津市)」との対応は不明。

滋賀県植物群落では「矢筈ヶ岳のヒメコマツ林」と記載。

＊3 ： NO.7 の「モミ群落（金勝寺のモミ林)」との対応は不明。

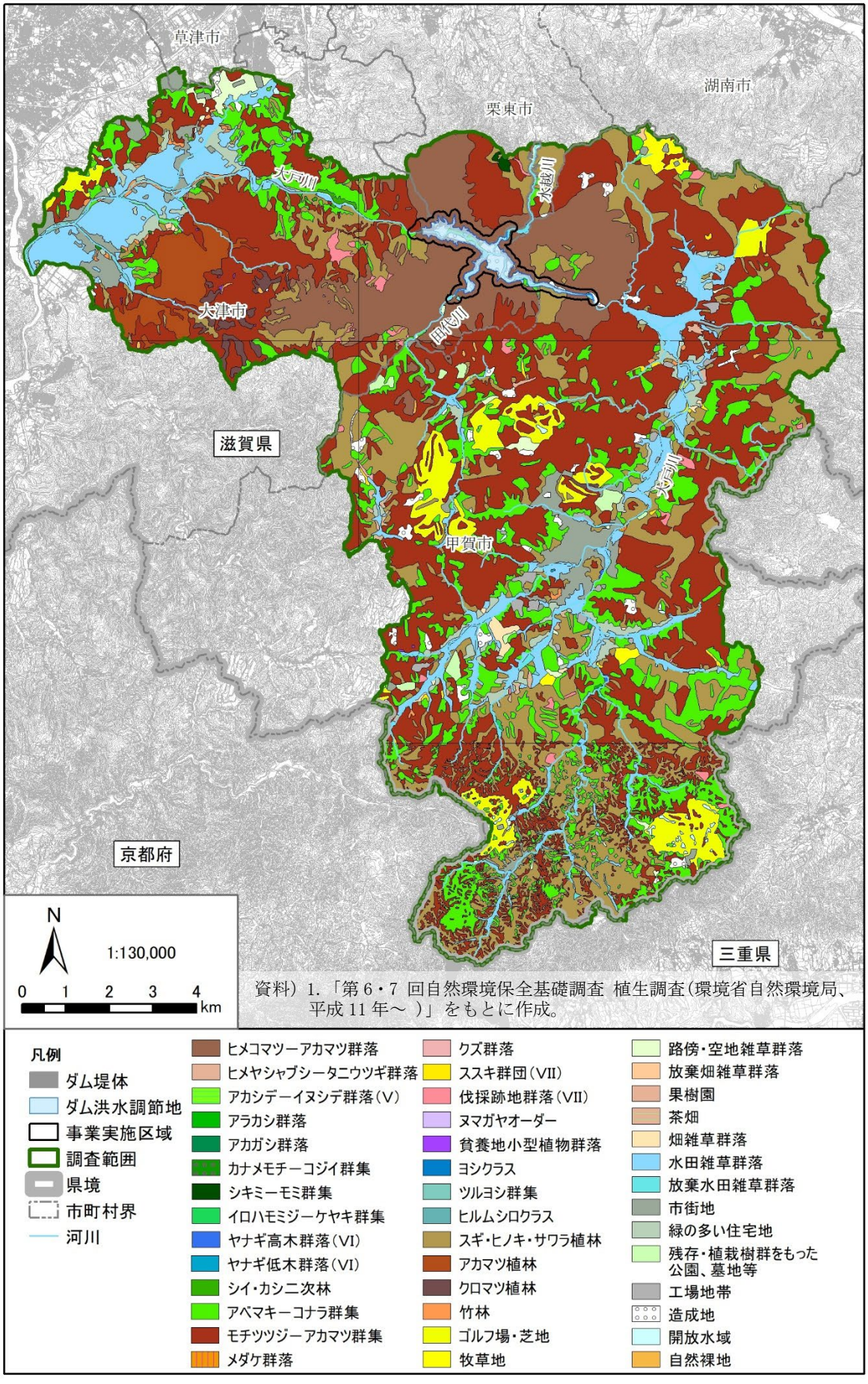

資料）1.「第６・７ 回自然環境保全基礎調査 植生調査(環境省自然環境局、平成 11 年～)」をもとに作成。

図 2.1.5-1 現存植生

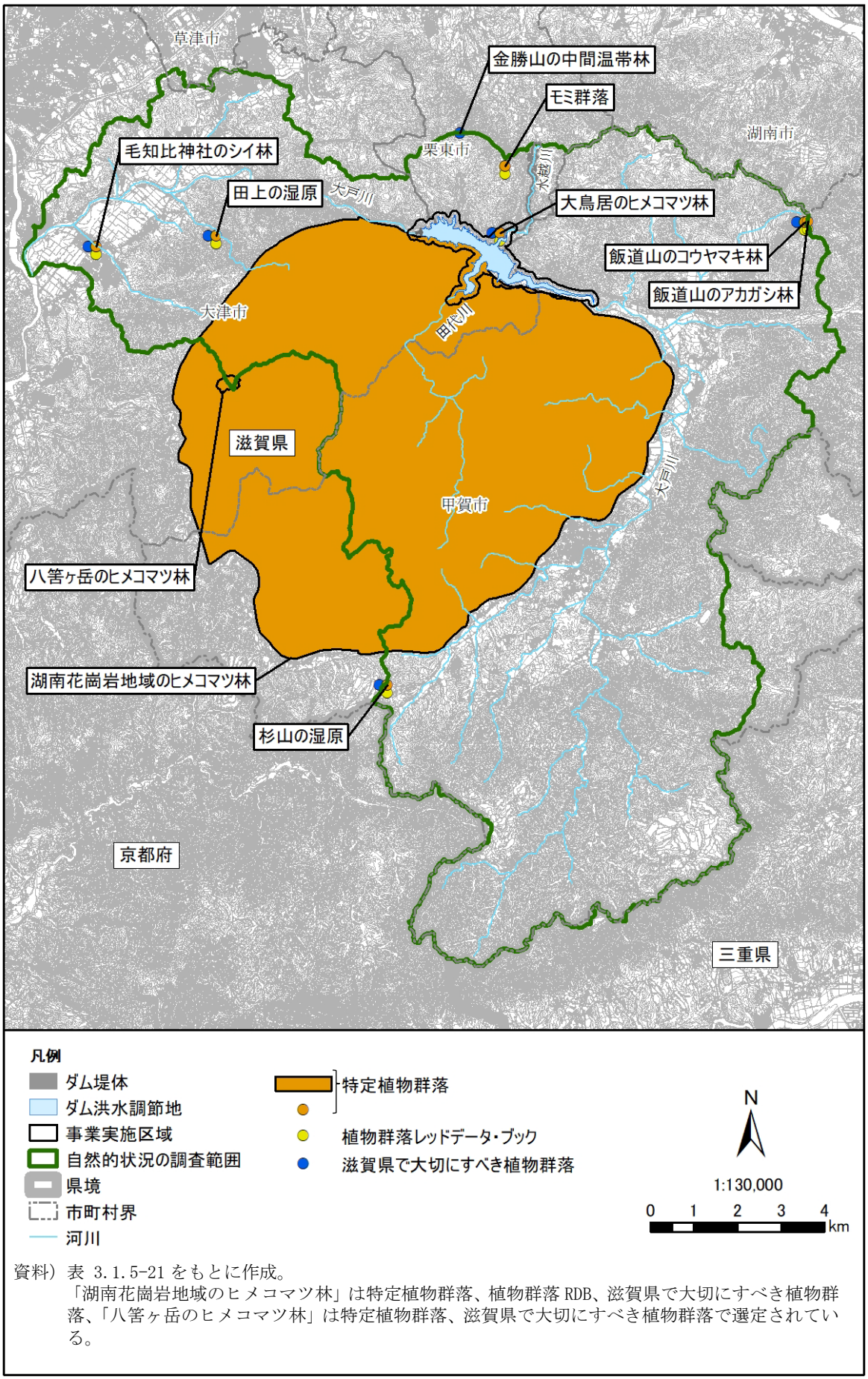

資料）表 3.1.5-21 をもとに作成。
「湖南花崗岩地域のヒメコマツ林」は特定植物群落、植物群落 RDB、滋賀県で大切にすべき植物群落、「八筈ヶ岳のヒメコマツ林」は特定植物群落、滋賀県で大切にすべき植物群落で選定されている。

図 2.1.5-2　重要な群落

(2) 付着藻類

付着藻類は分類学的には「植物」には該当しないが、便宜的に「植物」の中で整理することとした。

自然的状況の調査範囲には、表 2.1.5-22 に示す文献を調査した結果、*Entophysalis lemaniae* 等 198 種が分布している。

表 2.1.5-22 文献一覧(付着藻類)

番号	文献名
1	滋賀県大戸川(だいとがわ)の珪藻植生-陸水環境の指標としての珪藻群集の研究-（1988 年　根来健一郎・後藤實・岡伸次郎・成宮瞳）
2	大戸川ダム及び貯水池周辺植生調査業務報告書（昭和 57 年 3 月）
3	大戸川ダム環境調査（その 2）業務報告書（昭和 57 年 3 月）
4	大戸川ダム及び貯水池周辺植生調査（その 2）報告書（昭和 58 年 3 月）
5	大戸川ダム環境調査（その 3）業務報告書（昭和 58 年 2 月）
6	昭和 63 年度大戸川ダム環境調査（その 2）業務報告書（昭和 63 年 10 月）
7	大戸川ダム自然環境補足調査（その 2）業務報告書（平成 16 年 3 月）
8	大戸川ダム自然環境補足調査（その 3）業務（平成 16 年 12 月）

上記の文献及び令和 5 年に実施した事業者の調査結果から、次に示す重要種の選定基準により重要な種を選定したところ、重要な種は確認されなかった。

＜「重要な種」の選定基準＞

・文化財保護法：「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号)
・種の保存法：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号)
・環境省 RL2020：報道発表資料「環境省レッドリスト 2020 の公表について」(令和 2 年 環境省)
・滋賀県 RDB2020：「滋賀県で大切にすべき野生生物-滋賀県レッドデータブック 2020 年版-」(令和 3 年　滋賀県)
・滋賀県条例：「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」(平成 18 年 3 月 30 日条例第 4 号、最終改正：平成 31 年 3 月 22 日条例第 46 号)
・甲賀市 RL2022：「甲賀市レッドリスト 2022」(令和 4 年　甲賀市)

(3) その他の植物

1) 蘚苔類

自然的状況の調査範囲には、表 2.1.5-23 に示す文献を調査した結果、イチョウウキゴケ、カビゴケ、ヒトヨシゴケ等 363 種が分布している。

表 2.1.5-23　文献一覧(蘚苔類)

番号	文献名
1	文化財保護法(昭和 25 年　文化庁ＨＰ)
2	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年　環境省)
3	環境省レッドリスト 2020(令和 2 年　環境省ＨＰ)
4	滋賀県で大切にすべき野生生物（滋賀県版レッドデータブック）2020 年版(令和 3 年　滋賀県)
5	改訂・近畿地方の保護上重要な植物－レッドデータブック近畿 2001－(平成 13 年　レッドデータブック近畿研究会)
6	ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例(平成 18 年　滋賀県)
7	甲賀市レッドリスト 2022(令和 4 年　甲賀市)
8	滋賀県のコケ植物相(平成 21 年 4 月　垰田宏・葛山博次・小林圭介)
9	滋賀県のコケ植物とその分布（平成 30 年　垰田宏・笠井譲)

上記の文献及び令和 5 年に実施した事業者の調査結果から、次に示す重要種の選定基準により重要な種を選定したところ、表 2.1.5-24 示すとおりであり、文献によるとイチョウウキゴケ、カビゴケ、カサゴケ等 36 種、事業者の調査ではウキウキゴケ、コバノホソベリミズゴケ、オオミズゴケの 3 種を確認した。

＜「重要な種」の選定基準＞

・文化財保護法：「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号)
・種の保存法：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号)
・環境省 RL2020：報道発表資料「環境省レッドリスト 2020 の公表について」(環境省、令和 2 年)
・滋賀県 RDB2020：「滋賀県で大切にすべき野生生物-滋賀県レッドデータブック 2020 年版-」(滋賀県、令和 3 年)
・近畿版 RDB：「改訂・近畿地方の保護上重要な植物－レッドデータブック近畿 2001－（レッドデータブック近畿研究会、平成 13 年)」
・滋賀県条例：「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」(平成 18 年 3 月 30 日条例第 4 号、最終改正：平成 31 年 3 月 22 日条例第 46 号)
・甲賀市 RL2022：「甲賀市レッドリスト 2022」(甲賀市、令和 4 年)

表 2.1.5-24　蘚苔類の重要な種

No.	科名	種名	確認状況		重要種の選定基準						
			文献確認種	事業者調査（R5年調査）	文化財保護法	種の保存法	環境省RL2020	滋賀県RDB2020	近畿版RDB	滋賀県条例	甲賀市RL2022
1	ウキゴケ科	ウキウキゴケ	●	●				注目			
2		イチョウウキゴケ	●				NT	その他			
3	クサリゴケ科	ヨウジョウゴケ	●				NT				
4		カビゴケ	●				NT	分布			
5	ミズゴケ科	ハリミズゴケ	●					希少		希少	
6		ヒメミズゴケ	●					注目			
7		ホソバミズゴケ	●					注目			
8		コバノホソベリミズゴケ	●	●				希少		希少	
9		オオミズゴケ	●	●			NT	その他			
10		ウロコミズゴケ	●					絶増		希少	
11	クロゴケ科	クロゴケ	●					注目			
12	キセルゴケ科	クマノチョウジゴケ	●					注目			
13	ヤリカツギ科	セイタカヤリカツギ	●				CR+EN	注目			
14	ブルッフゴケ科	ヒトヨシゴケ	●				DD	希少		希少	
15	ハリガネゴケ科	ヤスダゴケ	●				NT	注目			
16		カサゴケモドキ	●				VU	注目			
17		カサゴケ	●					注目			
19	タチヒダゴケ科	ヤマタチヒダゴケ	●				CR+EN	希少		希少	
18		イブキタチヒダゴケ	●				DD	分布		希少	
20		イブキキンモウゴケ	●				VU	絶危			
21	クジャクゴケ科	コキジノオゴケ	●				NT	希少		希少	
22		キダチクジャクゴケ	●				VU				
23	カワゴケ科	コシノヤバネゴケ	●				CR+EN	絶危		希少	
24		カワゴケ	●				VU	分布			
25	ヤナギゴケ科	ササオカゴケ	●				CR+EN	絶危		希少	
26	ヌマシノブゴケ科	スギバシノブゴケ	●				VU	絶増		希少	
27	ハイヒモゴケ科	ヒロハシノブイトゴケ	●				NT	分布			
28	ハイゴケ科	コウライイチイゴケ	●					注目			
29	ネジレイトゴケ科	レイシゴケ	●				VU	注目			
30	イワダレゴケ科	ヒヨクゴケ	●				NT	分布			
31	ツヤゴケ科	オオミツヤゴケ	●				VU	希少		希少	
32	イトヒバゴケ科	イトヒバゴケ	●				CR+EN	絶危		希少	
36	ミヤベゴケ科	ヒメタチヒラゴケ	●				CR+EN				
33	ヒラゴケ科	セイナンヒラゴケ	●					希少		希少	
34		キブリハネゴケ	●				NT	注目			
35	ナワゴケ科	カトウゴケ	●				NT	絶危		希少	
－	22科36種		36種	3種	0種	0種	25種	33種	0種	14種	0種

注1） 科名、和名、学名は蘚類では「 A revised new catalog of the mosses of Japan」（平成28年　Suzuki）、
苔類では「日本産タイ類・ツノゴケ類チェックリスト，2018」（平成30年　片桐・古木）に、科の配列は「新しい植物分類学Ⅱ」（平成24年　海老原他編著）に準拠した。

注2） 重要種の選定基準

文化財保護法：「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号）

特天：特別天然記念物、国然：天然記念物

種の保存法　：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月5日法律第75号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号）

国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、特一：特定第一種国内希少野生動植物種、特二：特定第二種国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

環境省RL2020：報道発表資料「環境省レッドリスト2020の公表について」（環境省、令和2年）

EX：絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

滋賀県RDB2020：「滋賀県で大切にすべき野生生物−滋賀県レッドデータブック2020年版−」（滋賀県、令和3年）

絶危：絶滅危惧種、絶増：絶滅危機増大種、希少：希少種、注目：要注目種、分布：分布上重要種、その他：その他重要種、絶滅：絶滅種

近畿版RDB：「改訂・近畿地方の保護上重要な植物ーレッドデータブック近畿2001ー」（レッドデータブック近畿研究会、平成13 年）

A：絶滅危惧種A、B：絶滅危惧種B、C：絶滅危惧種C、準：準絶滅危惧種

滋賀県条例：「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」（平成18年3月30日条例第4号、最終改正：平成31年3月22日条例第46号）

希少：希少野生動植物種、指定：希少野生動植物種のうち特にその保護を図る必要があると認めるもの（指定希少野生動植物種）

甲賀市RL2022：「甲賀市レッドリスト2022」（甲賀市、令和4年）

絶滅：絶滅種、絶危：絶滅危惧種、絶増：絶滅危機増大種、注目：要注目種、地域：地域種

2.1.5.3 生態系

陸域の生態系及び河川域の生態系の概要を以下に記載する。

(1) 陸域

大戸川ダム及びその周辺における陸域の生息・生育環境は、表 2.1.5-25 及び図 2.1.5-3 に示すとおりである。

陸域で典型的にみられる動植物の生息・生育環境として、アカマツ林、スギ・ヒノキ植林、落葉広葉樹林があげられる。

アカマツ林は、アカマツ、ヒメコマツ、コバノミツバツツジ、ネジキ等から構成され、主に山地尾根部や斜面上部に分布し、ニホンジカ、ニホンリス、ムササビ、ヒメネズミ、ヒヨドリ、メジロ、ヤマガラ、コゲラ、トカゲ属、タゴガエル、ヤマトアシナガアリ、キイロシリアゲアリ、ミジンヤマタニシ等が生息する。

スギ・ヒノキ植林は、ヒノキ、スギ等により構成され、主に山地斜面及び平地に分布し、ニホンジカ、ヒメネズミ、アカネズミ、ムササビ、ヒヨドリ、メジロ、ヤマガラ、コゲラ、トカゲ属、ニホンカナヘビ、ニホンマムシ、タゴガエル、キイロシリアゲアリ、アメイロアリ、オオギセル等が生息する。

落葉広葉樹林は、コナラ、アオハダ、ソヨゴ、ネジキ等から構成され、主に阿蘇カルデラ内の平地や斜面に分布し、ニホンジカ、ヒメネズミ、ヒヨドリ、ヤマガラ、メジロ、コゲラ、ニホンカナヘビ、タゴガエル、ニホンアマガエル、アカハライモリ、モリアオガエル、ハヤシクロヤマアリ、トゲアリ、ゴマガイ等が生息する。

上記の生息・生育環境を食物連鎖の観点から見ると、アカマツ林、スギ・ヒノキ植林、落葉広葉樹林等を構成する陸上植物及びそれらを餌とする昆虫類等の無脊椎動物が食物連鎖の底辺を支えている。そして、その上位に、哺乳類、鳥類、両生類及び爬虫類等が位置し、その中でもサシバ等の猛禽類はさらに上位に位置し、広い行動圏をもっている。

表 2.1.5-25　陸域の典型的な生息・生育環境

環 境	特 徴	生息・生育種
アカマツ林	花崗岩地の山地斜面中部から尾根部など土壌の堆積が乏しい立地にみられ、流域全体に広く分布している。アカマツやヒメコマツが優占している。高木層の植被率は比較的低く、林内は明るい。	アカマツやヒメコマツが優占している。植物相としては、ソヨゴ、リョウブ、ヒサカキ、コバノミツバツツジ、ミヤコザサ等の種が見られる。また、樹林内には、マツ林を好むニホンリスや、樹上で木の葉や実、種子などを餌とするムササビ、昆虫や木の実を餌とするヒメネズミ等の哺乳類が生息している。樹上で採餌活動をするメジロ、ヤマガラ、コゲラ等の鳥類、森林の林床にみられるタゴガエル等の両生類、マツやスギに発生するツマキリエダシャク等の昆虫類が生息している。
スギ・ヒノキ植林	土壌の堆積がみられる比較的傾斜が緩やかな立地にみられ、主にヒノキの植林が優占している。よく整備された単一の植林地であり、林内は照度の低い景観を呈している。	主にヒノキの植林が優占している。植物相としては、アラカシ、ヒサカキ、シキミ、ウラジロ、ミヤコザサ等の種がみられる。また、樹林内には、昆虫や木の実を餌とするヒメネズミやアカネズミ等の哺乳類が生息している。樹上で採餌活動をするメジロ、ヤマガラ、コゲラ等の鳥類、森林の林床にみられるタゴガエル等の両生類、スギやヒノキに発生するスギドクガ等の昆虫類が生息している。
落葉広葉樹林	土壌の堆積がみられる緩傾斜地や谷部に分布している。コナラを主体とした比較的明るい景観であり、階層構造も発達している。それぞれの階層に優占する植物は異なっており、4 層構造をなしている。	樹林内のそれぞれの階層に優占する植物は異なる。植物相としては、ソヨゴ、ネジキ、コバノミツバツツジ、ヤブツバキ、ネザサ、ウリカエデ等の種がみられる。また、樹林内には、昆虫や木の実を餌とするヒメネズミ等の哺乳類が生息している。樹上で採餌活動をするメジロ、ヤマガラ、コゲラ等の鳥類、森林の林床にみられるタゴガエル、水辺でモリアオガエル等の両生類、ブナ科の植物に発生するオオミズアオやナカキエダシャク、ソヨゴに発生するハグルマエダシャク等の昆虫類が生息している。

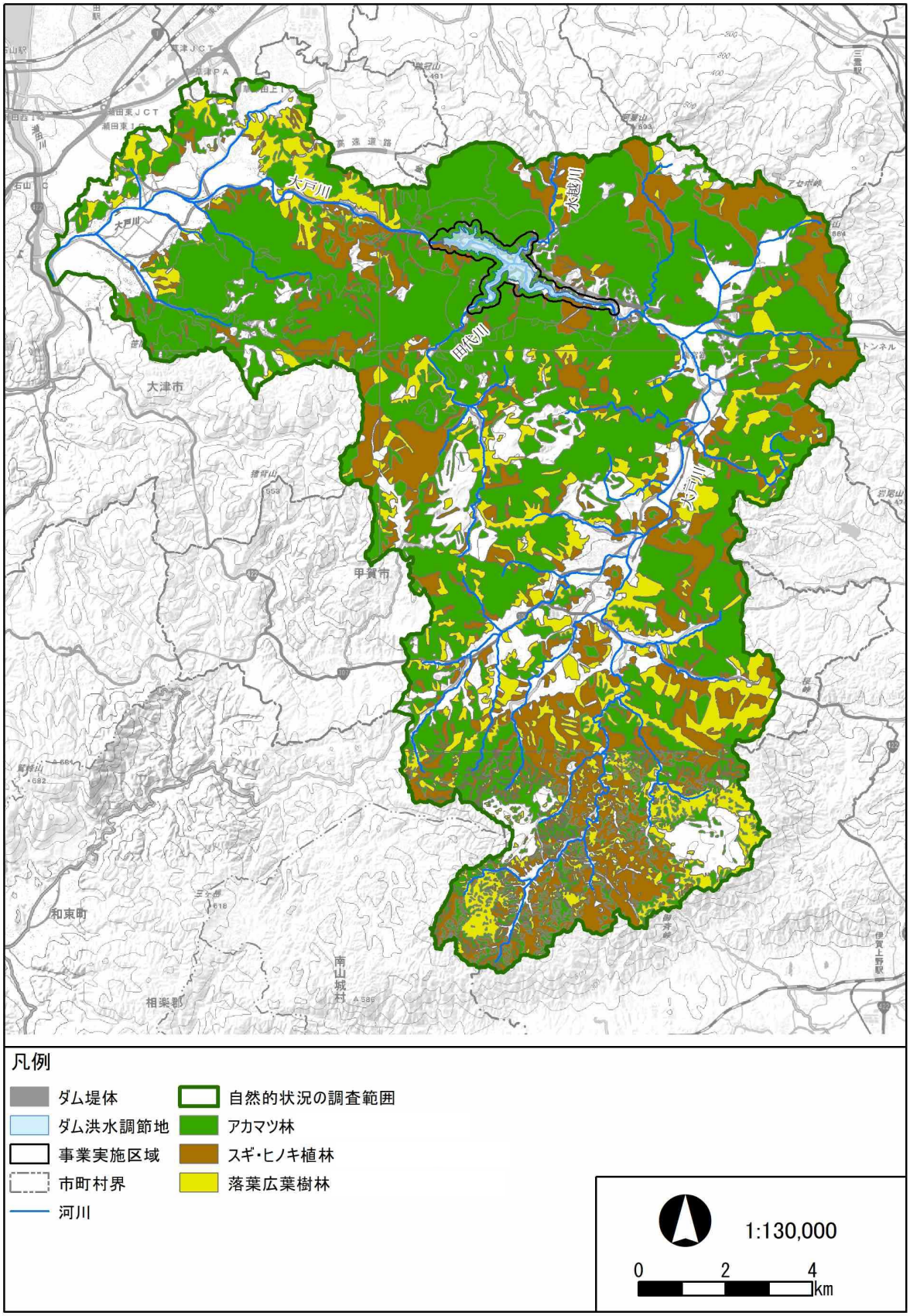

図 2.1.5-3　陸域の生息・生育環境

(2) 河川域

大戸川ダム集水域及びその周辺における河川の生息・生育環境は、表 2.1.5-26 及び図 2.1.5-4 に示すとおり、「緩やかな平地区間」、「急峻な山地区間」、「緩やかな盆地区間」及び「山地区間で合流する支川」の 4 つの環境に区分できる。

「緩やかな平地区間」は、平野部を流れる中下流的な区間であり、川幅は広く市街地と耕作地の間を緩やかに流下する。流れの緩やかな河岸には砂州の形成がみられ、水際にはワンドやたまりなど二次的な水域もみられる。河川形態は、早瀬や淵の割合は低く、平瀬が大半を占めている。また河岸にはツルヨシ群集、高水敷には竹林、アベマキ-コナラ群集などの樹林地がみられる。主に河川の中流域から下流域に生息する魚類、平地から丘陵地にかけての河川中流域に生息する底生動物、水際の砂礫地には、ヒョウゴミズギワゴミムシ、河川敷の高茎草地に営巣するカヤネズミ、オオヨシキリ、コムラサキがみられる。

「急峻な山地区間」は、山地の谷間を流れる区間であり、河川沿いは山地山林が迫り、河岸の多くは岩盤に覆われている。勾配は急で流速は早く、瀬と淵が連続している。河川沿いの山林はシイ・カシ二次林、アベマキ-コナラ群集、ヒメコマツ-アカマツ群集等がみられる。河川上流から中流域に生息するオイカワ、ナガレカマツカ、アカザ、カワヨシノボリ、山地の渓流沿いに生息するミヤマカワトンボ、河川中流域に生息するアオサナエ等がみられる。飛沫帯等の環境では、シロハラコカゲロウやユミアシヒメフタマタアミカ等といった渓流域にみられる昆虫類が生息している。

「緩やかな盆地区間」は、信楽盆地を流れる中流的な区間である。川幅は広くなく勾配の緩やかな区間であり、関西電力大戸川取水堰堤の湛水域が含まれることから、早瀬や淵の割合が少なくなっている。河川敷は主に竹林、混交林、岩盤がみられる。流れが緩やかな環境に生息するカワムツ、ムギツク、カマツカ、ナマズ等がみられる。樹林に囲まれた細流等に生息するアサヒナカワトンボ等のトンボ目、クロクダトビケラやヤマナカナガレトビケラ等がみられる。

「山地区間で合流する支川」は、山間部の谷間を流れる山地渓流的な河川であり、川幅はより狭く、流れの速い早瀬と落ち込みにより形成された淵が交互に連続する。支川周辺は、スギ・ヒノキ・サワラ植林、ウツギ群落、ヒメコマツ-アカマツ群落などの樹林がみられた。河川上流から中流域に生息するカワムツやタカハヤ等がみられる。早瀬では、サワガニ、シロハラコカゲロウ等、河川上流域で見られる昆虫類が多く生息している。岩盤や河川横断工作物の壁面、飛沫帯等の環境では、フタバコカゲロウ、ウエノマルツツトビケラ等の上流域に生息する昆虫類がみられる。水際部は、大部分が岩盤、岩、砂礫からなる裸地となっており、河原では、ハコネミズギワゴミムシ等の水際の砂礫地に生息する種がみられ、川岸の草地には、ニワハンミョウが生息している。

なお、大戸川ダム堤体予定地下流には桐生辻 2 号堰堤等の落差の大きい河川横断工作物及び天ヶ瀬ダム等が存在しており、淀川河口及び琵琶湖からの魚類の移動は阻害されている。

表 2.1.5-26　河川域の典型的な生息・生育環境等

環 境	特 徴	生息・生育種	分布位置
緩やかな平地区間	平野部を流れる中下流的な区間であり、川幅は広く市街地と耕作地の間を緩やかに流下する。流れの緩やかな河岸には砂州の形成がみられ、水際にはワンドやたまりなど二次的な水域もみられる。	河川の流水中には、本区間の緩やかな流れを反映し、主に河川の中流から下流域に生息する魚類のヌマムツ、モツゴ、ニシシマドジョウや、昆虫類のトウヨウモンカゲロウ、アオハダトンボ等がみられる。流れが緩いワンドやたまりでは、アオサナエやキイロヤマトンボ等の幼虫がみられる。河川から河岸にかけて、岸際の植生帯では、甲殻類のカワリヌマエビ属やコヤマトンボ等の昆虫類等、水際の砂礫地には、ヒョウゴミズギワゴミムシ等がみられる。河川敷の草地や樹林地では、高茎草地に営巣するカヤネズミ、オオヨシキリ、ヤナギを食草とするコムラサキがみられる。	大戸川（瀬田川合流点～綾井橋までの区間
急峻な山地区間	山地の谷間を流れる区間であり、河川沿いは山地山林が迫り、河岸の多くは岩盤に覆われている。勾配は急で流速は早く、瀬と淵が連続している。	河川の流水中には、河川上流から中流域に生息するオイカワ、ナガレカマツカ、アカザ等がみられる。また、山地の渓流沿いに生息するミヤマカワトンボや河川中流から上流域に生息するトンボ目、カワゲラ目、トビケラ目等がみられる。飛沫帯等の環境では、シロハラコカゲロウ等の渓流域にみられる昆虫類が生息している。河岸では、樹林環境を好むテン、ムササビ、ハクビシンや、草地環境を好むカヤネズミ等が生息している。また、河原では、河川上流から中流域の砂礫地に生息するアイヌハンミョウ等、水際の砂礫地にみられる昆虫類がみられる。	大戸川（綾井橋～大戸川取水堰）
緩やかな盆地区間	信楽盆地を流れる中流的な区間である。川幅は広くなく勾配の緩やかな区間であり、関西電力大戸川取水堰堤の湛水域が含まれることから、早瀬や淵の割合が低くなっている。	河川の流水中には、主に流れが緩やかな環境に生息するカワムツ、ムギツク等がみられる。また、ワンドやたまり、淵、湛水域等の流れが緩い環境では、甲殻類のカワリヌマエビ属や、キイロカワカゲロウ等のカゲロウ目、コヤマトンボ等のトンボ目、フタツメカワゲラ属等のカワゲラ目の昆虫類等が生息している。丘陵地から山地にかけての樹林に囲まれた細流等に生息するトンボ目、クロクダトビケラ等のトビケラ目がみられる。河川から河岸にかけては、水際の砂礫地に生息するウスモンミズギワゴミムシ等がみられ、川岸の草地やササ藪では、フジハムシ等のコウチュウ目がみられる。	大戸川（大戸川取水堰～）、信楽川
山地区間で合流する支川	山間部の谷間を流れる山地渓流的な河川であり、川幅はより狭く、流れの速い早瀬と落ち込みにより形成された淵が交互に連続している。	河川の流水中には、河川上流から中流域に生息するカワムツやタカハヤ等がみられる。早瀬では、サワガニ等の甲殻類、シロハラコカゲロウ等のカゲロウ目、フサオナシカワゲラ属等のカワゲラ目、ナミコガタシマトビケラ等のトビケラ目等、河川上流域で見られる昆虫類が多く生息している。岩盤や河川横断工作物の壁面、飛沫帯等の環境では、フタバコカゲロウ等のカゲロウ目、ウエノマルツツトビケラ等のトビケラ目の河川中上流域に生息する昆虫類がみられる。河原では、水際の砂礫地に生息するゴミムシ類、川岸の草地では、ニワハンミョウがみられる。	水越川、田代川

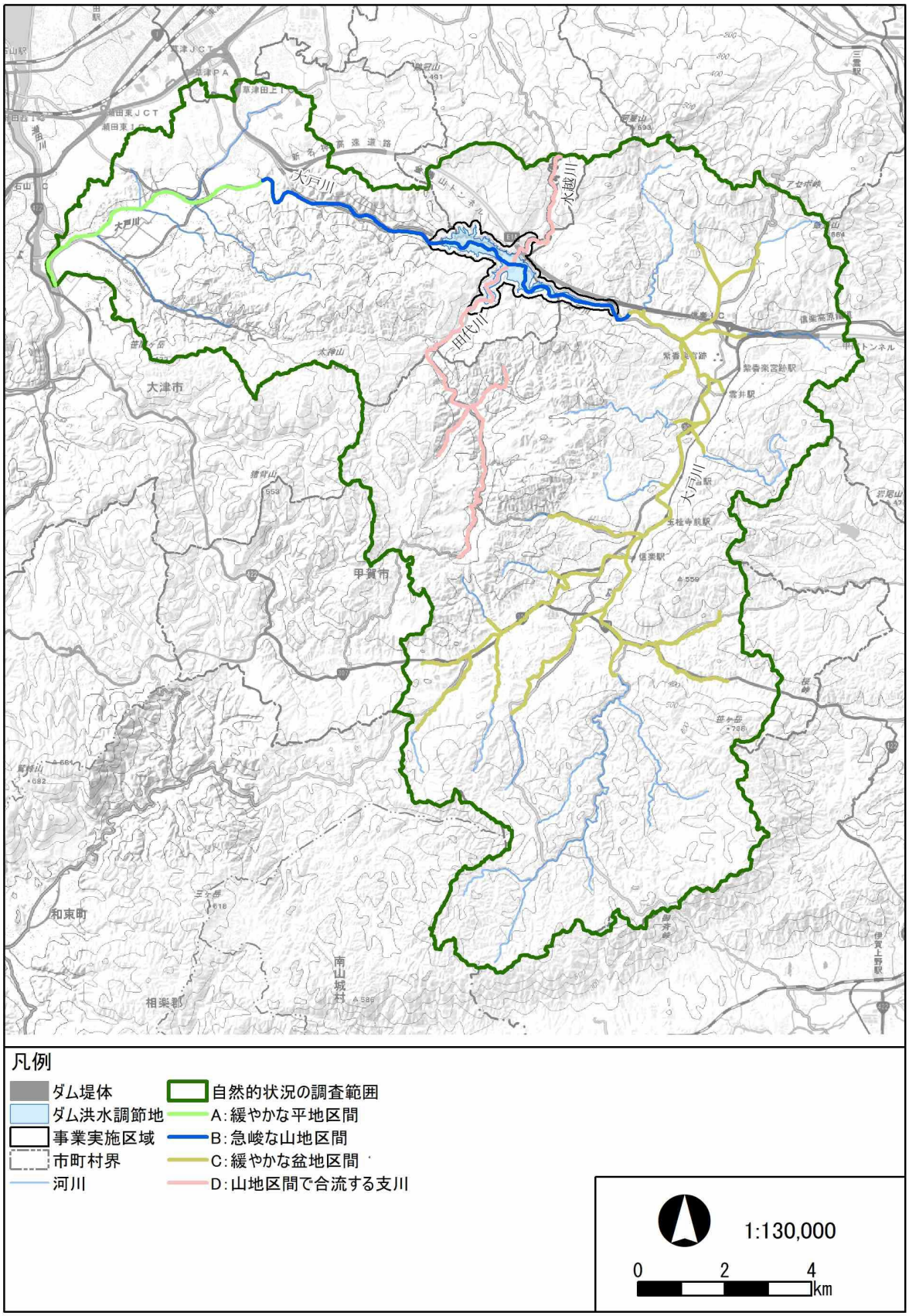

図 2.1.5-4　河川域の生息・生育環境

2.1.6 景観、人と自然との触れ合い活動の場の状況

景観、人と自然との触れ合い活動の場の状況については、「全国観光情報データベース」(公益社団法人日本観光振興協会 HP)のほか、表 2.1.6-1 に示す各市町村資料を参考に抽出した。

表 2.1.6-1(1)　景観、人と自然との触れ合い活動の場の把握に用いた各市町村資料

No.	分類	資料名	刊行年月 (HP 閲覧年月)	発行元
1	観光関連	滋賀・びわ湖観光情報	(令和 6 年 6 月)	(公社)びわこビジターズビューローHP
2		びわ湖大津トラベルガイド	(令和 6 年 6 月)	(公社)びわ湖大津観光協会 HP
3		比叡山・びわ湖<山と水と光の廻廊>	(令和 6 年 6 月)	比叡山振興会議 HP
4		近江八幡観光物産協会	(令和 6 年 6 月)	(一社)近江八幡観光物産協会 HP
5		びわ湖草津まるわかりガイド	(令和 6 年 6 月)	(一社)草津市観光物産協会 HP
6		守山市観光物産協会	(令和 6 年 6 月)	守山市観光物産協会 HP
7		栗東市公式観光サイト	(令和 6 年 6 月)	(一社)栗東市観光協会 HP
8		甲賀市観光ガイド	(令和 6 年 6 月)	(一社)甲賀市観光まちづくり協会 HP
9		野洲市観光なび	(令和 6 年 6 月)	野洲市観光物産協会 HP
10		ぶらりこなん湖南市観光ガイド	(令和 6 年 6 月)	(一社)　湖南市観光協会 HP
11		東近江市観光 web	(令和 6 年 6 月)	(一社)東近江市観光協会 HP
12		日野観光協会	(令和 6 年 6 月)	日野観光協会 HP
13		竜王町観光協会	(令和 6 年 6 月)	竜王町観光協会 HP
14		愛荘観光なび	(令和 6 年 6 月)	愛荘町観光協会 HP
15		多賀観光協会	(令和 6 年 6 月)	(一社)多賀観光協会 HP
16		観光三重	(令和 6 年 6 月)	(公社)三重県観光連盟 HP
17		津の時間 津市観光協会	(令和 6 年 6 月)	(一社)津市観光協会 HP
18		亀山市観光協会	(令和 6 年 6 月)	(一社)亀山市観光協会 HP
19		伊賀ぶらり旅 伊賀市観光公式サイト	(令和 6 年 6 月)	伊賀市 HP
20		忍びの国 伊賀を発見	(令和 6 年 6 月)	(一社)伊賀上野観光協会 HP
21		京都府観光ガイド	(令和 6 年 6 月)	(公社)京都府観光連盟 HP
22		京都観光 Navi	(令和 6 年 6 月)	京都市観光協会 HP
23		宇治市観光協会	(令和 6 年 6 月)	(公社)宇治市観光協会 HP
24		城陽市観光協会	(令和 6 年 6 月)	(一社)城陽市観光協会 HP
25		八幡まるごとナビ	(令和 6 年 6 月)	(一社)八幡市観光協会 HP
26		京田辺市観光協会	(令和 6 年 6 月)	(一社)京田辺市観光協会 HP
27		京都木津川市観光ガイド	(令和 6 年 6 月)	(一社)木津川市観光協会 HP
28		観光	(令和 6 年 6 月)	久御山町 HP
29		観光・名所旧跡	(令和 6 年 6 月)	井手町 HP
30		宇治田原町 観光情報サイト	(令和 6 年 6 月)	宇治田原町 HP
31		笠置町観光協会	(令和 6 年 6 月)	(一社)笠置町観光協会 HP
32		いいとこ和束～茶源郷～	(令和 6 年 6 月)	(一財)和束町活性化センターHP
33		精華町観光ポータルサイト	(令和 6 年 6 月)	精華町 HP
34		南山城村観光ポータルサイト	(令和 6 年 6 月)	南山城村 HP

表 2.1.6-1(2)　景観、人と自然との触れ合い活動の場の把握に用いた各市町村資料

No.	分類	資料名	刊行年月 (HP 閲覧年月)	発行元
35	文化財	文化財目録	(令和 6 年 6 月)	滋賀県 HP
36		文化財の一覧	(令和 6 年 6 月)	大津市 HP
37		指定等文化財	(令和 6 年 6 月)	近江八幡市 HP
38		草津市指定文化財一覧表(目録)	(令和 6 年 6 月)	草津市 HP
39		守山市の指定文化財	(令和 6 年 6 月)	守山市 HP
40		栗東市に所在する指定・選択・登録文化財件数一覧	(令和 6 年 6 月)	栗東市 HP
41		甲賀市の文化財一覧	(令和 6 年 6 月)	甲賀市 HP
42		野洲市の指定文化財	(令和 6 年 6 月)	野洲市 HP
43		東近江市内の指定等の文化財	(令和 6 年 6 月)	東近江市 HP
44		文化財データベース	(令和 6 年 6 月)	三重県 HP
45		伊賀市内の文化財	(令和 6 年 6 月)	伊賀市 HP
46		京都府内の文化財	(令和 6 年 6 月)	京都府教育委員会 HP
47		京都市内の文化財件数と京都市指定・登録文化財	(令和 6 年 6 月)	京都市 HP
48		宇治市の文化財一覧	(令和 6 年 6 月)	宇治市 HP
49		国指定文化財、府指定・登録文化財、市指定文化財	(令和 6 年 6 月)	城陽市教育委員会 HP
50		久御山町統計書(令和元年版)	令和 2 年 3 月	久御山町
51		宇治田原町統計書(令和 5 年版)	令和 6 年 3 月	宇治田原町
52		指定文化財一覧	(令和 6 年 6 月)	井手町 HP
53	環境計画	滋賀県景観計画	令和 4 年 3 月	滋賀県
54		大津市景観計画	平成 30 年 5 月	大津市
55		近江八幡市風景計画(全市計画編)	(令和 6 年 6 月)	近江八幡市 HP
56		草津市景観計画	(令和 6 年 6 月)	草津市 HP
57		守山市景観計画	令和元年 12 月	守山市
58		百年先のあなたに手渡す栗東市景観計画	平成 30 年 4 月	栗東市
59		甲賀市景観計画	平成 25 年 1 月	甲賀市
60		野洲市景観計画	令和 5 年 1 月	野洲市
61		湖南市景観計画	令和 2 年 2 月	湖南市
62		東近江市景観計画	平成 23 年 4 月	東近江市
63		伊賀市景観計画	平成 28 年 3 月	伊賀市
64		京都市景観計画	令和 3 年 4 月	京都市
65		宇治市景観計画	平成 24 年 12 月	宇治市
66		和束町景観計画	(令和 6 年 6 月)	和束町 HP

2.1.6.1 景観

眺望点の調査範囲における眺望点は、表 2.1.6-2 及び図 2.1.6-1 に示すとおりであり、山頂、展望台、公園、自転車道等がある。

事業実施区域には、金勝山ハイキングコースがある。

表 2.1.6-2(1) 眺望点の状況

No.	名称	所在県	市町村	出典
1	びわこ文化公園（文化ゾーン）	滋賀県	大津市	1,2
2	おごと温泉	滋賀県	大津市	1
3	皇子山総合運動公園	滋賀県	大津市	2
4	長等公園	滋賀県	大津市	2
5	琵琶湖展望台	滋賀県	大津市	3
6	峰道展望台	滋賀県	大津市	3
7	延暦寺	滋賀県	大津市	1,2,3
8	坂本ケーブル	滋賀県	大津市	2,3
9	つつじヶ丘	滋賀県	大津市	2
10	登仙台	滋賀県	大津市	2,3
11	夢見が丘	滋賀県	大津市	2,3
12	奥比叡ドライブウェイ	滋賀県	大津市	2,3
13	比良比叡トレイル	滋賀県	大津市	4
14	金勝山ハイキングコース	滋賀県	大津市、栗東市	1,2,5
15	天狗岩	滋賀県	大津市	5
16	長命寺	滋賀県	近江八幡市	1,2
17	八幡山ロープウェー（琵琶湖国定公園）	滋賀県	近江八幡市	2
18	びわ湖よし笛ロード	滋賀県	近江八幡市	1
19	草津川跡地公園(ai 彩ひろば)	滋賀県	草津市	1,2
20	草津川跡地公園(de 愛ひろば)	滋賀県	草津市	1,2
21	琵琶湖大橋	滋賀県	大津市、守山市	1,2
22	第 1 なぎさ公園	滋賀県	守山市	1,2
23	第 2 なぎさ公園	滋賀県	守山市	2
24	横ヶ峯展望所(馬頭観音堂前駐車場)	滋賀県	栗東市	2,5
25	耳岩	滋賀県	栗東市	5
26	国見岩	滋賀県	栗東市	5
27	日向山(多喜山城跡)	滋賀県	栗東市	2
28	滋賀日産リーフの森	滋賀県	栗東市	1,2
29	森林体験交流センター	滋賀県	栗東市	2
30	野洲川運動公園	滋賀県	栗東市	1,2
31	古城山ハイキングコース／古城山(水口岡山城跡)	滋賀県	甲賀市	1,2
32	甲賀市水口スポーツの森　天守閣展望台	滋賀県	甲賀市	2
33	庚申山展望台	滋賀県	甲賀市	1,2
34	那須ケ原山	滋賀県	甲賀市	1
35	飯道山	滋賀県	甲賀市	2
36	岩尾山（息障寺）	滋賀県	甲賀市	1,2
37	御斎峠	滋賀県、三重県	甲賀市、伊賀市	2
38	三上山(近江富士)	滋賀県	野洲市	1,2
39	ビワコマイアミランド・マイアミ浜オートキャンプ場	滋賀県	野洲市	2
40	岩根山(十二坊)	滋賀県	湖南市	2
41	じゅらくの里	滋賀県	湖南市	2

表 2.1.6-2(2)　眺望点の状況

No.	名称	所在県	市町村	出典
42	雨山文化運動公園	滋賀県	湖南市	2
43	臥龍の森	滋賀県	湖南市	2
44	阿星山	滋賀県	湖南市	2
45	三雲城跡・八丈岩	滋賀県	湖南市	1,2
46	万葉の森船岡山 歌碑	滋賀県	東近江市	1
47	日本コバ(鈴鹿 10 座)	滋賀県	東近江市	1,2
48	東近江トレイル	滋賀県	東近江市	2
49	綿向山	滋賀県	日野町	1,2
50	日野川ダム	滋賀県	日野町	2
51	雪野山ハイキングコース	滋賀県	竜王町	1,2
52	農林公園(竜王八景)	滋賀県	竜王町	2
53	御幸山(竜王八景)	滋賀県	竜王町	2
54	鏡山ハイキングコース	滋賀県	竜王町	2
55	宇曽川ダム	滋賀県	愛荘町	2
56	湖東三山自然歩道	滋賀県	愛荘町	1
57	経ヶ峰	三重県	津市	1
58	錫杖ケ岳	三重県	津市、亀山市	1,2
59	鈴鹿峠	三重県	亀山市	2
60	高畑山	三重県	亀山市	2
61	三子山	三重県	亀山市	2
62	臼杵ヶ岳	三重県	亀山市	2
63	霊山(三重県伊賀市)	三重県	伊賀市	1,2
64	三国越林道展望台	三重県	伊賀市	2
65	ふるさと芭蕉の森公園	三重県	伊賀市	1,2
66	岩倉峡公園	三重県	伊賀市	2
67	比叡山ドライブウェイ駐車場	京都府	京都市左京区	3
68	三条大橋	京都府	京都市中京区	1,2
69	京都タワー（展望施設）	京都府	京都市下京区	1,2
70	清水寺	京都府	京都市東山区	2
71	伏見みなと広場	京都府	京都市伏見区	2
72	笠原寺	京都府	京都市山科区	2
73	大吉山(仏徳山)	京都府	宇治市	1
74	宇治橋	京都府	宇治市	2
75	天ヶ瀬ダム	京都府	宇治市	2
76	鴻ノ巣山／緑と歴史の散歩道「緑のみち」／山背古道	京都府	城陽市	1,2
77	城陽市総合運動公園(鴻ノ巣山運動公園)	京都府	城陽市	1,2
78	京都八幡木津自転車道（木津川サイクリングロード）	京都府	八幡市	1,6
79	田辺木津川つつみ緑地	京都府	京田辺市	1,2
80	三上山	京都府	木津川市	1
81	万灯呂山展望台	京都府	井手町	1,2
82	地蔵禅院	京都府	井手町	2
83	鷲峰山(京都府宇治田原町)(京都府和束町)／ 鷲峰山・湯屋谷、鷲峰山・大道寺ハイキングコース	京都府	宇治田原町、 和束町	1,2
84	西ノ山展望広場	京都府	宇治田原町	1
85	高尾	京都府	宇治田原町	2
86	末山・くつわ池自然公園	京都府	宇治田原町	2
87	笠置山	京都府	笠置町	2

表 2.1.6-2(3)　眺望点の状況

No.	名称	所在県	市町村	出典
88	高山ダム展望台	京都府	南山城村	1
89	東海自然歩道	滋賀県、三重県、京都府	大津市、甲賀市、亀山市、伊賀市、京都市、宇治市、城陽市、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村	1,2,7

注）1.表中の No は図 2.1.6-1 の番号と対応する。

資料）1.「全国観光情報データベース」（公益社団法人日本観光振興協会 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
2. 各市町村観光関係 HP
3.「比叡山・京都・滋賀ドライブマップ」（比叡山自動車道 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
4.「比良比叡トレイル　ルート紹介」（比良比叡トレイル協議会 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
5.「金勝山ハイキングマップ」（平成 29 年 5 月　近江湖南アルプス自然休養林管理運営協議会）
6.「京奈和自転車道」（京都府 HP　令和 6 年 6 月閲覧）」
7.「東海自然歩道」（環境省 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
をもとに作成

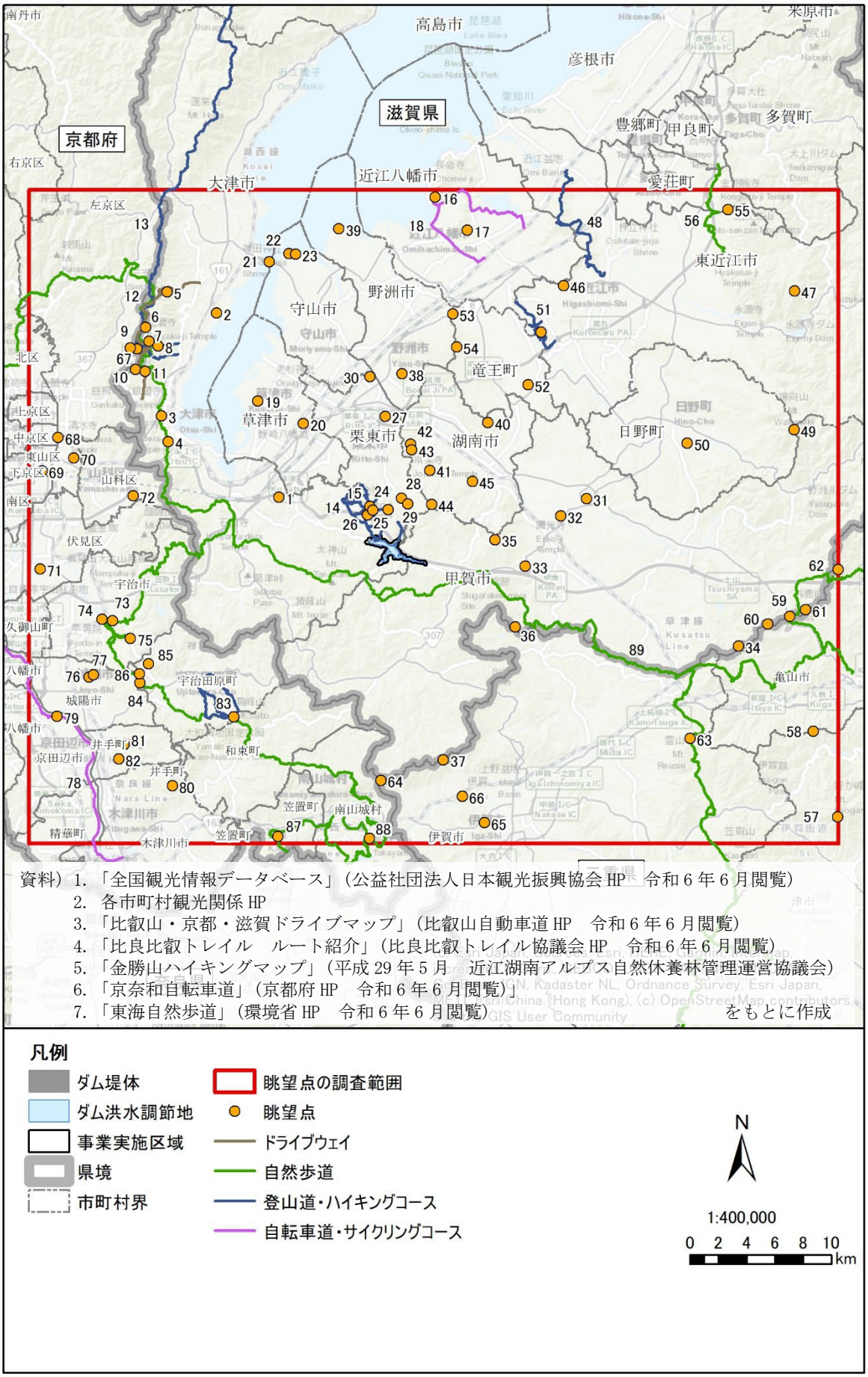

資料）1.「全国観光情報データベース」（公益社団法人日本観光振興協会 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
2. 各市町村観光関係 HP
3.「比叡山・京都・滋賀ドライブマップ」（比叡山自動車道 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
4.「比良比叡トレイル　ルート紹介」（比良比叡トレイル協議会 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
5.「金勝山ハイキングマップ」（平成 29 年 5 月　近江湖南アルプス自然休養林管理運営協議会）
6.「京奈和自転車道」（京都府 HP　令和 6 年 6 月閲覧）」
7.「東海自然歩道」（環境省 HP　令和 6 年 6 月閲覧）　をもとに作成

図 2.1.6-1　眺望点の状況

また、景観資源の調査範囲における景観資源は、表 2.1.6-3 及び図 2.1.6-2 に示すとおりであり、山岳、非火山性弧峰、節理、滝、峡谷・渓谷、湖沼等がある。

事業実施区域には、大津市の峡谷・渓谷（名称なし）、三上・田上・信楽県立自然公園がある。

表 2.1.6-3(1) 景観資源の状況

No.	景観資源名	名称	所在県	市町村	出典
1	非火山性高原	竜仙房	京都府	笠置町、和束町、南山城村	1
2	山岳	龍王山[金勝山]	滋賀県	栗東市	6
3		鶏冠山[金勝山]	滋賀県	栗東市	6
4		日向山(多喜山城跡)	滋賀県	栗東市	6
5		飯道山	滋賀県	甲賀市	4,5,6
6		愛宕山(滋賀県甲賀市)	滋賀県	甲賀市	5
7		岩尾山	滋賀県	甲賀市	5,6
8		庚申山(滋賀県甲賀市)	滋賀県	甲賀市	5,6
9		阿星山[金勝山]	滋賀県	湖南市	4,6
10		岩根山(十二坊)	滋賀県	湖南市	4,6
11		音羽山	京都府	京都市山科区	4
12	非火山性孤峰	太神山	滋賀県	大津市	1
13		伽藍山	滋賀県	大津市	1
14		如意ヶ岳	滋賀県	大津市	1
15		古城山	滋賀県	甲賀市	1,5,6
16		三上山	滋賀県	野洲市	1,4,5,6
17		雪野山	滋賀県	東近江市	1,4,6
18		如意ヶ岳	京都府	京都市左京区	1
19		醍醐山	京都府	京都市伏見区	1,4
20		鷲峰山	京都府	和束町	1,6
21	節理	湖南アルプス	滋賀県	大津市	1
22		耳岩・重ね岩	滋賀県	栗東市	1
23		十二坊	滋賀県	湖南市	1,5,6
24	岩脈	千石岩	滋賀県	大津市	1
25		宇佐山	滋賀県	大津市	1
26	峡谷・渓谷	(名称なし)	滋賀県	大津市	1
27		宇治川ライン	滋賀県	大津市	1
28		鹿跳渓谷	滋賀県	大津市	5
29		鳴谷渓谷	滋賀県	竜王町	6
30		大谷峡谷	三重県	伊賀市	1
31		岩谷峡	三重県	伊賀市	1,5,6
32		岩倉峡	三重県	伊賀市	5
33		鯛ヶ瀬峡	三重県	伊賀市	6
34		宇治川渓谷	京都府	宇治市、宇治田原町	1
35		木津川渓谷	京都府	南山城村	1
36		夢紘峡（弓ヶ淵）	京都府	南山城村	5,6
37	河成段丘	布引山	滋賀県	甲賀市、日野町	1
38	甌穴群	こめかし岩	滋賀県	大津市	1
39	滝	八淵滝	滋賀県	大津市	1
40		九品の滝	滋賀県	栗東市	5,6
41		三筋の滝	滋賀県	甲賀市	1,5,6
42		鶏鳴の滝	滋賀県	甲賀市	1,5,6

表 2.1.6-3(2)　景観資源の状況

No.	景観資源名	名称	所在県	市町村	出典
43	滝	紫雲の滝	滋賀県	湖南市	6
44		不動の滝	滋賀県	湖南市	6
45		龍王の滝	京都府	宇治田原町	5,6
46		五光の滝（京都府和束町）	京都府	和束町	5
47		不動の滝	京都府	南山城村	5
48	湖沼	琵琶湖	滋賀県	大津市、草津市、守山市	1,4,5,6
49		平湖	滋賀県	草津市	1
50	砂嘴	鳥丸崎	滋賀県	草津市	1,6
51	名勝	唐崎(唐崎神社境内)	滋賀県	大津市	3,6
52		宇治山	京都府	宇治市	2
53		大滝	京都府	宇治田原町	3,5,6
54	植物	膳所城跡公園	滋賀県	大津市	5,6
55		琵琶湖疏水	滋賀県	大津市	6
56		皇子が丘公園	滋賀県	大津市	5,6
57		南郷公園	滋賀県	大津市	6
58		長等公園	滋賀県	大津市	5,6
59		旧草津川の桜並木	滋賀県	草津市	6
60		笠原桜公園	滋賀県	守山市	4,5,6
61		畑のしだれ桜	滋賀県	甲賀市	3,4,6
62		岩尾の一本杉	滋賀県	甲賀市	4,6
63		平松のウツクシマツ自生地	滋賀県	湖南市	2,4,5,6
64		にごり池自然公園	滋賀県	湖南市	6
65		雨山文化運動公園	滋賀県	湖南市	4,5,6
66		じゅらくの里	滋賀県	湖南市	4,5,6
67		宇治公園の桜	京都府	宇治市	5,6
68	国定公園	琵琶湖国定公園	滋賀県、京都府	大津市、草津市、守山市、京都市左京区、宇治市、宇治田原町	1,7
69	県立自然公園	三上・田上・信楽県立自然公園	滋賀県	大津市、近江八幡市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市、竜王町	7

注）1.表中の No.は図 2.1.6-2 の番号と対応する。

資料）1.「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図　滋賀県／三重県／京都府」（環境庁 平成元年）
2.「国指定文化財等データベース」（文化庁 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
3. 各市町村文化財資料
4. 各市町村景観計画
5.「全国観光情報データベース」（公益社団法人日本観光振興協会 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
6. 各市町村観光関係 HP
7.「生物多様性しがマップ」（滋賀県 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
をもとに作成

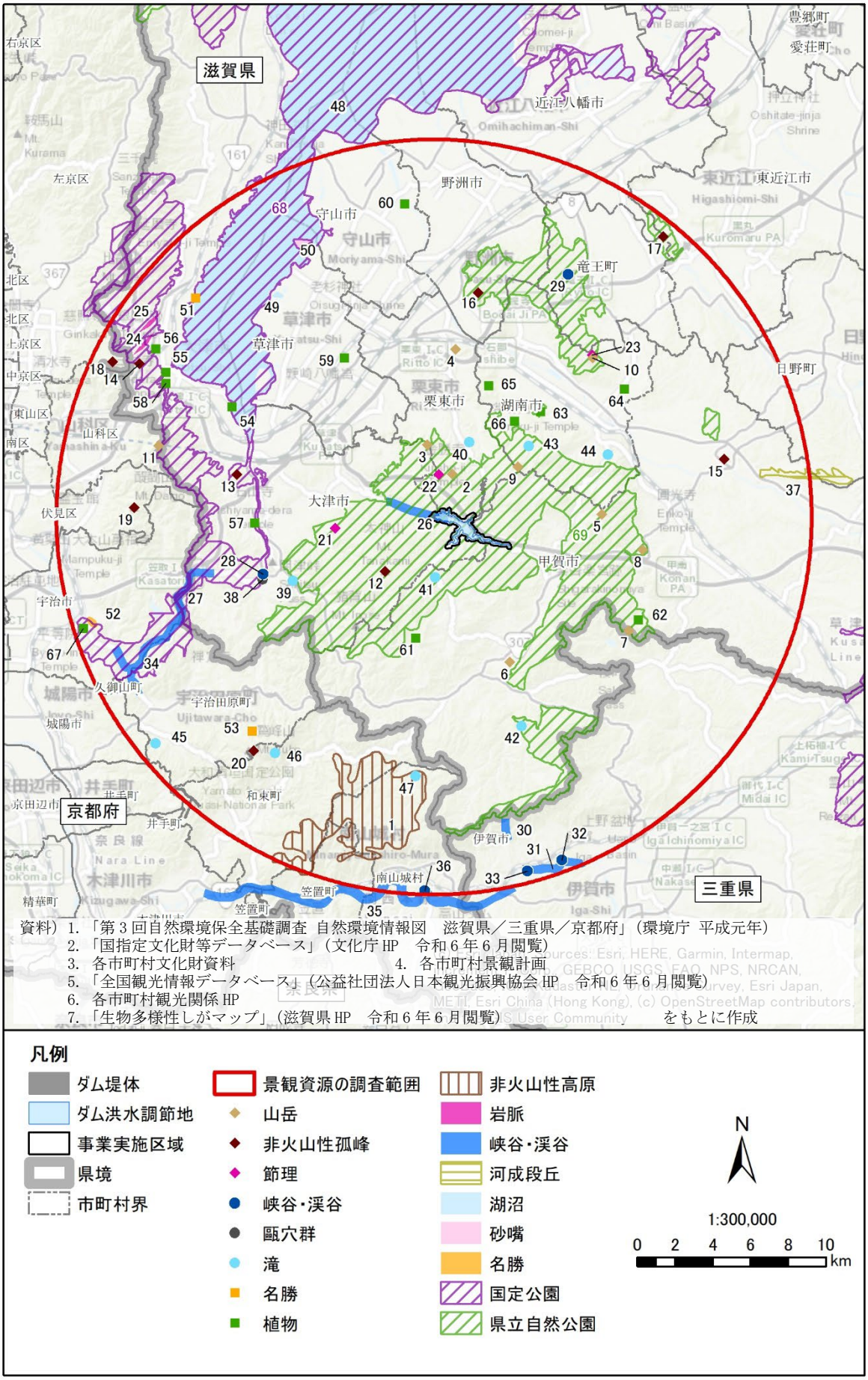

資料）1.「第３回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図 滋賀県／三重県／京都府」（環境庁 平成元年）
2.「国指定文化財等データベース」（文化庁 HP 令和６年６月閲覧）
3. 各市町村文化財資料
4. 各市町村景観計画
5.「全国観光情報データベース」（公益社団法人日本観光振興協会 HP 令和６年６月閲覧）
6. 各市町村観光関係 HP
7.「生物多様性しがマップ」（滋賀県 HP 令和６年６月閲覧）
をもとに作成

図 2.1.6-2 景観資源の状況

2.1.6.2 人と自然との触れ合いの活動の場

調査範囲における人と自然との触れ合いの活動の場は、表 2.1.6-4 及び図 2.1.6-3 に示すとおりであり、山岳や滝等がある。

事業実施区域には、金勝山ハイキングコース（登山、滝、自然観察、花観賞）がある。

表 2.1.6-4　人と自然との触れ合いの活動の場の状況

No	名称	市町村	活動内容	出典
1	金勝山ハイキングコース	大津市、栗東市	登山、滝、自然観察、花観賞	1,2,3
2	大戸川発電所	大津市	花鑑賞	4
3	三筋の滝	甲賀市	滝	1,2
4	畑のしだれ桜	甲賀市	花観賞	2
5	滋賀県立陶芸の森	甲賀市	自然観察、ピクニック、花・紅葉観賞	1,2
6	愛宕山(滋賀県甲賀市)	甲賀市	登山	1
7	鶏鳴の滝	甲賀市	滝	1,2
8	御斎峠	甲賀市	登山、雲海観賞	2
9	飯道山	甲賀市	登山、自然観察	1,2
10	金勝寺	栗東市	自然観察、花・紅葉観賞	1,2,5
11	龍王山[金勝山]	栗東市	登山	1,3
12	東海自然歩道	大津市、甲賀市	登山、滝、自然観察	1,2,6

注）1.表中の No は図 2.1.6-3 の番号と対応する。

資料）1.「全国観光情報データベース」（公益社団法人日本観光振興協会 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
2. 各市町村観光関係 HP
3.「金勝山ハイキングマップ」（平成 29 年 5 月　近江湖南アルプス自然休養林管理運営協議会）
4. 現地踏査による確認
5.「栗東市観光ガイドブック【近江】りっとうへ」（一般社団法人栗東市観光協会 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
6.「東海自然歩道」（環境省 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
をもとに作成

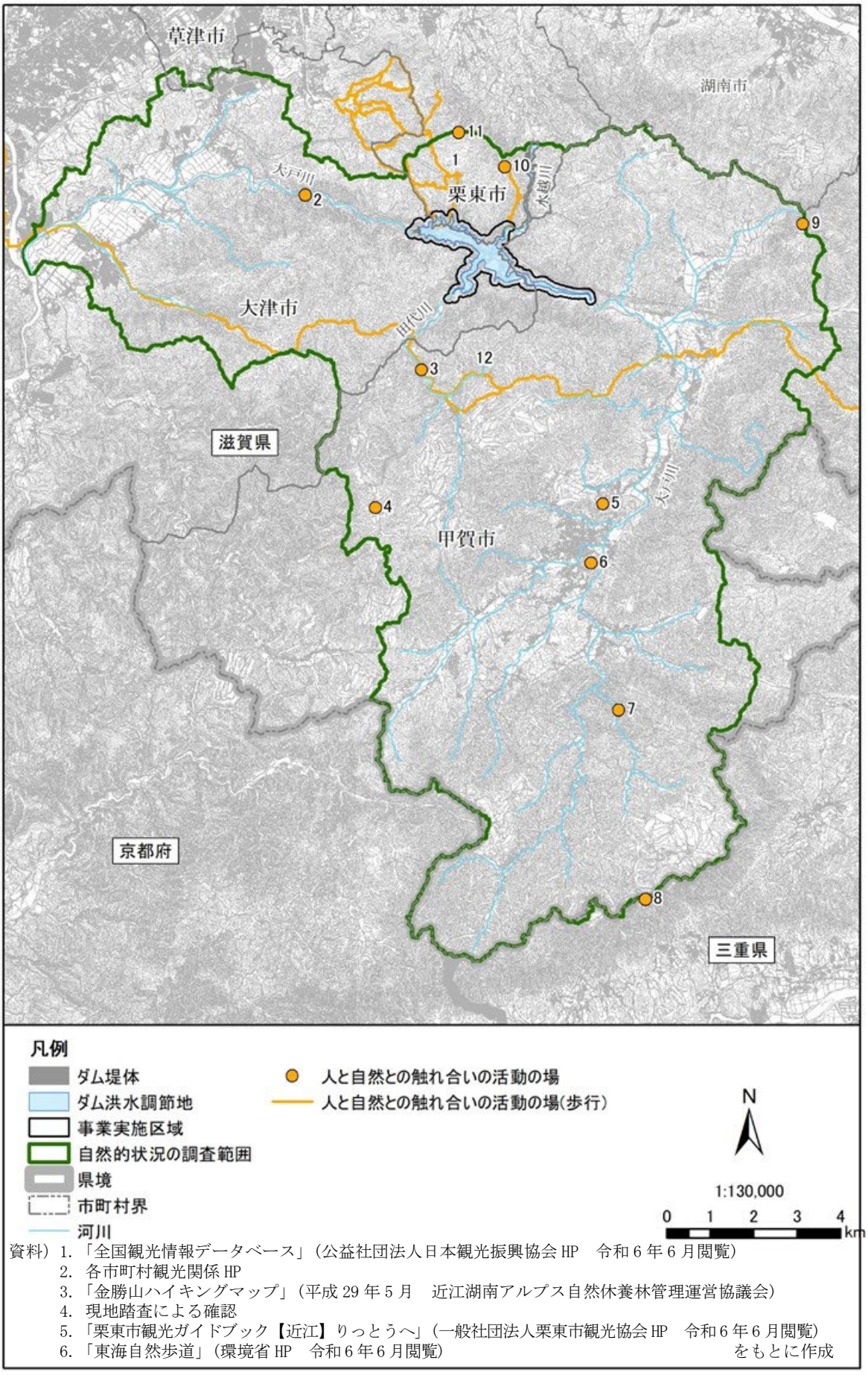

資料）1.「全国観光情報データベース」（公益社団法人日本観光振興協会 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
2. 各市町村観光関係 HP
3.「金勝山ハイキングマップ」（平成 29 年 5 月　近江湖南アルプス自然休養林管理運営協議会）
4. 現地踏査による確認
5.「栗東市観光ガイドブック【近江】りっとうへ」（一般社団法人栗東市観光協会 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
6.「東海自然歩道」（環境省 HP　令和 6 年 6 月閲覧）　をもとに作成

図 2.1.6-3　人と自然との触れ合いの活動の場の状況

2.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

調査範囲では、空間放射線量率についての調査は実施されていない。

調査範囲付近では、事業実施区域から西方向約 11km に位置する滋賀県衛生科学センター、北西方向約 9km に位置する滋賀県草津保健所(南部合同庁舎)、東方向約 11km に位置する滋賀県甲賀保健所(甲賀合同庁舎)の 3 カ所において、放射性物質による大気汚染状況の常時監視が実施されている。常時監視地点を図 2.1.7-1 に示す。

令和 4 年の空間放射線量率の年平均値は表 2.1.7-1 に示すとおり、0.035～0.085 (μSv/h)である。

「令和 4 年度 大気環境における放射性物質のモニタリング結果について」(令和 6 年 3 月 19 日 環境省記者発表資料)によると、令和 4 年度の全国の空間放射線量率の範囲は 0.005～0.256μSv/ｈであり、過去の調査結果(過去 3 年間及び原発事故の前 3 年間のデータ)と比べて特段の変化は見られないとされている。

表 2.1.7-1　空間放射線量率の調査結果(令和 4 年)

(単位：μSv/h)

No.	市町村名	地点名	空間放射線量率の年平均値
1	大津市	滋賀県衛生科学センター	0.035
2	草津市	滋賀県草津保健所(南部合同庁舎)	0.073
3	甲賀市	滋賀県甲賀保健所(甲賀合同庁舎)	0.085

注) 1.表中の No.は図 2.1.7-1 の番号と対応する。

資料) 1.「令和 4 年度環境省環境放射線等モニタリング調査等業務結果報告書」
(令和 5 年 3　公益財団法人日本分析センター)
をもとに作成

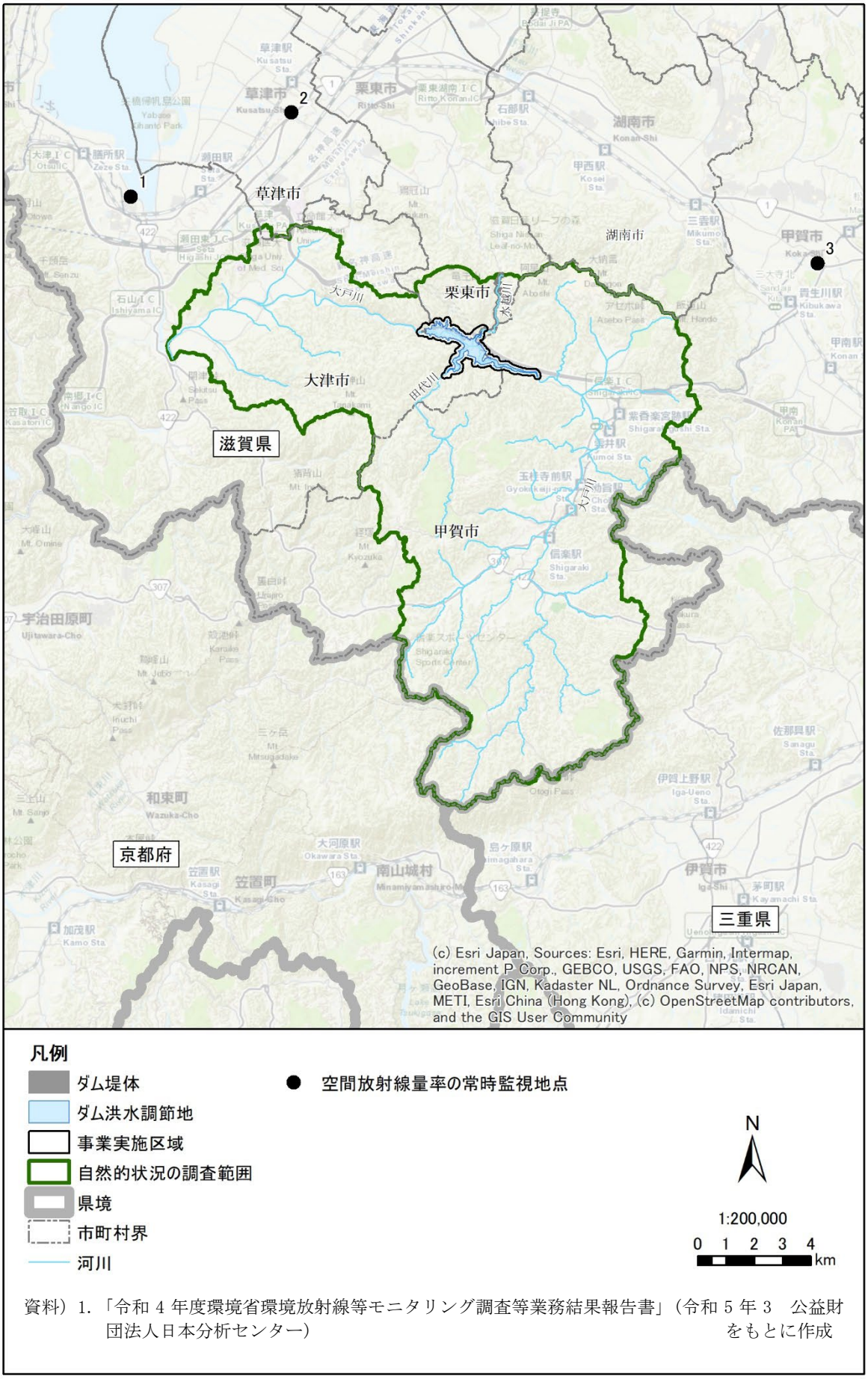

資料）1.「令和 4 年度環境省環境放射線等モニタリング調査等業務結果報告書」（令和 5 年 3　公益財団法人日本分析センター）をもとに作成

図 2.1.7-1　空間放射線量率の常時監視地点

2.2 地域の社会的状況

地域の社会的状況の調査の対象とした範囲（以下「社会的状況の調査範囲」という。）は、図 2.2-1 に示すとおり、流域界等の地形的特性を踏まえ、事業実施区域を含む大戸川流域とした。

なお、統計資料等より、市町村単位で調査範囲の概況を把握する事項については、調査範囲に含まれる大津市、栗東市、甲賀市（以下「対象市町」という。）を対象とした。

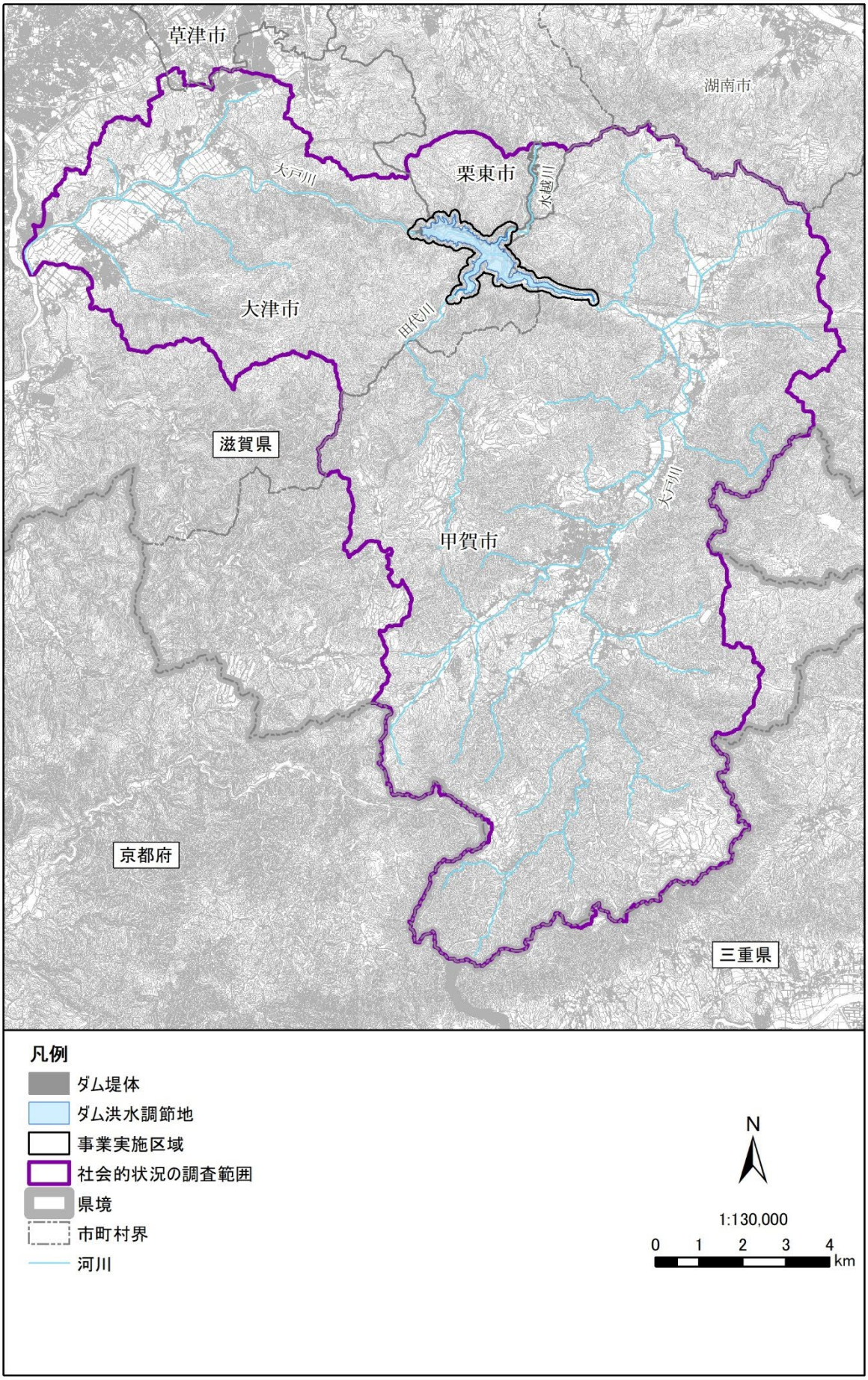

図 2.2-1　社会的状況の調査範囲

2.2.1 人口及び産業の状況

2.2.1.1 人口

対象市町の平成 12 年～令和 2 年の人口の推移は、表 2.2.1-1 及び図 2.2.1-1 に示すとおりであり、大津市及び栗東市は増加傾向、甲賀市は減少傾向にある。

令和 2 年の年齢階層別の人口は、図 2.2.1-2 に示すとおりであり、いずれの市も概ねつぼ型の人口構成を示している。

表 2.2.1-1　人口の推移(対象市町)

（単位：人）

市町村名	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
大津市	309,793	323,719	337,634	340,973	345,070
栗東市	54,856	59,869	63,655	66,749	68,820
甲賀市	92,484	93,853	92,704	90,901	88,358

資料) 1.「国勢調査 都道府県・市区町村別の主な結果 令和 2 年／平成 27 年／平成 22 年／平成 17 年／平成 12 年」
(政府統計の総合窓口 e-Stat HP　令和 6 年 6 月閲覧)
をもとに作成

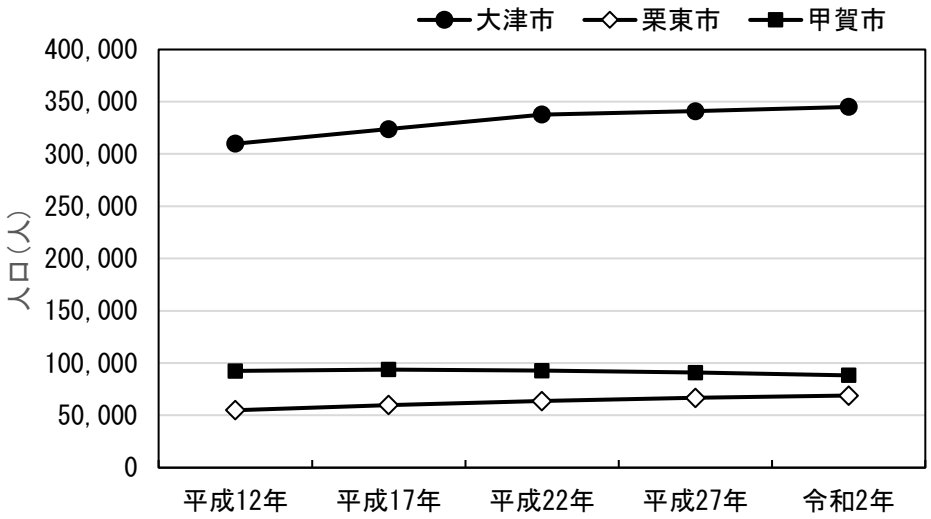

資料) 1.「国勢調査 都道府県・市区町村別の主な結果 令和 2 年／平成 27 年／平成 22 年／平成 17 年／平成 12 年」
(政府統計の総合窓口 e-Stat HP　令和 6 年 6 月閲覧)
をもとに作成

図 2.2.1-1　人口の推移(対象市町)

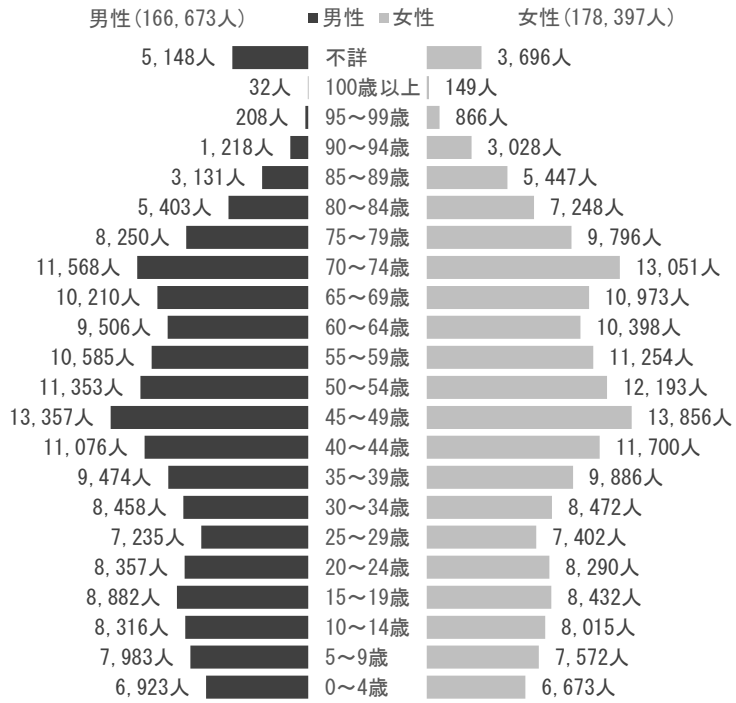

図 2.2.1-2(1)　年齢階層別人口(大津市、令和 2 年)

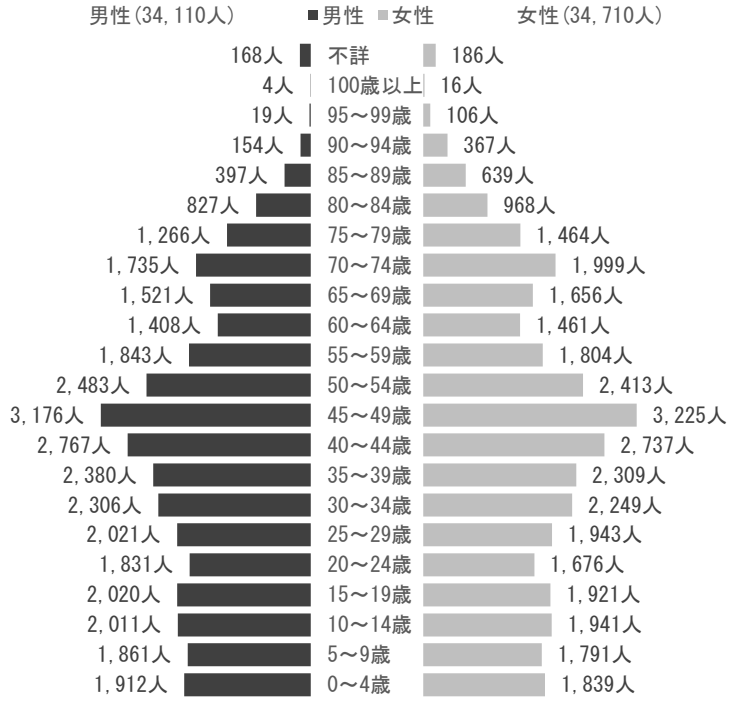

図 2.2.1-2(2)　年齢階層別人口(栗東市、令和 2 年)

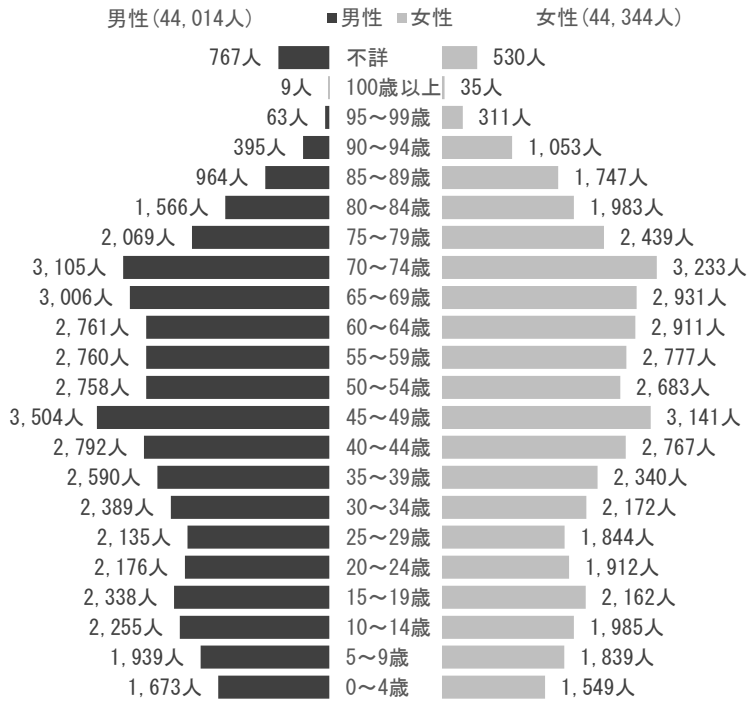

資料）1.「令和２年国勢調査 人口等基本集計 表番号 2-7」（政府統計の総合窓口 e-Stat HP　令和６年６月閲覧）をもとに作成

図 2.2.1-2(3)　年齢階層別人口（甲賀市、令和２年）

2.2.1.2 産業

対象市町の令和 2 年の産業別就業者数（15 歳以上）の割合を図 2.2.1-3 に示す。いずれの市も第 3 次産業の就業者の占める割合が最も高く、全体の半数以上を占めている。

また、平成 12 年～令和 2 年の産業別就業者数の割合の推移を図 2.2.1-4 に示す。いずれの市も第 3 次産業の割合が増加する一方、第 1 次産業、第 2 次産業の割合は減少している。

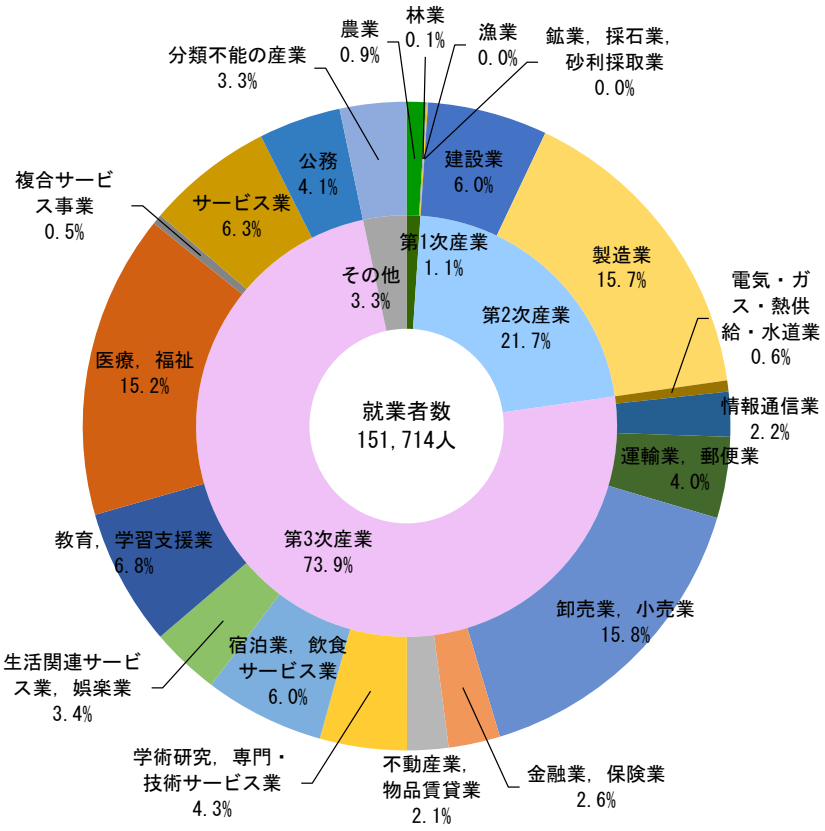

図 2.2.1-3(1)　産業別就業者数の割合（大津市、令和 2 年）

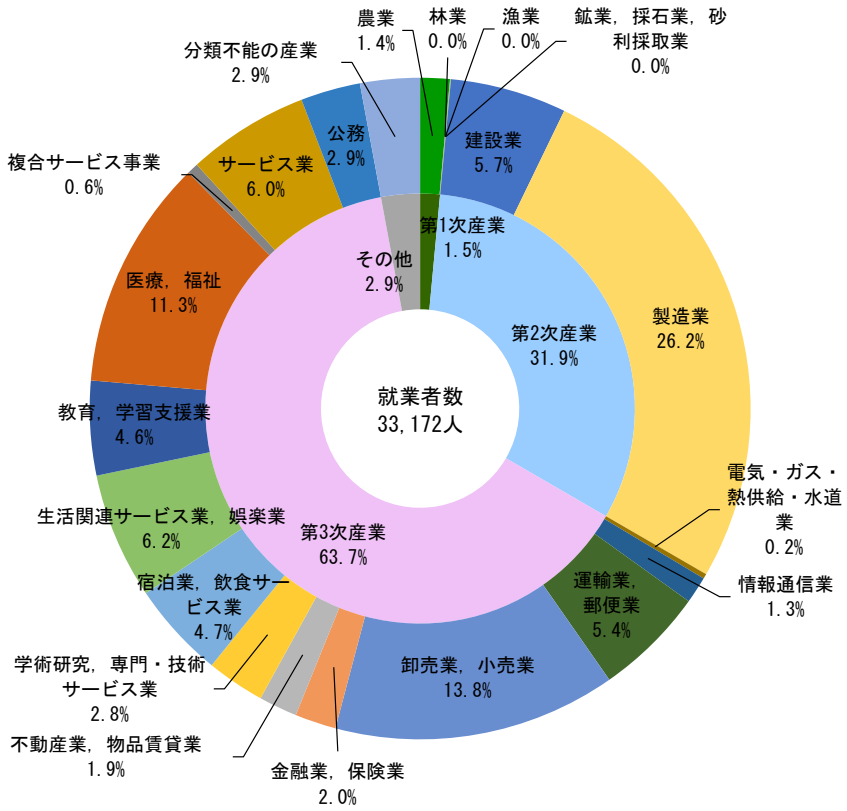

図 2.2.1-3(2)　産業別就業者数の割合(栗東市、令和 2 年)

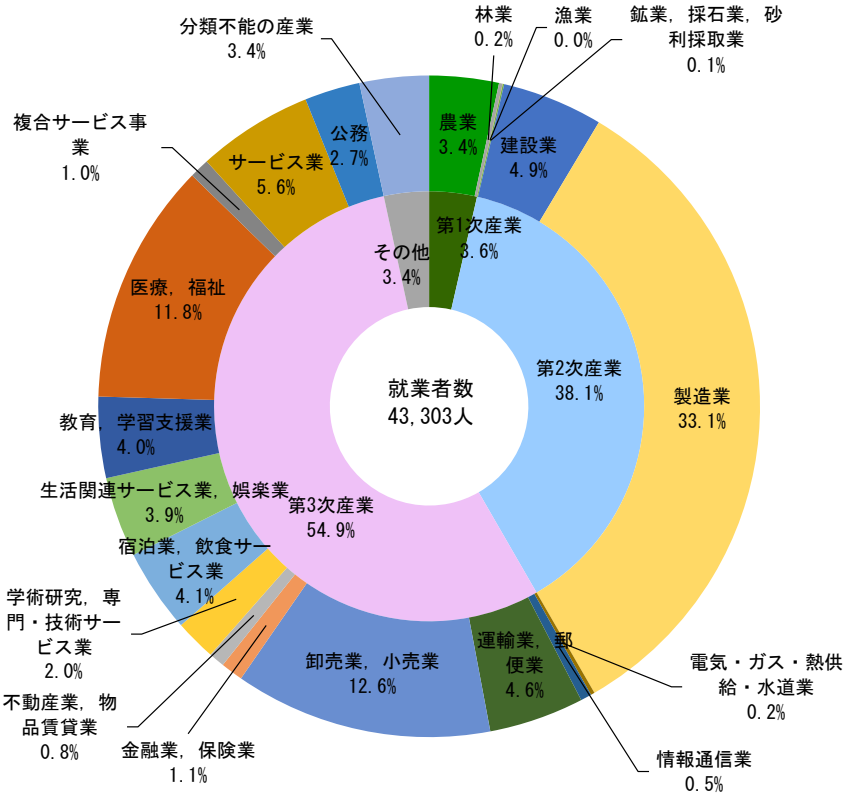

注）1. 値は小数点第 2 位で四捨五入しているため、各割合の合計は必ずしも 100%とはならない。
資料）1.「令和 2 年国勢調査 就業状態等基本集計 表番号 10-3」(政府統計の総合窓口 e-Stat HP　令和 6 年 6 月閲覧)
をもとに作成

図 2.2.1-3(3)　産業別就業者数の割合(甲賀市、令和 2 年)

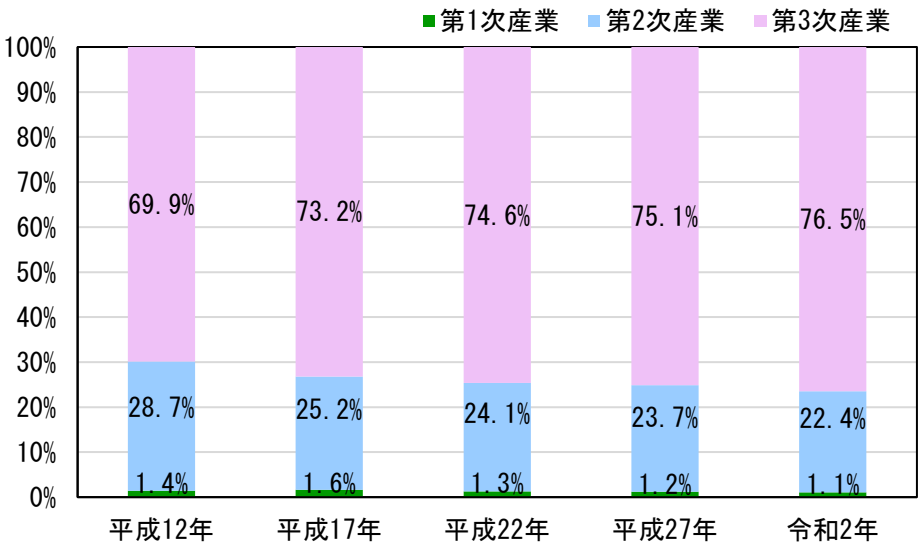

図 2.2.1-4(1)　産業別就業者数の割合の推移(大津市)

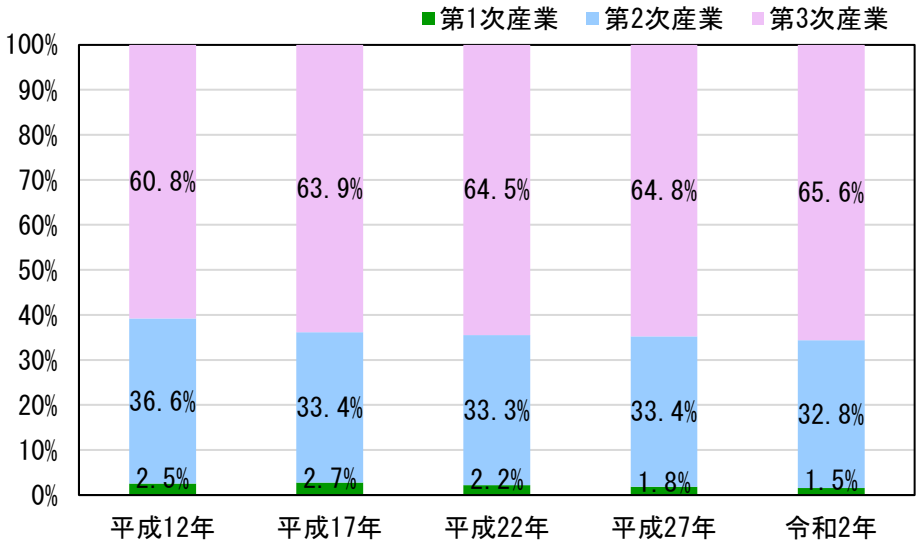

図 2.2.1-4(2)　産業別就業者数の割合の推移(栗東市)

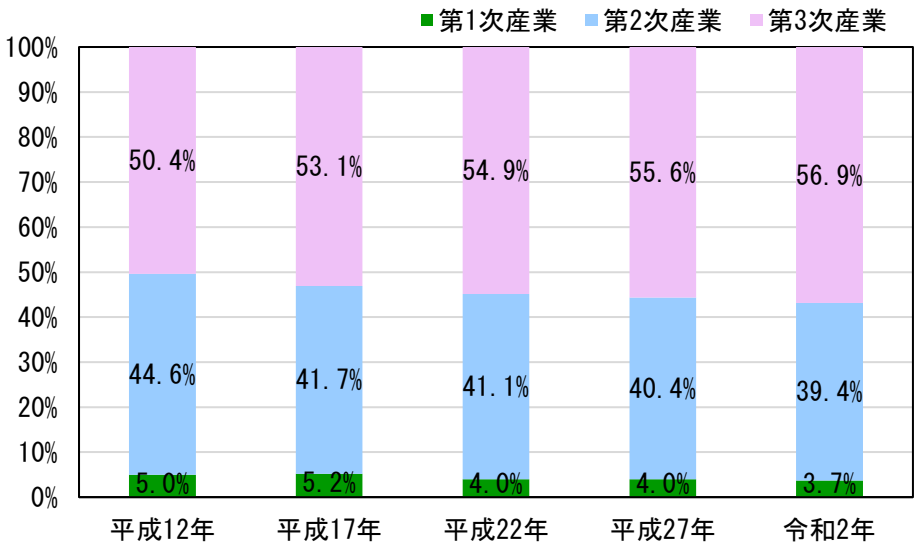

資料）1.「令和2年国勢調査 就業状態等基本集計 表番号5-3」（政府統計の総合窓口 e-Stat HP　令和6年6月閲覧）
2.「平成27年国勢調査 就業状態等基本集計 表番号5-2」（政府統計の総合窓口 e-Stat HP　令和6年6月閲覧）
3.「平成22年国勢調査 産業等基本集計 表番号5-2」（政府統計の総合窓口 e-Stat HP　令和6年6月閲覧）
4.「平成17年国勢調査 第2次基本集計 表番号6」（政府統計の総合窓口 e-Stat HP　令和6年6月閲覧）
5.「平成12年国勢調査 第2次基本集計 表番号6」（政府統計の総合窓口 e-Stat HP　令和6年6月閲覧）
をもとに作成

図 2.2.1-4(3)　産業別就業者数の割合の推移（甲賀市）

2.2.2 土地利用の状況

2.2.2.1 土地利用状況

対象市町の地目別土地面積を表 2.2.2-1 及び図 2.2.2-1 に示す。また、調査範囲における土地利用の状況を図 2.2.2-2 に示す。

いずれの市もその他が占める割合が最も高く、次いで山林となっている。

表 2.2.2-1　地目別土地面積(令和 4 年)

（単位：ha）

市町村名	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	総数
大津市	2,782 (7.4%)	330 (0.9%)	3,667 (9.8%)	30 (0.1%)	10,667 (28.5%)	－ (0.0%)	389 (1.0%)	1,450 (3.9%)	18,092 (48.4%)	37,406
栗東市	610 (11.6%)	56 (1.1%)	973 (18.5%)	4 (0.1%)	1,093 (20.7%)	－ (0.0%)	5 (0.1%)	350 (6.6%)	2,178 (41.3%)	5,269
甲賀市	4,933 (10.2%)	1,032 (2.1%)	2,352 (4.9%)	114 (0.2%)	11,056 (23.0%)	16 (0.0%)	473 (1.0%)	2,170 (4.5%)	26,018 (54.0%)	48,162

注）1.「雑種地」は、ゴルフ場用地、遊園地等用地、鉄軌道用地、その他の雑種地を含む。
2.「その他」は、墓地、道路、保安林、水道用地、水路、寺社境内、公共溜池、公園等を指す。
3. 値は小数点第 2 位で四捨五入しているため、各割合の合計は必ずしも 100%とはならない。

資料）1.「令和 4 年度（2022 年度）統計書」（滋賀県 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
をもとに作成

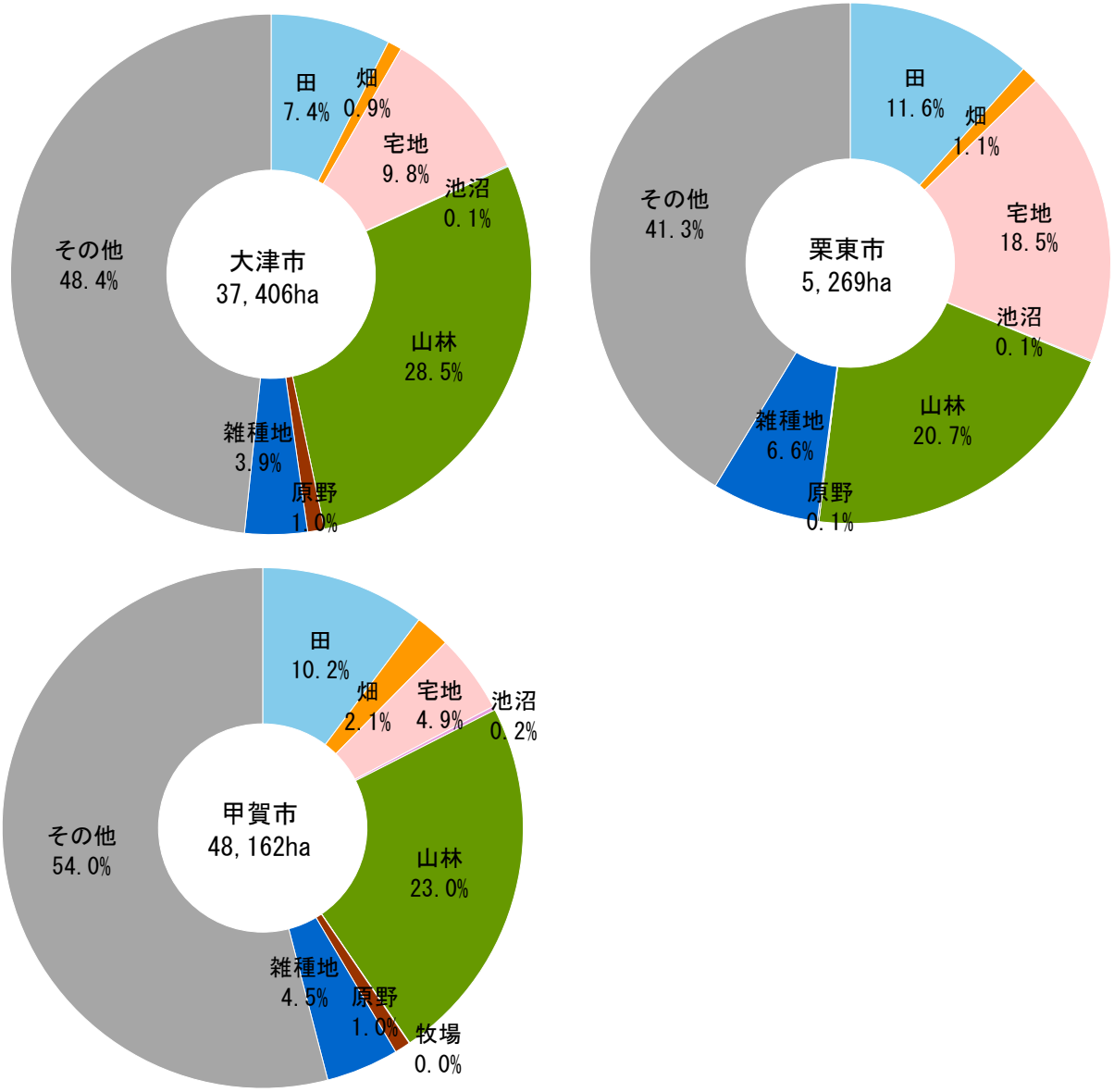

注）1.「雑種地」は、ゴルフ場用地、遊園地等用地、鉄軌道用地、その他の雑種地を含む。
2.「その他」は、墓地、道路、保安林、水道用地、水路、寺社境内、公共溜池、公園等を指す。
3. 値は小数点第2位で四捨五入しているため、各割合の合計は必ずしも100%とはならない。
資料）1.「令和4年度（2022年度）統計書」（滋賀県HP　令和6年6月閲覧）
をもとに作成

図 2.2.2-1　地目別土地面積(大津市・栗東市・甲賀市、令和4年)

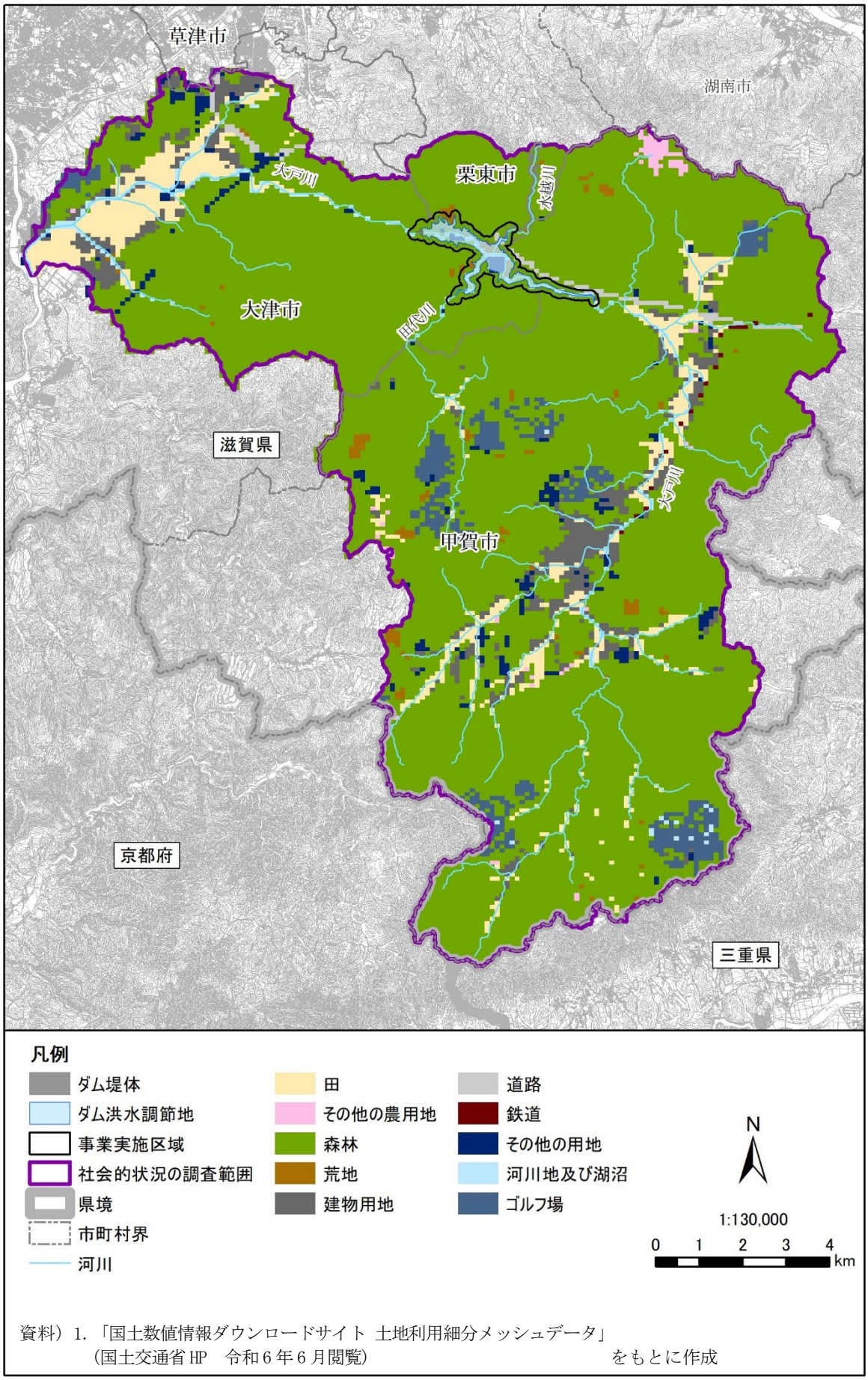

資料）1.「国土数値情報ダウンロードサイト 土地利用細分メッシュデータ」
（国土交通省 HP　令和 6 年 6 月閲覧）　をもとに作成

図 2.2.2-2　土地利用の状況

2.2.2.2 土地利用計画

(1) 都市計画法

調査範囲における「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく用途地域の指定状況を図 2.2.2-3 に示す。

調査範囲には、大津市及び甲賀市の一部が都市計画区域及び用途地域に指定されている。

事業実施区域には、都市計画区域や用途地域に指定されている区域はない。

(2) 国土利用計画法

調査範囲における「国土利用計画法」(昭和 49 年法律第 92 号)に基づく土地利用基本計画の指定状況を図 2.2.2-4 に示す。

調査範囲は、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域に指定されている。

事業実施区域は、森林地域がほとんどであり、大津市の範囲に都市地域、河川沿いに農業地域が分布し、事業実施区域全域に自然公園地域が分布している。

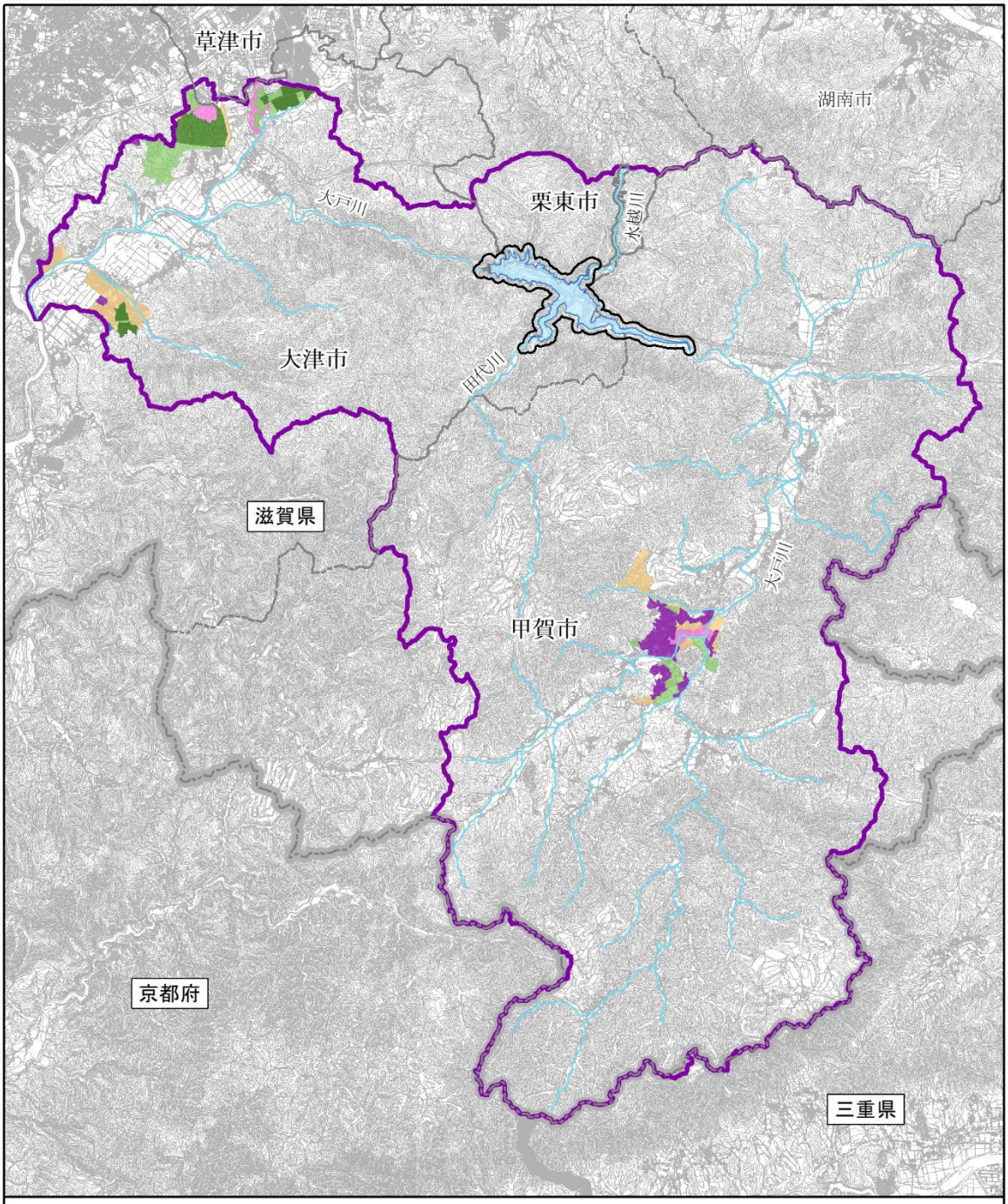

資料）1.「国土数値情報ダウンロードサイト 都市計画決定データ」（国土交通省 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
2.「MyTown おおつ」（大津市 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
3.「甲賀市の都市計画」（甲賀市 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
をもとに作成

図 2.2.2-3　都市計画法に基づく用途地域の指定状況

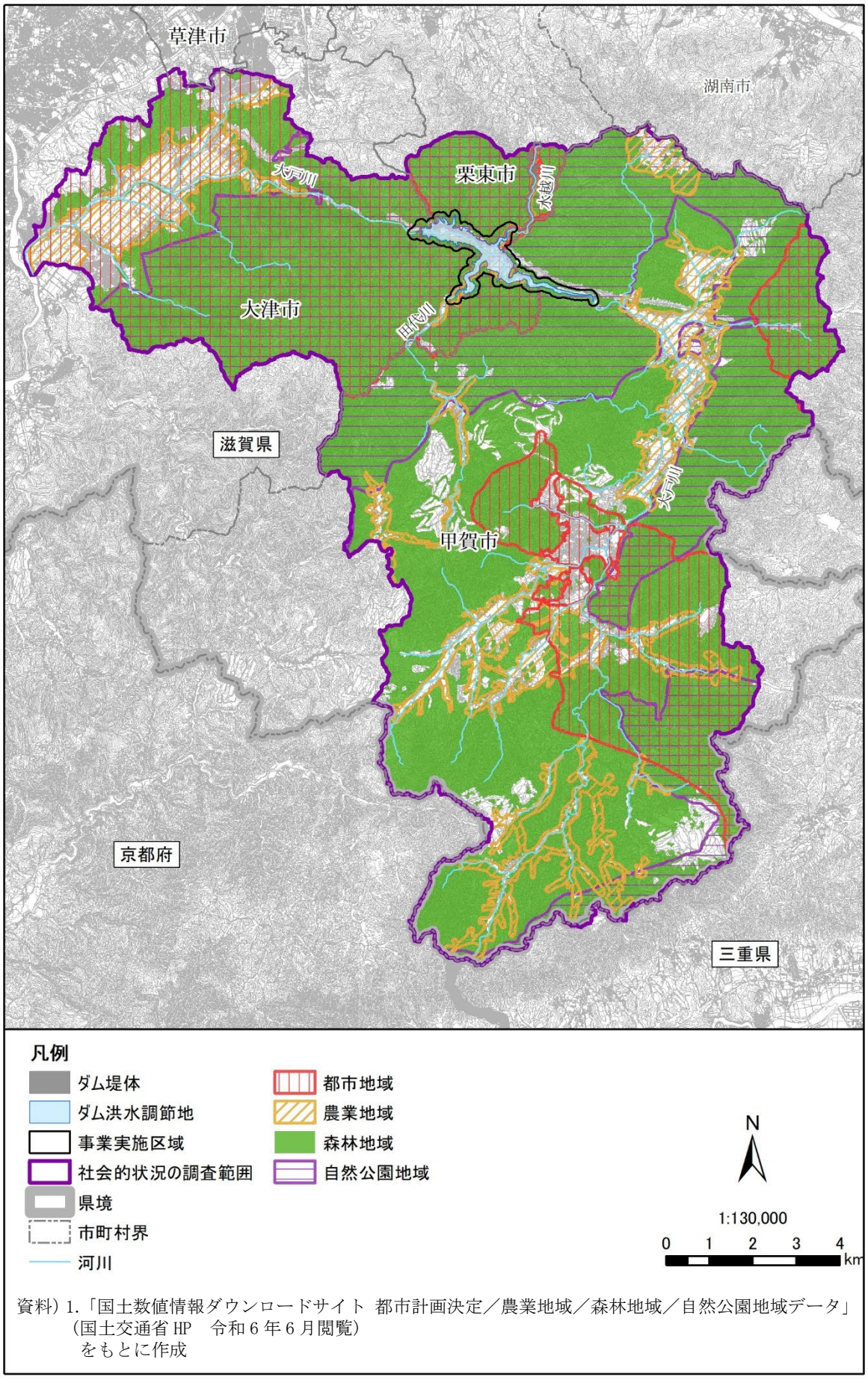

資料）1.「国土数値情報ダウンロードサイト 都市計画決定／農業地域／森林地域／自然公園地域データ」
（国土交通省 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
をもとに作成

図 2.2.2-4　国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の指定状況

2.2.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用状況

2.2.3.1 河川及び湖沼の利用状況

大戸川水系の利水状況を図 2.2.3-1、表 2.2.3-1 及び図 2.2.3-2 に示す。

「淀川水系信楽・大津圏域河川整備計画（変更）」（令和 6 年 3 月　滋賀県）によると、取水された河川水は、かんがい用水、飲料用水などの生活用水、水力発電に利用されており、特に下流部では穀倉地帯のかんがい用水として広く利用されている。

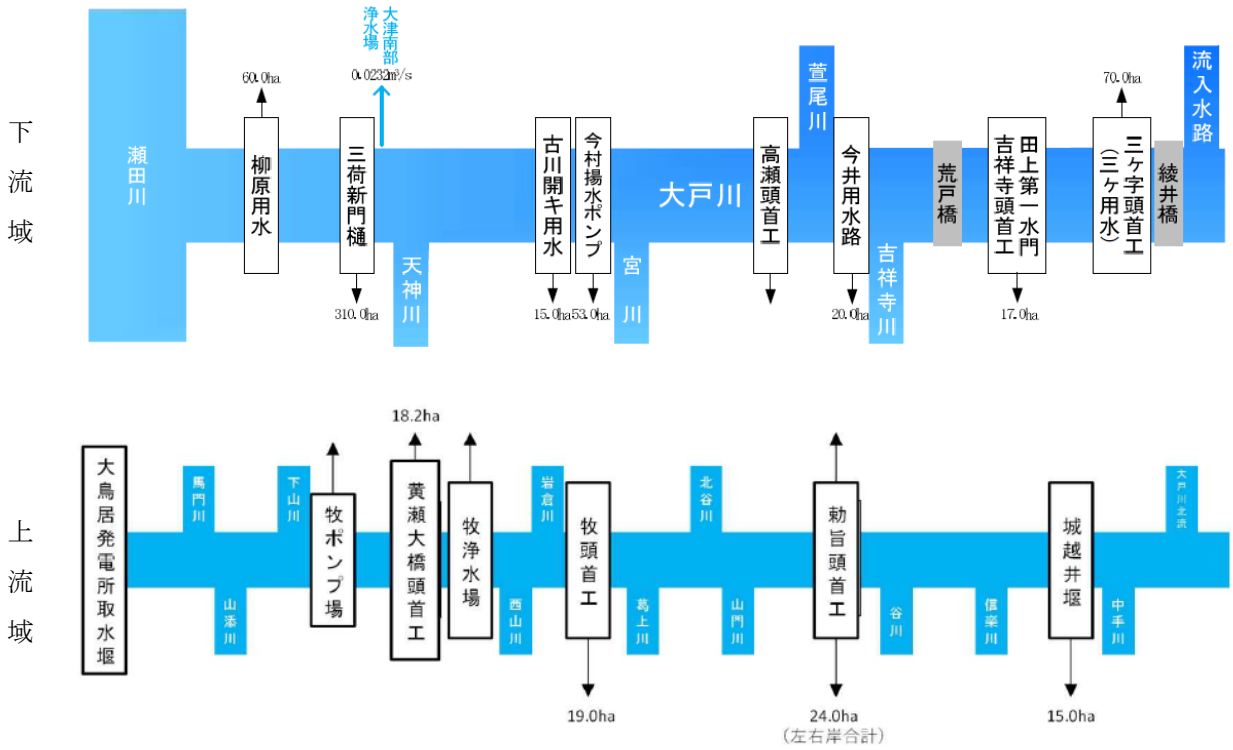

資料）1.「淀川水系信楽・大津圏域河川整備計画（変更）」（令和 6 年 3 月　滋賀県）をもとに作成

図 2.2.3-1　大戸川水利用模式図

表 2.2.3-1　利水施設等の状況

No.	種別	名称	目的	出典
1	水道用水施設	石居配水池		2
2		南大萱配水池		2
3		平野配水池		2
4		田代配水池		3
5		畑配水池		3
6		畑第 2 加圧所		3
7		畑第 1 加圧所		3
8		牧浄水場		3
9		牧配水池		3
10		信楽中央配水池		3
11		勅旨加圧所		3
12		長野減圧調整池		3
13		愛宕山配水地		3
14		南新田加圧所		3
15		小原配水池		3
16		中野配水地		3
17		小川浄水場		3
18		小川水源地		3
19		多羅尾第 1 水源		3
20		多羅尾第 2 水源		3
21		多羅尾浄水場		3
22		多羅尾配水池		3
23	水道用水井戸	漆原水源地		3
24		中牧水源地		3
25		牧第一取水井		3
26		信楽第 3 水源地		3
27		信楽第 2 水源地		3
28		信楽第 1 水源地		3
29		中野水源地		3
30	農業用ダム/多目的ダム	横在戸池	かんがい	1
31		大戸川	洪水調節、正常な流水の維持、水道、発電	1
32	農業用溜池	向面池	農業用	1
33		古池	農業用	1
34		中野池	農業用	1
35		千束池	農業用	1
36		金山池	農業用	1
37		横山池	農業用	1
38		平谷小池	農業用	1
39		畑ヶ平小池	農業用	1
40		畑ヶ平大池	農業用	1

注）1.表中の No.は図 2.2.3-2 の番号と対応する。
　　2.「水道用水施設」は、自然取水、樋門樋管、ポンプ場、浄水場・配水池、加圧所を指す。
資料）1.「主要水系調査(一級水系)利水現況図 淀川、大和川 京都東南部／水口」
　　(国土交通省 HP　令和 6 年 6 月閲覧)
　　2.「湖都大津･新水道ビジョン 重点実行計画 中長期経営計画(経営戦略)【令和 2 年度 改訂版】」
　　(令和 3 年 3 月　大津市企業局)
　　3.「甲賀市上水道配水エリア図」(甲賀市 HP　令和 6 年 6 月閲覧)　　をもとに作成

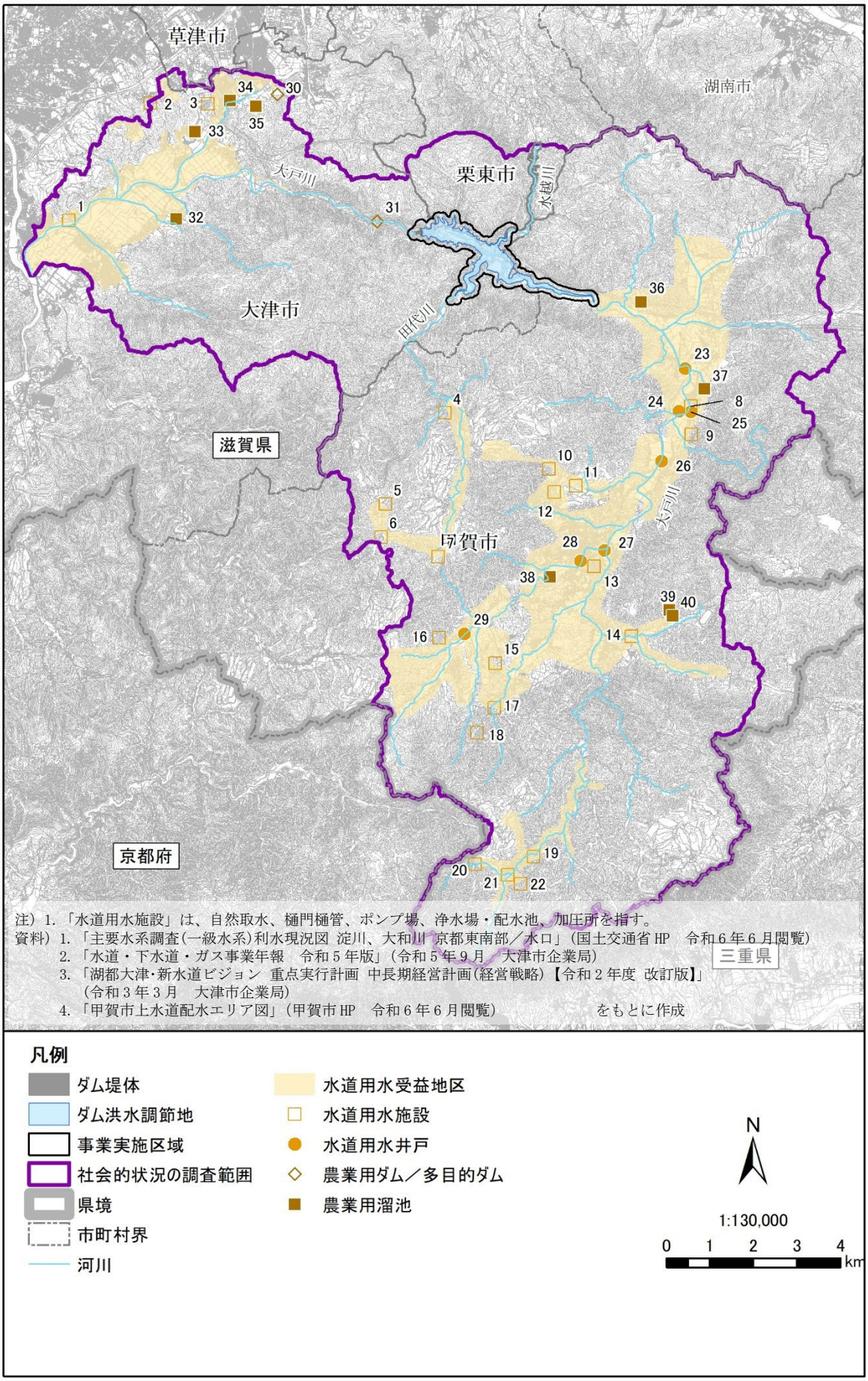
草津市
湖南市
栗東市
大津市
甲賀市
滋賀県
京都府
三重県
大戸川
田代川
水越川
1
2
3
4
5
6
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
注）1.「水道用水施設」は、自然取水、樋門樋管、ポンプ場、浄水場・配水池、加圧所を指す。
資料）1.「主要水系調査(一級水系)利水現況図 淀川、大和川 京都東南部／水口」(国土交通省 HP　令和６年６月閲覧)
2.「水道・下水道・ガス事業年報　令和５年版」(令和５年９月　大津市企業局)
3.「湖都大津･新水道ビジョン 重点実行計画 中長期経営計画(経営戦略)【令和２年度 改訂版】」
(令和３年３月　大津市企業局)
4.「甲賀市上水道配水エリア図」(甲賀市 HP　令和６年６月閲覧)　をもとに作成
凡例
ダム堤体
ダム洪水調節地
事業実施区域
社会的状況の調査範囲
県境
市町村界
河川
水道用水受益地区
水道用水施設
水道用水井戸
農業用ダム／多目的ダム
農業用溜池
N
1:130,000
0 1 2 3 4 km

図 2.2.3-2　利水現況図

対象市町における水源別年間取水量を表 2.2.3-2 に示す。

大津市及び栗東市では琵琶湖からの湖水が最も多く、甲賀市では河川が最も多い。

表 2.2.3-2　水源別年間取水量

（単位：千 m^3/年）

市町村名	年間取水量計	湖水	表流水	浅井戸	深井戸	伏流水	県水受水湖水	県水受水河川	湧水
大津市	40,971	40,490	106	17	303	0	0	0	55
栗東市	9,983	0	14	3,320	2,677	0	3,972	0	0
甲賀市	13,204	0	336	3,038	463	1,029	0	8,330	9

資料）1.「令和4年度滋賀県の水道」（令和6年4月　滋賀県健康医療福祉部生活衛生課）
をもとに作成

2.2.3.2 漁業権

調査範囲では、第5種共同漁業の内共第3号が表 2.2.3-3 及び図 2.2.3-3 に示すとおり設定されている。

事業実施区域には、大戸川に漁業権が設定された区域がある。

表 2.2.3-3　内水面共同漁業権の内容

免許番号	漁場の位置	漁業の種類及び漁業の区域	魚種	漁業の時期	漁業権者	関係地区
内共第3号	大津市地先大戸川筋	第5種共同漁業 大津市上田上堂町地先にある堂井堰から上流の大津市と甲賀市との境界地先一本松にある宮山井堰までの大戸川	あゆ	1月1日から12月31日まで	非出資大戸川漁業協同組合	大津市上田上大鳥居町、上田上牧町、牧一丁目～三丁目、上田上平野町、平野一丁目～三丁目、上田上中野町、中野一丁目～三丁目、上田上芝原町、芝原一丁目～二丁目、上田上新免町、新免一丁目～二丁目、上田上桐生町、桐生一丁目～三丁目、上田上堂町、堂一丁目～二丁目

資料）1.「滋賀県の漁業権」（滋賀県HP　令和6年6月閲覧）
をもとに作成

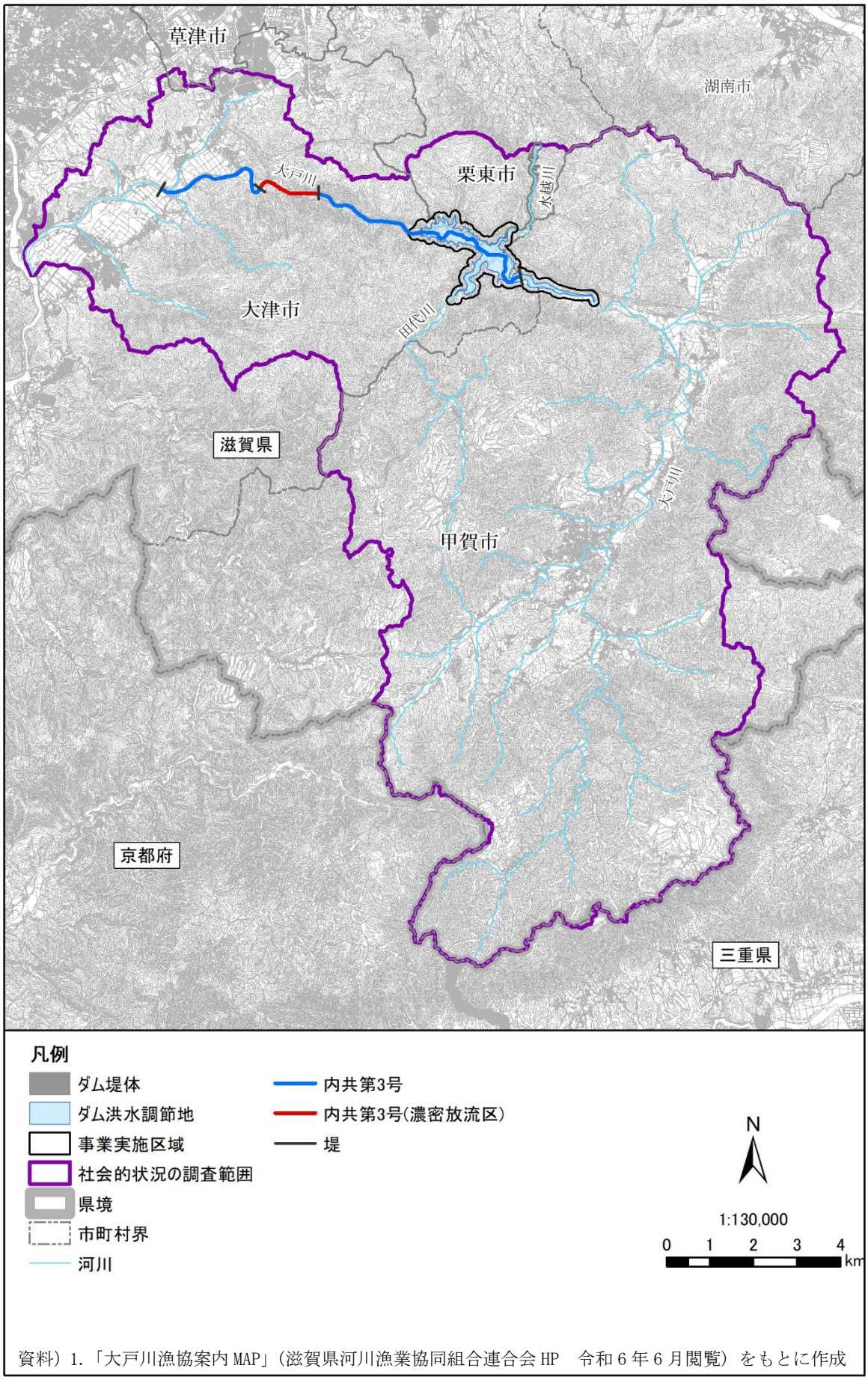

資料）1.「大戸川漁協案内 MAP」（滋賀県河川漁業協同組合連合会 HP　令和 6 年 6 月閲覧）をもとに作成

図 2.2.3-3　内水面共同漁業権の状況

2.2.3.3 地下水の利用状況

調査範囲における地下水の利用状況を表　2.2.3-2(前掲 p.2-162)及び図　2.2.3-2(前掲 p.2-161)に示す。

対象市町では、栗東市の浅井戸及び深井戸が湖水に次いで年間取水量が多くなっており、甲賀市も浅井戸の年間取水量が河川に次いで多い。また、調査範囲では、大戸川上流域において井戸による取水が行われている。

2.2.4 交通の状況

調査範囲における主要な道路としては、新名神高速道路、一般国道 307 号、一般国道 422 号、主要地方道栗東信楽線、主要地方道大津信楽線等がある。鉄道路線は信楽高原鐵道が運行している。

交通量の状況を表 2.2.4-1 に、交通量の調査地点を図 2.2.4-1 示す。

事業実施区域には、主要地方道栗東信楽線、主要地方道大津信楽線がある。交通量は、主要地方道栗東信楽線が平日 509～4,628 台／24 時間、主要地方道大津信楽線が平日 1,965～2,668 台／24 時間である（斜体は推計値）。

表 2.2.4-1　交通量の状況(令和 3 年度)

（単位：台）

No.	路　線　名	交通量観測地点地名	昼間 12 時間自動車類交通量			24 時間自動車類交通量		
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
220	新名神高速道路	信楽～草津田上	8,901	7,438	16,339	11,456	14,882	26,338
230		草津田上～草津 JCT	8,928	7,772	16,700	11,200	15,111	26,311
10960	一般国道 307 号	甲賀市水口町牛飼	4,868	676	5,544	6,178	917	7,095
10970		－	*5,225*	*982*	*6,207*	*6,841*	*1,290*	*8,131*
10980		甲賀市信楽町長野	4,782	751	5,533	5,653	919	6,572
11270	一般国道 422 号	甲賀市信楽町神山	2,411	399	2,810	3,013	555	3,568
11280		甲賀市信楽町神山	1,365	374	1,739	1,748	479	2,227
40350	木津信楽線	－	*335*	*19*	*354*	*381*	*29*	*410*
40421	栗東信楽線	－	*3,064*	*551*	*3,615*	*3,912*	*716*	*4,628*
40422		－	*767*	*64*	*831*	*926*	*88*	*1,014*
40450		甲賀市信楽町長野	375	46	421	451	58	509
40580	大津信楽線	－	*1,906*	*161*	*2,067*	*2,353*	*268*	*2,621*
40590		－	*1,456*	*82*	*1,538*	*1,785*	*180*	*1,965*
40600		－	*1,743*	*119*	*1,862*	*2,266*	*134*	*2,400*
40610		－	*1,938*	*163*	*2,101*	*2,391*	*277*	*2,668*
40620		－	*1,938*	*163*	*2,101*	*2,391*	*277*	*2,668*
40630		－	*1,938*	*163*	*2,101*	*2,391*	*277*	*2,668*
40650		－	1,507	222	1,729	1,872	326	2,198
41430	平野草津線	大津市平野二丁目	1,376	213	1,589	1,718	303	2,021
41800	牧甲西線	甲賀市信楽町宮町	357	17	374	416	33	449
60090	南郷桐生草津線	大津市羽栗町	1,414	98	1,512	1,734	211	1,945
60100		大津市桐生三丁目	1,874	315	2,189	2,341	439	2,780
60120	不動寺本堂線	－	*1,446*	*123*	*1,569*	*1,773*	*223*	*1,996*
60400	雲井停車場線	－	*750*	*58*	*808*	*898*	*79*	*977*
60410	信楽停車場線	－	*750*	*58*	*808*	*898*	*79*	*977*
60420	信楽上野線	甲賀市信楽町江田	720	58	778	868	80	948
62620	多羅尾神山線	－	*743*	*57*	*800*	*890*	*78*	*968*
62630		－	*743*	*57*	*800*	*890*	*78*	*968*

注）1.表中の No.は、調査単位区間番号であり、図 2.2.4-1 の番号と対応する。
　　2.斜体の交通量は推定値である。

資料）1.「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 箇所別基本表」（国土交通省近畿地方整備局 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
　　をもとに作成

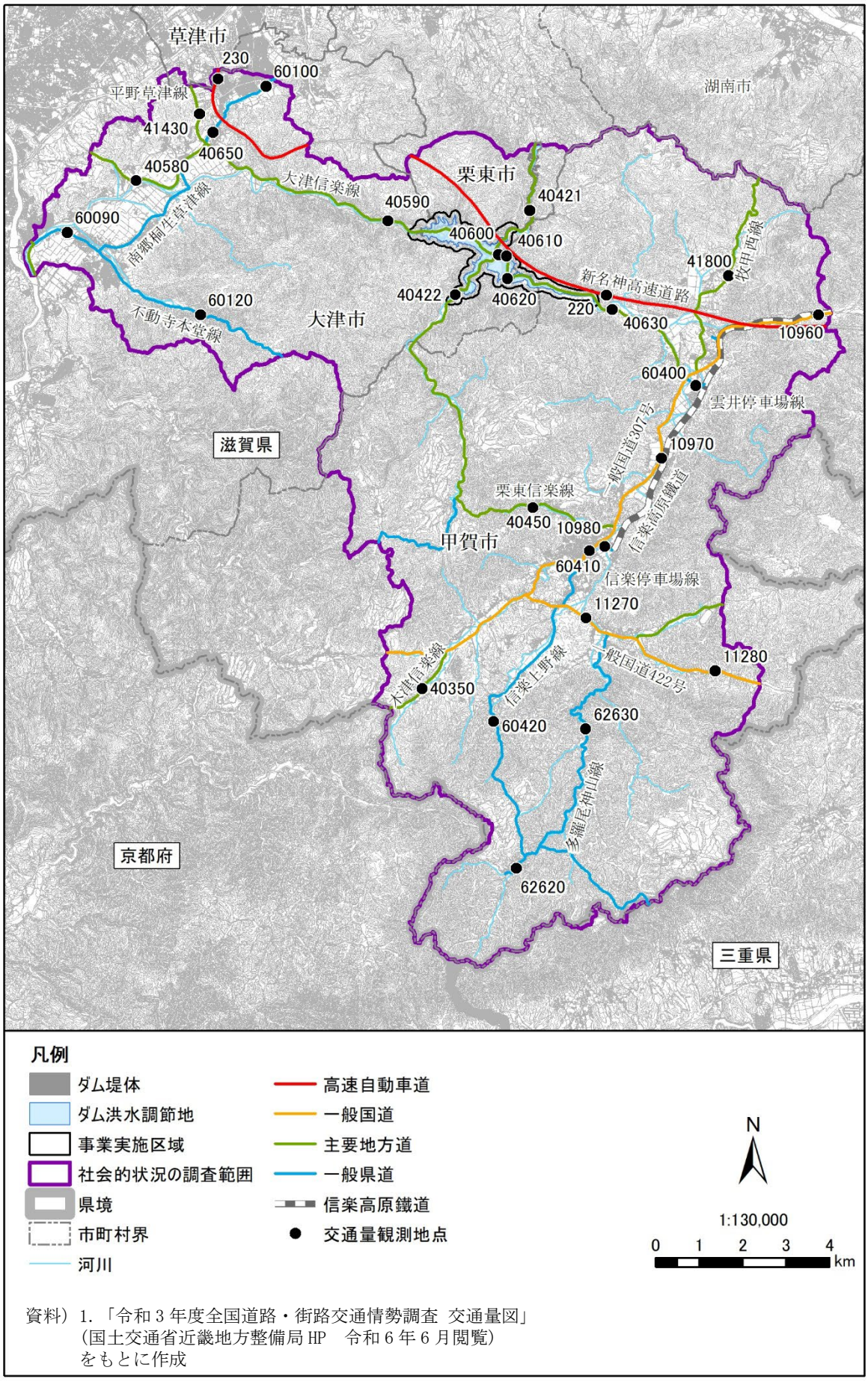

資料）1.「令和３年度全国道路・街路交通情勢調査 交通量図」
（国土交通省近畿地方整備局 HP　令和６年６月閲覧）
をもとに作成

図 2.2.4-1　交通量の調査地点位置

2.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の状況

調査範囲における環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況を表 2.2.5-1～表 2.2.5-3 及び図 2.2.5-1 に示す。

事業実施区域には、環境の保全についての配慮が特に必要な施設はない。

また、調査範囲における住宅の配置の状況を図 2.2.5-2 に示す。

表 2.2.5-1　環境の保全についての配慮が特に必要な施設(保育所、学校等)

No.	市町村名	施設区分	名称
1	大津市	幼稚園	市立田上幼稚園
2			市立上田上幼稚園
3		私立保育所	正休ののはな保育園
4		小学校	市立田上小学校
5			市立上田上小学校
6		中学校	市立田上中学校
7			市立青山中学校
8		その他学校	私立龍谷大学
9			国立滋賀医科大学
10			私立日本フィンランド学校(休校中)
11	甲賀市	幼稚園	市立信楽幼稚園
12		公立保育所	雲井保育園
13		認定こども園	信楽こども園
14		私立保育所	明照保育園
15		小学校	市立雲井小学校
16			市立信楽小学校
17			市立小原小学校
18			市立多羅尾小学校
19		中学校	市立信楽中学校
20		高等学校	県立信楽高等学校
21		その他学校	私立 MIHO 美学院
22		図書館	甲賀市信楽図書館

注）1.表中の No.は図 2.2.5-1 の番号と対応する。

資料）1.「令和 5 年度学校便覧」(令和 5 年 12 月　滋賀県教育委員会)
2.「保育所・認定こども園一覧」(一般社団法人滋賀県保育協議会 HP　令和 6 年 6 月閲覧)
3.「県内公共図書館一覧」(滋賀県立図書館 HP　令和 6 年 6 月閲覧)
をもとに作成

表 2.2.5-2　環境の保全についての配慮が特に必要な施設(病院及び診療所)

No.	市町村名	施設区分	名称
23	大津市	病院	滋賀医科大学医学部附属病院
24		診療所	松が丘内科診療所
25			滋賀医科大学保健管理センター
26			滋賀医科大学ＮＣＤ疫学研究センター・リサーチクリニック
27			特別養護老人ホームアシタバ内医務室
28			特別養護老人ホーム南天内医務室
29			龍谷大学瀬田診療所
30			医療法人社団 山中医院
31			医療法人誠仁会 吉徳医院
32			上田上診療所
33	甲賀市	病院	独立行政法人国立病院機構紫香楽病院
34			甲賀市立信楽中央病院
35		診療所	甲賀市立信楽中央病院　田代出張診療所
36			特別養護老人ホーム　信楽荘医務室
37			厚生労働省第二共済組合　紫香楽病院所属所
38			むらき眼科
39			しがらきクリニック
40			甲賀市立信楽中央病院　多羅尾出張診療所

注）1.表中の No は図 2.2.5-1 の番号と対応する。
資料）1.「病院一覧（令和 6 年 6 月 1 日現在)」(滋賀県 HP　令和 6 年 6 月閲覧)
2.「一般診療所一覧（令和 6 年 6 月 1 日現在)」(滋賀県 HP　令和 6 年 6 月閲覧)
3.「医療機関一覧」(大津市 HP　令和 6 年 6 月閲覧)
をもとに作成

表 2.2.5-3　環境の保全についての配慮が特に必要な施設(社会福祉施設)

No.	市町村名	名称
41	大津市	特別養護老人ホームアシタバ
42		特別養護老人ホーム南天
43	甲賀市	特別養護老人ホーム信楽荘
44		甲賀市信楽地域包括支援センター

注）1.表中の No は図 2.2.5-1 の番号と対応する。
資料）1.「老人福祉施設等一覧（県把握分)」(滋賀県 HP　令和 6 年 6 月閲覧)
をもとに作成

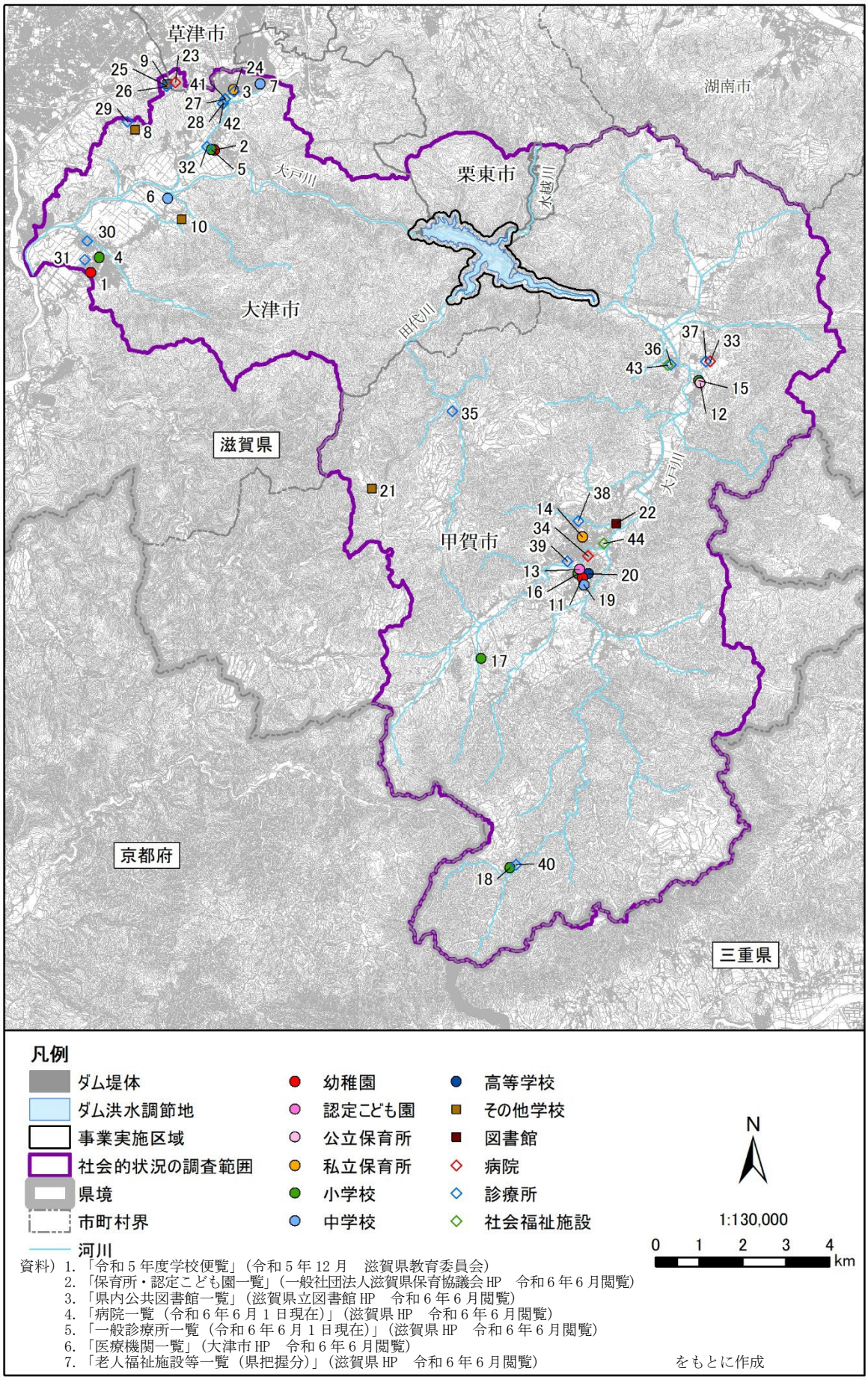

資料）1.「令和５年度学校便覧」（令和５年 12 月　滋賀県教育委員会）
2.「保育所・認定こども園一覧」（一般社団法人滋賀県保育協議会 HP　令和６年６月閲覧）
3.「県内公共図書館一覧」（滋賀県立図書館 HP　令和６年６月閲覧）
4.「病院一覧（令和６年６月１日現在）」（滋賀県 HP　令和６年６月閲覧）
5.「一般診療所一覧（令和６年６月１日現在）」（滋賀県 HP　令和６年６月閲覧）
6.「医療機関一覧」（大津市 HP　令和６年６月閲覧）
7.「老人福祉施設等一覧（県把握分）」（滋賀県 HP　令和６年６月閲覧）　をもとに作成

図 2.2.5-1　環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況

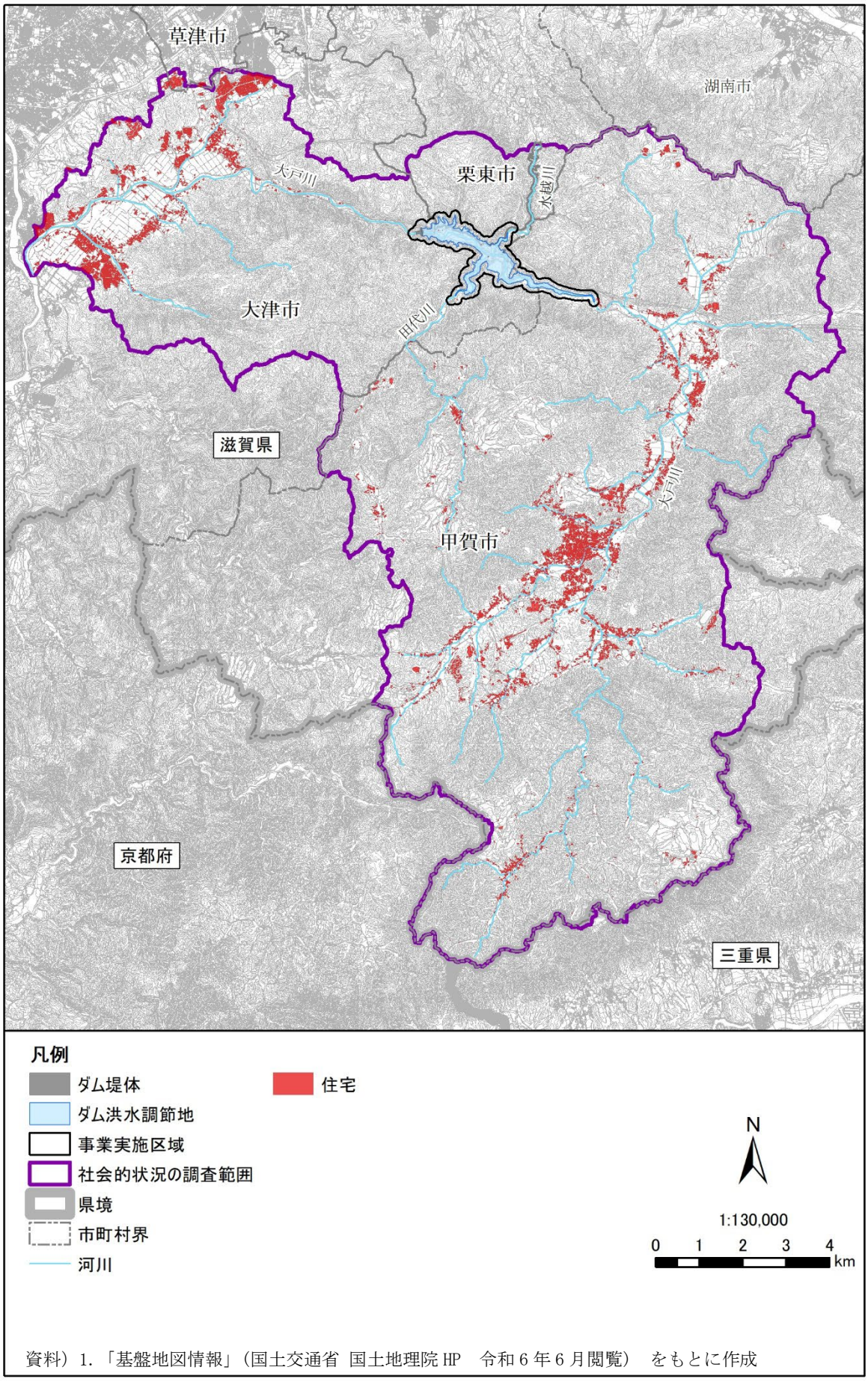

資料）1.「基盤地図情報」（国土交通省 国土地理院 HP　令和 6 年 6 月閲覧）　をもとに作成

図 2.2.5-2　住宅の配置の状況

2.2.6 下水道の整備の状況

2.2.6.1 上下水道の整備の状況

対象市町の水道普及率の状況を表 2.2.6-1 に示す。

栗東市及び甲賀市で 100.0%となっており、大津市も 99.9%となっている。

表 2.2.6-1　水道普及率(令和 4 年度末)

市町村名	行政区域内人口(人)	現在給水人口(人)				普及率(%)
		上水道	簡易水道	専用水道(自己水源のみ)	合計	
大津市	343,839	342,779	－	779	343,558	99.9
栗東市	70,440	70,425	－	0	70,425	100.0
甲賀市	88,865	88,725	－	503	89,228	100.0

資料）1.「令和 4 年度滋賀県の水道」(令和 6 年 4 月　滋賀県健康医療福祉部生活衛生課)
をもとに作成

対象市町の公共下水道普及率及び汚水処理人口を表 2.2.6-2 及び表 2.2.6-3 に、調査範囲における公共下水道終末処理場及び農業集落排水処理場の状況を表 2.2.6-4 及び図 2.2.6-1 に示す。

公共下水道普及率は、大津市及び栗東市で 98%以上と高い普及率となっている。

施設別の汚水処理人口は、いずれの市も下水道が主な汚水処理施設であるが、甲賀市は農業集落排水施設や合併処理浄化槽等の割合も高くなっている。調査範囲には、公共下水道終末処理場が 1 箇所、農業集落排水処理場が 2 箇所あり、いずれも処理後は大戸川を経由し海へ放流している。

事業実施区域には、公共下水道終末処理場及び農業集落排水処理場はない。

表 2.2.6-2　公共下水道普及率(令和 4 年度末)

市町村名	処理区域面積(ha)	行政区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	普及率(%)
大津市	5,773.6	343,839	338,754	98.5
栗東市	1,678.9	70,440	70,203	99.7
甲賀市	2,924.1	88,865	72,198	81.2

資料）1.「下水道の普及状況」(滋賀県 HP　令和 6 年 6 月閲覧)
をもとに作成

表 2.2.6-3　汚水処理人口(令和 4 年度末)

市町村名	行政区域内人口(人)	汚水処理人口(人)	下水道	農業集落排水施設	林業集落排水施設	合併処理浄化槽等
大津市	343,839	340,566	338,754	－	－	1,812
栗東市	70,440	70,425	70,203	160	－	62
甲賀市	88,865	86,528	72,198	7,323	－	7,007

資料）1.「汚水処理施設の整備状況」(滋賀県 HP　令和 6 年 6 月閲覧)
をもとに作成

表 2.2.6-4　公共下水道終末処理場及び農業集落排水処理場の概要

No.	処理場名	計画日最大汚水量	処理方式	放流先
1	甲賀市信楽水再生センター	4,300m³/日	オキシデーションディッチ法 急速ろ過方式	大戸川→瀬田川→ 宇治川→淀川→海
2	宮町地区 農業集落排水処理施設	153m³/日	浮遊生物法 間欠ばっ気方式	馬門川→大戸川→ 瀬田川→宇治川→ 淀川→海
3	畑水と土循環施設 (甲賀市信楽町畑 94 番地 1)	33m³/日	浮遊生物法 膜分離活性汚泥方式	田代川→大戸川→ 瀬田川→宇治川→ 淀川→海

注）1.表中の No は図 2.2.8-1 の番号と対応する。

資料）1.「公共下水道終末処理場・農業集落排水処理場の概要」（甲賀市 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
をもとに作成

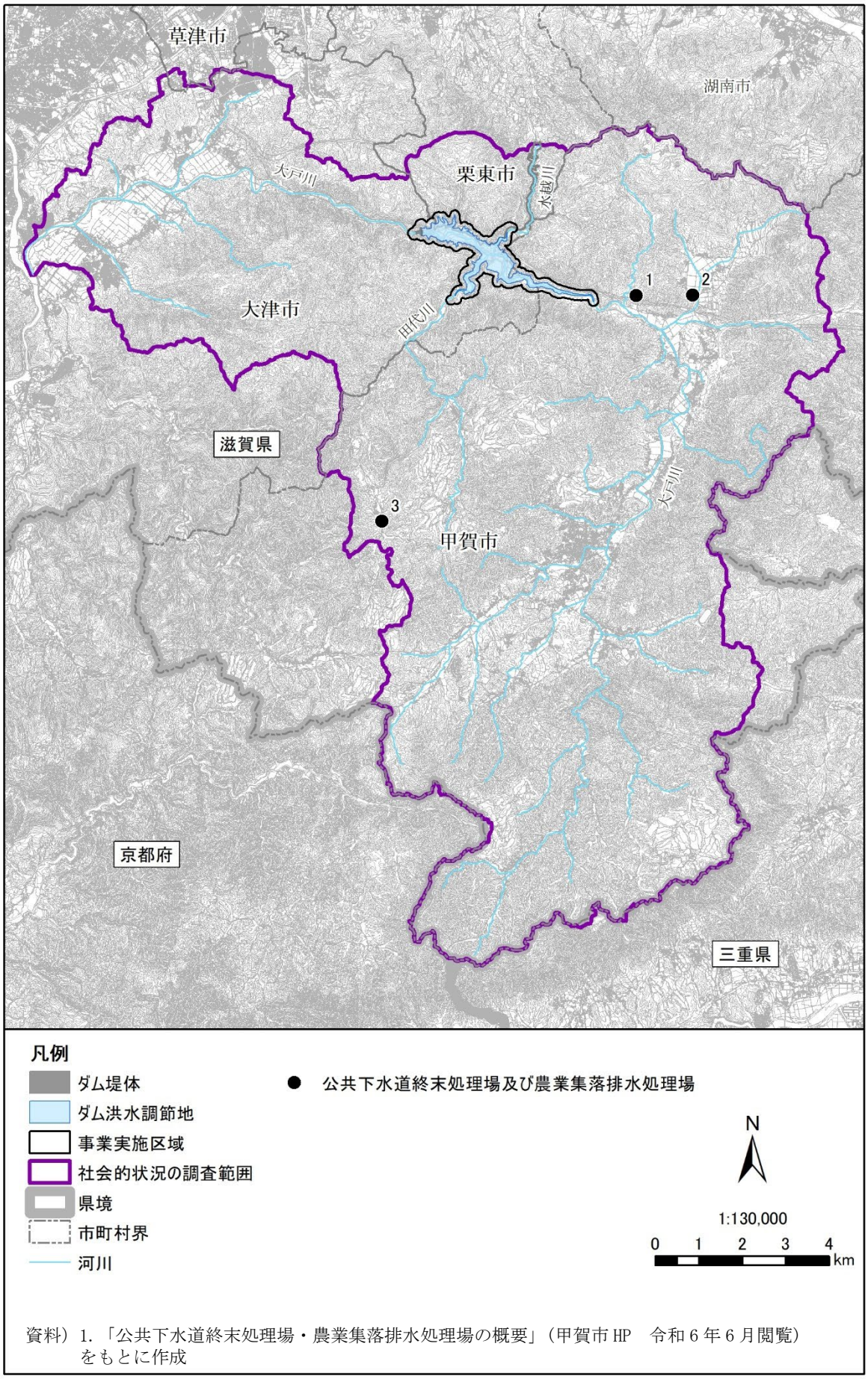

資料）1.「公共下水道終末処理場・農業集落排水処理場の概要」（甲賀市 HP　令和 6 年 6 月閲覧）をもとに作成

図 2.2.6-1　公共下水道終末処理場及び農業集落排水処理場の状況

2.2.6.2 し尿処理の状況

対象市町のし尿処理人口及びし尿処理量の内訳を表 2.2.6-5 及び表 2.2.6-6 に示す。

水洗化率は、いずれの市も 90%以上となっている。

し尿処理は、大津市ではし尿処理施設や自家処理で、栗東市及び甲賀市は全てし尿処理施設で処理されている。

表 2.2.6-5　し尿処理人口の内訳(令和 4 年度)

市町村名	水洗化率(水洗化人口)(%)	水洗化人口(人)					非水洗化人口(人)		
			公共下水道人口	コミュニティ・プラント人口	浄化槽人口	合併処理浄化槽人口		計画収集人口	自家処理人口
大津市	98.6	339,615	333,478	0	6,137	3,187	4,855	4,789	66
栗東市	99.6	70,133	69,463	0	670	442	306	306	0
甲賀市	93.5	89,226	64,381	0	12,041	7,168	5,812	5,812	0

資料) 1.「一般廃棄物処理実態調査結果 令和 4 年度調査結果 処理状況」(環境省廃棄物処理技術情報 HP　令和 6 年 6 月閲覧)
をもとに作成

表 2.2.6-6　し尿処理量の内訳(令和 4 年度)

(単位：kL/年)

市町村名	し尿処理施設	ごみ堆肥化施設	メタン化施設	下水道投入	農地還元	その他	自家処理	合計
大津市	11,581	0	0	0	0	0	61	11,642
栗東市	2,073	0	0	0	0	0	0	2,073
甲賀市	19,899	0	0	0	0	0	0	19,899

資料) 1.「一般廃棄物処理実態調査結果 令和 4 年度調査結果 処理状況」(環境省廃棄物処理技術情報 HP　令和 6 年 6 月閲覧)
をもとに作成

2.2.7 環境の保全を目的として法令により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

調査範囲及び事業実施区域における環境関係法令等による規制等の状況を表 2.2.7-1 に示す。

表 2.2.7-1(1) 環境関係法令等による規制等の状況一覧

法律等		指定状況及び規制基準の内容		
		調査範囲	事業実施区域	参照図・表
環境基本法に基づく環境基準	大気汚染	大気の汚染に係る環境基準 二酸化窒素に係る環境基準 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準 微小粒子状物質に係る環境基準		表 2.2.7-2 表 2.2.7-3 表 2.2.7-4 表 2.2.7-5
	騒音	騒音に係る環境基準 大津市及び甲賀市の一部が A 類型又は C 類型に、その他の調査範囲は、B 類型に指定されている。	騒音に係る環境基準 事業実施区域の全域が B 類型に指定されている。	表 2.2.7-6 表 2.2.7-7 図 2.2.7-1
	水質汚濁	人の健康の保護に関する環境基準		表 2.2.7-8
		生活環境の保全に関する環境基準の水域類型指定状況 大戸川(全域(支流河川を含む。))が河川 A 類型に指定されている。		表 2.2.7-9
	地下水の水質汚濁	地下水の水質汚濁に係る環境基準		表 2.2.7-10
	土壌の汚染	土壌の汚染に係る環境基準		表 2.2.7-11
ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準		ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準		表 2.2.7-12
大気汚染に係	大気汚染防止法	いおう酸化物については、排出口の高さに応じた排出規制(K 値規制)が行われており、K 値は、大津市及び栗東市が 8.76、甲賀市が 17.5 である。 ばいじん及び有害物質については全国一律の排出基準が定められている。		表 2.2.7-13
	自動車から排出される窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	窒素酸化物対策地域又は浮遊粒子状物質対策地域に指定されている地域はない。		—
	滋賀県公害防止条例等	ばい煙発生施設を規定し、施設の設置者に届出義務を課している。		表 2.2.7-14～ 表 2.2.7-16
騒音に係る規制	騒音規制法	特定工場等において発生する騒音の規制基準 大津市及び甲賀市の一部が第 1 種区域、第 3 種区域、第 4 種区域に、その他の調査範囲は、第 2 種区域に指定されている。	特定工場等において発生する騒音の規制基準 事業実施区域全域が第 2 種区域に指定されている。	表 2.2.7-17～ 表 2.2.7-21 図 2.2.7-3
		特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 大津市の一部が第 2 号区域に、その他の調査範囲は、第 1 号区域に指定されている。	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 事業実施区域全域が第 1 号区域に指定されている。	表 2.2.7-22～ 表 2.2.7-25 図 2.2.7-4
		自動車騒音の要請限度 大津市及び甲賀市の一部が a 区域又は c 区域に、その他の調査範囲は、b 区域に指定されている。	自動車騒音の要請限度 事業実施区域全域が b 区域に指定されている。	表 2.2.7-26 図 2.2.7-5

表 2.2.7-1(2)　環境関係法令等による規制等の状況一覧

法律等		指定状況及び規制基準の内容		
		調査範囲	事業実施区域	参照図・表
振動に係る規制	振動規制法	特定工場等において発生する振動の規制基準 大津市の一部が第 2 種区域に、甲賀市の一部が第 2 種区域(Ⅰ)に、その他の調査範囲は、第 1 種区域に指定されている。	特定工場等において発生する振動の規制基準 事業実施区域全域が第 1 種区域に指定されている。	表 2.2.7-27～ 表 2.2.7-30 図 2.2.7-6
		特定建設作業の規制に関する基準 大津市及び甲賀市の一部が第 2 号区域に、その他の調査範囲は、第 1 号区域に指定されている。	特定建設作業の規制に関する基準 事業実施区域全域が第 1 号区域に指定されている。	表 2.2.7-31～ 表 2.2.7-34 図 2.2.7-7
		道路交通振動の要請限度 大津市及び甲賀市の一部が第 1 種区域に、その他の調査範囲は、第 2 種区域に指定されている。	道路交通振動の要請限度 事業実施区域全域が第 1 種区域に指定されている。	表 2.2.7-35～ 表 2.2.7-36 図 2.2.7-8
悪臭に係る規制	悪臭防止法	大津市は第 1 種区域又は第 2 種区域に、甲賀市及び栗東市は一般区域に指定されている。	事業実施区域全域が第 2 種区域又は一般区域に指定されている。	表 2.2.7-37～ 表 2.2.7-39 図 2.2.7-9
水質汚濁に係る規制	水質汚濁防止法	排水基準(有害物質による排出水の汚染状態) 排水基準(その他の排出水の汚染状態)		表 2.2.7-40 表 2.2.7-41
	水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づき排水基準を定める条例	有害物質に係る上乗せ排水基準 生活環境項目に係る上乗せ排水基準		表 2.2.7-42～ 表 2.2.7-44 図 2.2.7-10
ダイオキシン類に係る規制	ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類に係る大気基準適用施設及び大気排出基準 水質基準対象施設及び水質排出基準		表 2.2.7-45 表 2.2.7-46
土壌の汚染に係る規制	土壌汚染対策法	土壌の特定有害物質による形質変更時要届出区域が調査範囲内に 2 箇所ある。	事業実施区域内に土壌の特定有害物質による指定区域はない。	表 2.2.7-47
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	調査範囲内に指定された区域（廃棄物が地下にある土地の区域）が 3 箇所ある。	事業実施区域内に指定された区域（廃棄物が地下にある土地の区域）が 1 箇所ある。	表 2.2.7-48
環境基本法に基づく公害防止計画		公害防止計画の策定を指示された地域はない。		－
条例等に基づく環境保全計画等の内容 滋賀県環境基本条例 大津市環境基本条例 栗東市環境基本条例 甲賀市環境基本条例 第五次滋賀県環境総合計画 大津市環境基本計画(第 3 次) 第三次栗東市環境基本計画 第 2 次甲賀市環境基本計画		環境の保全に関する基本的な施策を定めている。		－

表 2.2.7-1(3)　環境関係法令等による規制等の状況一覧

法律等	指定状況及び規制基準の内容		
	調査範囲	事業実施区域	参照図・表
自然公園法 滋賀県立自然公園条例	県立自然公園として三上・田上・信楽県立自然公園が指定されている。	事業実施区域の多くが、三上・田上・信楽県立自然公園の普通地域に指定されている。(一部が第 3 種特別地域に指定)	表 2.2.7-49 表 2.2.7-50 図 2.2.7-12
自然環境保全法	自然環境保全地域に指定された区域はない。		―
滋賀県自然環境保全条例	県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域に指定された区域はない。		―
大津市の自然環境の保全と増進に関する条例	自然保護地区に指定された区域はない。		―
世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域はない。		―
都市緑地法	緑地保全地域及び特別緑地保全地区に指定された区域はない。		―
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区に指定された区域はない。		―
ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例	生息・生育地保護区に指定された区域はない。		―
大津市の自然環境の保全と増進に関する条例	動植物保護地区に指定された区域はない。		―
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	1 箇所が鳥獣保護区に指定されている。	鳥獣保護区に指定された区域はない。	表 2.2.7-51 図 2.2.7-13
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	登録簿に掲載された湿地はない。		―
文化財保護法 滋賀県文化財保護条例 大津市文化財保護条例 栗東市文化財保護条例 甲賀市文化財保護条例	有形文化財 54 件(うち国指定 11 件、県指定 10 件)、史跡 11 件(うち国指定 2 件、県指定 3 件)、天然記念物 3 件(うち県指定 1 件)、無形文化財 3 件、民俗文化財 10 件のほか、埋蔵文化財包蔵地がある。	埋蔵文化財包蔵地がある。	表 2.2.7-52～ 表 2.2.7-57 図 2.2.7-14～ 図 2.2.7-17
都市計画法に基づく風致地区	栗東市の阿星金勝地区が風致地区に指定されている。	風致地区に指定されている地域はない。	表 2.2.7-58 図 2.2.7-18

表 2.2.7-1(4)　環境関係法令等による規制等の状況一覧

法律等		指定状況及び規制基準の内容		
		調査範囲	事業実施区域	参照図・表
その他の法律による区域等の指定状況	森林法	一部が水源かん養保安林、土砂流出等防備保安林、保健保安林等に指定されている。	一部が土砂流出防備保安林、保健保安林、風致保安林に指定されている。	表 2.2.7-59 図 2.2.7-19
	砂防法	一部が砂防指定地に指定されている。	一部が砂防指定地に指定されている。	図 2.2.7-20
	鉱業法	鉱区禁止地域に指定されている地域はない。		－
	温泉法	信楽たぬき温泉及び信楽温泉多羅尾乃湯がある。	温泉地はない。	表 2.2.7-60 図 2.2.7-21
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	40 箇所が急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。	1 箇所が急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。	表 2.2.7-61 図 2.2.7-22
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	一部が土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されている。	3 箇所が土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されている。	表 2.2.7-62 図 2.2.7-23 図 2.2.7-24
	地すべり等防止法	地すべり防止区域に指定されている区域はない。		－
	景観法 大津市景観計画 百年先のあなたに手渡す栗東市景観計画 甲賀市景観計画	調査範囲全域が景観計画区域として指定されている。		表 2.2.7-63 図 2.2.7-25
	山地災害危険地区	一部が崩壊土砂流出危険区域及び山腹崩壊危険区域に指定されている。	1 箇所が山腹崩壊危険区域、4 箇所が崩壊土砂流出危険区域に指定されている。	表 2.2.7-64 図 2.2.7-26 図 2.2.7-27

2.2.7.1 環境基本法に基づく環境基準

(1) 大気汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号)に基づく大気の汚染に係る環境基準を表 2.2.7-2 ～表 2.2.7-5 に示す。

表 2.2.7-2　大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.1mg/m^3 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m^3 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
備考）1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μm以下のものをいう。 2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。	

資料）1.「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)

表 2.2.7-3　二酸化窒素に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

資料）1.「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)

表 2.2.7-4　ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m^3 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m^3 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m^3 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m^3 以下であること。

資料）1.「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成 9 年環境庁告示第 4 号)

表 2.2.7-5　微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m^3 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m^3 以下であること。

資料）1.「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成 21 年環境庁告示第 33 号)

(2) 騒音に係る環境基準

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準を表 2.2.7-6 に、地域の類型の指定状況を表 2.2.7-7 及び図 2.2.7-1 に示す。

事業実施区域は、全域が B 類型に指定されている。

表 2.2.7-6(1) 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注）1.時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
2.AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
3.A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4.B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5.C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、表 2.2.7-6(2)に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、表 2.2.7-6(1)によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 2.2.7-6(2) 騒音に係る環境基準

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注）1.時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
2.車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、表 2.2.7-6(2)にかかわらず、特例として表 2.2.7-6(3)の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 2.2.7-6(3) 騒音に係る環境基準

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考）1.個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下)によることができる。	

注）1.「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。
・道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。)。
・前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路。
2.「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により特定された範囲をいう。
・2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路　15m
・2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路　20m

資料）1.「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）

表 2.2.7-7　騒音に係る環境基準の地域の類型

市町村名	地域の類型		
	A	B	C
大津市	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の定めがない地域で、住居系の土地利用の地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、用途地域の定めがない地域で、商工業系の土地利用の地域
栗東市	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域以外の地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
甲賀市	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域以外の地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

資料）1.大津市環境部環境政策課への聞き取り結果
2.栗東市環境政策課への聞き取り結果
3.甲賀市生活環境課への聞き取り結果

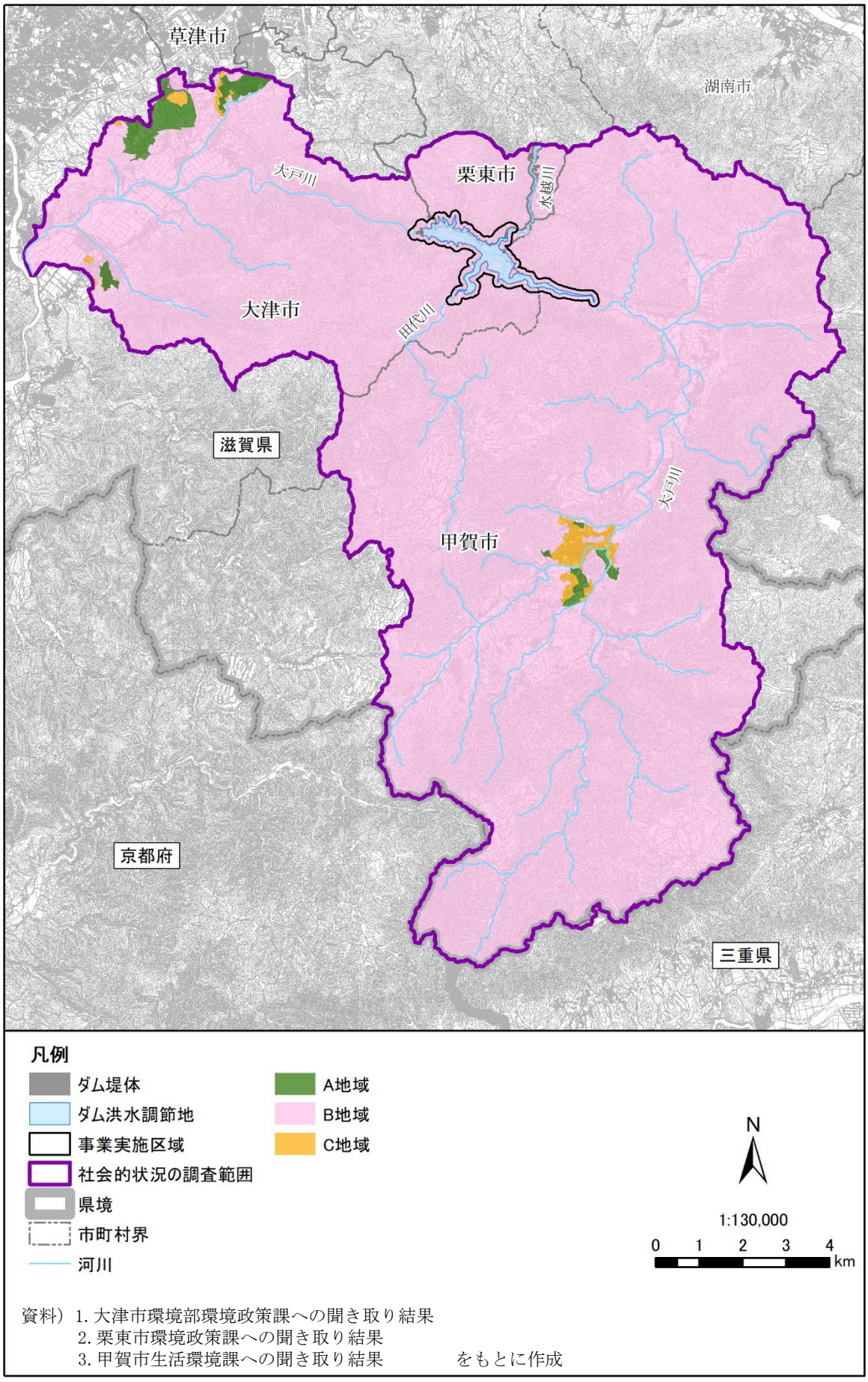

資料）1. 大津市環境部環境政策課への聞き取り結果
2. 栗東市環境政策課への聞き取り結果
3. 甲賀市生活環境課への聞き取り結果　　をもとに作成

図 2.2.7-1　騒音に係る環境基準の類型の指定状況

(3) 水質汚濁に係る環境基準

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、全ての公共用水域に一律に適用される人の健康の保護に関する環境基準を表 2.2.7-8 に、水域類型の指定された水域に適用される生活環境の保全に関する環境基準を表 2.2.7-9 に示す。

調査範囲における水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況を図 2.2.7-2 に示す。水生生物の保全に係る水質環境基準の類型は指定されていない。

事業実施区域では、大戸川(全域(支流河川を含む。))が河川 A 類型に指定されている。

表 2.2.7-8 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	－	－

備考) 1.基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2.「検出されないこと」とは、測定結果が定量限界を下回ることをいう。
3.海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4.硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格(以下「規格」という。)K0120 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0120 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

資料) 1.「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

表 2.2.7-9(1)　生活環境の保全に関する環境基準(河川)

河川(湖沼を除く)

ア

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	－
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	－
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	－

備考）1.基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の 0.9×ｎ番目（ｎは日間平均値のデータ数）のデータ値(0.9×ｎが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

2.農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。

3.水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

4.水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。

5.水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。)。

6.大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注）1.自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2.水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3.水産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級水産生物用
水産3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4.工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの

5.環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

表 2.2.7-9(2)　生活環境の保全に関する環境基準(河川)

イ

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考）1.基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）				

資料）1.「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

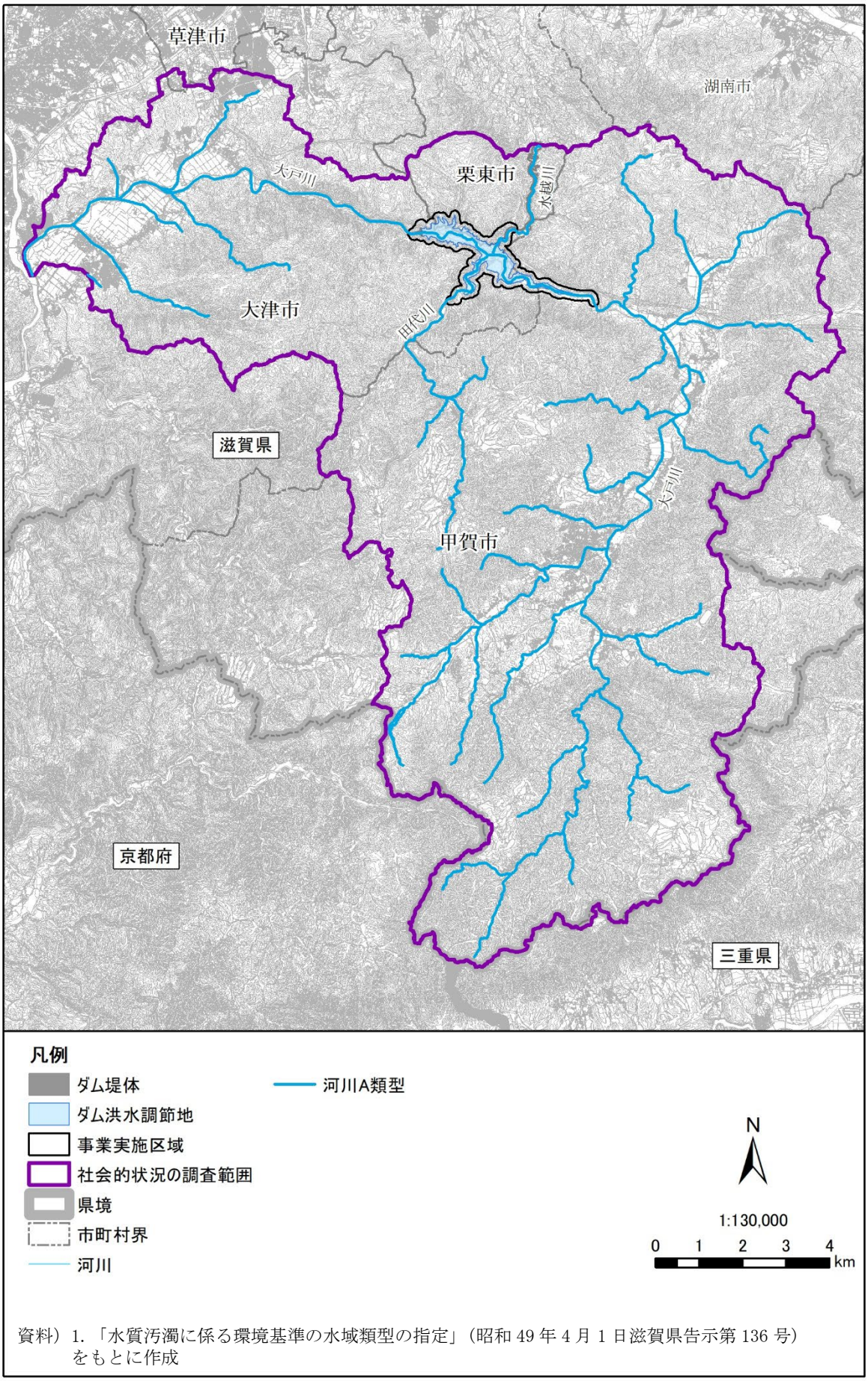

資料）1.「水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定」（昭和 49 年 4 月 1 日滋賀県告示第 136 号）をもとに作成

図 2.2.7-2　水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況

(4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

環境基本法に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準を表 2.2.7-10 に示す。

表 2.2.7-10　地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考）1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2.「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格(以下「規格」という。)K0120 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0120 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
4. 1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

資料）1.「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号）

(5) 土壌の汚染に係る環境基準

環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準を表 2.2.7-11 に示す。

表 2.2.7-11　土壌の汚染に係る環境基準

項　目	環　境　基　準
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒(ひ)素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

備考）1.環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては別に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2.カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003 mg、0.01 mg、0.05 mg、0.01 mg、0.0005 mg、0.01 mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009 mg、0.03 mg、0.15 mg、0.03 mg、0.0015 mg、0.03 mg、2.4mg 及び 3mg とする。
3.「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4.有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
5.1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

資料）1.「土壌環境基準」(平成 3 年環境庁告示第 46 号)

2.2.7.2 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号)に基づくダイオキシン類の汚染に係る環境基準を表 2.2.7-12 に示す。なお、同法においてダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをいう。

表 2.2.7-12　ダイオキシン類の汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m^3 以下
水質(水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/g 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

備考) 1. 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は年間平均値とする。
3. 土壌中に含まれるダイオキシン類とソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(定められた測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値を定められた測定方法により測定した値とみなす。
4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合(簡易測定法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。

資料) 1.「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

2.2.7.3 大気汚染に係る規制

(1) 大気汚染防止法に基づく排出基準

「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号)では、工場等から発生するばい煙(いおう酸化物、ばいじん、カドミウム等、人の健康、生活環境に被害を生じるおそれがある物質)及び粉じん(特定粉じん、一般粉じん)について排出基準が定められている。

このうち、いおう酸化物については、「同法施行令」(昭和 43 年政令第 329 号)で定める地域の区分毎に、排出口の高さに応じた排出規制(K 値規制)が行われている。調査範囲における地域の区分及び K 値を表 2.2.7-13 に示す。K 値は、大津市及び栗東市が 8.76、甲賀市が 17.5 である。

ばいじん及びその他有害物質については、物質の種類及び施設の種類毎に全国一律の排出基準が定められている。

表 2.2.7-13 いおう酸化物の地域の区分及び K 値

地域の区分	K の値
大津市(平成 18 年 3 月 19 日現在における大津市の区域に限る。) 栗東市	8.76
上記以外の地域	17.5

資料) 1.「滋賀県公害防止条例施行規則」(昭和 48 年滋賀県規則第 10 号)

(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法

調査範囲には、「自動車から排出される窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成 4 年法律第 70 号)に基づく窒素酸化物対策地域又は浮遊粒子状物質対策地域に指定されている地域はない。

(3) 滋賀県公害防止条例等に基づく規制

滋賀県では、「滋賀県公害防止条例」(昭和 47 年滋賀県条例第 57 号)及び「滋賀県公害防止条例施行規則」(昭和 48 年滋賀県規則第 10 号)により、ばい煙発生施設を規定し、施設の設置者に届出義務を課している。ばい煙発生施設を表 2.2.7-14 に示す。

表 2.2.7-14(1)　ばい煙発生施設

項	施設名	規模
1	金属の精錬の用に供する溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉および平炉(第 7 項に掲げるものを除く。)	原料の処理能力が 1 時間当たり 1 トン以上であること。
2	金属の精錬の用に供する溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉および平炉(第 7 項に掲げるものを除く。)	原料の処理能力が 1 時間当たり 1 トン未満であること。
3	窯業製品の製造の用に供する焼成炉および溶融炉	火格子面積(火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。)が 1 平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リツトル以上であるか、または変圧器の定格定量が 200 キロボルトアンペア以上であること。
4	電気用陶磁器の製造の用に供する焼成炉	火格子面積が 1 平方メートル未満であり、かつ、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リツトル未満であるか、または変圧器の定格容量が 200 キロボルトアンペア未満であること。
5	乾燥炉(原料としてカドミウム、カドミウム化合物、鉛または鉛化合物を使用する製品の製造の用に供するものに限り、第 7 項および第 16 項に掲げるものを除く。)	火格子面積が 1 平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるか、または変圧器の定格容量が 200 キロボルトアンペア以上であること。
6	乾燥炉(原料としてカドミウム、カドミウム化合物、鉛または鉛化合物を使用する製品の製造の用に供するものに限り、第 5 項、第 7 項および第 16 項に掲げるものを除く。)	－
7	銅、鉛または亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレツト焼成炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉および乾燥炉	原料の処理能力が 1 時間当たり 0.5 トン以上であるか、火格子面積が 0.5 平方メートル以上であるか、羽口面断面積(羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。)が 0.2 平方メートル以上であるか、またはバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 20 リツトル以上であること。
8	カドミウム系顔料または炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が 0.1 立方メートル以上であること。
9	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては塩素換算量)の処理能力が 1 時間当たり 50 キログラム以上であること。
10	塩化第 2 鉄の製造の用に供する溶解槽	
11	活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る。)の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 3 リツトル以上であること。

表 2.2.7-14(2)　ばい煙発生施設

項	施設名	規模
12	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設および塩化水素吸収施設(塩素ガスまたは塩化水素ガスを使用するものに限り、前3項に掲げるものおよび密閉式のものを除く。)	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては、塩素換算量)の処理能力が 1 時間当たり 50 キログラム以上であること。
13	アルミニウムの精錬の用に供する電解炉	電流容量が 30 キロアンペア以上であること。
14	燐、燐酸、燐酸質肥料または複合肥料の製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉および溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が1時間当たり 80 キログラム以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 50 リツトル以上であるか、または変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。
15	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設および蒸溜施設(密閉式のものを除く。)	日本産業規格B8201およびB8203の伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が 10 平方メートル以上であるか、ポンプの動力が1キロワツト以上であること。
16	トリポリ燐酸ナトリウムの製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、乾燥炉および焼成炉	原料の処理能力が 1 時間当たり 80 キログラム以上であるか、火格子面積が1平方メートル以上であるか、またはバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リツトル以上であること。
17	鉛の第2次精錬(鉛合金の製造を含む。)または鉛の管、板もしくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 10 リツトル以上であるか、または変圧器の定格容量が 40 キロボルトアンペア以上であること。
18	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4リツトル以上であるか、または変圧器の定格容量が 20 キロボルトアンペア以上であること。
19	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉および乾燥施設	容量が0.1立方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4リツトル以上であるか、または変圧器の定格容量が 20 キロボルトアンペア以上であること。
20	金属の鋳造の用に供する鋳型造型施設(シエルモールド法によるものに限る。)	－
21	フエノール樹脂製品の製造の用に供する反応施設および乾燥施設	－
22	塗料、印刷インキまたは合成樹脂製品の製造(原料としてカドミウム、カドミウム化合物、鉛または鉛化合物を使用するものに限る。)の用に供する混合施設	－

資料）1.「滋賀県公害防止条例施行規則」（昭和48年滋賀県規則第10号）

1) いおう酸化物の排出基準

いおう酸化物の排出基準は、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるいおう酸化物の量について、地域の区分ごとに排出口の高さに応じて定める方法のとおりとする。

2) ばいじんの排出基準

ばいじん排出基準を表 2.2.7-15 に示す。

表 2.2.7-15　ばいじんの排出基準

項	施設	規模	基準(g)
1	表 2.2.7-14 の第 2 項に掲げる溶鉱炉のうち高炉	―	0.1
2	表 2.2.7-14 の第 2 項に掲げる溶鉱炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	排出ガス量(温度が零度であつて、圧力が 1 気圧の状態に換算した 1 時間当たりの排出ガスの最大量とする。以下この表において同じ。)が 40,000 立方メートル以上	0.2
		排出ガス量が 40,000 立方メートル未満	0.4
3	表 2.2.7-14 の第 2 項に掲げる転炉(燃焼型のものに限る。)および平炉	排出ガス量が 40,000 立方メートル以上	0.3
		排出ガス量が 40,000 立方メートル未満	0.4
4	表 2.2.7-14 の第 2 項に掲げる転炉(燃焼型のものを除く。)	―	0.2
5	表 2.2.7-14 の第 4 項に掲げる焼成炉	排出ガス量が 40,000 立方メートル以上	0.2
		排出ガス量が 40,000 立方メートル未満	0.4
6	表 2.2.7-14 の第 6 項に掲げる乾燥炉	排出ガス量が 40,000 立方メートル以上	0.2
		排出ガス量が 40,000 立方メートル未満	0.4

備考）1. ばいじんの量は、規格 Z8808 に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理またはすすの掃除を行なう場合において排出されるばいじん(1 時間につき合計 6 分間をこえない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。
2. ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とする。
3. ばいじんの量は、温度が摂氏零度であって、圧力が 1 気圧の状態に換算した 1 立方メートル中の量とする。

資料）1.「滋賀県公害防止条例施行規則」（昭和 48 年滋賀県規則第 10 号）

3) 有害物質等の排出基準

有害物質等の排出基準を表 2.2.7-16 に示す。

表 2.2.7-16(1)　有害物質等の排出基準

(1)　排出口の排出基準

項	有害物質等の種類	施設	基準(mg)
1	カドミウムおよびその化合物	表 2.2.7-14 の第 5 項に掲げる施設(原料としてカドミウムまたはカドミウム化合物を使用する製品の製造の用に供するものに限る。)ならびに第 6 項および第 22 項に掲げる施設	0.5
2	弗素、弗化水素および弗化珪素	表 2.2.7-14 の第 3 項に掲げる施設(ガラスまたはガラス製品の製造(原料としてほたる石または珪弗化ナトリウムを使用するものに限る。)の用に供するものを除く。)および第 4 項に掲げる施設	3.0
		表 2.2.7-14 の第 13 項に掲げる電解炉	1.0 (3.0)
3	鉛およびその化合物	表 2.2.7-14 の第 3 項に掲げる施設のうち電気用陶磁器の製造の用に供する焼成炉および第 4 項に掲げる施設	7.0
		表 2.2.7-14 の第 1 項および第 2 項に掲げる施設、第 5 項に掲げる施設(原料として鉛または鉛化合物を使用する製品の製造の用に供するものに限る。)ならびに第 6 項および第 22 項に掲げる施設	3.0
4	アンチモンおよびその化合物	表 2.2.7-14 の第 1 項から第 4 項までに掲げる施設	3.0
5	フェノール	表 2.2.7-14 の第 20 項および第 21 項に掲げる施設	120

備考) 1.排出基準は、温度が零度であって、圧力が 1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 立方メートル当たりの有害物質等の量とする。

2.基準欄に掲げる有害物質等の量は、第 1 項および第 3 項に掲げるものにあっては規格 K0083 に定める方法によりカドミウムまたは鉛として測定される量として、第 2 項に掲げるものにあっては規格 K0105 に定める方法により弗素として測定される量として、第 4 項に掲げるものにあっては吸光光度法、誘導結合プラズマ質量分析法、水素化物発生誘導結合プラズマ発光分析法または水素化物発生原子吸光法によりアンチモンとして測定される量として、第 5 項に掲げるものにあっては規格 K0086 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法によりフェノールとしてにより測定される量として、それぞれ表示されたものとし、当該有害物質等の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される有害物質等(1 時間につき合計 6 分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。

3.基準欄の(　)内の数値は、有害物質が電解炉から直接吸引され、ダクトを通じて排出口から排出される場合の当該排出口における有害物質の量である。

4.有害物質等の量が著しく変動する施設にあつては、1 工程の平均の量とする。

表 2.2.7-16(2)　有害物質等の排出基準

(2)　敷地境界線上の基準

項	有害物質等の種類	施設	基準(mg)
1	カドミウムおよびその化合物	表 2.2.7-14 の第 3 項に掲げる施設のうちガラスまたはガラス製品の製造(原料として硫化カドミウムまたは炭酸カドミウムを使用するものに限る。)の用に供するもの、第 5 項に掲げる施設(原料としてカドミウムまたはカドミウム化合物を使用する製品の製造の用に供するものに限る。)ならびに第 6 項、第 7 項、第 8 項および第 22 項に掲げる施設	0.001
2	塩素	表 2.2.7-14 の第 9 項から第 12 項までに掲げる施設	0.03
3	塩化水素	表 2.2.7-14 の第 9 項から第 12 項までに掲げる施設	0.07
4	弗素、弗化水素および弗化珪素	表 2.2.7-14 の第 3 項および第 4 項に掲げる施設、第 13 項に掲げる電解炉ならびに第 14 項から第 16 項までに掲げる施設	0.02
5	鉛およびその化合物	表 2.2.7-14 の第 1 項および第 2 項に掲げる施設、第3項に掲げる施設のうちガラスまたはガラス製品の製造(原料として酸化鉛を使用するものに限る。)の用に供するものおよび電気用陶磁器の製造の用に供する焼成炉、第 4 項に掲げる施設、第 5 項に掲げる施設(原料として鉛または酸化合物を使用する製品の製造の用に供するものに限る。)ならびに第 6 項、第 7 項、第 17 項から第 19 項までおよび第 22 項に掲げる施設	0.0015
6	アンチモンおよびその化合物	表 2.2.7-14 の第 1 項から第 4 項までに掲げる施設	0.005
7	フェノール	表 2.2.7-14 の第 20 項および第 21 項に掲げる施設	0.2

備考）1.排出基準は、温度が零度であって、圧力が 1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 立方メートル当たりの有害物質等の量とする。

2.基準欄に掲げる有害物質等の量は、第 1 項および第 5 項に掲げるものにあっては規格 K0083 に定める方法によりカドミウムまたは鉛として測定される量として、第 2 項に掲げるものにあっては規格 K0106 に定める方法により測定される量として、第 3 項に掲げるものにあっては規格 K0107 に定める方法により測定される量として、第 4 項に掲げるものにあっては規格 K0105 に定める方法により弗素として測定される量として、第 6 項に掲げるものにあっては吸光光度法、誘導結合プラズマ質量分析法、水素化物発生誘導結合プラズマ発光分析法または水素化物発生原子吸光法によりアンチモンとして測定される量として、第 7 項に掲げるものにあっては規格 K0086 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法によりフェノールとしてにより測定される量としてそれぞれ表示されたものとする。

3.基準の測定点は、工場または事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができる。

資料）1.「滋賀県公害防止条例施行規則」（昭和 48 年滋賀県規則第 10 号）

2.2.7.4 騒音に係る規制

(1) 特定工場等において発生する騒音についての規制基準

「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)に基づく特定工場等において発生する騒音についての規制基準を表 2.2.7-17 に、特定工場等を表 2.2.7-18～表 2.2.7-20 に、区域の指定状況を表 2.2.7-21 及び図 2.2.7-3 に示す。

事業実施区域は、全域が第 2 種区域に指定されている。

大津市では、法に基づく特定工場等に加えて、「大津市生活環境の保全と増進に関する条例」(平成 10 年大津市条例第 27 号)に基づく騒音に係る騒音発生施設を表 2.2.7-19 に示すとおり定めている。

栗東市では、法に基づく特定工場等に加えて、「栗東市生活環境保全に関する条例」(昭和 55 年栗東市条例第 21 号)に基づく騒音に係る特定工場等を表 2.2.7-20 に示すとおり定めている。

表 2.2.7-17　特定工場等において発生する騒音についての規制基準

区域の区分	規制基準			
	朝 午前 6 時～午前 8 時	昼間 午前 8 時～午後 6 時	夕 午後 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～午前 6 時
第 1 種区域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	60 デシベル	65 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
第 4 種区域	65 デシベル	70 デシベル	70 デシベル	60 デシベル

備考）1.第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m の区域内における当該基準は、この表の規定にかかわらず、この表の値からそれぞれ 5 デシベルを減じた値とする。

資料）1.「特定工場等において発生する騒音の規制基準について」(平成 13 年大津市告示第 31 号)
2.「騒音及び振動に係る特定施設に該当する施設、特定工場等の規制基準」(栗東市 HP　令和 6 年 6 月閲覧)
3.「騒音・振動・悪臭関係」(甲賀市 HP　令和 6 年 6 月閲覧)

表 2.2.7-18　騒音規制法に基づく特定施設(特定工場等)

項	施設の種類	規模
1	金属加工機械	
	イ　圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る。
	ロ　製管機械	
	ハ　ベンディングマシン	ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。
	ニ　液圧プレス	矯正プレスを除く。
	ホ　機械プレス	呼び加圧能力が 294kN 以上のものに限る。
	ヘ　せん断機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。
	ト　鍛造機	
	チ　ワイヤーフォーミングマシン	
	リ　ブラスト	タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。
	ヌ　タンブラー	
	ル　切断機	といしを用いるものに限る。
2	空気圧縮機及び送風機	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
4	織機	原動機を用いるものに限る。
5	建設用資材製造機械	
	イ　コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m^3 以上のものに限る。
	ロ　アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。
6	穀物用製粉機	ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
7	木材加工機械	
	イ　ドラムバーカー	
	ロ　チッパー	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。
	ハ　砕木機	
	ニ　帯のこ盤	製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が 2.25ｋW 以上のものに限る。
	ホ　丸のこ盤	製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が 2.25ｋW 以上のものに限る。
	ヘ　かんな盤	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。
8	抄紙機	
9	印刷機械	原動機を用いるものに限る。
10	合成樹脂用射出成形機	
11	鋳型造型機	ジョルト式のものに限る。

資料）1.「騒音規制法施行令」（昭和 43 年政令第 324 号）

表 2.2.7-19　大津市生活環境の保全と増進に関する条例に基づく騒音発生施設(特定工場等)

項	施設の種類	規模
1	金属加工機械	
	イ　ベンディングマシン	ロール式のものに限る。
	ロ　機械プレス	
	ハ　せん断機	
	ニ　自動旋盤機	棒材作業用のものに限る。
	ホ　数値制御フライス盤	
	ヘ　マシニングセンター	
	ト　平削盤	
	チ　グラインダー	工具用及び精密加工用のものを除く。亜鉛版用のもの以外は2台以上であること。
	リ　自動やすり目立機	原動機の定格出力が5kW以上のものに限る。
2	圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。
	イ　空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が3.7kW以上のものに限る。
	ロ　圧縮機	空気圧縮機以外のものであって、原動機の定格出力が3.7kW以上のものに限る。
3	粉砕機	
	イ　土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	
	ロ　食品加工用粉砕機	
	ハ　その他の用に供する粉砕機	破砕機及び摩砕機を含む。
4	繊維機械	
	イ　紡績機械	
	ロ　編組機	2台以上であること。
	ハ　撚糸機	
5	建設用資材製造機械	
	イ　コンクリートプラント	気泡コンクリートプラントを除く。
	ロ　アスファルトプラント	
6	木材加工機械	
	イ　チッパー	
	ロ　帯のこ盤	
	ハ　丸のこ盤	
	ニ　かんな盤	
7	ロール機	金属及び食品加工用を除く。
8	合成樹脂成形加工機械	
9	エアーハンマ	
10	走行クレーン	吊り上げ能力が5ｔ以上のものに限る。
11	工業用動力ミシン	3台以上であること。
12	紙工機械	原動機の定格出力の合計が3.7kW以上のものに限る。
13	遠心分離器	直径が1.2m以上のものに限る。
14	集じん機	
15	かくはん機	原動機の定格出力が3.7kW以上のものに限る。
16	電気炉	鉄鋼及び非鉄金属製造用のものに限る。
17	ロータリーキルン	
18	冷凍機及び空調機	室外機に圧縮機を有するものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。
19	スチームクリーナー	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。
20	石材用の切断機及び切削機	

資料）1.「大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則」（平成11年大津市規則第64号）

表 2.2.7-20　栗東市生活環境保全に関する条例に基づく騒音発生施設(特定工場等)

項	施設の種類	規模
1	金属加工機械	
	イ　圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上であること。
	ロ　製管機械	
	ハ　ベンディングマシン	ロール式のものに限る。原動機の定格出力が 3.75kW 以上であること。
	ニ　液圧プレス	矯正プレスを除く。
	ホ　機械プレス	呼び加圧能力が 294kN 以上であること。
	ヘ　せん断機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上であること。
	ト　鍛造機	
	チ　ワイヤーフォーミングマシン	
	リ　ブラスト	タンブラスト以外のものであって密閉式のものを除く。
	ヌ　タンブラー	
	ル　切断機	と石を用いるものに限る。
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上であること。
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上であること。
4	織機	原動機を用いるものに限る。
5	建設用資材製造機械	
	イ　コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除く。混練機の混練容量が 0.45m^3 以上であること。
	ロ　アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200kg 以上であること。
6	穀物用製粉機	ロール式のものに限る。原動機の定格出力が 7.5kW 以上であること。
7	木材加工機械	
	イ　ドラムバーカー	
	ロ　チッパー	原動機の定格出力が 2.25kW 以上であること。
	ハ　砕木機	
	ニ　帯のこ盤	原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が 2.25ｋW 以上であること。
	ホ　丸のこ盤	
	ヘ　かんな盤	原動機の定格出力が 2.25kW 以上であること。
8	抄紙機	
9	印刷機械	原動機を用いるものに限る。
10	合成樹脂用射出成形機	
11	鋳型造型機	ジョルト式のものに限る。
12	コルゲートマシン	
13	キューポラ	1 時間当たりの熔解能力が 1t 以上であること。

資料）1.「栗東市生活環境保全に関する条例施行規則」（平成 16 年栗東市規則第 9 号）

表 2.2.7-21　特定工場等において発生する騒音についての規制基準の区域の区分

市町村名	区域の区分			
	第 1 種区域	第 2 種区域	第 3 種区域	第 4 種区域
大津市	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域、用途地域以外の地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	工業地域、工業専用地域
栗東市				
甲賀市				

資料）1.「工場・事業場における騒音・振動関係の届出および規制等について」（令和 5 年 10 月　大津市環境部環境政策課）
2.栗東市環境政策課への聞き取り結果
3.甲賀市生活環境課への聞き取り結果

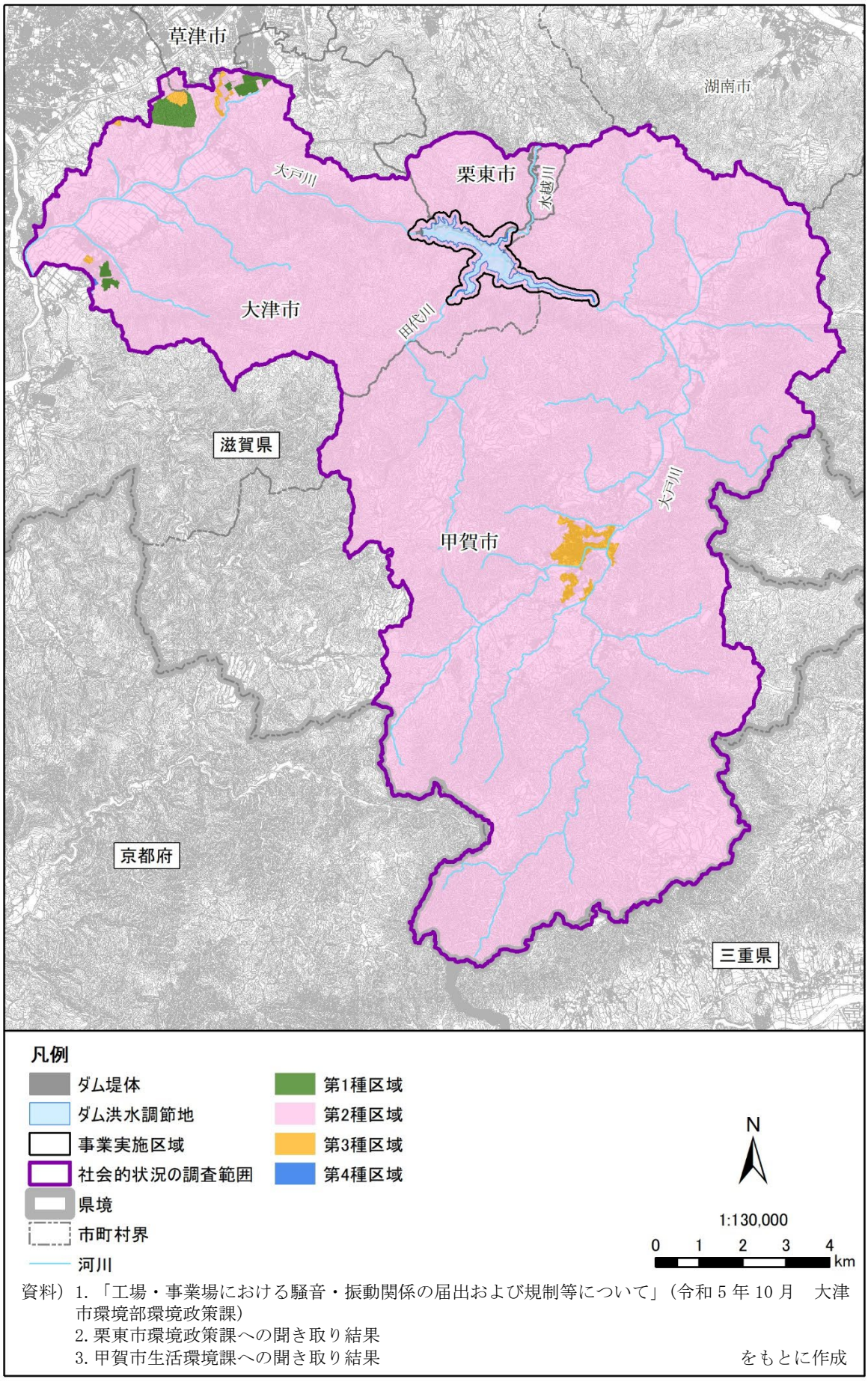

資料）1.「工場・事業場における騒音・振動関係の届出および規制等について」（令和 5 年 10 月　大津市環境部環境政策課）
2. 栗東市環境政策課への聞き取り結果
3. 甲賀市生活環境課への聞き取り結果
をもとに作成

図 2.2.7-3　特定工場等において発生する騒音についての規制基準の区域の指定状況

(2) 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

騒音規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を表 2.2.7-22 に、特定建設作業を表 2.2.7-23 に、区域の指定状況を表 2.2.7-25 及び図 2.2.7-4 に示す。

事業実施区域は、全域が第 1 号区域に指定されている。

大津市では、法に基づく特定建設作業に加えて、「大津市生活環境の保全と増進に関する条例」（平成 10 年大津市条例第 27 号）に基づく騒音に係る特定建設作業を表 2.2.7-24 に示すとおり定めている。

表 2.2.7-22 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

項目		騒音の基準	適用除外
騒音の大きさ	基準値	85 デシベル	―
	測定位置	敷地境界	
作業時間帯	第 1 号区域	午後 7 時～翌日午前 7 時の時間内にないこと	A B C D
	第 2 号区域	午後 10 時～翌日午前 6 時の時間内にないこと	
1 日当たりの作業時間	第 1 号区域	10 時間/日を超えないこと	A B
	第 2 号区域	14 時間/日を超えないこと	
作業期間		連続 6 日を超えないこと	A B
作業日		日曜日その他の休日ではないこと	A B C E F

注）1.適用除外は以下に示すとおりである。
A 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
B 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に特定建設作業を行う必要がある場合
C 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において特定建設作業を行う必要がある場合
D 「道路法」（昭和 27 年法律第 180 号）による占用許可（協議）または道路交通法による使用許可（協議）により夜間に特定建設作業を行う必要がある場合
E 「道路法」（昭和 27 年法律第 180 号）による占用許可（協議）または道路交通法による使用許可（協議）により日曜日その他の休日に作業を必要とする場合
F 「電気事業法施行規則」（平成 7 年通商産業省令第 77 号）による変電所の変更工事において日曜日その他の休日に作業を必要とする場合

資料）1.「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号）

表 2.2.7-23　騒音規制法に基づく特定建設作業

項	作業の種類
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	削岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（削岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力 80kW 以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。）を使用する作業

資料）1.「騒音規制法施行令」（昭和 43 年政令第 324 号）

表 2.2.7-24　大津市生活環境の保全と増進に関する条例に基づく特定建設作業

項	作業の種類
1	インパクトレンチを使用する作業
2	火薬を使用する破壊作業
3	ブルドーザー、トラクターショベル、バックホーその他これらに類する掘削機械を使用する作業(原動機の定格出力が 20kW を超えるものに限る。ただし、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。)
4	油圧破壊機を使用する解体作業

備考）次に掲げるものを除く。
1.開始した日に作業が終わるもの
2.騒音規制法第 3 条第 1 項の規定に基づき指定する地域内で行われる同法第 2 条第 3 項に規定する特定建設作業
資料）1.「大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則」（平成 11 年大津市規則第 64 号）

表 2.2.7-25　特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の区域の区分

市町村名	区域の区分	
	第 1 号区域	第 2 号区域
大津市	表 2.2.7-21 に示す特定工場等の騒音に係る第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域までの全域及び第 4 種区域のうち学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね 80m の区域内	表 2.2.7-21 に示す特定工場等の騒音に係る指定地域のうち左記区域を除く区域
栗東市		
甲賀市		

資料）1.「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく区域の指定について」（平成 13 年大津市告示第 32 号）
2.「特定建設作業に係る届出、規制基準」（栗東市 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
3.「騒音・振動・悪臭関係」（甲賀市 HP　令和 6 年 6 月閲覧）

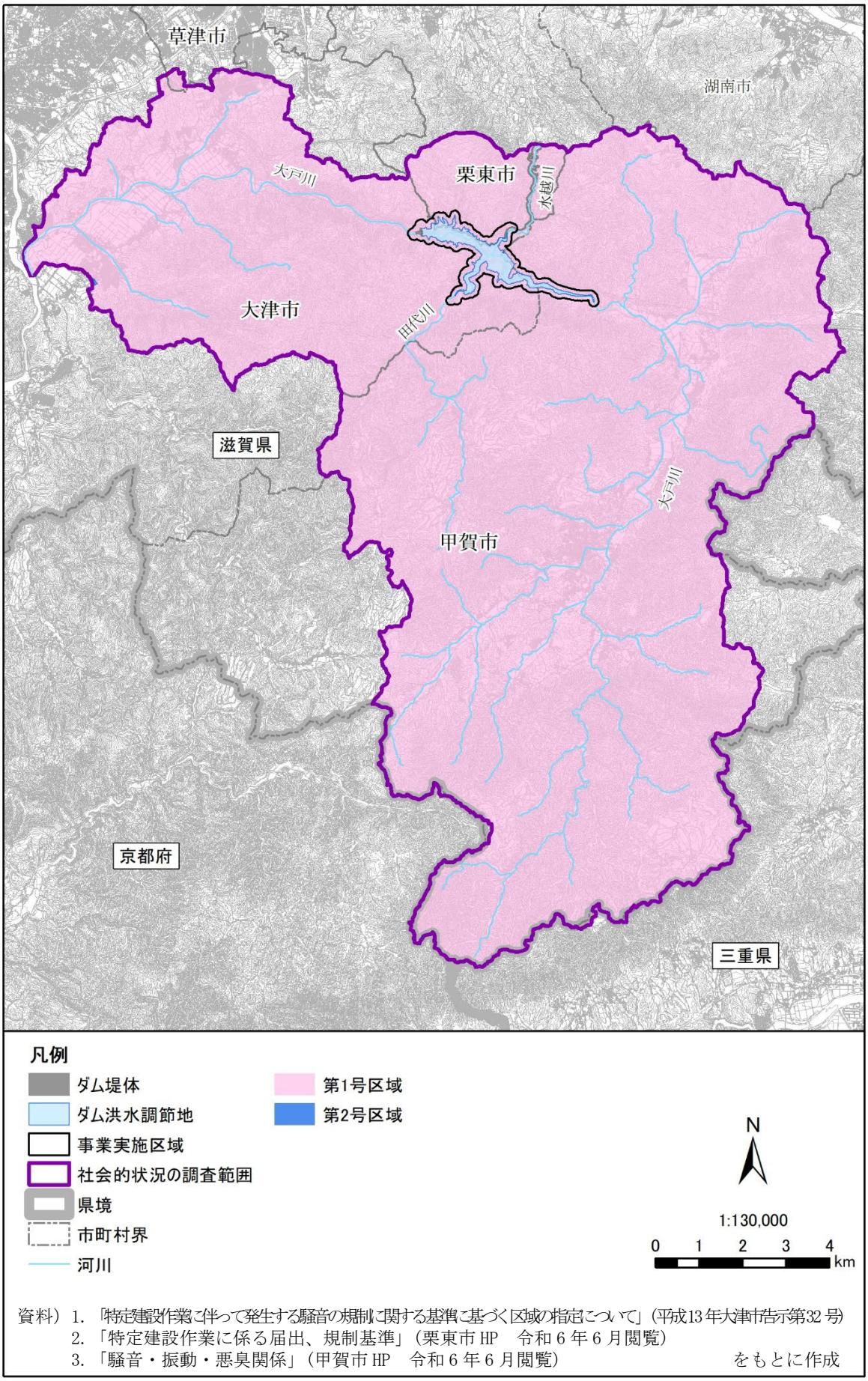

資料）1.「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく区域の指定について」（平成13年大津市告示第32号）
2.「特定建設作業に係る届出、規制基準」（栗東市 HP　令和６年６月閲覧）
3.「騒音・振動・悪臭関係」（甲賀市 HP　令和６年６月閲覧）　をもとに作成

図 2.2.7-4　特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の区域の指定状況

(3) 自動車騒音の要請限度

騒音規制法に規定する自動車騒音の要請限度を表 2.2.7-26 に、区域の指定状況を図 2.2.7-5 に示す。

事業実施区域は、全域がｂ区域に指定されている。

表 2.2.7-26(1) 自動車騒音の要請限度

区域の区分	要請限度	
	昼間	夜間
a 区域及びｂ区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及びｃ区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

注）1.時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
2.a 区域、b 区域及びｃ区域の区分は、図 2.2.7-1 に示す「騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定」に該当する以下の地域及び区域とする。
a 区域：「騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定」の地域が A の地域
b 区域：「騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定」の地域が B の地域
c 区域：「騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定」の地域が C の地域

表 2.2.7-26(1)に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域(2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を越える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m の範囲までをいう。)に係る限度は、表 2.2.7-26(1)にかかわらず、表 2.2.7-26(2)に掲げるとおりとする。

表 2.2.7-26(2) 自動車騒音の要請限度

要請限度	
昼 間	夜 間
75 デシベル	70 デシベル

注）1.時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
2.「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道は 4 車線以上の車線を有する区間に限る。)並びに道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に規定する自動車専用道路をいう。

資料）1.「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成 12 年総理府令第 15 号)
2.「騒音規制法に基づく自動車騒音の限度に係る区域の区分の指定について」(平成 13 年大津市告示第 33 号)

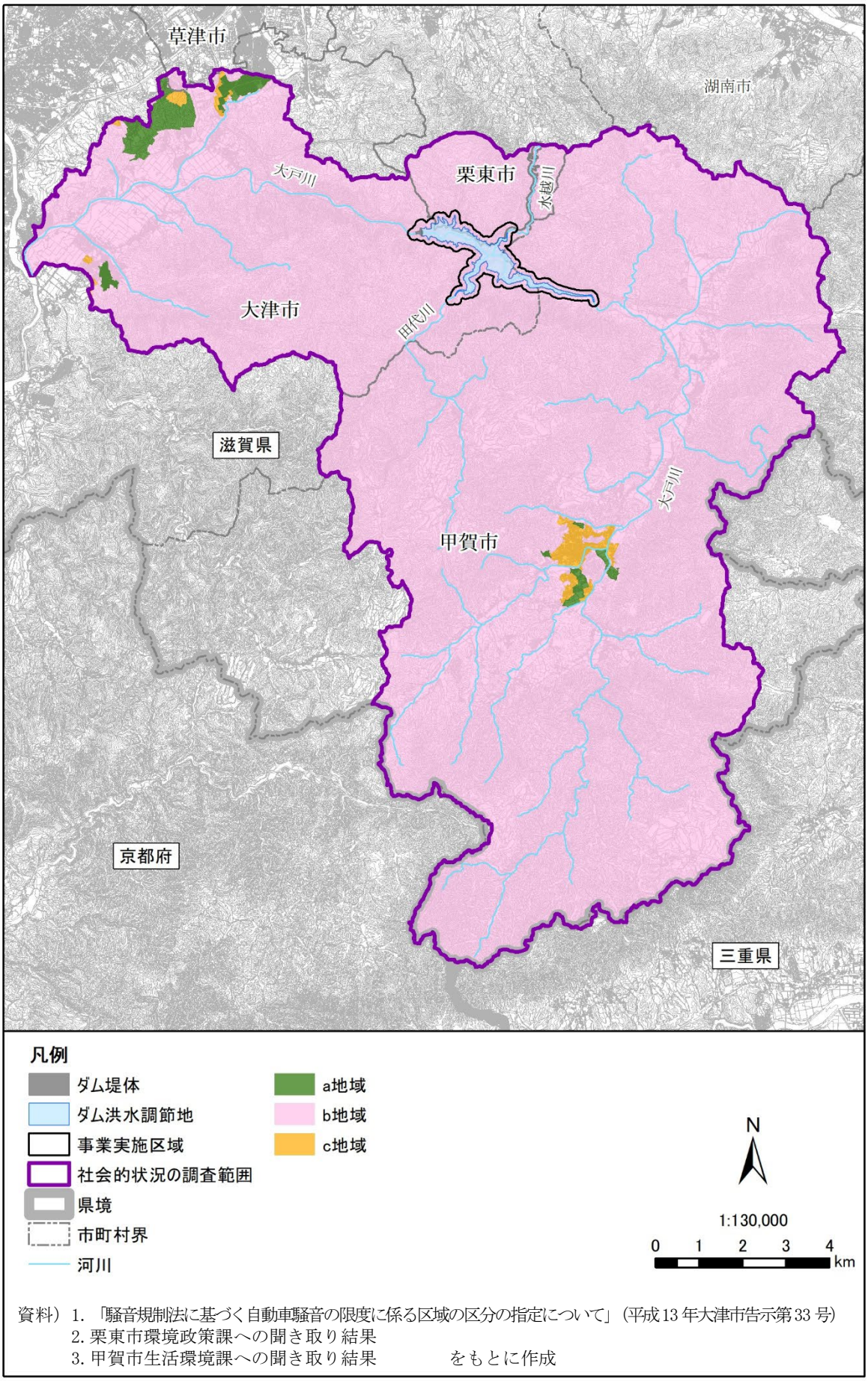

資料）1.「騒音規制法に基づく自動車騒音の限度に係る区域の区分の指定について」（平成13年大津市告示第33号）
2. 栗東市環境政策課への聞き取り結果
3. 甲賀市生活環境課への聞き取り結果　　をもとに作成

図 2.2.7-5　自動車騒音の要請限度の区域の指定状況

2.2.7.5 振動に係る規制

(1) 特定工場等において発生する振動についての規制基準

「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)に基づく特定工場等において発生する振動についての規制基準を表 2.2.7-27 に、特定施設を表 2.2.7-28 に、区域の指定状況を表 2.2.7-30 及び図 2.2.7-6 に示す。

事業実施区域は、全域が第 1 種区域に指定されている。

大津市では、法に基づく特定工場等に加えて、「大津市生活環境の保全と増進に関する条例」(平成 10 年大津市条例第 27 号)に基づく振動に係る振動発生施設を表 2.2.7-29 に示すとおり定めている。

表 2.2.7-27(1) 特定工場等において発生する振動についての規制基準(大津市)

区域の区分	規制基準	
	昼間 午前 8 時～午後 7 時	夜間 午後 7 時～翌日の午前 8 時
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

備考) 1.第 2 種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m の区域内における当該基準は、この表の規定にかかわらず、この表の値からそれぞれ 5 デシベルを減じた値とする。

資料) 1.「特定工場等において発生する振動の規制基準について」(平成 13 年大津市告示第 35 号)

表 2.2.7-27(2) 特定工場等において発生する振動についての規制基準(栗東市及び甲賀市)

区域の区分		規制基準	
		昼間 午前 8 時～午後 7 時	夜間 午後 7 時～翌日の午前 8 時
第 1 種区域		60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	Ⅰ	65 デシベル	60 デシベル
	Ⅱ	70 デシベル	65 デシベル

備考) 1.第 2 種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲 50m の区域内における当該基準は、この表の規定にかかわらず、この表の値からそれぞれ 5 デシベルを減じた値とする。

2.第 2 種区域(Ⅱ)において、第 1 種区域との境界より 15m の区域内における当該基準は、本表の規定にかかわらず本表の値からそれぞれ 5 デシベルを減じた値とする。

資料) 1.「騒音及び振動に係る特定施設に該当する施設、特定工場等の規制基準」(栗東市 HP 令和 6 年 6 月閲覧)

2.「騒音・振動・悪臭関係」(甲賀市 HP 令和 6 年 6 月閲覧)

表 2.2.7-28　振動規制法に基づく特定施設(特定工場等)

項	施設の種類	規模
1	金属加工機械	
	イ　液圧プレス	矯正プレスを除く。
	ロ　機械プレス	
	ハ　せん断機	原動機の定格出力が 1kW 以上のものに限る。
	ニ　鍛造機	
	ホ　ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が 37.5kW 以上のものに限る。
2	圧縮機	一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
4	織機	原動機を用いるものに限る。
5	コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のものに限る。
	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限る。
6	木材加工機械	
	イ　ドラムバーカー	
	ロ　チッパー	原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。
7	印刷機械	原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kW 以上のものに限る。
9	合成樹脂用射出成形機	
10	鋳型造型機	ジョルト式のものに限る。

資料）1.「振動規制法施行令」（昭和 51 年政令第 280 号）

表 2.2.7-29　大津市生活環境の保全と増進に関する条例に基づく振動発生施設(特定工場等)

項	施設の種類	規模
1	金属加工機械	
	イ　ベンディングマシン	
	ロ　せん断機	
	ハ　ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。
	ニ　平削盤	
2	圧縮機	熱交換機能を有するものを除き、原動機の定格出力が 3.7kW 以上のものに限る。
3	破砕機	
	イ　土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。
	ロ　その他の用に供する粉砕機	破砕機及び摩砕機を含む。原動機の定格出力が 3.7kW 以上のものに限る。
4	コンクリートプラント	
5	合成樹脂成形加工機械	
6	走行クレーン	吊り上げ能力が 5ｔ以上のものに限る。
7	紙工機械	原動機の定格出力の合計が 15kW 以上のものに限る。
8	遠心分離器	直径が 1.2m 以上のものに限る。

備考）移動式のものを除く。

資料）1.「大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則」（平成 11 年大津市規則第 64 号）

表 2.2.7-30(1)　特定工場等において発生する振動についての規制基準の区域の区分(大津市)

市町村名	区域の区分	
	第 1 種区域	第 2 種区域
大津市	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域、準住居地域、市街化調整区域、都市計画区域外の一部	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

資料）1.「工場・事業場における騒音・振動関係の届出および規制等について」（令和 5 年 10 月　大津市環境部環境政策課）

表 2.2.7-30(2)　特定工場等において発生する振動についての規制基準の区域の区分
(栗東市及び甲賀市)

市町村名	区域の区分		
	第 1 種区域	第 2 種区域	
		Ⅰ	Ⅱ
栗東市	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域、用途地域以外の地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	工業地域 （工業専用地域は非該当）
甲賀市	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域、用途地域以外の地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	工業地域、工業専用地域

資料）1.栗東市環境政策課への聞き取り結果
2.甲賀市生活環境課への聞き取り結果

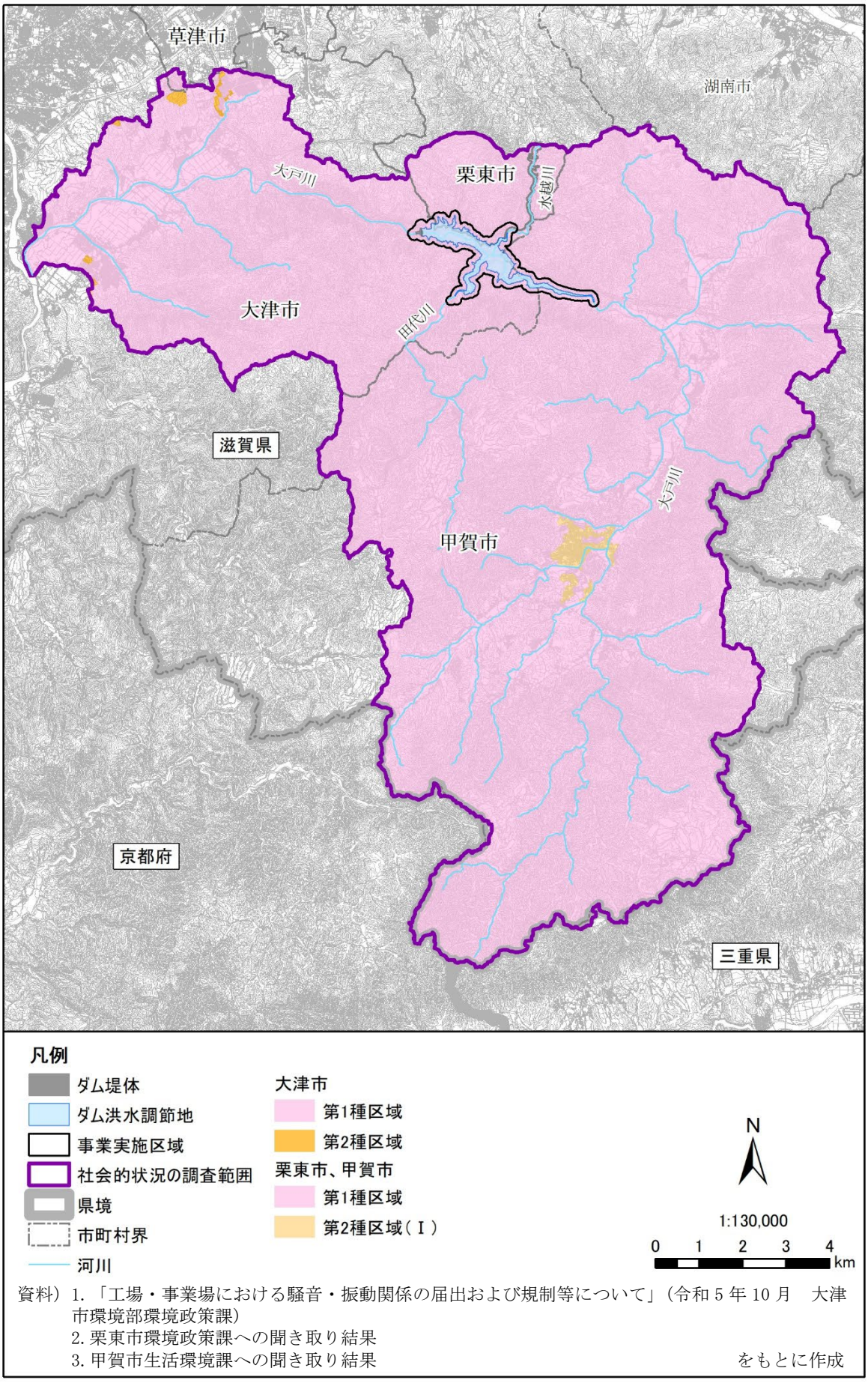

資料）1.「工場・事業場における騒音・振動関係の届出および規制等について」（令和 5 年 10 月　大津市環境部環境政策課）
2. 栗東市環境政策課への聞き取り結果
3. 甲賀市生活環境課への聞き取り結果
をもとに作成

図 2.2.7-6　特定工場等において発生する振動についての規制基準の区域の指定状況

(2) 特定建設作業の規制に関する基準

振動規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準を表 2.2.7-31 に、特定建設作業を表 2.2.7-32 に、区域の指定状況を表 2.2.7-34 及び図 2.2.7-7 に示す。

事業実施区域は、全域が第 1 号区域に指定されている。

大津市では、法に基づく特定建設作業に加えて、「大津市生活環境の保全と増進に関する条例」（平成 10 年大津市条例第 27 号）に基づく振動に係る特定建設作業を表 2.2.7-33 に示すとおり定めている。

表 2.2.7-31 特定建設作業の規制に関する基準

項目		振動の基準	適用除外
振動の大きさ	基準値	75 デシベル	―
	測定位置	敷地境界	
作業時間帯	第 1 号区域	午後 7 時～翌日午前 7 時の時間内にないこと	A B C D
	第 2 号区域	午後 10 時～翌日午前 6 時の時間内にないこと	
1 日当たりの作業時間	第 1 号区域	10 時間/日を超えないこと	A B
	第 2 号区域	14 時間/日を超えないこと	
作業期間		連続 6 日を超えないこと	A B
作業日		日曜日その他の休日ではないこと	A B C E F

注）1.適用除外は以下に示すとおりである。
A 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
B 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に特定建設作業を行う必要がある場合
C 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において特定建設作業を行う必要がある場合
D 「道路法」（昭和 27 年法律第 180 号）による占用許可（協議）または道路交通法による使用許可（協議）により夜間に特定建設作業を行う必要がある場合
E 「道路法」（昭和 27 年法律第 180 号）による占用許可（協議）または道路交通法による使用許可（協議）により日曜日その他の休日に作業を必要とする場合
F 「電気事業法施行規則」（平成 7 年通商産業省令第 77 号）による変電所の変更工事において日曜日その他の休日に作業を必要とする場合

資料）1.「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）

表 2.2.7-32 振動規制法に基づく特定建設作業

項	作業の種類
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）

資料）1.「振動規制法施行令」（昭和 51 年政令第 280 号）

表 2.2.7-33　大津市生活環境の保全と増進に関する条例に基づく特定建設作業

項	作業の種類
1	火薬を使用する破壊作業
2	振動ローラを使用する作業

資料）1.「大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則」（平成 11 年大津市規則第 64 号）

表 2.2.7-34　特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準の区域の区分

市町村名	区域の区分	
	第 1 号区域	第 2 号区域
大津市	表 2.2.7-30 に示す特定工場等の騒音に係る第 1 種区域、第 2 種区域のうち学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね 80m の区域内 ただし、関津四丁目の一部、桐生三丁目の一部を除く	表 2.2.7-30 に示す特定工場等の振動に係る指定地域のうち左記区域を除く区域
栗東市	表 2.2.7-30 に示す特定工場等の騒音に係る第 1 種区域、第 2 種区域(Ⅰ)までの全域、第 2 種区域(Ⅱ)のうち学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね 80m の区域内	表 2.2.7-30 に示す特定工場等の振動に係る指定地域のうち左記区域を除く区域
甲賀市		

資料）1.「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に係る区域の指定について」（平成 13 年大津市告示第 36 号）
2.「特定建設作業実施の届出及び規制について」（大津市 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
3.「特定建設作業に係る届出、規制基準」（栗東市 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
4.「騒音・振動・悪臭関係」（甲賀市 HP　令和 6 年 6 月閲覧）

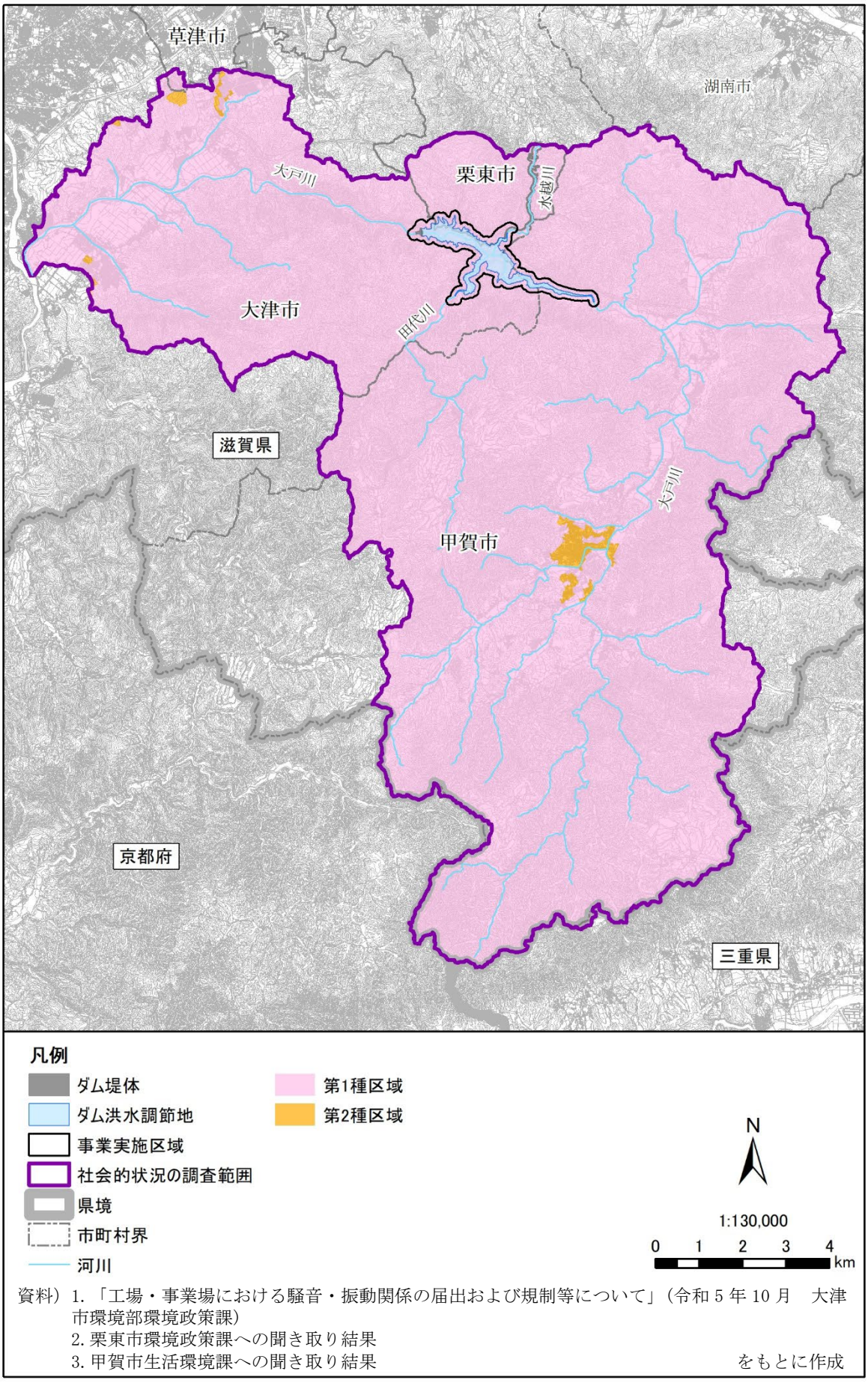

資料）1.「工場・事業場における騒音・振動関係の届出および規制等について」（令和 5 年 10 月　大津市環境部環境政策課）
2. 栗東市環境政策課への聞き取り結果
3. 甲賀市生活環境課への聞き取り結果
をもとに作成

図 2.2.7-7　特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準の区域の指定状況

(3) 道路交通振動の要請限度

振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度を表 2.2.7-35 に、区域の指定状況を表 2.2.7-36 及び図 2.2.7-8 に示す。

事業実施区域は、全域が第 1 種区域に指定されている。

表 2.2.7-35 道路交通振動の要請限度

区域の区分	要請限度	
	昼間	夜間
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

注）1.時間の区分は、昼間を午前 8 時から午後 7 時までの間とし、夜間を午後 7 時から翌日の午前 8 時までの間とする。

資料）1.「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）
2.「道路交通振動の限度に係る区域及び時間の指定について」（平成 13 年大津市告示第 37 号）

表 2.2.7-36 道路交通振動の要請限度の区域の区分（対象市町）

市町村名	区域の区分	
	第 1 種区域	第 2 種区域
大津市	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、市街化調整区域、用途地域以外の地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域
栗東市		
甲賀市		

資料）1.「道路交通振動の限度に係る区域及び時間の指定について」（平成 13 年大津市告示第 37 号）
2.栗東市環境政策課への聞き取り結果
3.甲賀市生活環境課への聞き取り結果

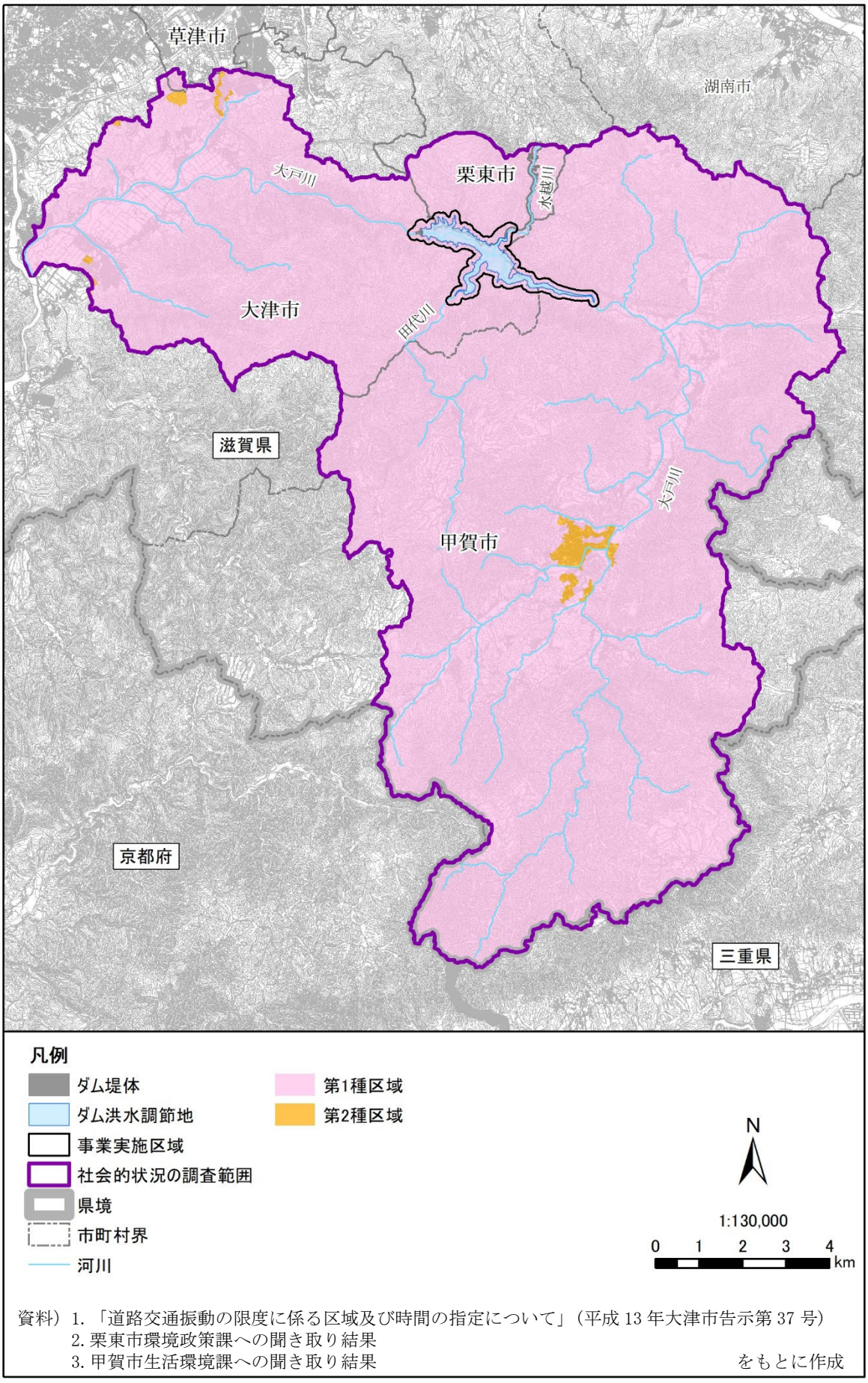

資料）1.「道路交通振動の限度に係る区域及び時間の指定について」（平成 13 年大津市告示第 37 号）
2. 栗東市環境政策課への聞き取り結果
3. 甲賀市生活環境課への聞き取り結果
をもとに作成

図 2.2.7-8　道路交通振動の要請限度が適用される区域の指定状況

2.2.7.6 悪臭に係る規制

「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号)では、工場等から発生する悪臭の排出を規制している。対象市町では、臭気指数による規制地域として大津市全域が、特定悪臭物質の規制地域として栗東市全域、甲賀市全域が指定されている。

臭気指数規制の規制基準を表 2.2.7-37、悪臭の規制基準を表 2.2.7-38、区域の指定状況を表 2.2.7-39 及び図 2.2.7-9 に示す。

事業実施区域は、全域が第 2 種区域又は一般区域に指定されている。

表 2.2.7-37　臭気指数規制の規制基準(大津市)

基準	第 1 種区域	第 2 種区域
敷地境界線上における規制基準(1 号基準)	12	15
気体排出口の規制基準(2 号基準)	悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める方法	
排出水における規制基準(3 号基準)	28	31

資料) 1.「悪臭防止法の規制方法の変更(臭気指数規制の導入)」(大津市 HP　令和 6 年 6 月閲覧)

表 2.2.7-38　悪臭の規制基準(栗東市、甲賀市)

(単位：ppm)

悪臭物質	一般区域	順応区域
アンモニア	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
スチレン	0.4	0.8
キシレン	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004

注) 1.測定点は、工場等の敷地境界線とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。
2.規制基準値は、大気中における含有率を指す。
3.規制基準は、事業場の敷地境界線上(1 号)、煙突等の排出口(2 号)及び排出水(3 号)にそれぞれ適用される。

資料) 1.「栗東市生活環境保全に関する条例施行規則」(平成 16 年栗東市規則第 9 号」
2.「騒音・振動・悪臭関係」(甲賀市 HP　令和 6 年 6 月閲覧)

表 2.2.7-39(1)　悪臭の規制地域の区分(大津市)

市町村名	区域の区分	
	第1種区域	第2種区域
大津市	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、市街化調整区域、都市計画区域外の地域

資料）1.「悪臭防止法の規制方法の変更(臭気指数規制の導入)」(大津市 HP　令和6年6月閲覧)

表 2.2.7-39(2)　悪臭の規制地域の区分(栗東市及び甲賀市)

市町村名	区域の区分	
	一般区域	順応区域
栗東市	ほぼ全域	工業専用地域の一部
甲賀市	ほぼ全域	(該当なし)

資料）1.栗東市環境政策課への聞き取り結果
　　2.甲賀市生活環境課への聞き取り結果

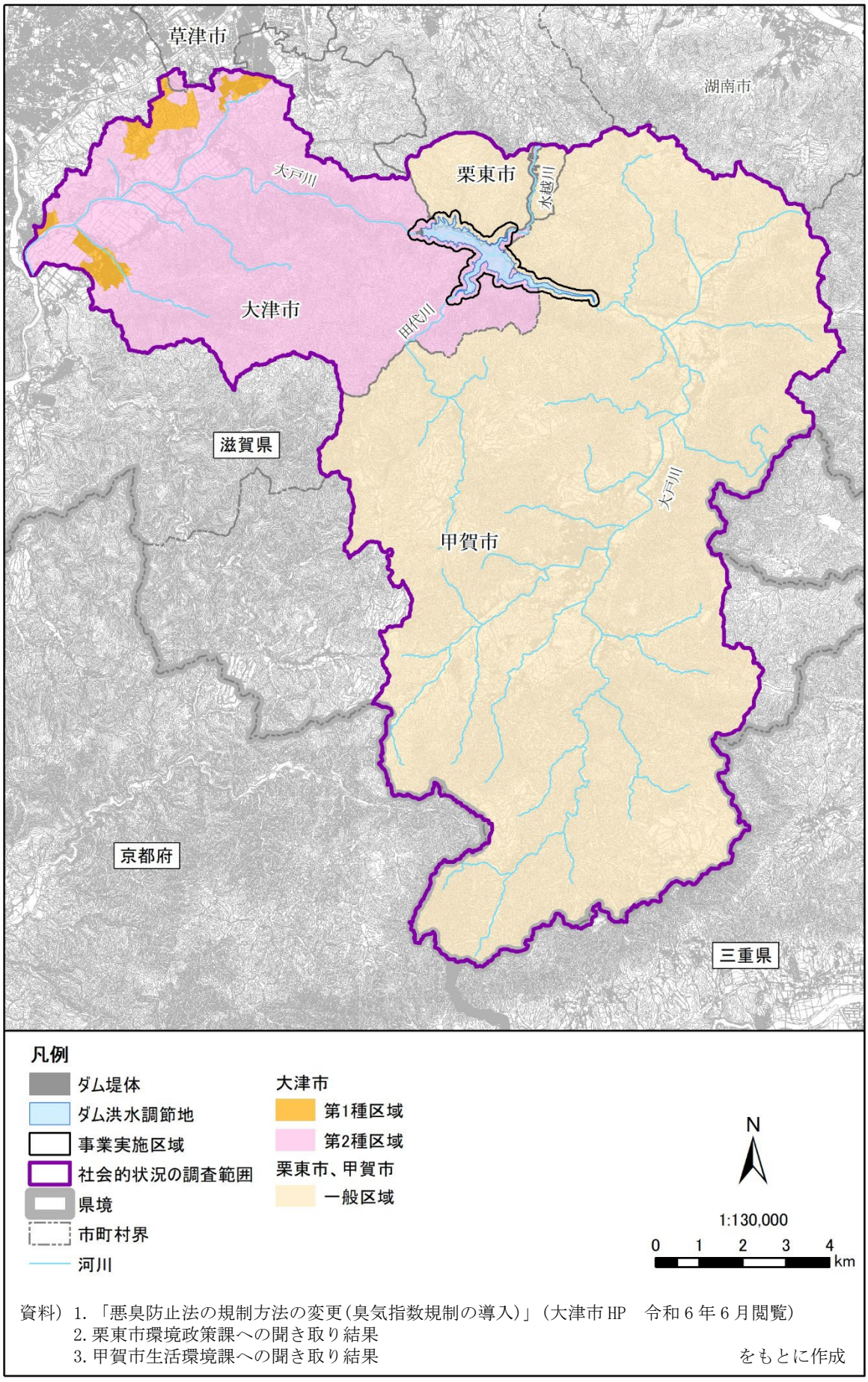

資料）1.「悪臭防止法の規制方法の変更(臭気指数規制の導入)」(大津市 HP　令和 6 年 6 月閲覧)
2. 栗東市環境政策課への聞き取り結果
3. 甲賀市生活環境課への聞き取り結果
をもとに作成

図 2.2.7-9　悪臭に係る規制区域の指定状況

2.2.7.7 水質汚濁に係る規制

(1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準

「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)では、有害物質による汚染 28 項目、その他の汚染 15 項目について全国一律の排水基準(「排水基準を定める省令」(昭和 46 年総理府令第 35 号))を定めている。排水基準を表 2.2.7-40 及び表 2.2.7-41 に示す。

排水基準は、全ての公共用水域に対して一律に適用される。

滋賀県では、「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例」(昭和 47 年滋賀県条例第 58 号)により上乗せ基準が定められている。有害物質に係る上乗せ排水基準を表 2.2.7-42 に、生活環境項目に係る上乗せ排水基準を表 2.2.7-43 に、窒素及び燐に係る上乗せ排水基準を表 2.2.7-44 に示す。

有害物質及び生活環境項目に係る上乗せ排水基準は、県の区域に属する公共用水域に適用される。窒素及び燐に係る上乗せ排水基準は、県の区域に属する公共用水域のうち、琵琶湖及び淀川のうち瀬田川洗堰より上流の区域並びにこれらに流入する公共用水域に適用される。窒素及び燐に係る上乗せ排水基準の適用区域の指定状況を図 2.2.7-10 に示す。

表 2.2.7-40　排水基準(有害物質による排出水の汚染状態)

項目		許容限度
カドミウム及びその化合物		カドミウムとして 0.03mg/L
シアン化合物		シアンとして 1mg/L
有機燐化合物 （パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）		1mg/L
鉛及びその化合物		鉛として 0.1mg/L
六価クロム化合物		六価クロムとして 0.2mg/L
砒素及びその化合物		砒素として 0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		水銀として 0.005mg/L
アルキル水銀化合物		検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル		0.003mg/L
トリクロロエチレン		0.1mg/L
テトラクロロエチレン		0.1mg/L
ジクロロメタン		0.2mg/L
四塩化炭素		0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン		1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02mg/L
チウラム		0.06mg/L
シマジン		0.03mg/L
チオベンカルブ		0.2mg/L
ベンゼン		0.1mg/L
セレン及びその化合物		セレンとして 0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	ほう素 10mg/L
	海域に排出されるもの	ほう素 230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	ふっ素 8mg/L
	海域に排出されるもの	ふっ素 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1L につきアンモニア性窒素 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量	100mg/L
1,4-ジオキサン		0.5mg/L

備考）1.「検出されないこと」とは、第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
2.砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和 49 年政令第 363 号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)第 2 条第 1 項に規定するものをいう。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

資料）1.「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号）

表 2.2.7-41　排水基準(その他の排出水の汚染状態)

項目		許容限度
水素イオン濃度 (水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの	5.8 以上 8.6 以下
	海域に排出されるもの	5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量		160 mg/L(日間平均 120 mg/L)
化学的酸素要求量		160 mg/L(日間平均 120 mg/L)
浮遊物質量		200 mg/L(日間平均 150 mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)		5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)		30 mg/L
フェノール類含有量		5 mg/L
銅含有量		3 mg/L
亜鉛含有量		2 mg/L
溶解性鉄含有量		10 mg/L
溶解性マンガン含有量		10 mg/L
クロム含有量		2 mg/L
大腸菌群数		日間平均 3,000 個/cm^3
窒素含有量		120 mg/L(日間平均 60 mg/L)
燐含有量		16 mg/L(日間平均 8 mg/L)

備考）1.「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
2. この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m^3以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
7. 燐(りん)含有量についての排水基準は、燐(りん)が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

資料）1.「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号）

表 2.2.7-42　上乗せ排水基準(有害物質に係る上乗せ排水基準)

有害物質の種類	許容限度
カドミウムおよびその化合物	1L につきカドミウム 0.01mg
シアン化合物	1L につきシアン 0.1mg
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン)	検出されないこと
六価クロム化合物	1L につき六価クロム 0.05mg
砒素およびその化合物	1L につき砒素 0.05mg

備考）1. この表に掲げる上乗せ排水基準を適用する区域は、県の区域に属する公共用水域

資料）1.「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年滋賀県条例第 58 号）

表 2.2.7-43(1)　上乗せ排水基準(生活環境項目(窒素及び燐を除く。)に係る上乗せ排水基準)

1 既設の特定事業場に係る上乗せ排水基準

項目及び許容限度（水素イオン濃度以外の単位：mg/L）			水素イオン濃度(水素指数)	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質量	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	フェノール類含有量	銅含有	亜鉛含有量	溶解性鉄含有量	溶解性マンガン含有量	クロム含有量	大腸菌群数
区分		1日の平均的な排出水の総量													
製造業	食料品製造業（弁当製造業を除く。）	10㎥以上30㎥未満	6.0以上8.5以下	100	100	90	5	20	1	1	1	10	10	0.1	3,000
		30㎥以上50㎥未満		70	70	90									
		50㎥以上1,000㎥未満		50	50	70									
		1,000㎥以上		40	40	70									
	弁当製造業	10m3以上30㎥未満		90	90	90									
		30㎥以上50㎥未満		70	70	90									
		50㎥以上1,000㎥未満		50	50	70									
		1,000㎥以上		40	40	70									
	繊維工業	10㎥以上30㎥未満		80	80	90									
		30㎥以上50㎥未満		60	60	90									
		50㎥以上1,000㎥未満		50	50	70									
		1,000㎥以上		40	40	70									
	化学工業（ゼラチン製造業を除く。）	10㎥以上30㎥未満		70	70	90									
		30㎥以上50㎥未満		40	40	90									
		50㎥以上1,000㎥未満		30	30	70									
		1,000㎥以上		20	20	70									
	ゼラチン製造業及び紙製造業	10㎥以上30㎥未満		70	70	90									
		30㎥以上50㎥未満		50	50	90									
		50㎥以上1,000㎥未満		40	40	70									
		1,000㎥以上		30	30	70									
	その他の製造業	10㎥以上30㎥未満		70	70	90									
		30㎥以上50㎥未満		40	40	90									
		50㎥以上1,000㎥未満		30	30	70									
		1,000㎥以上		20	20	70									

表 2.2.7-43(2)　上乗せ排水基準(生活環境項目(窒素及び燐を除く。)に係る上乗せ排水基準)

項目及び許容限度 (水素イオン濃度以外の 単位：mg/L)			水素イオン濃度(水素指数)	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質量	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	フェノール類含有量	銅含有	亜鉛含有量	溶解性鉄含有量	溶解性マンガン含有量	クロム含有量	大腸菌群数
区分		1日の平均的な排出水の総量													
その他の業種等	畜産農業またはサービス業に係る豚房、牛房、馬房	10㎥以上	6.0以上 8.5以下	120	120	150	5	20	1	1	1	10	10	0.1	3,000
	し尿処理施設(し尿浄化槽を除く。)	10㎥以上		30	30	70									
	し尿浄化槽(し尿浄化槽のみを設置する工場等に限る。)	10㎥以上		20	20	60									
	下水道終末処理施設	10㎥以上		20	20	70									
	その他の事業場	10㎥以上 30㎥未満		90	90	90									
		30㎥以上 50㎥未満		70	70	90									
		50㎥以上 1,000㎥未満		50	50	70									
		1,000㎥以上		40	40	70									

備考) 1. この表に掲げる上乗せ排水基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める日において、現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設を設置している特定事業場に係る排出水について適用する。ただし、当該特定事業場に係る排出水について、第2号に定める日前に別表第2の2に掲げる上乗せ排水基準または滋賀県公害防止条例施行規則(昭和48年滋賀県規則第10号)別表第6の1の(3)に掲げる排水基準が適用されている場合にあつては、この表に掲げる上乗せ排水基準は適用せず、次表に掲げる上乗せ排水基準を適用する。
(1)　平成8年7月1日(以下「基準日」という。)において特定施設である施設　基準日
(2)　基準日後に特定施設となつた施設　特定施設となつた日

2. この表に掲げる上乗せ排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が10㎥以上である特定事業場について適用する。

3. 生物化学的酸素要求量に係る上乗せ排水基準は湖沼に排出される排出水についても、化学的酸素要求量に係る上乗せ排水基準は湖沼以外の公共用水域に排出される排出水についても適用する。

4. この表に掲げる数値は、最大値とする。ただし、し尿処理施設、し尿浄化槽および下水道終末処理施設にあつては、日間平均値とする。

5. 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の規定により、特定行政庁が特に衛生上支障があると認めて指定した区域外において設置した特定事業場(し尿浄化槽のみを設置するものに限る。)に係る排出水については、この表のし尿浄化槽に係る生物化学的酸素要求量および化学的酸素要求量の許容限度「20」とあるのは「60」と読み替えて適用する。

6. 建築基準法施行令第32条第1項の規定により、特定行政庁が特に衛生上支障があると認めて指定した区域内において湖沼水質保全特別措置法施行令第5条第2号に規定する施設のみを設置する特定事業場に係る排出水については、この表のし尿浄化槽に係る生物化学的酸素要求量および化学的酸素要求量の許容限度「20」とあるのは「30」と読み替えて適用する。ただし、当該施設を昭和51年6月30日までに設置した場合(同日までに当該施設に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認申請もしくは同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の通知または浄化槽法(昭和58年法律第43号)附則第12条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項の届出をした場合を含む。)にあつては、「60」と読み替えるものとする。

7. 製造業に係る特定施設を有する特定事業場でその他の業種等に係る特定施設を有するものの排出水については、この表に掲げる製造業に係る上乗せ排水基準を適用する。

8. この表の製造業に係る区分のうち2以上の区分に属する特定事業場に係る排出水については、それらの上乗せ排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

9. この表のその他の業種等に係る区分のうち2以上の区分に属する特定事業場に係る排出水については、それらの上乗せ排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

表 2.2.7-43(3)　上乗せ排水基準(生活環境項目(窒素及び燐を除く。)に係る上乗せ排水基準

2 新設の特定事業場に係る上乗せ排水基準

項目及び許容限度（水素イオン濃度以外の単位：mg/L）			水素イオン濃度(水素指数)	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質量	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	フェノール類含有量	銅含有	亜鉛含有量	溶解性鉄含有量	溶解性マンガン含有量	クロム含有量	大腸菌群数
区分		1日の平均的な排出水の総量													
製造業	食料品製造業（弁当製造業を除く。）	10㎥以上30㎥未満	6.0以上8.5以下	60	60	90	5	20	1	1	1	10	10	0.1	3,000
		30㎥以上50㎥未満		50	50	90									
		50㎥以上1,000㎥未満		40	40	70									
		1,000㎥以上		30	30	70									
	弁当製造業	10m3以上30㎥未満		30	30	90									
		30㎥以上50㎥未満		30	30	90									
		50㎥以上1,000㎥未満		30	30	70									
		1,000㎥以上		30	30	70									
	繊維工業	10㎥以上30㎥未満		60	60	90									
		30㎥以上50㎥未満		50	50	90									
		50㎥以上1,000㎥未満		40	40	70									
		1,000㎥以上		30	30	70									
	化学工業（ゼラチン製造業を除く。）	10㎥以上30㎥未満		40	40	90									
		30㎥以上50㎥未満		30	30	90									
		50㎥以上1,000㎥未満		20	20	70									
		1,000㎥以上		15	15	70									
	ゼラチン製造業及び紙製造業	10㎥以上30㎥未満		40	40	90									
		30㎥以上50㎥未満		40	40	90									
		50㎥以上1,000㎥未満		30	30	70									
		1,000㎥以上		20	20	70									
	その他の製造業	10㎥以上30㎥未満		40	40	90									
		30㎥以上50㎥未満		30	30	90									
		50㎥以上1,000㎥未満		20	20	70									
		1,000㎥以上		15	15	70									

表 2.2.7-43(4)　上乗せ排水基準(生活環境項目(窒素及び燐を除く。)に係る上乗せ排水基準

項目及び許容限度 (水素イオン濃度以外の 単位：mg/L)			水素イオン濃度(水素指数)	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質量	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	フェノール類含有量	銅含有	亜鉛含有量	溶解性鉄含有量	溶解性マンガン含有量	クロム含有量	大腸菌群数
区分		1日の平均的な排出水の総量													
その他の業種等	畜産農業またはサービス業に係る豚房、牛房、馬房	10㎥以上	6.0以上 8.5以下	120	120	150	5	20	1	1	1	10	10	0.1	3,000
	し尿処理施設(し尿浄化槽を除く。)	10㎥以上		20	20	70									
	し尿浄化槽(し尿浄化槽のみを設置する工場等に限る。)	10㎥以上		20	20	60									
	下水道終末処理施設	10㎥以上		20	20	70									
	その他の事業場	10㎥以上 30㎥未満		30	30	90									
		30㎥以上 50㎥未満		30	30	90									
		50㎥以上 1,000㎥未満		30	30	70									
		1,000㎥以上		30	30	70									

備考) 1. この表に掲げる上乗せ排水基準は、前表備考1各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める日後において、その施設を設置する者の当該施設を設置する特定事業場に係る排出水について適用する。ただし、当該特定事業場に係る排出水について、当該施設を設置する際に別表第2の1に掲げる上乗せ排水基準または滋賀県公害防止条例施行規則別表第6の1の(2)に掲げる排水基準が適用されている場合にあつては、この表に掲げる上乗せ排水基準は適用せず、前表に掲げる上乗せ排水基準を適用する。
2. この表に掲げる上乗せ排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル以上である特定事業場について適用する。
3. 生物化学的酸素要求量に係る上乗せ排水基準は湖沼に排出される排出水についても、化学的酸素要求量に係る上乗せ排水基準は湖沼以外の公共用水域に排出される排出水についても適用する。
4. この表に掲げる数値は、最大値とする。ただし、し尿処理施設、し尿浄化槽および下水道終末処理施設にあつては、日間平均値とする。
5. 製造業に係る特定施設を有する特定事業場でその他の業種等に係る特定施設を有するものの排出水については、この表に掲げる製造業に係る上乗せ排水基準を適用する。
6. この表の製造業に係る区分のうち2以上の区分に属する特定事業場に係る排出水については、それらの上乗せ排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
7. この表のその他の業種等に係る区分のうち2以上の区分に属する特定事業場に係る排出水については、それらの上乗せ排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

備考) 1. この表に掲げる上乗せ排水基準を適用する区域は、県の区域に属する公共用水域

資料) 1.「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」(昭和47年滋賀県条例第58号)

表 2.2.7-44(1)　上乗せ排水基準(窒素及び燐に係る上乗せ排水基準)

区分		1日の平均的な排出水の総量	項目及び許容限度(単位：mg/L)			
			既設		新設	
			窒素含有量	燐含有量	窒素含有量	燐含有量
製造業	食料品製造業(弁当製造業を除く。)	10m³以上30m³未満	40	8	30	2
		30m³以上50m³未満	25	4	20	2
		50m³以上1,000m³未満	20	3	12	1.5
		1,000m³以上	15	2	10	1
	弁当製造業	10m³以上30m³未満	60	8	45	6
		30m³以上50m³未満	30	5	25	4
		50m³以上1,000m³未満	25	5	20	3
		1,000m³以上	20	3	20	2
	繊維工業	10m³以上30m³未満	40	6	30	2
		30m³以上50m³未満	15	2	12	1.2
		50m³以上1,000m³未満	12	1.5	8	0.8
		1,000m³以上	10	1	8	0.5
	化学工業(ゼラチン製造業を除く。)	10m³以上30m³未満	20	5	15	2
		30m³以上50m³未満	12	2	10	1.2
		50m³以上1,000m³未満	10	1.5	8	0.8
		1,000m³以上	8	1	8	0.5
	ゼラチン製造業	10m³以上30m³未満	20	5	15	2
		30m³以上50m³未満	20	2	15	1.2
		50m³以上1,000m³未満	15	1.5	10	0.8
		1,000m³以上	12	1	10	0.5
	その他の製造業	10m³以上30m³未満	40	2	20	2
		30m³以上50m³未満	15	1.5	12	1
		50m³以上1,000m³未満	12	1.2	8	0.6
		1,000m³以上	8	0.8	8	0.5
その他の業種等	畜産農業またはサービス業に係る豚房、牛房、馬房	10m³以上50m³未満	80	25 (サービス業は16)	45	15
		50m³以上	80		45	15
	し尿処理施設(し尿浄化槽を除く。)	10m³以上	20	2	10	1
	し尿浄化槽(し尿浄化槽のみを設置する特定事業場に限る。)	10m³以上	20	5	20	5
	下水道終末処理施設	10m³以上3,000m³未満	20	1	20	0.5
		3,000m³以上	20	1	15	0.5
	その他の事業場	10m³以上30m³未満	60	8	45	6
		30m³以上50m³未満	30	5	25	4
		50m³以上1,000m³未満	25	5	20	3
		1,000m³以上	20	3	20	2

表 2.2.7-44(2)　上乗せ排水基準(窒素及び燐に係る上乗せ排水基準)

備考) 1. 既設の欄に掲げる上乗せ排水基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める日において、現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設を設置している特定事業場に係る排出水について適用する。ただし、当該特定事業場に係る排出水について、当該各号に定める日前に新設の欄に掲げる上乗せ排水基準または滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例施行規則(昭和 55 年滋賀県規則第 21 号。以下「富栄養化防止条例施行規則」という。)別表第 2 の 2 に掲げる排水基準が適用されている場合にあつては、新設の欄に掲げる上乗せ排水基準を適用する。

(1)　基準日において特定施設である施設(第 3 号に該当するものを除く。)　基準日

(2)　基準日後に特定施設となつた施設(次号に該当するものを除く。)　特定施設となつた日

(3)　基準日(基準日後に特定施設となつた施設にあつては、特定施設となつた日)において、滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例(昭和 54 年滋賀県条例第 37 号)第 2 条第 3 項に規定する指定施設(以下「指定施設」という。)である施設　指定施設となつた日

2. 新設の欄に掲げる上乗せ排水基準は、前項各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める日後においてその施設を設置する者の当該施設を設置する特定事業場に係る排出水について適用する。ただし、当該特定事業場に係る排出水について、当該各号に定める日前に既設の欄に掲げる上乗せ排水基準または富栄養化防止条例施行規則別表第 2 の 1 に掲げる排水基準が適用されている場合にあつては、既設の欄に掲げる上乗せ排水基準を適用する。

3. この表に掲げる上乗せ排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 10㎥以上である特定事業場について適用する。

4. この表に掲げる数値は、最大値とする。ただし、し尿処理施設、し尿浄化槽および下水道終末処理施設にあつては、日間平均値とする。

5. 湖沼水質保全特別措置法施行令第 5 条第 2 号に規定する施設のみを設置する特定事業場から排出される排出水については、この表のし尿浄化槽に係る既設の欄に掲げる窒素含有量の許容限度「20」とあるのは「60」と、既設の欄に掲げる燐含有量の許容限度「5」とあるのは「8」と、新設の欄に掲げる窒素含有量の許容限度「20」とあるのは「40」とそれぞれ読み替えて適用する。

6. 製造業に係る特定施設を設置する特定事業場でその他の業種等に係る特定施設を設置するものの排出水については、この表に掲げる製造業に係る上乗せ排水基準を適用する。

7. この表の製造業に係る区分のうち 2 以上の区分に属する特定事業場に係る排出水については、それらの上乗せ排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

8. この表のその他の業種等に係る区分のうち 2 以上の区分に属する特定事業場に係る排出水については、それらの上乗せ排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

備考) 1. この表に掲げる上乗せ排水基準を適用する区域は、県の区域に属する公共用水域のうち、河川法(昭和 39 年法律第 167 号)の規定の適用を受ける琵琶湖及び淀川のうち瀬田川洗堰より上流の区域並びにこれらに流入する公共用水域

資料) 1.「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例」(昭和 47 年滋賀県条例第 58 号)

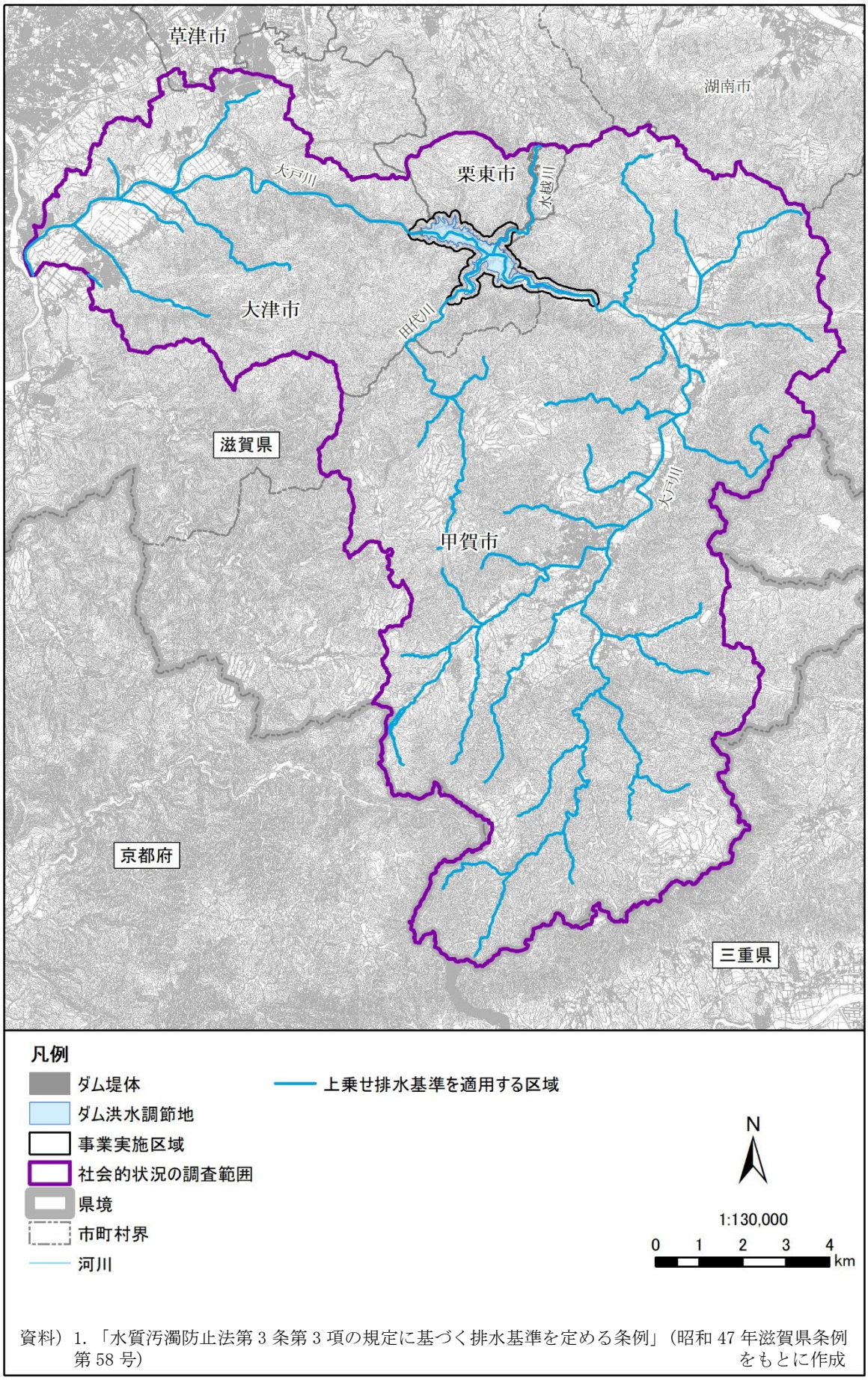

資料）1.「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年滋賀県条例第 58 号）をもとに作成

図 2.2.7-10　窒素及び燐に係る上乗せ排水基準の適用区域の指定状況

2.2.7.8 ダイオキシン類に係る規制

(1) ダイオキシン類に係る大気排出基準

「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」(平成 11 年政令第 433 号)により、大気排出基準が適用される特定施設(大気基準適用施設)が定められており、「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」(平成 11 年総理府令第 67 号)において、表 2.2.7-45 に示すとおり、特定施設及び規模毎に大気排出基準が定められている。

表 2.2.7-45 大気排出基準

特定施設の種類		新設施設の排出基準	既設施設の排出基準
焼結鉱(銑鉄の製造の用に供するものに限る。)の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が 1t/時以上のもの		0.1ng-TEQ/m^3N	1ng-TEQ/m^3N
製鋼の用に供する電気炉(鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。)であって、変圧器の定格容量が 1,000kVA 以上のもの		0.5ng-TEQ/m^3N	5ng-TEQ/m^3N
亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が 0.5t/時以上のもの		1ng-TEQ/m^3N	10ng-TEQ/m^3N
アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくず(当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。)を使用するものに限る。)の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉及び乾燥炉にあっては原料の処理能力が 0.5t/時以上のもの、溶解炉にあっては容量が 1t 以上のもの		1ng-TEQ/m^3N	5ng-TEQ/m^3N
廃棄物焼却炉であって、火床面積(廃棄物の焼却施設に 2 以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計)が 0.5m^2 以上又は焼却能力(廃棄物の焼却施設に 2 以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計)が 50kg/時以上のもの	焼却能力が 4t/時以上	0.1ng-TEQ/m^3N	1ng-TEQ/m^3N
	焼却能力が 2～4t/時未満	1ng-TEQ/m^3N	5ng-TEQ/m^3N
	焼却能力が 2t/時未満	5ng-TEQ/m^3N	10ng-TEQ/m^3N
備考) 1.許容限度は温度が零度であって、圧力一気圧の状態に換算した排出ガスによるものとする。			

注) 1.既設施設の排出基準は、平成 14 年 12 月 1 日から当分の間において適用されるもの。
2.既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用されていた廃棄物焼却炉(火格子面積 2m^2 以上、又は焼却能力 200kg/時以上)及び製鋼用電気炉については、新設施設の排出基準が適用されている。
3.既設施設とは、平成 12 年 1 月 14 日までに施設の設置工事に着手しているものをいう。ただし、平成 9 年 12 月 2 日以降に設置工事に着手した製鋼用電気炉及び廃棄物焼却炉(火格子面積 2m^2 以上又は焼却能力 200kg/時以上のものに限る。)については新設施設とする。

資料) 1.「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」(平成 11 年総理府令第 67 号)

(2) ダイオキシン類に係る水質排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法施行令により、水質排出基準に係る特定施設(水質基準対象施設)が定められており、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則において、表 2.2.7-46 に示すとおり、水質排出基準が定められている。

表 2.2.7-46 水質排出基準

特定施設の種類	新設施設の排出基準	既設施設の排出基準
・硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設 ・カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設 ・硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設 ・アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設 ・担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設 ・塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設 ・カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設 ・クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設及び廃ガス洗浄施設 ・4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設 ・2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設 ・ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設 ・アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供するろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設 ・廃棄物焼却炉(火床面積 0.5㎡ 以上又は焼却能力 50kg/時以上)に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの ・廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設及び PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設及び分離施設 ・フロン類(CFC 及び HCFC)の破壊(プラズマ反応法、廃棄物混焼法、液中燃焼法及び過熱蒸気反応法によるものに限る。)の用に供するプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・水質基準対象施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設 ・水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	10pg-TEQ/L	10pg-TEQ/L

資料) 1.「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」(平成 11 年総理府令第 67 号)

2.2.7.9 土壌の汚染に係る規制

調査範囲には、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号)に基づく土壌の特定有害物質による指定区域として、形質変更時要届出区域が調査範囲内に 2 箇所ある。

また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）により指定された区域（廃棄物が地下にある土地の区域）が調査範囲内に 3 箇所、事業実施区域内に 1 箇所（No.1）ある。指定区域を表 2.2.7-47、表 2.2.7-48 及び図 2.2.7-11 に示す。

表 2.2.7-47　形質変更時要届出区域

No.	区域指定番号	指定年月日	所在地	面積（㎡）	特定有害物質の項目		
					特定有害物質の種類	溶出	含有
1	形-30	R2.3.31	甲賀市信楽町勅旨字岩ノ谷 2188 番 9、2195 番 1、2198 番、2199 番 2、2200 番及び 2200 番 1 の各一部	1,063.97	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物	○	―
2	形-52	R5.2.28	甲賀市信楽町長野字三代出 498 番および 500 番 4 の各一部	2,356.20	鉛及びその化合物	○	○

注）1.表中の No.は図 2.2.7-11 の番号と対応する。
資料）1.「要措置区域および形質変更時要届出区域に関する情報」（大津市 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
2.「滋賀県の区域指定状況一覧（令和 6 年 6 月 7 日現在)」（滋賀県 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
をもとに作成

表 2.2.7-48　廃棄物が地下にある土地の指定区域

No.	指定区域	埋立地の区分	整理番号	出典
3	大津市上田上大鳥居町字九口歩 725 番	イ	13	1
4	甲賀市信楽町杉山字中筋 463 番	ア	19	2
5	甲賀市信楽町長野字南松尾 1423 番 8 の一部	イ	25	2

注）1.表中の No.は図 2.2.7-11 の番号と対応する。
2.埋立地の区分は以下のとおり
ア：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」（昭和 46 年政令第 300 号)第 13 条の 2 第 2 号
イ：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」（昭和 46 年厚生省令第 35 号)第 12 条の 31 第 2 号
資料）1.「指定区域一覧（平成 28 年 4 月 1 日現在)」（大津市 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
2.「指定区域一覧（令和 2 年 11 月 24 日現在)」（滋賀県 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
をもとに作成

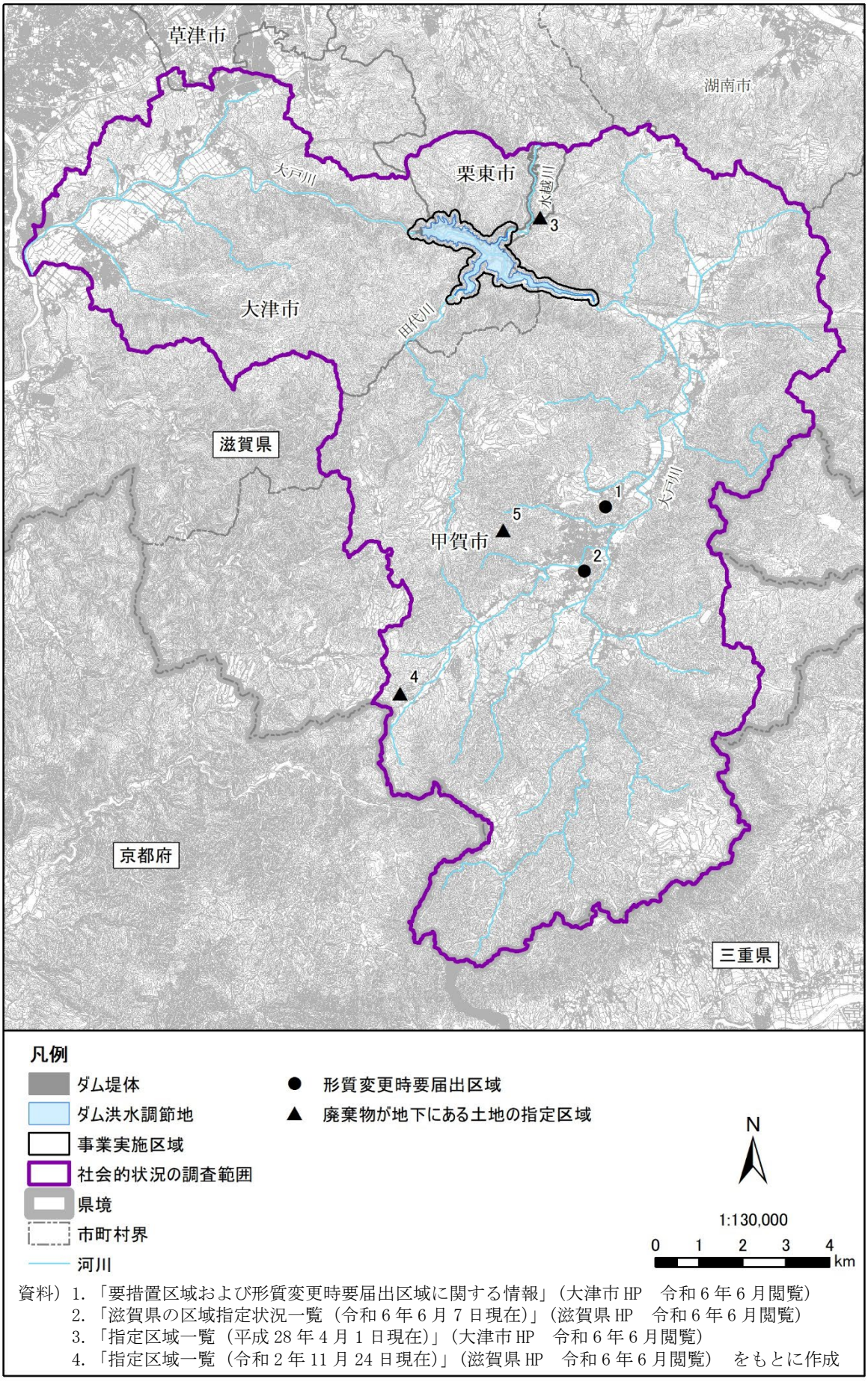

資料）1.「要措置区域および形質変更時要届出区域に関する情報」（大津市 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
2.「滋賀県の区域指定状況一覧（令和 6 年 6 月 7 日現在）」（滋賀県 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
3.「指定区域一覧（平成 28 年 4 月 1 日現在）」（大津市 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
4.「指定区域一覧（令和 2 年 11 月 24 日現在）」（滋賀県 HP　令和 6 年 6 月閲覧）　をもとに作成

図 2.2.7-11　土壌の汚染に係る規制の状況

2.2.7.10 環境基本法に基づく公害防止計画の内容

調査範囲には、「環境基本法」に基づき、環境大臣に公害防止計画の策定を指示される特定地域に指定されている地域はない。

2.2.7.11 条例等に基づく環境保全計画等の内容

調査範囲では、滋賀県、大津市、栗東市及び甲賀市で環境基本条例が制定されている。

また、滋賀県で環境総合計画、大津市、栗東市及び甲賀市で環境基本計画が策定されている。

各々の条例、計画の概要を以下に示す。

(1) 滋賀県環境基本条例

わが国最大の湖であり、生物の宝庫である琵琶湖を擁する滋賀県には、湖国独特の豊かな自然環境が形成され、また、日本列島のほぼ中央に位置していることから、古来、しばしば歴史の重要な舞台となり、人々が盛んに交流して、豊かな歴史的、文化的遺産と固有の風土が形づくられてきた。

私たちは、この豊かさを、ともすれば忘れ、生産の向上と便利な生活を追求するあまり、自然や風土を含めた環境に少なからぬ負担を与え続け、その影響は地球規模の環境にまで及んでいる。今、私たちは、琵琶湖をはじめとする自然界に起きつつある様々な変化を、自己保存のため自然界が発する目に見える警告として受けとめなければならない。

環境は壊れやすく、復元するのは容易ではない。もはや環境はそこにあるもの、与えられるものでもない。私たちは、物質の循環の重要性、資源の有限性を認識しながら、環境がもつ復元能力の下に持続的な発展を図っていかなければならない。また、生態系の多様性を積極的に確保し、次の世代に引き継いでいく強い意志と行動が必要である。

私たちは、県民による主体的な環境保全の活動を礎として築かれた「環境自治」をさらに推し進め、新しい環境観に立つ「環境優先の理念」の下に、文化的環境を含めた広範な環境全体への周到な配慮と保全活動を展開することを決意し、ここに滋賀県環境基本条例を制定する。

この条例における基本理念を以下に示す。

＜基本理念＞
1) 生態系の微妙な均衡を保ちつつ、環境の健全性を確保する
2) 環境に関する権利を実現し、義務を公平な役割分担の下に果たす
3) 地球環境の保全を推進する

(2) 大津市環境基本条例

眼前に広遼と広がる琵琶湖とその豊かな水の源である緑の山々に囲まれ、大津の人々は、その恵の中で、文化を育み、長い歴史の中を生きてきた。ところが、近年の科学技術の発達は、生活を豊かにし、利便性を高めたが、環境への負荷を急激に高め、琵琶湖の汚染のみならず、地球全体の環境を脅かすまでに至っている。

次の世代により良い環境を引き継いでいくためには、人と自然との共生を基本的な考えとし、本市にかかわるあらゆる人々が、協同して環境に配慮した行動をしていかなければならない。そのためには、先人達が生活と一体のものとして維持してきた身近な環境を生活とのかかわりから見直し、その知恵や考え方に学びながら、新しい時代にふさわしい環境文化、すなわち環境にやさしい生活文化を創造していく必要がある。もとより、すべての市民は、良好な環境のもとに健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、このような人類存続の基盤である恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐ責務を担っている。

これらの認識のもとに、豊かな自然や悠久の歴史と文化などの地域特性を生かした快適なまちづくりに努めるとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な都市を実現し、これを将来の世代に引き継ぐことを目指して、ここに、この条例を制定する。

この条例における基本理念を以下に示す。

＜基本理念＞

1) 人類の存続の基盤である環境を将来にわたって維持する

2) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持する

3) 生物の多様性の確保、多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて保全する

4) 伝統文化や歴史遺産の保全・活用、景観の保全等により、文化環境を良好に形成する

5) 資源、エネルギーの消費を抑制し、循環的利用を図り、環境負荷の少ない社会を構築する

(3) 栗東市環境基本条例

栗東市は、滋賀県の南部、湖南地方に位置し、市の面積の約５割が緑豊かな森林であり、森林の持つ多くの効用の恵沢を享受してきた。水源の涵養からの豊富な山水は、金勝川水系を始め野洲川水系及び葉山川水系により北部の肥沃な穀倉地帯へと運ばれ、豊かな田園を形成しつつ琵琶湖へと到達している。また、古来より交通の要衝として栄え、歴史的、文化的な遺産と固有の風土が育まれ「緑と文化のまち」を形成してきた。

しかしながら、近年は、モータリゼイションの発達に伴い交通量が急増し、生活環境への様々な影響が現れ、また、利便性の追求による大量生産、大量消費による資源の浪費など自然や風土を含めた環境に少なからぬ負担を与え続け、その影響は地球規模の環境にまで及んでいる。今、私たちは、生態系など身近な環境に現れている様々な異常事象を警鐘として真摯に受け止め改善することを承知しなければならない。

このような環境問題を解決するためには、人と自然とが共生する環境づくりが大切であること、そして、何人も、良好な環境の下に健康で快適な生活を営む権利を有するとともに、恵み豊かな環境を次代に引き継ぐ責務を担っていることを認識し、日常生活や社会経済活動において、すべての人が公平な役割分担の下に協働かつ連携して、「環境にやさしい社会」を早期に形成する必要がある。

そのため、身近な環境の保全が地球規模の環境の保全につながることを理解して、先人たちの知恵に学び、我がまちの自然や歴史的かつ文化的な地域特性を活かした快適な環境のまちづくりを推進するとともに、市民憲章に掲げる「自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。」の具現化を図るため、環境優先の新しい理念の下、ここに栗東市環境基本条例を制定する。

この条例における基本理念を以下に示す。

＜基本理念＞

1) 恵み豊かな環境を次代に引き継ぐまちづくり

2) 自然を育み、人と生きものが共に暮らせるまちづくり

3) 環境に配慮したまちづくり

4) 心安らぐまちづくり

(4) 甲賀市環境基本条例

甲賀市は、自然豊かな地であるとともに古くから交通の要衝として人や物が行きかい、文化が発展してきた地域であり、多様性のある自然環境を有しているとともに重要な水源涵養地である。

今日における科学技術の発達は、生活の利便性の向上をもたらす一方で、環境への負荷を急激に高め、地域のみならず生命の基盤である地球全体の環境を脅かすまでに至っている。また、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や都市化の進展により、廃棄物の増大、地下水や土壌の汚染、身近な自然の減少、良好な景観の破壊など新たな環境問題の顕在化から、環境と密接にかかわる自らの生活のあり方を見直さなければならないという課題に直面している。

私たちは、健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有しているとともに、健全で豊かな環境を将来の世代に引き継いでいく責務を担っている。

私たちの総意として、自然との共生や多様な生態系の保全の必要性、さらには身近な環境を大切にすることが地球環境の保全につながるということを認識し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会を、強い意志と協働により築いていくことを決意し、この条例を制定する。

この条例における基本理念を以下に示す。

＜基本理念＞

1) 市民の健全で豊かな環境の恵沢を享受する権利を実現し、健康で文化的な生活を確保する

2) 資源の節度ある利用と循環を図り、持続的発展が可能な社会を構築する

3) 生態系への配慮、自然環境の適正な維持・向上により、人と共生する地域社会を実現する

4) 環境への配慮と行動により、環境への負荷が少ない地域社会を構築する

5) 市民、事業者、市の全活動において、自らの課題として積極的に推進する

(5) 第五次滋賀県環境総合計画

滋賀県では、滋賀県環境基本条例第 12 条に基づき、平成 9 年（1997 年）9 月に「滋賀県環境総合計画」を策定し、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきた。

その後、法令や社会情勢の変化を踏まえながら 5 年ごとの見直しを行い、平成 31 年(2019 年）3 月に「第五次滋賀県環境総合計画」を策定している。

この計画の性格と役割、目指す将来の姿、計画の目標、計画期間、施策展開の三つの視点を以下に示す。

【計画の性格と役割】
本計画は、滋賀県環境基本条例に基づき、持続可能な経済・社会活動の基盤となる環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための環境行政の基本計画であり、長期的な目標、施策の方向、行動視点など、あらゆる主体が環境保全行動を起こす際の基本的方向性を示すものである。
【目指す将来の姿】
琵琶湖をとりまく環境の恵みといのちを育む持続可能で活力あふれる循環共生型社会
【計画の目標】
環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築
【計画期間】
2019 年度から 2030 年度までの 12 年間
【施策展開の三つの視点】
1. 共生
2. 「守る」「活かす」「支える」
3. 協働

(6) 大津市環境基本計画（第 3 次）

大津市では、大津市環境基本条例第 7 条に基づき、平成 11 年度（1999 年度）に「大津市環境基本計画」を策定し、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきた。

その後、法令や社会情勢の変化を踏まえながら見直しを行い、令和 3 年（2021 年）12 月に「大津市環境基本計画（第 3 次)」を策定している。

この計画の計画の目的、目指す将来の環境像、基本目標、計画期間を以下に示す。

【計画の目的】
環境に関する近年の動向を適切に反映し、大津市における今後の環境施策を総合的かつ計画的に実施及び推進する。
【目指す将来の環境像】
環境人の輪で守る、育てる、繋げる湖都　大津～持続可能な未来のために～
【基本目標】
「協働」「生物多様性」「循環」「脱炭素」「健全」
【計画期間】
令和 4 年度（2022 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 9 年間

(7) 第三次栗東市環境基本計画

栗東市では、平成 14 年（2002 年）12 月、環境基本条例を定め、平成 15(2003)年 3 月には、環境基本条例に掲げた環境保全の理念の具現化を目指すための環境基本計画を策定し、よりよい環境の保全及び創造に必要な取組を推進してきた。

その後、法令や社会情勢の変化を踏まえながら見直しを行い、令和 5 年（2023 年）3 月に顕在化した環境課題への対応、関連する法令や計画等との整合を図るために、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱及び環境配慮の指針として、第三次環境基本計画を策定している。

この計画の対象範囲、目指すべき環境像、基本目標、計画期間を以下に示す。

【計画の対象範囲】
(1) 計画の対象とする環境分野
・廃棄物分野（循環型社会）
・自然環境分野（生物多様性）
・生活環境分野（典型 7 公害）
・地球環境分野（地球温暖化）
・身近な空間における環境分野（緑、水辺、景観、公園、歴史、文化施設など）
(2) 計画の対象地域
栗東市全域
【目指すべき環境像】
共に育もう、いつまでも自然あふれる元気都市栗東
【基本目標】
○ 循環 型社会の実現～もの・水・エネルギーがめぐり活かされるまち～
○ 自然共生社会の実現～人と生きものが共に暮らせるまち～
○ 脱炭素社会の実現～みんなで協働・連携し、環境に配慮して行動をするまち～
○ 安全・安心社会の実現～健康で安全に暮らせるまち～
○ 横断的施策～歴史・文化と融合したうるおいのあるまち～
【計画期間】
令和 5 年度（2023 年度）から令和 14 年度(2023 年度)までの 10 年間

(8) 第 2 次甲賀市環境基本計画（改訂版）

甲賀市では、甲賀市環境基本条例第 7 条に基づき、平成 21 年（2009 年）3 月に「甲賀市環境基本計画」を策定し、環境に配慮したまちづくりの実現に向けて、市民・事業者・行政が一体となり、さまざまな取り組みを進めてきた。

その後、刻々と変化する社会情勢や環境の状況を踏まえ、平成 29 年（2017 年）7 月に「第 2 次甲賀市環境基本計画」を策定し、令和 3 年（2021 年）10 月には中間見直しとして改訂版の策定を行っている。

この計画の対象、目指すべき甲賀市の環境像、基本方針、計画期間を以下に示す。

【計画の対象】
(1) 対象地域
甲賀市全域
(2) 対象主体
本計画の主体は市民・事業者・市とし、それぞれが役割を分担し、協働・連携で進めることとする。
(3) 環境の範囲
生活環境、自然環境、地域環境
【目指すべき甲賀市の環境像】
豊かな自然とうるおいのある暮らしを 未来につなぐ 美しい甲賀
【基本方針】
その一「豊かな自然と共に快適に生活できるまち」
その二「地球環境への優しさが溢れるまち」
その三「誰もがよりよい環境を意識した行動ができるまち」
【計画期間】
平成 29 年度（2017 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの 8 年間
※中間年（令和 3 年 10 月）で見直し

2.2.7.12 自然公園法及び滋賀県立自然公園条例に基づく自然公園の指定状況

調査範囲における「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号)及び「滋賀県立自然公園条例」(昭和40年滋賀県条例第30号)に基づく自然公園の指定状況を表 2.2.7-49 及び図 2.2.7-12 に示す。

事業実施区域の多くが、三上・田上・信楽県立自然公園の普通地域に指定されている。

表 2.2.7-49　自然公園の指定状況

区分	名称	面積(ha)		指定年月日
県立自然公園	三上・田上・信楽県立自然公園	合計	18,177	昭和 44 年 12 月 26 日

注）1.自然公園の地域の区分については、図 2.2.7-12 及び表 2.2.7-50 に示すとおりである。
資料）1.「三上・田上・信楽県立自然公園の公園計画の概要および特別地域の指定」(昭和 44 年滋賀県告示第 457 号)
2.「滋賀の環境 2023(令和 5 年版環境白書)」(滋賀県　令和 6 年 1 月)
をもとに作成

表 2.2.7-50　滋賀県立自然公園条例及び滋賀県立自然公園条例施行規則による地域区分

区分	内容
第 1 種特別地域	特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域をいう。
第 2 種特別地域	第 1 種特別地域および第 3 種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域をいう。
第 3 種特別地域	特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については、原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域をいう。
普通地域	県立自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域

資料）1.「滋賀県立自然公園条例」(昭和 40 年滋賀県条例第 30 号)
2.「滋賀県立自然公園条例施行規則」(昭和 41 年滋賀県規則第 13 号)
をもとに作成

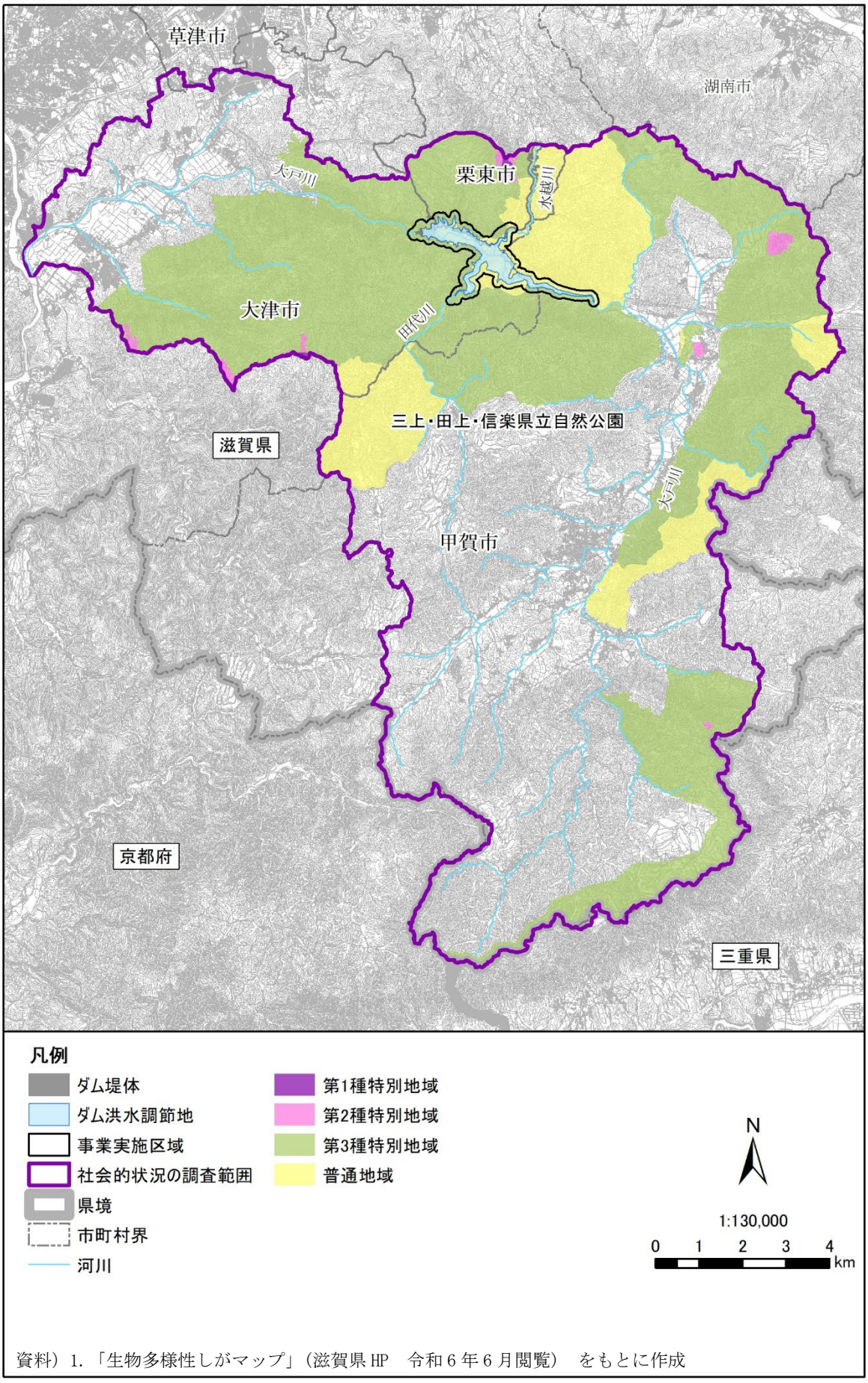

資料）1.「生物多様性しがマップ」（滋賀県 HP　令和 6 年 6 月閲覧）　をもとに作成

図 2.2.7-12　自然公園の指定状況

2.2.7.13 自然環境保全法、滋賀県自然環境保全条例に基づく地域地区等の指定状況

調査範囲には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）に基づき、自然環境保全地域に指定されている区域、「滋賀県自然環境保全条例」（昭和 48 年条例第 42 号）に基づき、県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域に指定されている区域、「大津市の自然環境の保全と増進に関する条例」（昭和 50 年条例第 2 号）に基づき自然保護地区に指定されている区域はない。

2.2.7.14 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく自然遺産の状況

調査範囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）に基づき、世界遺産一覧表に記載されている自然遺産の区域はない。

2.2.7.15 都市緑地法に基づく緑地保全地域等の指定状況

調査範囲には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）に基づき、緑地保全地域及び特別緑地保全地区に指定されている区域はない。

2.2.7.16 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区等の指定状況

調査範囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）に基づき、生息地等保護区に指定されている区域、「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」（平成 18 年 3 月 30 日条例第 4 号）に基づき、生息・生育地保護区に指定されている区域、「大津市の自然環境の保全と増進に関する条例」（昭和 50 年条例第 2 号）に基づき動植物保護地区に指定されている区域はない。

2.2.7.17 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区等の指定状況

調査範囲における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく鳥獣保護区等の指定状況を表 2.2.7-51 及び図 2.2.7-13 に示す。

事業実施区域には、鳥獣保護区に指定されている地域はない。

表 2.2.7-51　鳥獣保護区等の指定状況

名称	期限	面積(ha)
信楽町	令和 15 年 10 月 31 日	516

資料）1.「狩猟者必携 令和 5 年度」（滋賀県 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
をもとに作成

2.2.7.18 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく登録簿に掲載された湿地の指定状況

調査範囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年条約第 28 号）に基づく登録簿に掲載された湿地はない。

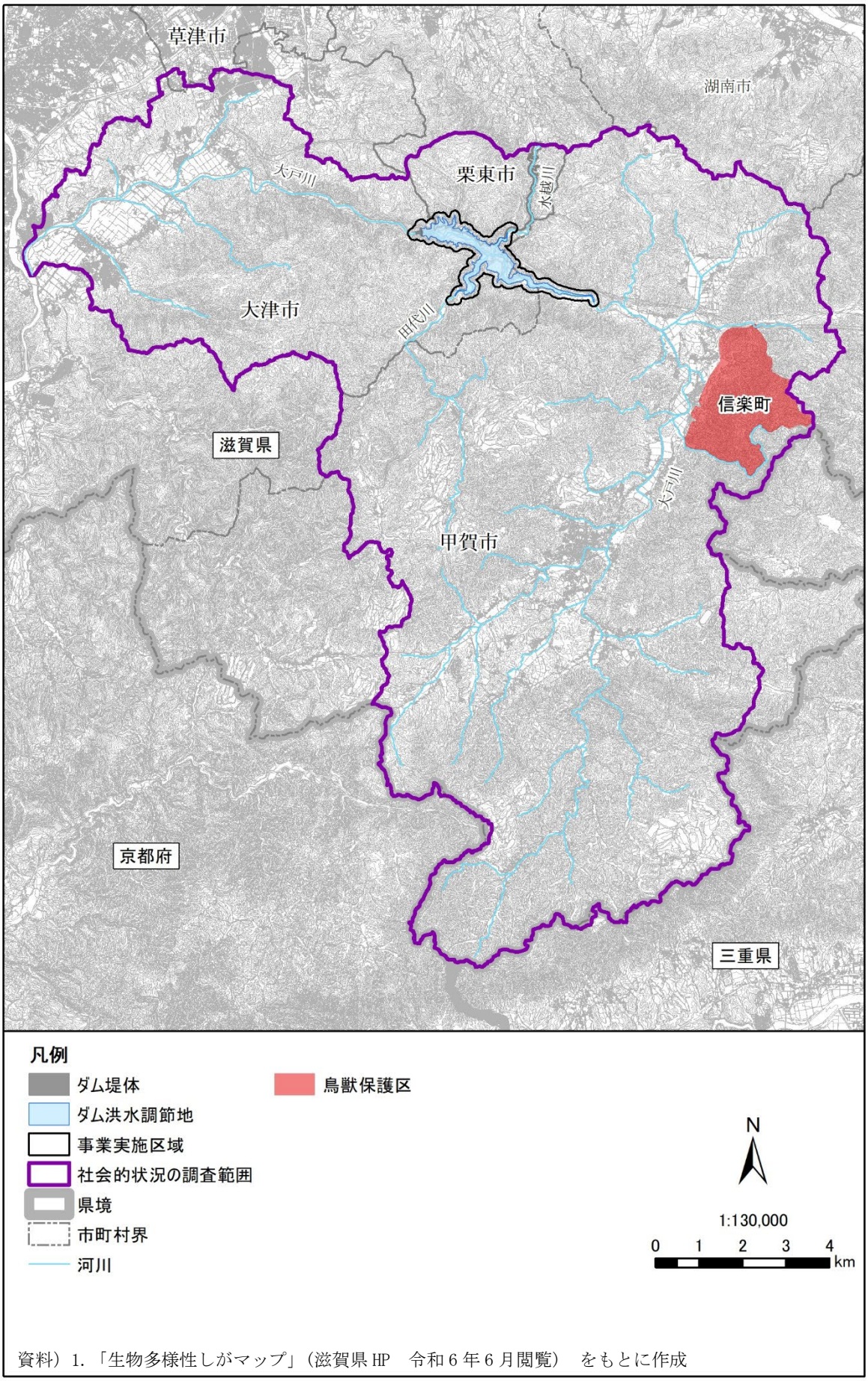

資料）1.「生物多様性しがマップ」（滋賀県 HP　令和 6 年 6 月閲覧）　をもとに作成

図 2.2.7-13　鳥獣保護区等の指定状況

2.2.7.19 文化財保護法等に基づく文化財、史跡、名勝又は天然記念物等の指定状況

調査範囲における「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）、「滋賀県文化財保護条例」（昭和 31 年滋賀県条例第 57 号）、「大津市文化財保護条例」（昭和 52 年大津市条例第 2 号）、「栗東市文化財保護条例」（昭和 56 年栗東市条例第 17 号）、「甲賀市文化財保護条例」（平成 16 年甲賀市条例第 172 号）に基づく文化財、史跡、名勝又は天然記念物等の指定状況を表 2.2.7-52～表 2.2.7-56、図 2.2.7-14～図 2.2.7-16 に示す。なお、個人・個人所有等に関わる位置は図示しない。また、埋蔵文化財包蔵地の分布状況を表 2.2.7-57 及び図 2.2.7-17 に示す。

事業実施区域には、文化財、史跡、名勝又は天然記念物はないが、埋蔵文化財包蔵地がある。

表 2.2.7-52　有形文化財（建造物）の指定状況

No.	市町村	指定区分	名称	所在地	指定／登録年月日
1	大津市	大津市指定	石造浮彫宝塔	大津市枝 1-7-18 安楽寺	昭和 40 年 5 月 6 日
2		大津市指定	石造宝篋印塔	大津市大鳥居 13-16 浄土寺	昭和 50 年 1 月 4 日
3		国登録	龍谷大学瀬田学舎樹心館	大津市瀬田大江町 龍谷大学	平成 27 年 8 月 4 日
4	栗東市	栗東市指定	石造隆堯法印宝篋印塔	栗東市荒張 金勝寺	昭和 33 年 4 月 1 日
4		栗東市指定	石造宝塔	栗東市荒張 金勝寺	昭和 34 年 5 月 15 日
5	甲賀市	国指定	飯道神社本殿	甲賀市信楽町宮町 飯道神社	大正 14 年 4 月 24 日
6		国指定	第一大戸川橋梁	甲賀市信楽町勅旨	令和 3 年 8 月 2 日
7		甲賀市指定	石造五輪塔	甲賀市信楽町勅旨 玉桂寺	昭和 48 年 2 月 15 日
8		甲賀市指定	八阪神社鳥居	甲賀市信楽町柞原 八阪神社	平成 16 年 4 月 16 日
9		国登録	日雲神社本殿	甲賀市信楽町牧 日雲神社	平成 15 年 3 月 18 日
10		国登録	杉尾神社本殿	甲賀市信楽町杉山 杉尾神社	平成 15 年 3 月 18 日
11		国登録	高宮神社本殿	甲賀市信楽町多羅尾 高宮神社	平成 15 年 3 月 18 日
12		国登録	二童子神社本殿	甲賀市信楽町中野 二童子神社	平成 15 年 3 月 18 日
8		国登録	八阪神社本殿	甲賀市信楽町柞原 八阪神社	平成 19 年 7 月 31 日

注）1.表中の No.は図 2.2.7-14 の番号と対応する。

資料）1.「文化財目録」（滋賀県 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
2.「文化財の一覧（令和 6 年 3 月 21 日現在）」（大津市 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
3.「栗東市に所在する指定・選択・登録文化財件数一覧」（栗東市 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
4.「甲賀市の文化財一覧」（甲賀市 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
5.「甲賀市文化財保存活用地域計画」（令和 2 年 3 月　甲賀市教育委員会）
をもとに作成

表 2.2.7-53(1)　有形文化財(美術工芸品)の指定状況

No.	市町村	指定区分	項目	名称	所在地／管理者	指定年月日
1	大津市	国指定	彫刻	木造薬師如来坐像 (薬師堂安置)	大津市枝 1-7-18 安楽寺	明治 38 年 4 月 4 日
13		滋賀県指定	彫刻	木造薬師如来坐像 (行者堂安置)	大津市羽栗 3-17-3 須賀神社	昭和 56 年 4 月 24 日
14		大津市指定	考古資料	石居廃寺出土品	大津市石居 1 丁目	昭和 60 年 5 月 15 日
15		大津市指定	工芸品	木造阿弥陀如来坐像	大津市牧 1 丁目 真光寺	昭和 53 年 2 月 1 日
4	栗東市	国指定	彫刻	木造毘沙門天立像	栗東市荒張 670 金勝寺	明治 33 年 4 月 7 日
4		国指定	彫刻	木造虚空蔵菩薩半跏像	栗東市荒張 670 金勝寺	明治 33 年 4 月 7 日
4		国指定	彫刻	木造地蔵菩薩坐像	栗東市荒張 670 金勝寺	明治 33 年 4 月 7 日
4		国指定	彫刻	木造釈迦如来坐像 (本堂安置)	栗東市荒張 670 金勝寺	昭和 34 年 12 月 18 日
4		国指定	彫刻	木造軍荼利明王立像	栗東市荒張 670 金勝寺	昭和 34 年 12 月 18 日
4		滋賀県指定	彫刻	木造僧形八幡新坐像、女神坐像	栗東市荒張 670 金勝寺	昭和 32 年 8 月 26 日
4		滋賀県指定	彫刻	木造四天王立像	栗東市荒張 670 金勝寺	平成 10 年 6 月 19 日
4		滋賀県指定	彫刻	木造天部形立像	栗東市荒張 670 金勝寺	平成 10 年 6 月 19 日
4		滋賀県指定	工芸品	銅独鈷杵 銅五鈷杵	栗東市荒張 670 金勝寺	令和 3 年 2 月 16 日
4		滋賀県指定	書跡等	紺紙金字金光明経巻第一	栗東市荒張 670 金勝寺	平成 6 年 3 月 31 日
4		滋賀県指定	歴史資料	金勝寺制札	栗東市荒張 670 金勝寺	平成 6 年 3 月 31 日
4		栗東市指定	彫刻	木造地蔵菩薩立像	栗東市荒張 670 金勝寺	昭和 38 年 11 月 26 日
4		栗東市指定	彫刻	木造男神坐像 四躯 木造僧形坐像 二躯	栗東市荒張 670 金勝寺	平成 10 年 4 月 14 日
4		栗東市指定	工芸品	石造下乗石	栗東市荒張 670 金勝寺	昭和 33 年 4 月 1 日
4		栗東市指定	書跡等	紙本墨書 金勝寺本堂再建勧進状	栗東市荒張 670 金勝寺	平成 10 年 4 月 14 日
4		栗東市指定	書跡等	紙本墨書 狛坂寺本尊縁起	栗東市荒張 670 金勝寺	平成 10 年 4 月 14 日
16	甲賀市	国指定	彫刻	木造地蔵菩薩立像	甲賀市信楽町田代 秀明文化財団	昭和 47 年 2 月 28 日
17		国指定	彫刻	木造聖観音立像	甲賀市信楽町多羅尾 浄顕寺	明治 42 年 4 月 5 日
16		国指定	工芸品	曜変天目茶碗	甲賀市信楽町田代 秀明文化財団	昭和 28 年 11 月 14 日
18		滋賀県指定	彫刻	木造薬師如来坐像	甲賀市信楽町宮町 大日寺	昭和 53 年 3 月 17 日
19		滋賀県指定	彫刻	木造阿弥陀如来及両脇侍立像	甲賀市信楽町中野 25 来迎寺	平成 26 年 1 月 17 日

表 2.2.7-53(2)　有形文化財(美術工芸品)の指定状況

No.	市町村	指定区分	項目	名称	所在地／管理者	指定年月日
5	甲賀市	滋賀県指定	工芸品	飯道神社懸仏	甲賀市信楽町宮町 飯道神社	昭和 54 年 3 月 30 日
―		甲賀市指定	絵画	飯道山惣絵図	甲賀市信楽町宮町	昭和 61 年 3 月 31 日
―		甲賀市指定	絵画	長野古絵図	甲賀市信楽町長野	平成 2 年 11 月 3 日
20		甲賀市指定	彫刻	聖観音立像	甲賀市信楽町田代 極楽寺	平成 2 年 11 月 3 日
19		甲賀市指定	彫刻	木造薬師如来坐像	甲賀市信楽町中野 来迎寺	平成 2 年 11 月 3 日
7		甲賀市指定	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	甲賀市信楽町勅旨 玉桂寺	昭和 48 年 2 月 15 日
7		甲賀市指定	彫刻	木造五劫思惟阿弥陀如来坐像	甲賀市信楽町勅旨 玉桂寺	昭和 58 年 3 月 31 日
19		甲賀市指定	彫刻	木造地蔵菩薩立像	甲賀市信楽町中野 来迎寺	平成 27 年 2 月 18 日
5		甲賀市指定	工芸品	飯道山石燈籠	甲賀市信楽町宮町 飯道神社	昭和 58 年 3 月 31 日
9		甲賀市指定	工芸品	六角形石燈籠	甲賀市信楽町牧 日雲神社	平成 23 年 1 月 27 日
21		甲賀市指定	工芸品	鰐口	甲賀市信楽町長野 新宮神社	平成 2 年 11 月 3 日
22		甲賀市指定	考古資料	紫香楽宮跡出土遺物	甲賀市信楽町 雲井小学校他	昭和 55 年 8 月 1 日
23		甲賀市指定	考古資料	宮町遺跡出土柱根	甲賀市信楽町黄瀬	平成 16 年 4 月 16 日
23		甲賀市指定	考古資料	宮町遺跡出土木簡	甲賀市信楽町黄瀬	平成 16 年 4 月 16 日
23		甲賀市指定	考古資料	史跡紫香楽宮跡（宮町地区）歌木簡と歌墨書土器	甲賀市信楽町黄瀬	平成 27 年 2 月 18 日

注）1.表中の No.は図 2.2.7-14 の番号と対応する。
　　2.表中の No.が「－」のものは、所在地詳細が不明のため、図示していない。

資料）1.「文化財目録」(滋賀県 HP　令和 6 年 6 月閲覧)
　　2.「文化財の一覧（令和 6 年 3 月 21 日現在)」(大津市 HP　令和 6 年 6 月閲覧)
　　3.「栗東市に所在する指定・選択・登録文化財件数一覧」(栗東市 HP　令和 6 年 6 月閲覧)
　　4.「甲賀市の文化財一覧」(甲賀市 HP　令和 6 年 6 月閲覧)
　　5.「甲賀市文化財保存活用地域計画」(甲賀市教育委員会　令和 2 年 3 月)
　　をもとに作成

表 2.2.7-54　史跡、名勝及び天然記念物の指定状況

No.	市町村	指定区分	項目	名称	所在地	指定年月日
1	大津市	大津市指定	史跡	石居廃寺	大津市石居 1-8-4	昭和 46 年 8 月 1 日
2	栗東市	国指定	史跡	狛坂磨崖仏	栗東市荒張	昭和 19 年 6 月 26 日
3		栗東市指定	史跡	金勝寺遺跡	栗東市荒張 金勝寺	昭和 63 年 4 月 1 日
4	甲賀市	滋賀県指定	天然記念物	玉桂寺のコウヤマキ	甲賀市信楽町勅旨 玉桂寺	昭和 49 年 3 月 11 日
5		甲賀市指定	天然記念物	菩提樹	甲賀市信楽町多羅尾 浄顕寺	平成 2 年 11 月 3 日
6		甲賀市指定	天然記念物	畑シダレザクラ	甲賀市信楽町畑	平成 7 年 3 月 30 日
7		国指定	史跡	紫香楽宮跡	甲賀市信楽町 黄瀬・牧・宮町	大正 15 年 10 月 20 日
8		滋賀県指定	史跡	信楽焼窯跡群	甲賀市信楽町宮町 他	昭和 44 年 9 月 12 日
9		滋賀県指定	史跡	小川城跡	甲賀市信楽町小川	昭和 56 年 4 月 24
10		滋賀県指定	史跡	勅旨古墳群	甲賀市信楽町勅旨	昭和 60 年 3 月 29
11		甲賀市指定	史跡	滝の脇磨崖石仏群	甲賀市信楽町多羅尾	昭和 56 年 9 月 5 日
12		甲賀市指定	史跡	飯道神社・飯道山遺跡	甲賀市信楽町宮町 飯道神社	平成 16 年 9 月 24 日
13		甲賀市指定	史跡	小川中世城塞群及関連寺院遺跡（大光寺他）	甲賀市信楽町小川	平成 16 年 9 月 24 日
14		甲賀市指定	史跡	多羅尾代官陣屋跡	甲賀市信楽町多羅尾	平成 24 年 9 月 27 日

注）1.表中の No は図 2.2.7-15 の番号と対応する。

資料）1.「文化財目録」（滋賀県 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
2.「文化財の一覧（令和 6 年 3 月 21 日現在)」（大津市 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
3.「栗東市に所在する指定・選択・登録文化財件数一覧」（栗東市 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
4.「甲賀市の文化財一覧」（甲賀市 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
5.「甲賀市文化財保存活用地域計画」（甲賀市教育委員会　令和 2 年 3 月）
をもとに作成

表 2.2.7-55　無形文化財一覧

No.	市町村	種別	名称	所在地	指定年月日
－	甲賀市	市指定無形文化財	信楽焼	甲賀市信楽町勅旨	平成 2 年 11 月 3 日
－	甲賀市	市指定無形文化財	信楽焼	甲賀市信楽町柞原他	平成 16 年 9 月 24 日
－	甲賀市	市指定無形文化財	信楽焼	甲賀市信楽町長野他	平成 24 年 9 月 27 日

注）1.表中の No.が「－」のものは、所在地詳細が不明のため、図示していない。
資料）1.「甲賀市の文化財一覧」（甲賀市 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
2.「甲賀市文化財保存活用地域計画」（甲賀市教育委員会　令和 2 年 3 月）
をもとに作成

表 2.2.7-56　民俗文化財一覧

No.	市町村	種別	名称	所在地	選択／登録年月日
－	滋賀県	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財（国選択）	近江の郷祭り	滋賀県一円	令和 2 年 3 月 16 日
－		記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財（県選択）	滋賀の食文化財（湖魚のなれずし、湖魚の佃煮、日野菜漬、丁稚羊羹、アメノイオ御飯）	滋賀県一円	平成 10 年 6 月 19 日
－		記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財（県選択）	近江の竜王信仰	滋賀県一円	平成 16 年 4 月 16 日
－		記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財（県選択）	近江の山の神行事	滋賀県一円	平成 19 年 6 月 1 日
－		記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財（県選択）	近江の勧請吊り習俗	滋賀県一円	平成 27 年 12 月 18 日
－	大津市、栗東市	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財（県選択）	湖南地域のソウモウ行事	大津市、栗東市	平成 20 年 7 月 23 日
1	甲賀市	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財（県選択）	太鼓踊	甲賀市信楽町牧	昭和 42 年 4 月 3 日
－		記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財（県選択）	甲賀の祇園花行事	甲賀市水口町牛飼他	平成 3 年 3 月 30 日
2		市指定無形民俗文化財	多羅尾太鼓踊	甲賀市信楽町多羅尾	昭和 55 年 8 月 1 日
3	大津市	登録有形民俗文化財（国登録）	田上の衣生活資料	大津市牧 1 丁目田上郷土資料館	平成 31 年 3 月 28 日

注）1.表中の No.は図 2.2.7-16 の番号と対応する。
2.No.1 及び No.2 は、所在地詳細が不明のため、町域を図示した。
3.表中の No.が「－」のものは、所在地詳細が不明のため、図示していない。
資料）1.「文化財目録」（滋賀県 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
2.「文化財の一覧（令和 6 年 3 月 21 日現在）」（大津市 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
3.「栗東市に所在する指定・選択・登録文化財件数一覧」（栗東市 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
4.「甲賀市の文化財一覧」（甲賀市 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
5.「甲賀市文化財保存活用地域計画」（甲賀市教育委員会　令和 2 年 3 月）
をもとに作成

表 2.2.7-57(1)　埋蔵文化財包蔵地の分布状況

遺跡番号	市町村	種別	名称
335	大津市	製鉄跡	源内峠遺跡
336		散布地	隠小谷遺跡
337		古墳群	陵山古墳群
338		散布地	森添遺跡
339		窯跡	森遺跡
340		寺院跡	石居廃寺
341		窯跡	石居遺跡
344		寺院跡	大時遺跡
346		古墳群	羽栗古墳群
347		城跡	森城跡
348		集落跡	枝遺跡
349		集落跡	里西遺跡
350		集落跡	太子遺跡
352		古墳群	里古墳群
353		城跡	田上城跡
354		古墳群	枝古墳群
355		古墳群	里南古墳群
356		古墳群	針ノ木古墳群
357		散布地	小山池遺跡
361		製鉄跡	大塚遺跡
362		集落跡・墓跡	上田上牧遺跡
363		古墳	馬塚古墳
364		古墳	将軍塚古墳
365		寺院跡	法蔵禅寺廃寺
366		寺院跡	法蔵禅寺遺跡
367		寺院跡	吉祥寺遺跡
368		古墳群	新免古墳群
369		寺院跡	新光寺遺跡
370		城跡	城ヶ岳城跡
371		古銭出土地	桐生辻遺跡
372		寺院跡	安楽寺廃寺
373		寺院跡	不動寺遺跡
374		散布地	田上山遺跡
70	栗東市	社寺跡	狛坂寺遺跡
71		社寺跡	金勝寺遺跡
363-141	甲賀市	城館跡	江田多羅尾館遺跡
363-142		城館跡	江田多羅尾城遺跡
363-143		城館跡	多羅尾砦遺跡
367-001		生産遺跡	北山遺跡
367-002		生産遺跡	窯ヶ谷遺跡
367-003		生産遺跡	南松尾遺跡
367-004		生産遺跡	長野東出遺跡
367-005		生産遺跡	大日堂遺跡
367-006		生産遺跡	愛宕山東麓遺跡
367-007		生産遺跡	市場遺跡
367-008		生産遺跡	市場東遺跡
367-009		生産遺跡	北出遺跡
367-010		その他墓跡	神山遺跡

表 2.2.7-57(2)　埋蔵文化財包蔵地の分布状況

遺跡番号	市町村	種別	名称
367-011	甲賀市	生産遺跡	松山大神宮遺跡
367-012		生産遺跡	北出東遺跡
367-013		生産遺跡	神山東出遺跡
367-014		生産遺跡	北新田 A 遺跡
367-015		生産遺跡	北新田 B 遺跡
367-016		生産遺跡	北新田 C 遺跡
367-017		生産遺跡	北新田 D 遺跡
367-018		生産遺跡	北新田 E 群遺跡
367-020		生産遺跡	神山西側遺跡
367-021		生産遺跡	下出遺跡
367-022		城館跡	神山城遺跡
367-023		生産遺跡	城山遺跡
367-024		生産遺跡	向出北遺跡
367-025		生産遺跡	向出南遺跡
367-026		社寺跡	笹ヶ岳遺跡
367-027		社寺跡	朝鮮寺遺跡
367-028		城館跡	宮町城遺跡
367-030		生産遺跡	北側西遺跡
367-031		生産遺跡	西出北遺跡
367-032		生産遺跡	宮町北側遺跡
367-033		都城跡・集落跡	宮町遺跡
367-034		生産遺跡	祇園社遺跡
367-035		社寺跡・城館跡	飯道寺遺跡
367-036		生産遺跡	岡出西遺跡
367-037		生産遺跡	岡出遺跡
367-038		生産遺跡	法性寺遺跡
367-039		生産遺跡	岡出東遺跡
367-040		生産遺跡	中井出北Ａ遺跡
367-041		生産遺跡	中井出北Ｂ遺跡
367-042		生産遺跡	中井出遺跡
367-044		社寺跡	岩倉廃寺
367-045		生産遺跡	鍛冶屋敷遺跡
367-046		生産遺跡	宝国寺遺跡
367-047		集落跡	東出遺跡
367-048		生産遺跡	内裏野遺跡
367-049		生産遺跡	紫香楽宮東遺跡
367-050		生産遺跡	小池西遺跡
367-051		生産遺跡	小池東遺跡
367-052		生産遺跡	小池南遺跡
367-053		生産遺跡	漆原 B 遺跡
367-054		生産遺跡	漆原Ｃ遺跡
367-055		生産遺跡	漆原 D 遺跡
367-056		生産遺跡	漆原 A 遺跡
367-057		生産遺跡	妙楽寺
367-058		生産遺跡	漆原 E 遺跡
367-059		集落跡	雲井遺跡
367-060		生産遺跡	牧東遺跡
367-061		生産遺跡	馬場出遺跡
367-062		生産遺跡	中牧遺跡

表 2.2.7-57(3)　埋蔵文化財包蔵地の分布状況

遺跡番号	市町村	種別	名称
367-063	甲賀市	生産遺跡	日雲神社遺跡
367-064		生産遺跡	牧西遺跡
367-065		社寺跡	天徳寺遺跡
367-066		社寺跡	信楽寺遺跡
367-067		生産遺跡	信楽寺南遺跡
367-068		生産遺跡	久保出遺跡
367-069		生産遺跡	五本松遺跡
367-070		生産遺跡	金山遺跡
367-071		生産遺跡	天王社遺跡
367-072		集落跡	新宮神社遺跡
367-073		生産遺跡	黄瀬イシヤ遺跡
367-074		生産遺跡	山添遺跡
367-075		社寺跡	内裏野廃寺
367-076		城館跡	牧村城遺跡
367-077		その他（牧跡）	牧遺跡
367-078		その他墓跡	左近岨古墓遺跡
367-079		古墳群	保良山南古墳群
367-080		生産遺跡	池の谷遺跡
367-081		生産遺跡	北大垣外遺跡
367-082		古墳群	勅旨古墳群
367-083		集落跡	大垣外遺跡
367-084		集落跡	宇田出遺跡
367-085		生産遺跡	窯の谷遺跡
367-086		生産遺跡	葛上遺跡
367-087		生産遺跡	宇田出北遺跡
367-088		生産遺跡	宇田出南遺跡
367-089		城館跡	岩倉城遺跡
367-090		生産遺跡	石屋原遺跡
367-091		生産遺跡	宗安谷遺跡
367-092		生産遺跡	小西出遺跡
367-093		生産遺跡	大窯谷遺跡
367-094		生産遺跡	沢出遺跡
367-095		集落跡	上出遺跡
367-096		生産遺跡	天神社遺跡
367-097		生産遺跡	上出南遺跡
367-098		生産遺跡	ズン越遺跡
367-099		社寺跡	玉桂寺遺跡
367-100		社寺跡	蓮華寺遺跡
367-101		城館跡	中野城遺跡
367-102		社寺跡	青竜寺遺跡
367-103		城館跡	杉山城遺跡
367-104		城館跡	小川西ノ城遺跡
367-105		城館跡	小川中ノ城遺跡
367-106		生産遺跡	大光寺谷遺跡
367-107		社寺跡	大光寺遺跡
367-108		生産遺跡	小川下出遺跡
367-109		生産遺跡	小川岡出遺跡
367-110		生産遺跡	小川上出Ｂ遺跡
367-111		生産遺跡	小川上出Ａ遺跡

表 2.2.7-57(4)　埋蔵文化財包蔵地の分布状況

遺跡番号	市町村	種別	名称
367-112	甲賀市	生産遺跡	中ノ城遺跡
367-113		城館跡	小川城跡
367-114		生産遺跡	小川出 C 遺跡
367-115		生産遺跡	小川出 D 遺跡
367-116		生産遺跡	小川出 E 遺跡
367-117		生産遺跡	小川出 A 遺跡
367-118		生産遺跡	小川出 B 遺跡
367-134		城館跡	多羅尾古城遺跡
367-135		その他（陣屋跡）	多羅尾城山城遺跡
367-136		城館跡	多羅尾立岩城遺跡
367-137		社寺跡	竜泉寺遺跡
367-138		社寺跡	平楽寺遺跡
367-139		社寺跡	吉祥寺遺跡
367-140		社寺跡	不動寺遺跡
367-141		城館跡	代官所遺跡
367-142		社寺跡	高峰寺遺跡
367-143		社寺跡	日雲宮遺跡
367-144		その他（関跡）	御斎峠遺跡
367-145		集落跡	大垣内南遺跡
367-148		生産遺跡	西念寺北遺跡
367-149		生産遺跡	上馬門橋北遺跡
367-150		集落跡	北黄瀬遺跡
367-151		散布地	東山遺跡
367-153		生産遺跡	北谷川遺跡
367-154		窯跡	東雲井遺跡
367-155		生産遺跡	牧西 A 遺跡
367-156		生産遺跡・城館跡	牧西 B 遺跡
367-157		生産遺跡	岩倉遺跡
367-158		生産遺跡	西山川北遺跡（牧 12・101 号窯）
367-159		生産遺跡	谷口出遺跡
367-160		生産遺跡	上出東遺跡
367-161		生産遺跡	小西出北遺跡
367-162		生産遺跡	大日堂南遺跡
367-163		生産遺跡	神山神社遺跡
367-164		生産遺跡	葛上東遺跡
367-165		生産遺跡	葛上南遺跡

資料）1.「MyTown おおつ 埋蔵文化財包蔵地」（大津市 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
2.「栗東市遺跡地図」（栗東市 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
3.「甲賀市遺跡地図」（甲賀市 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
4.「こうかちず 歴史文化財」（甲賀市 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
をもとに作成

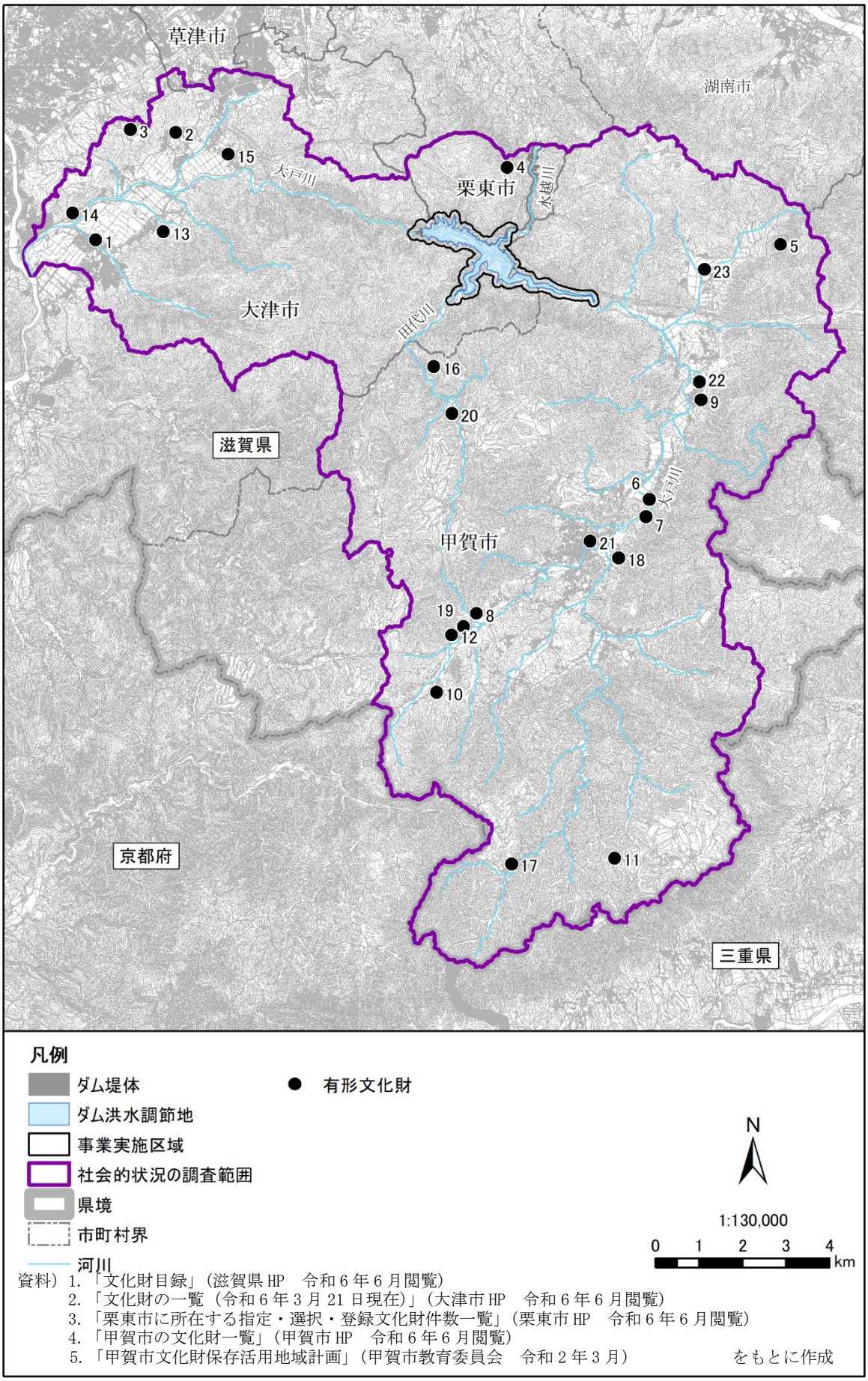

資料）1.「文化財目録」（滋賀県 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
2.「文化財の一覧（令和 6 年 3 月 21 日現在）」（大津市 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
3.「栗東市に所在する指定・選択・登録文化財件数一覧」（栗東市 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
4.「甲賀市の文化財一覧」（甲賀市 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
5.「甲賀市文化財保存活用地域計画」（甲賀市教育委員会　令和 2 年 3 月）　をもとに作成

図 2.2.7-14　有形文化財の指定状況

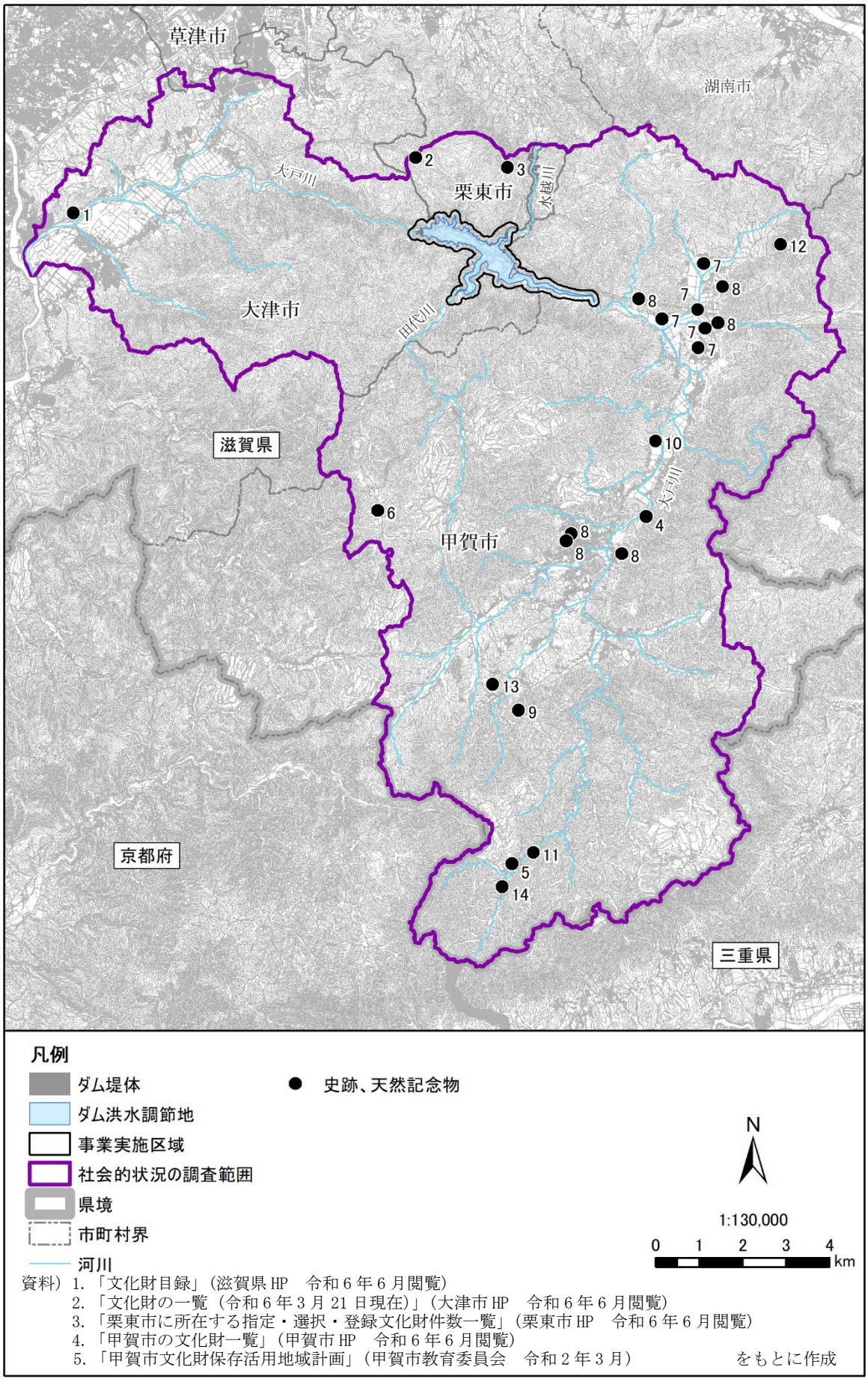

資料）1.「文化財目録」（滋賀県 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
2.「文化財の一覧（令和 6 年 3 月 21 日現在）」（大津市 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
3.「栗東市に所在する指定・選択・登録文化財件数一覧」（栗東市 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
4.「甲賀市の文化財一覧」（甲賀市 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
5.「甲賀市文化財保存活用地域計画」（甲賀市教育委員会　令和 2 年 3 月）　をもとに作成

図 2.2.7-15　史跡、名勝又は天然記念物の指定状況

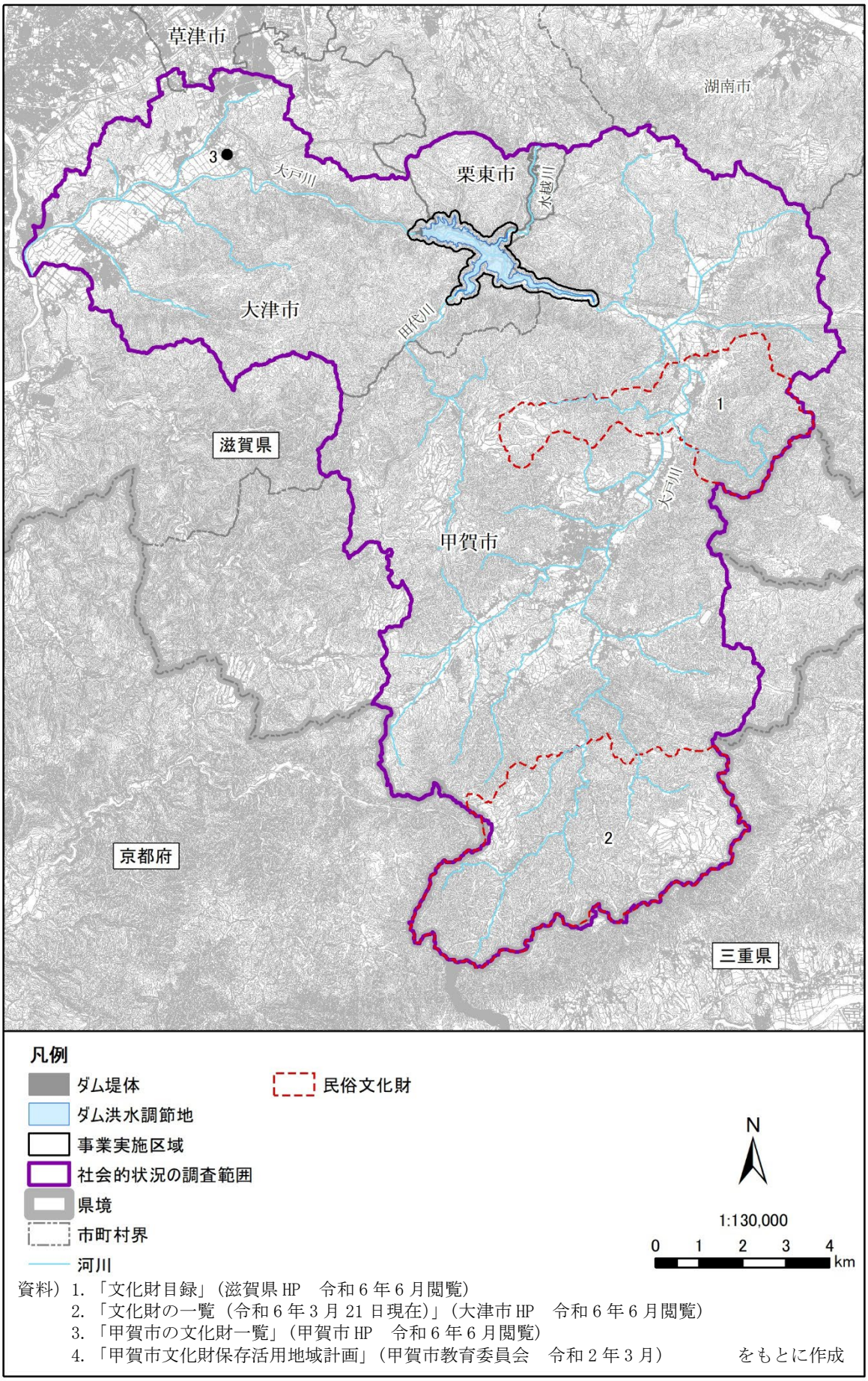

資料）1.「文化財目録」（滋賀県 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
2.「文化財の一覧（令和 6 年 3 月 21 日現在）」（大津市 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
3.「甲賀市の文化財一覧」（甲賀市 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
4.「甲賀市文化財保存活用地域計画」（甲賀市教育委員会　令和 2 年 3 月）　をもとに作成

図 2.2.7-16　民俗文化財の指定状況

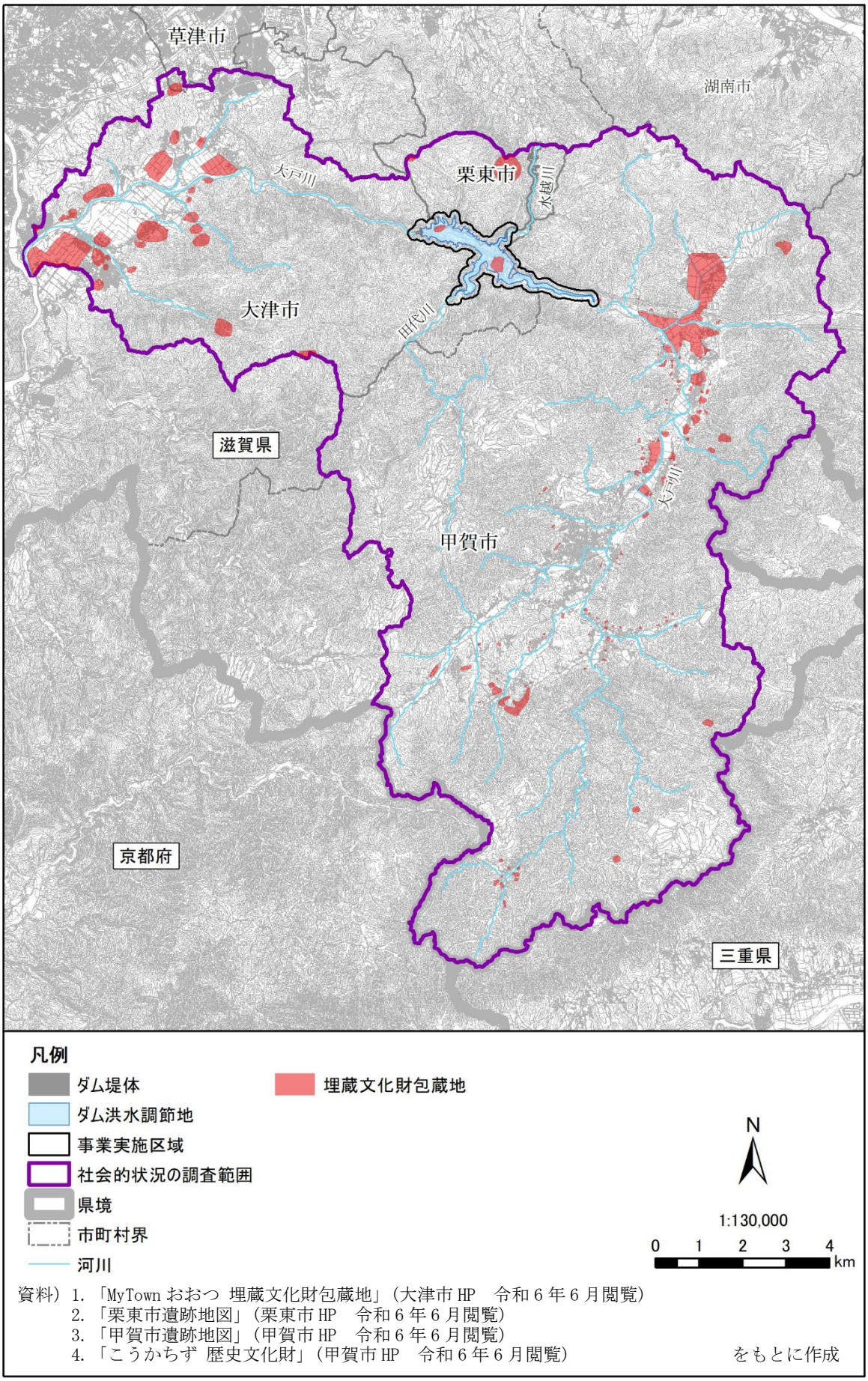

資料）1.「MyTown おおつ 埋蔵文化財包蔵地」（大津市 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
2.「栗東市遺跡地図」（栗東市 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
3.「甲賀市遺跡地図」（甲賀市 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
4.「こうかちず 歴史文化財」（甲賀市 HP　令和 6 年 6 月閲覧）　をもとに作成

図 2.2.7-17　埋蔵文化財包蔵地の指定状況

2.2.7.20 都市計画法に基づく風致地区の指定状況

調査範囲における「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく風致地区の指定状況を表 2.2.7-58、図 2.2.7-18 に示す。

事業実施区域には、風致地区に指定されている地域はない。

表 2.2.7-58　都市計画法に基づく風致地区の指定状況

市町村名	地区名	計画年月日		指定面積 (ha)
		当初	最終	
栗東市	阿星金勝	昭和 45 年 3 月 31 日	平成 29 年 12 月 28 日	1,029.7

資料）1.「令和 5 年都市計画現況調査」(国土交通省 HP　令和 6 年 6 月閲覧)
をもとに作成

2.2.7.21 その他の法律による区域等の指定状況

(1) 保安林の指定状況

調査範囲における「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号)に基づく保安林の指定状況を図 2.2.7-19 に示す。

対象市町における保安林(民有林)の種類別面積を表 2.2.7-59 に示す。全ての対象市町において、土砂流出防備保安林の占める割合が最も高くなっている。

事業実施区域では、一部が土砂流出防備保安林、保健保安林、風致保安林に指定されている。

表 2.2.7-59　保安林(民有林)の市町村別、種類別面積

(単位：ha)

区分	総数		水源かん養保安林	土砂流出防備保安林	土砂崩壊防備保安林	防風保安林	水害防備保安林	干害防備保安林	なだれ防止保安林	落石防止保安林	魚つき保安林	保健保安林		風致保安林	
	実面積	延面積										実面積	延面積	実面積	延面積
大津市	8,244.16	10,005.35	2,665.36	4,899.33	4.75	－	20.79	－	－	－	－	417.55	2,178.74	236.38	236.38
栗東市	1,085.51	1,337.69	－	1,044.90	－	－	－	0.55	－	－	－	12.04	264.22	28.02	28.02
甲賀市	13,577.50	15,665.37	3,252.87	9,775.53	133.25	－	23.10	－	－	－	－	319.17	2,407.04	73.58	73.58

注）1.保健保安林と風致保安林は、他の保安林と重複して指定が可能なため、他と重複しない面積を実面積に、全面積を延面積に計上
2.－：該当なしであることを示す。

資料）1.「令和 4 年度（2022 年度）統計書」(滋賀県 HP　令和 6 年 6 月閲覧)
をもとに作成

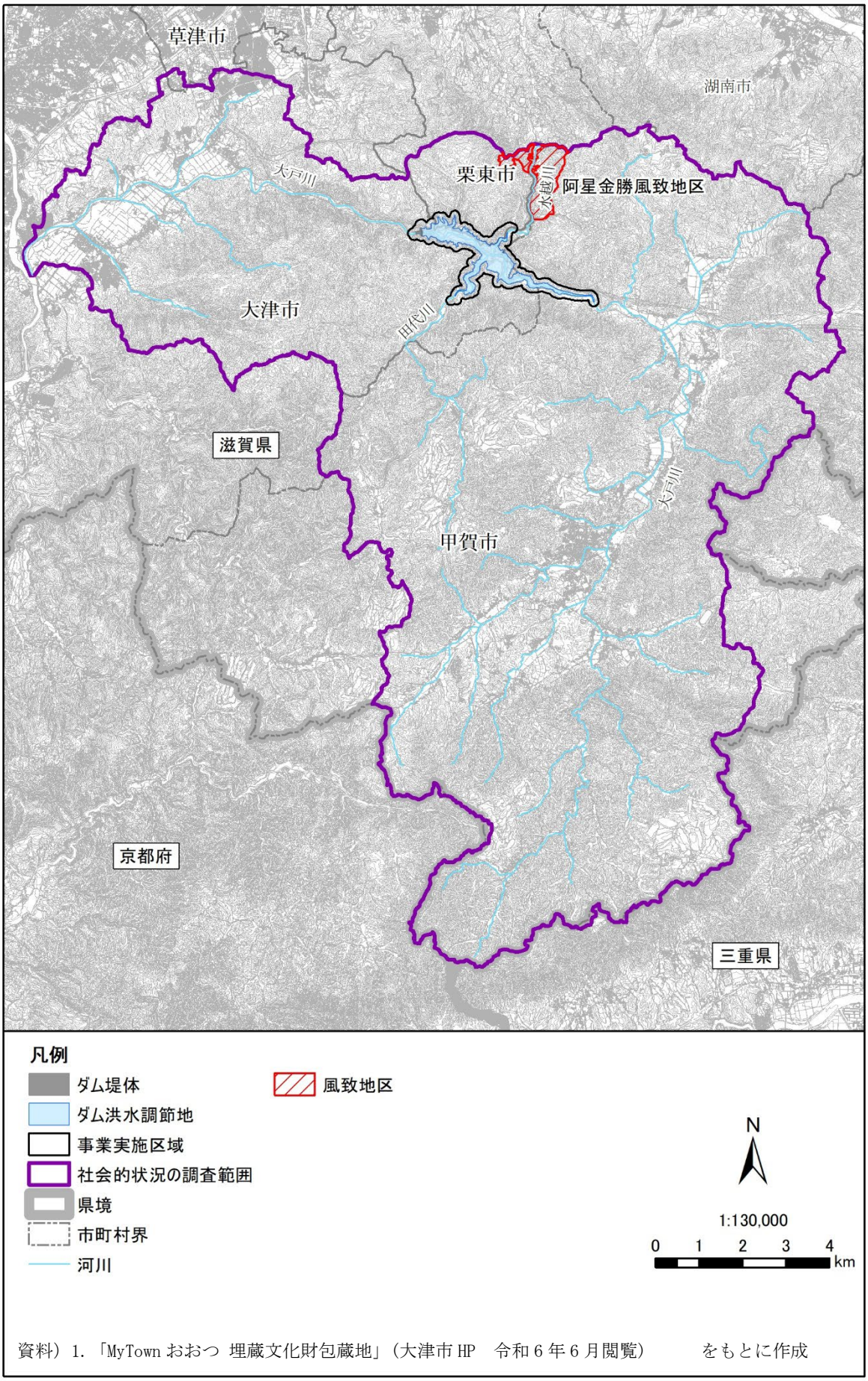

資料）1.「MyTown おおつ 埋蔵文化財包蔵地」（大津市 HP　令和 6 年 6 月閲覧）　をもとに作成

図 2.2.7-18　風致地区の指定状況

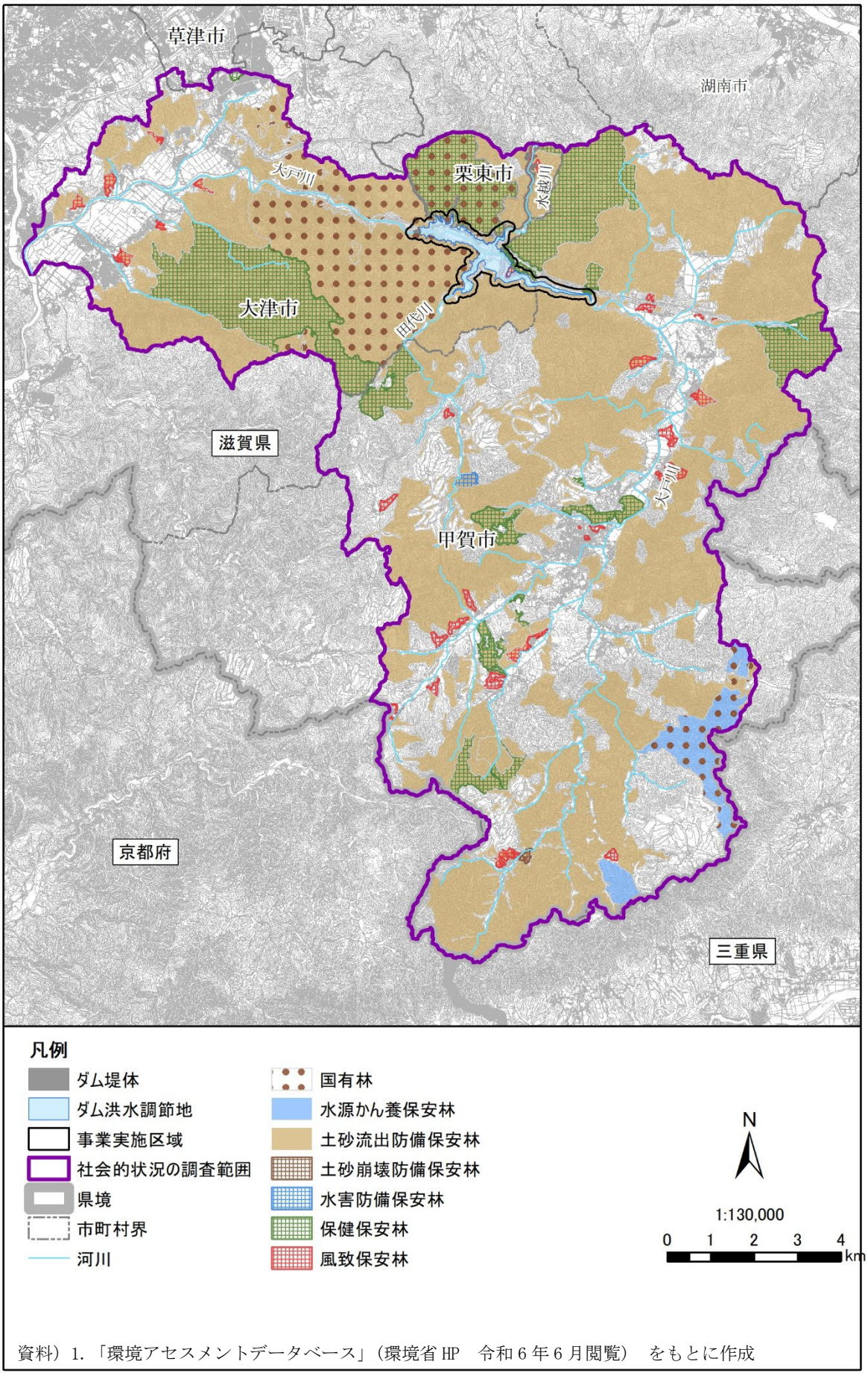

資料）1.「環境アセスメントデータベース」（環境省 HP　令和 6 年 6 月閲覧）　をもとに作成

図 2.2.7-19　保安林の指定状況

(2) 砂防指定地の分布状況

調査範囲における「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地の指定状況を図 2.2.7-20 に示す。

事業実施区域では、一部が砂防指定地に指定されている。

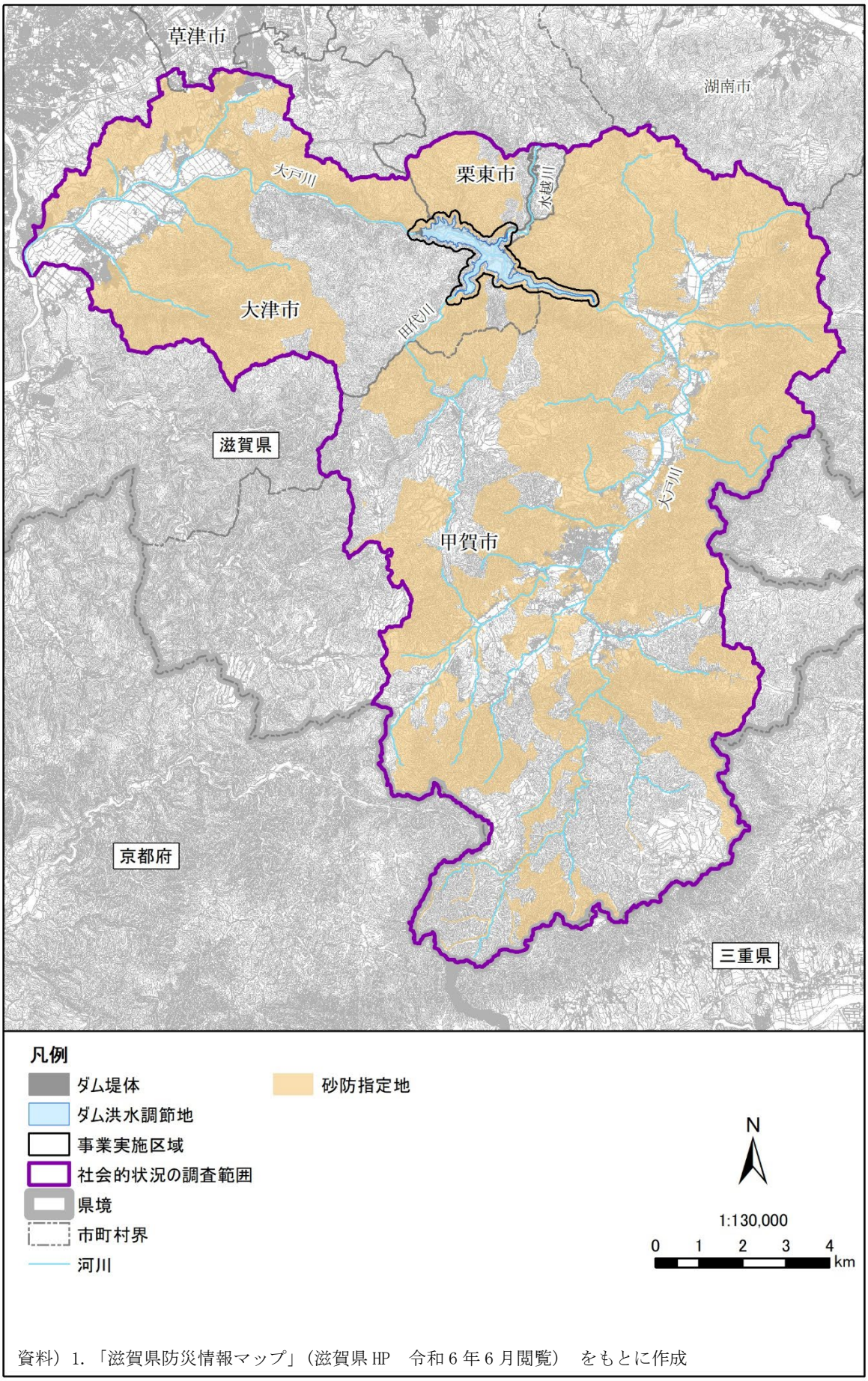

資料）1.「滋賀県防災情報マップ」（滋賀県 HP　令和 6 年 6 月閲覧）　をもとに作成

図 2.2.7-20　砂防指定地の指定状況

(3) 鉱区禁止地域の指定状況

調査範囲には、「鉱業法」（昭和 25 年法律第 289 号）に基づき、鉱区禁止地域に指定されている地域はない。

(4) 温泉地の分布状況

調査範囲における温泉地の状況を表 2.2.7-60 及び図 2.2.7-21 に示す。

事業実施区域には、温泉地はない。

表 2.2.7-60　温泉地の状況

源泉名	市町村名	泉質名
信楽たぬき温泉	甲賀市	ナトリウム－炭酸水素塩泉・塩化鉱物冷鉱泉 （低拡張中性冷鉱泉）
信楽温泉多羅尾乃湯	甲賀市	低張性弱アルカリ性低温泉

資料）1.「滋賀・びわ湖観光情報」（公益社団法人びわこビジターズビューローHP　令和 6 年 6 月閲覧）をもとに作成

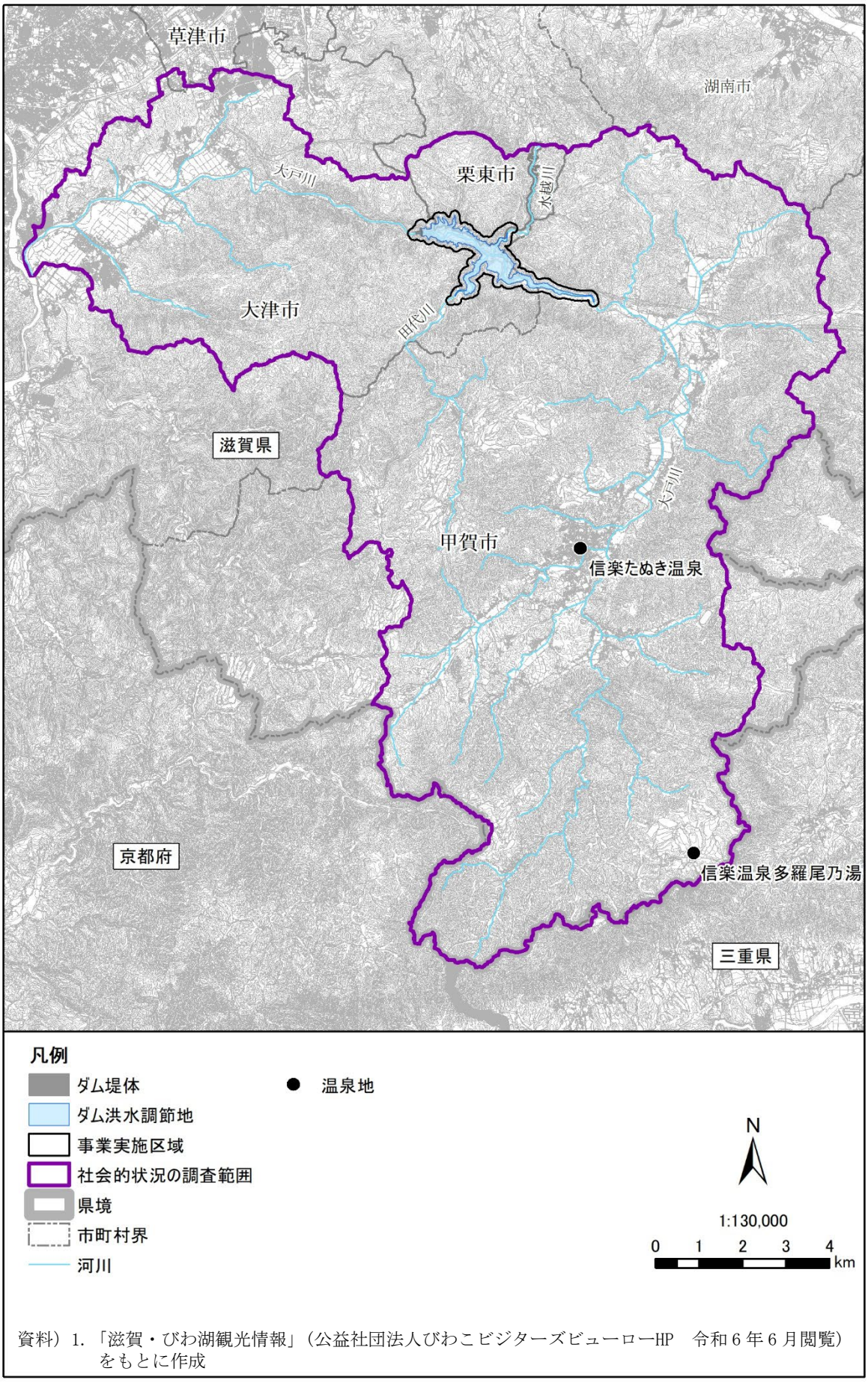

資料）1.「滋賀・びわ湖観光情報」（公益社団法人びわこビジターズビューローHP　令和６年６月閲覧）をもとに作成

図 2.2.7-21　温泉地の分布状況

(5) 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

調査範囲における「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年法律第 57 号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定状況を表 2.2.7-61 及び図 2.2.7-22 に示す。

事業実施区域には、大津市の上田上大鳥居がある。

表 2.2.7-61 急傾斜地崩壊危険区域指定地の状況

No	市町村名	区域名	告示年月日	告示番号
1	大津市	上田上芝原	昭和 46 年 7 月 30 日	298
2		上田上牧	昭和 48 年 2 月 12 日	50
3		上田上大鳥居	昭和 48 年 3 月 19 日	88
4	甲賀市	田代 2 号	昭和 62 年 7 月 20 日	376
5		黄瀬 2 号	平成元年 4 月 3 日	163
6		勅旨 1 号	昭和 62 年 7 月 20 日	376
7		勅旨 5 号	平成 2 年 2 月 2 日	33
8		長野北出	昭和 58 年 3 月 30 日	184
9		長野北出 2 号	平成 12 年 3 月 22 日	
10		長野北出 3 号	平成 12 年 3 月 22 日	171
11		長野問屋	昭和 59 年 3 月 31 日	210
12		長野中町	昭和 58 年 3 月 30 日	184
13		柞原 1 号	平成 3 年 12 月 27 日	622
14		中野 1 号	平成 16 年 2 月 23 日	88
15		中野 2 号	平成 16 年 2 月 23 日	89
16		神山 2 号	昭和 62 年 7 月 20 日	376
17		神山 3 号	平成 2 年 2 月 2 日	33
18		神山 4 号	平成 7 年 11 月 1 日	528
19		神山城村	平成 14 年 3 月 22 日	113
20		小川出 1 号	平成元年 4 月 3 日	163
21		小川出 2 号	平成 12 年 4 月 14 日	273
22		小川 1 号	平成 3 年 12 月 27 日	622
23		小川 2 号	平成 2 年 4 月 11 日	160
24		小川 3 号	平成 2 年 4 月 11 日	160
25		小川 4 号	平成 6 年 6 月 8 日	276
26		南新田	昭和 61 年 4 月 30 日	206
27		多羅尾 1 号	昭和 45 年 3 月 25 日	105
28		多羅尾 2 号	昭和 45 年 3 月 25 日	105
29		多羅尾 3 号	昭和 45 年 3 月 25 日	105
30		多羅尾 4 号	昭和 45 年 3 月 25 日	105
31		多羅尾 5 号	昭和 45 年 3 月 25 日	105
32		多羅尾 6 号	昭和 45 年 3 月 25 日	105
33		多羅尾 7 号	昭和 45 年 3 月 25 日	105
34		多羅尾 14 号	平成元年 4 月 3 日	163
35		多羅尾 14 号	平成 12 年 3 月 27 日	176
36		多羅尾 14-1	平成 2 年 4 月 11 日	160
37		多羅尾 16 号	平成 6 年 6 月 8 日	276
38		多羅尾 17 号	平成 8 年 4 月 1 日	173
39		多羅尾 18 号	平成 14 年 4 月 26 日	197
40		茶屋出	昭和 56 年 3 月 11 日	105

注) 1.表中の No は図 2.2.7-22 の番号と対応する。
資料) 1.「国土数値情報ダウンロードサイト 急傾斜地崩壊危険区域データ」
(国土交通省 HP 令和 6 年 6 月閲覧)
をもとに作成

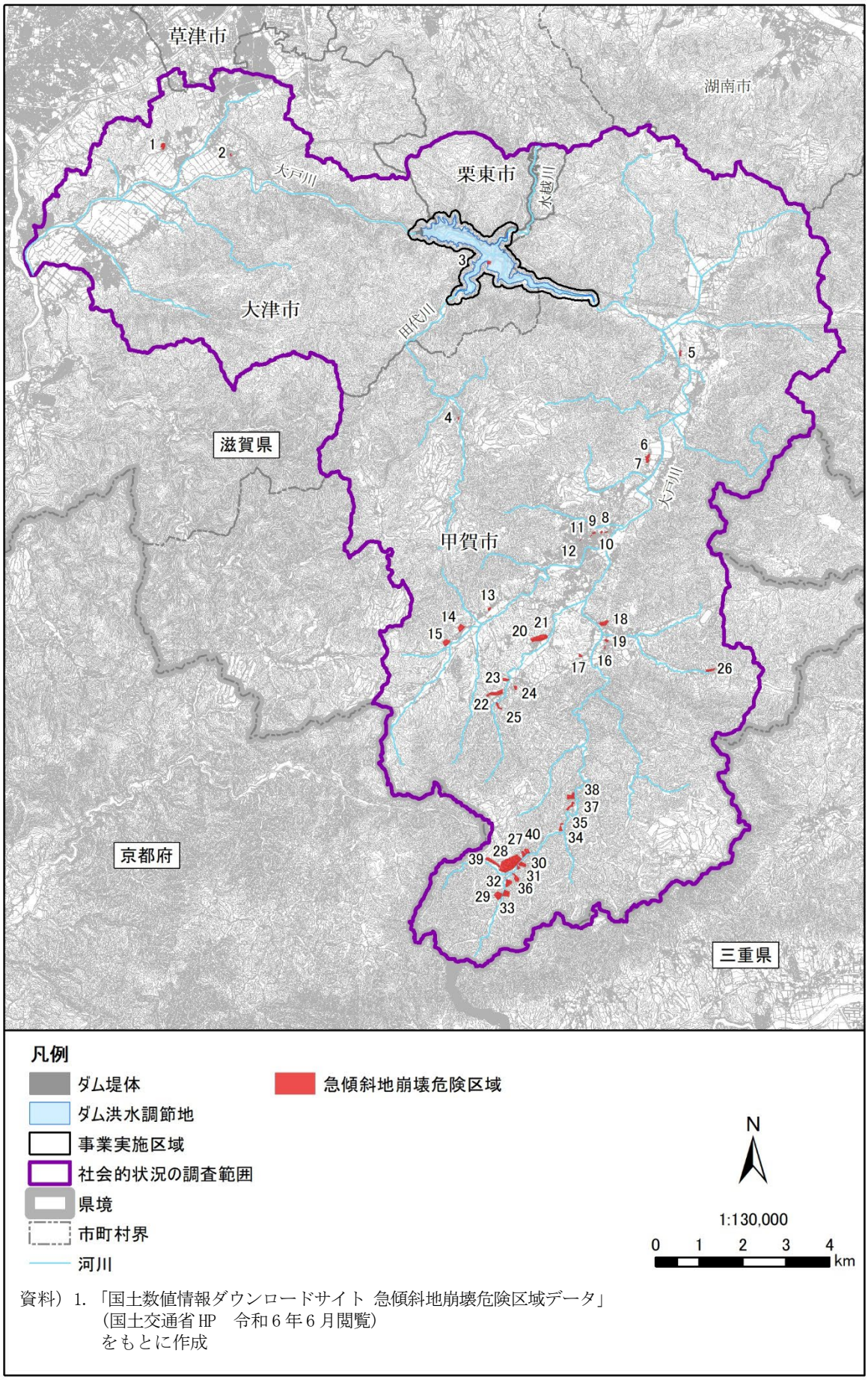

資料）1.「国土数値情報ダウンロードサイト 急傾斜地崩壊危険区域データ」
（国土交通省 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
をもとに作成

図 2.2.7-22　急傾斜地の崩壊危険区域の指定状況

(6) 土砂災害警戒区域の指定状況分布状況

調査範囲における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年法律第 57 号)に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況を図 2.2.7-23 に示す。

事業実施区域では、表 2.2.7-62 及び図 2.2.7-24 に示すとおり、3 箇所が土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されている。

表 2.2.7-62　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況

No.	市町村名	現象	区域番号	区域名	区域	告示年月日
1	大津市	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-1221	上田上大鳥居町-03	警戒・特別警戒	平成 29 年 6 月 9 日
2			Ⅱ-1222	上田上大鳥居町-04	警戒	平成 29 年 6 月 9 日
3	甲賀市	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-3902	黄瀬(3)	警戒・特別警戒	平成 30 年 3 月 30 日

注）1.表中の No.は図 2.2.7-24 の番号と対応する。
2.区域の「警戒」は土砂災害警戒区域、「特別警戒」は土砂災害特別警戒区域を示す。

資料）1.「国土数値情報ダウンロードサイト 土砂災害警戒区域データ」(国土交通省 HP　令和 6 年 6 月閲覧)
2.「滋賀県防災情報マップ」(滋賀県 HP　令和 6 年 6 月閲覧)
をもとに作成

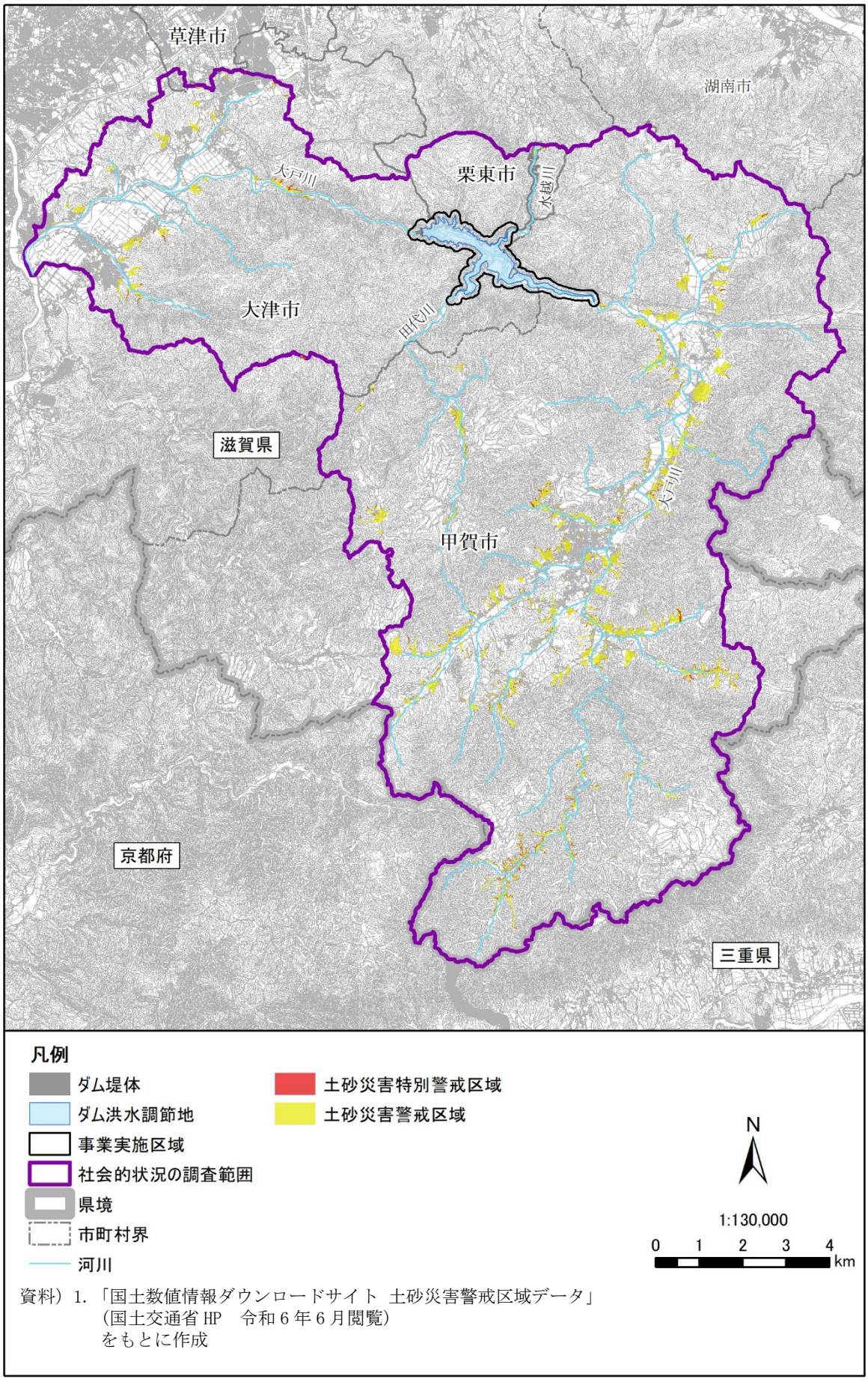

資料）1.「国土数値情報ダウンロードサイト　土砂災害警戒区域データ」
（国土交通省 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
をもとに作成

図 2.2.7-23　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況

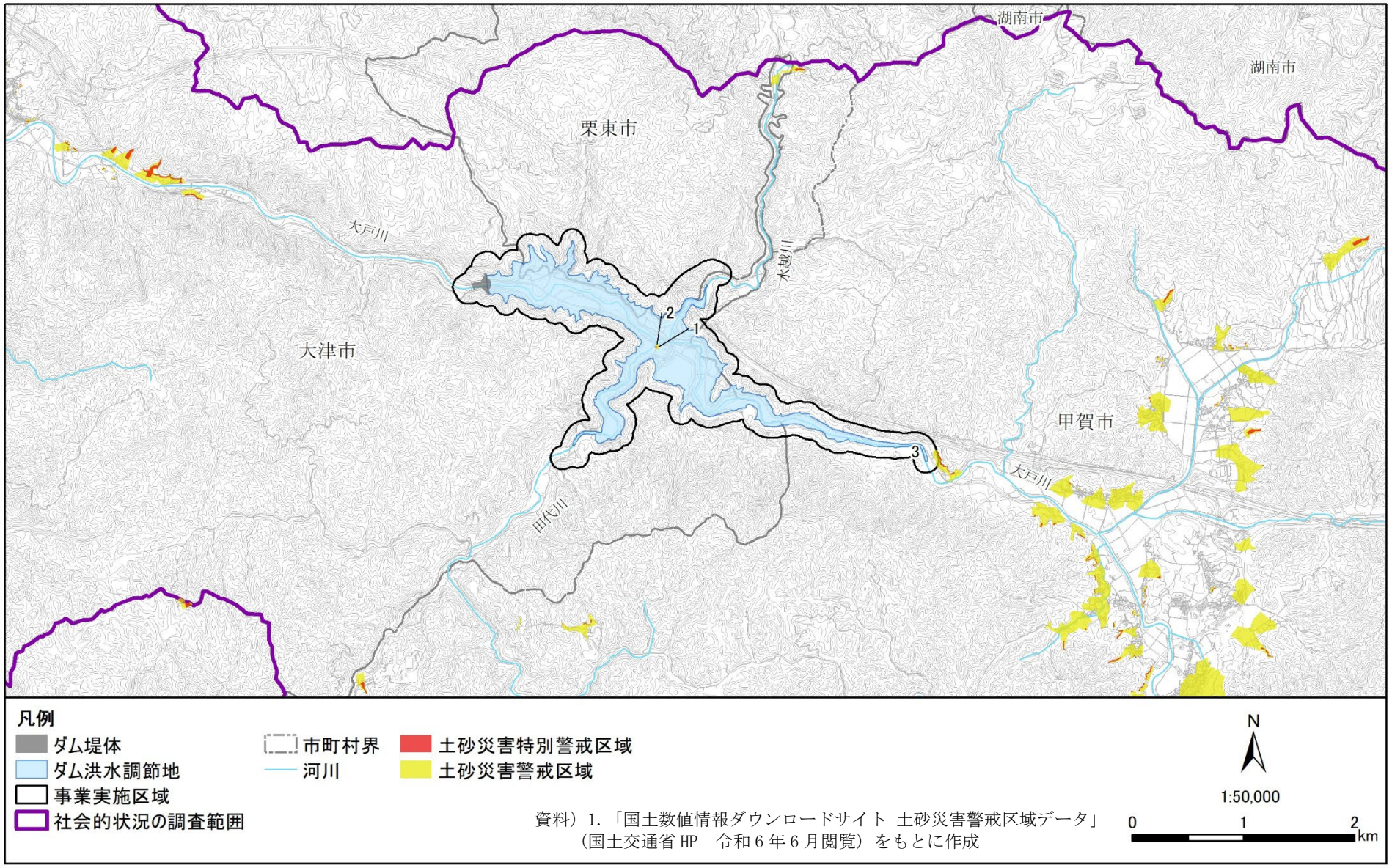

資料）1.「国土数値情報ダウンロードサイト 土砂災害警戒区域データ」
（国土交通省 HP　令和６年６月閲覧）をもとに作成

図 2.2.7-24　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況（拡大図）

(7) 地すべり防止区域の指定状況

調査範囲には、「地すべり等防止法」(昭和 33 年法律第 30 号)に基づき、地すべり防止区域に指定されている区域はない。

(8) 景観計画区域の指定状況

調査範囲では、「景観法」(平成 16 年法律第 110 号)第 8 条第 1 項により定められた良好な景観の形式に関する計画として、対象市町において表 2.2.7-63 に示す景観計画が策定され、図 2.2.7-25 に示すとおり調査範囲全域が景観計画区域に指定されている。

表 2.2.7-63 景観計画策定状況

市町村	景観計画	策定等年月日
大津市	大津市景観計画	平成 18 年 2 月策定 平成 30 年 5 月変更
栗東市	百年先のあなたに手渡す栗東市景観計画	平成 20 年 6 月策定 平成 30 年 4 月改訂
甲賀市	甲賀市景観計画	平成 25 年 1 月策定 平成 25 年 10 月 1 日施行

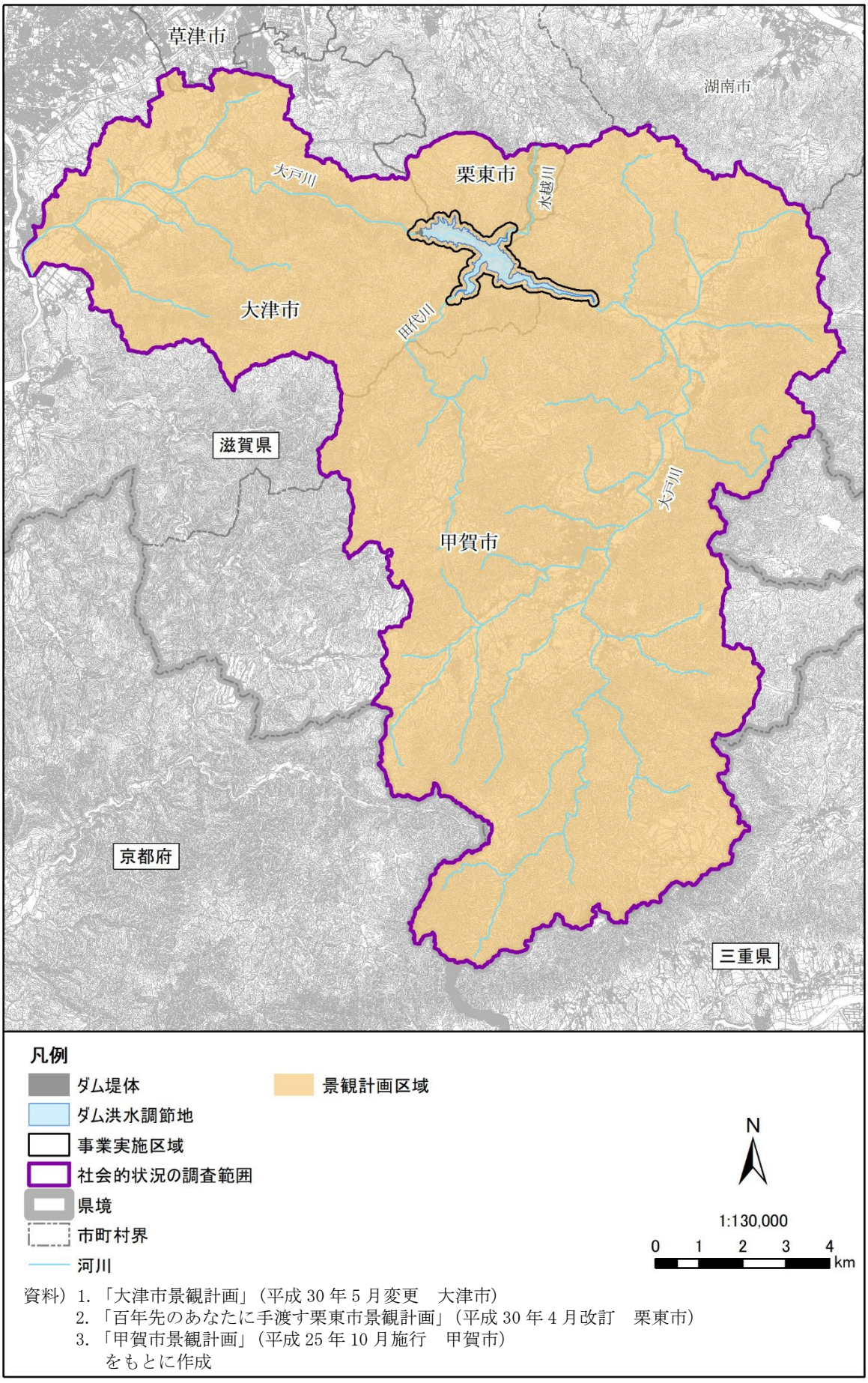

資料）1.「大津市景観計画」（平成 30 年 5 月変更　大津市）
2.「百年先のあなたに手渡す栗東市景観計画」（平成 30 年 4 月改訂　栗東市）
3.「甲賀市景観計画」（平成 25 年 10 月施行　甲賀市）
をもとに作成

図 2.2.7-25　景観計画区域の指定状況

(9) 山地災害危険地区の指定状況

調査範囲における、山腹崩壊により、人家や公共施設等に被害を与えるおそれがある地区で、地形、地質、森林の状況、過去の災害履歴など林野庁が定める調査要領に基づいて判定する山地災害危険地区の指定状況を図 2.2.7-26 に示す。

事業実施区域では、表 2.2.7-64 及び図 2.2.7-27 に示すとおり、1 箇所が山腹崩壊危険区域、4 箇所が崩壊土砂流出危険区域に指定されている。

表 2.2.7-64　山地災害危険区域の指定状況の指定状況

No.	種別	危険区域番号	所在地
1	山腹崩壊危険区域(国有林)	252018-9	大津市上田上牧町
2	崩壊土砂流出危険区域(民有林)	201-121	大津市上田上大鳥居町足谷(足谷)
3		201-120	大津市上田上大鳥居町滝谷(滝谷②)
4		209-152	甲賀市信楽町黄瀬角チ(土立/谷)
5		209-151	甲賀市信楽町黄瀬角チ(取谷)

注）1.表中の No.は図 2.2.7-26(2)の番号と対応する。
資料）1.「滋賀県防災情報マップ」(滋賀県 HP　令和 6 年 9 月閲覧)
をもとに作成

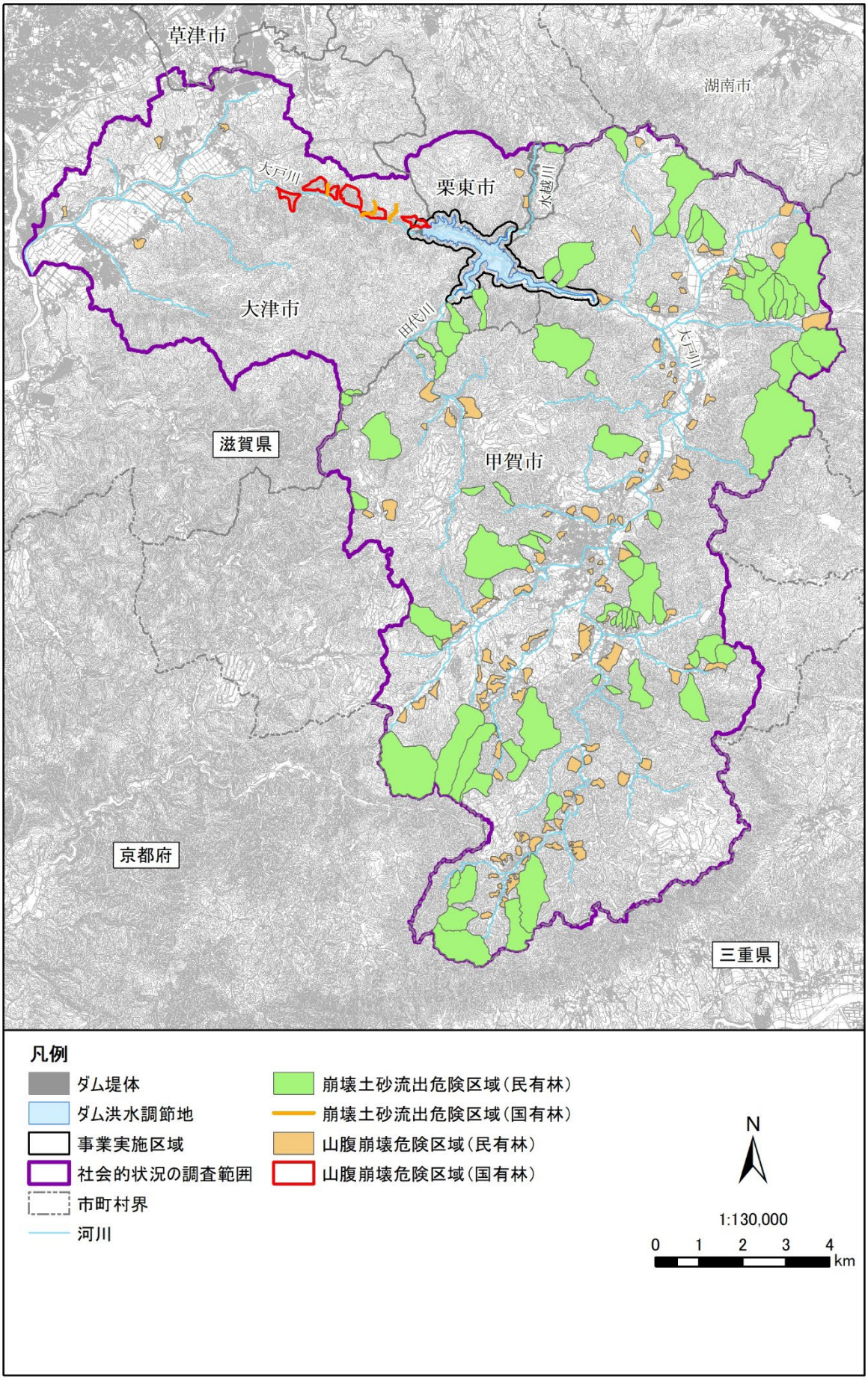

図 2.2.7-26　山地災害危険区域の指定状況

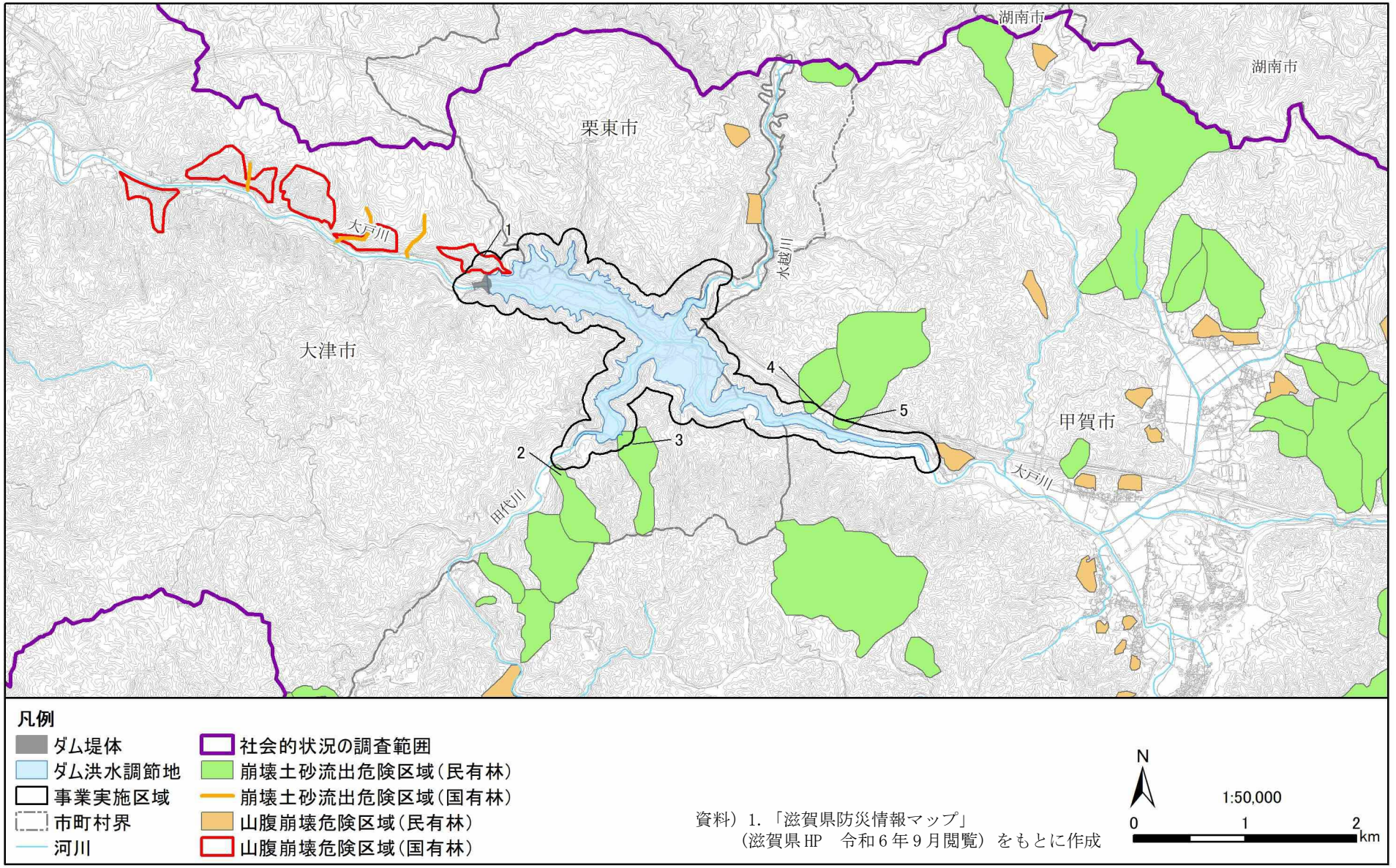

資料）1.「滋賀県防災情報マップ」
（滋賀県HP　令和６年９月閲覧）をもとに作成

図 2.2.7-27　山地災害危険区域の指定状況（拡大図）

2.2.8 その他の事項

2.2.8.1 産業廃棄物の最終処分場及び中間処理施設の分布の状況

調査範囲における産業廃棄物の中間処理施設の分布状況を表 2.2.8-1、図 2.2.8-1 に示す。調査範囲には、最終処分場はない。

事業実施区域には、中間処理施設はない。

表 2.2.8-1 産業廃棄物の中間処理施設の状況

No.	処理業者名	施設設置場所 (会社所在地)	産業廃棄物の種類		
			ガラス陶器	がれき類	木くず
1	株式会社巴山土木	施設設置場所： 滋賀県大津市中野 2 丁目字前田 320 番の一部、321 番の一部、324 番 1 の一部、326 番の一部、327 番の一部、328 番の一部、328 番 1 の一部、329 番の一部、329 番 1 の一部 (会社所在地： 京都府久世郡久御山町相島村内 36 番 3)		●	
2	信楽産業株式会社	施設設置場所： 滋賀県甲賀市信楽町黄瀬字角チ 1806 番 (会社所在地： 滋賀県甲賀市信楽町牧 1669 番地の 1)	●	●	

注）1.表中の No.は図 2.2.8-1 の番号と対応する。
2.No.2 は施設設置場所が住所等から判別できないため、会社所在地を図示した。

資料）1.「産業廃棄物処分(中間処理)業者一覧」(滋賀県 HP 令和 6 年 6 月閲覧)
2.「中間処理業者一覧」(大津市 HP 令和 6 年 6 月閲覧)
をもとに作成

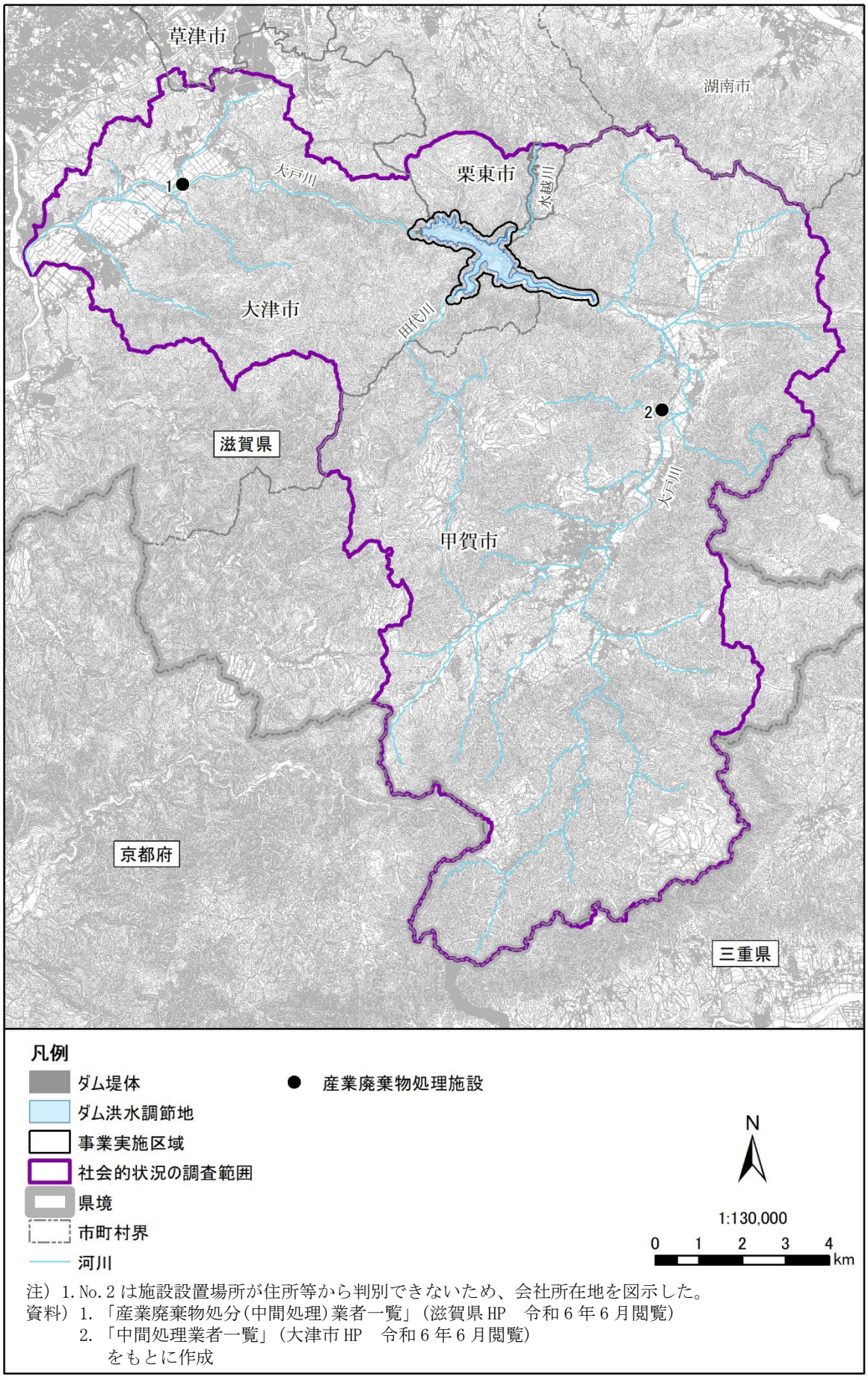

注）1. No. 2 は施設設置場所が住所等から判別できないため、会社所在地を図示した。
資料）1.「産業廃棄物処分(中間処理)業者一覧」（滋賀県 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
2.「中間処理業者一覧」（大津市 HP　令和 6 年 6 月閲覧）
をもとに作成

図 2.2.8-1　産業廃棄物の中間処理施設の分布状況